

356
796

0043681000

0043681-000

特２３５－３８

山梨県教育綱領に拠る学校経営の実際

猿橋尋常高等小学校・編

山梨県北都留郡猿橋尋常高等小学校

昭和１０

AHE

特235
38

山梨縣教育會藏

實際の營經校學に據る

猿橋尋常高等小學校



校歌

一、櫻の花の咲き匂ふ
　由緒も著き我が校は
明治七年　七彩の
　雲とかゝれる猿橋の
名所負ひて生れいで
　代々の名譽を擔ふなり

二、芙蓉の嶺に露うけし
　桂の川は澄みて
千尋の底にかゞよへる
　眞珠　白珠拾はんと
日々にいそしむわが友の
　永久の姿を　示すかな

三、榮ゆく聖代の春秋を
　この山河につかへつゝ
勅語の旨をかしこみて
　よき日の本の人となる
理想ゆたけきわがどちの
　誠の聲の　たふとしや





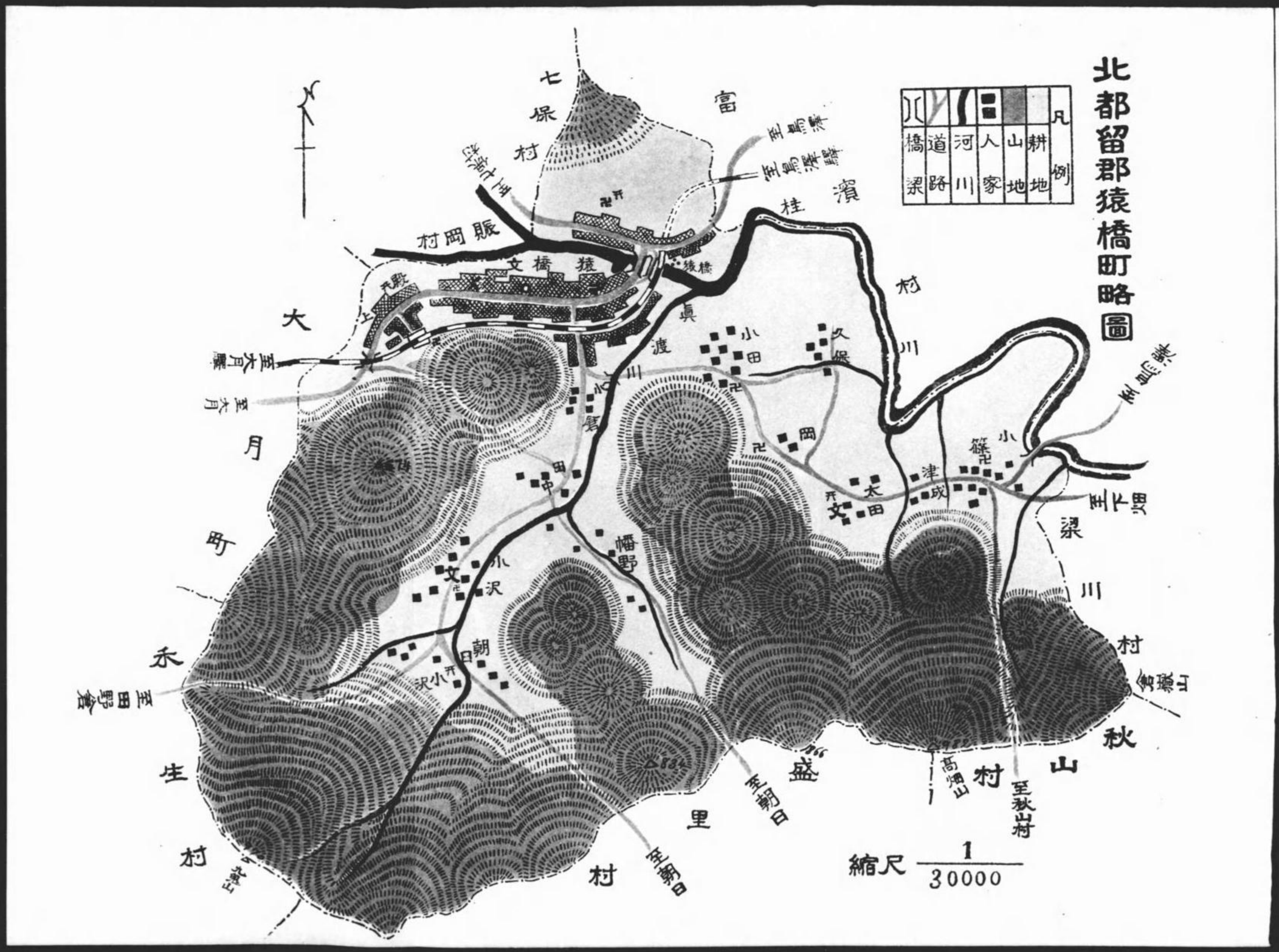
北都留郡猿橋町略圖
凡例
耕地
山地
人家
河川
道路
橋梁
七保村
富濱
桂川
賑岡村
猿橋文
大月町
禾生村
里村
盛村
秋山村
梁川村
至大月
至田野倉
至朝日
至秋山村
至下畑
至鳥澤
至鳥澤驛
至七澤村
小田
久保
岡
太田
津成
小篠
小倉
田中
幡野
小沢
朝日
小沢
高畑山
縮尺 1/30000

序

我が猿橋小學校は明治七年の開校にかゝり既に六十星霜を閲した。此の間教育思潮も亦、其の實際も幾變遷、追へどもく〳〵遂せぬ理想の彼岸を目がけて、歴代校長を始め職員一致協力して教育道に精進し、昨日よりは今日、今年よりは來年と、日に新に又日々に新なる教育作動に努力しつゝ、遂に今日の根抵を築いた。

明治の教育が輸入教育であつた影響を受けてか、教育そのものが兎もすれば抽象的概念的に走つて、具体的實踐を缺くと同様、教育思潮の研究に比して實際研究が疎んぜられた觀がある。學校經營にしても理論的一般研究の進歩に對して、實際的具体研究の之に伴はざるの憾みがある。

教育學者は教育の原理と方法とを說き、其の據り所を示し、實際家はこれを實踐的に經營して其の適否を立證すると共に、理論を價値づける所に任務があり矜持がある。學理を知らない實際は徒勢に陷り易く、實際を顧みない教育思潮は空虚に流れ易いものである。

吾等の教育作動は勿論現在の教育思潮に立脚し、各種の方面に多様の方法を以て現はれて居るが、更に反省回顧して之等の施設事項に對して原理を持たせ且つ系統づけることは、自己の脚下を照明し、教育的信念を確立する上からも、教育能率向上の上からも肝要の事であると信ずる。

教育具体の姿は、兒童と、其の環境とを知つてそれに適應せしめる考案、方法を樹立實施するにある。換言すれば人を對象として——日本人としての教化と、國家の文化向上を本質とする以上、個人の完成によつて國家の完成を期すべきである。個人の教養は國家の一員として獨立自營し得る「精神」を涵養することを主眼とし、これが方法としては訓練を重視して「行の教育」に依つてその完成を期し、更らに協同共働の生活に慣れしめて社會國家の完全なる一員を育成し社會組織の强化向上に資せんとするものである。

縣は、時勢の進運に伴ひ本年二月「教育綱領並各教科努力點」を改訂し、吾等實際家の嚮ふ所を明示された。この原理に基いてこれが徹底上の方案を樹立實施すべきは、實際家としての任務であり責務である。我校は上述の信念に基いて日常赤裸な實踐事項を文章化して蒐錄し題するに「縣教育綱領に據る學校教育の實際」とした。蓋し我校永遠に亘る理想實現への一階程たるに過ぎぬもので、且つ文章内容及形式等についても尙不充分の點あるも、一先づ上梓して大方の御叱正と御指導とを俟つ事にした。

昭和十年九月

猿橋尋常高等小學校長　長坂慶倶

山梨縣教育綱領

國民精神顯揚

一、國体觀念ヲ明徴ニシ我ガ國固有ノ精神ヲ發揚スルコト
一、質實剛健ノ氣風ヲ振作シ勇敢不屈ノ精神ヲ練成スルコト
一、責任觀念ヲ重ンジ協同自治ノ精神ヲ涵養スルコト
一、公正寛容ノ念ヲ養ヒ自主的大國民ノ襟度ヲ持セシムルコト
一、鄉土愛護ノ精神ヲ啓培シ進ミテ祖國愛ノ精神ヲ涵養スルコト

學習態度確立

一、教科ノ本質ヲ明カニシ教材ノ研究ニ努ムルコト
一、教科課程ノ研究ニ努メ系統アル指導ヲナスコト
一、學習指導案作製ニ留意シ結果ノ省察ニ努ムルコト
一、自發的學習態度ヲ育成シ工夫創作ノ能力ヲ養フコト
一、兒童ノ個性發揮ニ努ムルト共ニ協同ニ依ル學習態度ヲ養フコト
一、學習ハ智的方面ニ偏セズ情意ノ修練ニ留意シ人格完成ノ基礎タラシムルコト
一、環境ヲ整理シ兒童ノ學習能力ノ向上ニ努ムルコト

體育振興

一、體育觀ヲ確知シ體育愛好ノ念ヲ涵養スルコト
一、兒童ノ心理ニ立脚シ體位ニ適應セル指導ニ努ムルコト
一、教材研究ニ努メ系統アル指導ヲナスコト
一、體育運動ヲシテ常ニ人格修練ノ基礎タラシメ粗野放縱ニ流レシメザルコト
一、設備ノ完成ニ努メ服裝ノ改善ヲ期スルコト
一、課外運動ヲ奬勵シ且民衆體育ノ振興ヲ期スルコト
一、常ニ保健衛生ニ留意シ之ガ施設ノ完備ニ努ムルコト

小学高常年橋港　(庭半十

開　放　状　受　版

第　一　章

一　二　一　二　一　二　三　四　五　六　一　二　三　四　五　六

月　一　月　二　月　三　月　四　月　五　月　六　月　七　月　八　月　九　月　十　月　十一　月　十二　月

猿橋尋常高等小學校經營概要（昭和十年度）

校訓

誠

經營方針

一、所屬ノ民度ニ適合スルコト
一、兒童ノ實情ニ卽スルコト
一、保護者トノ連絡理解ヲ圖ルコト
} 教育第一主義ノ徹底ヲ

教育方針

一、忠良ナル國民（普遍性）「教育勅語・小學校令」
一、善良ナル町民（特殊性）「郷土ノ實情ヲ正シク認識」
} トシテノ基礎的陶冶ヲ

要

知識ノ人ヲ養成スルニ非ズシテ躬行實踐スル人物ノ教養ヲ

學級編成受持級訓

學校	學年	組別	兒童數 男	兒童數 女	兒童數 計	受持	出身地	在職年月	在校年月	級訓
本校	尋一	1	一七	二二	三九	小泉善信	七保村	九年一ヶ月	六年一ヶ月	◎級訓 イヒツケヲ守レ
本校	尋一	2	一六	二三	三九	後藤登茂惠	七保村	九年一ヶ月	一ヶ月	
本校	尋一	計	三三	四五	七八					
本校	尋二	1	二一	二二	四三	輿石ます子	北巨摩 日野春村	七年一ヶ月	三年一ヶ月	◎級訓 やくそくを守れ
本校	尋二	2	二〇	二一	四一	保坂すゞ子	北巨摩 穗坂村	一ヶ月	一ヶ月	
本校	尋二	計	四一	四三	八四					
本校	尋三	1	二五	一九	四四	岩下安治	東山梨 日下部町	四年一ヶ月	四年一ヶ月	◎級訓 きまりよくせよ
本校	尋三	2	二五	一七	四二	野澤ゆき江	賑岡村	五年一ヶ月	五年一ヶ月	
本校	尋三	計	五〇	三六	八六					
本校	尋四		四一	三一	七二	笠井一郎	南都留 河口村	六年一ヶ月	三年一ヶ月	◎級訓 きめた事はやり通せ
本校	尋四	計	四一	三一	七二					
本校	尋五	1	三六	—	三六	城之内七之甫	南都留 禾生村	一年一ヶ月	一年一ヶ月	◎級訓 人のためを計れ ◎人を敬へ
本校	尋五	2	—	三五	三五	丸山澄江	東山梨 加納岩町	一年一ヶ月	一年一ヶ月	
本校	尋五	計	三六	三五	七一					
本校	尋六		三五	三四	六九	川村章	猿橋町	三年一ヶ月	三年一ヶ月	◎級訓 誠實であれ
本校	尋六	計	三五	三四	六九					
本校	高一	1	四三	—	四三	土橋圭二	南巨摩 增穗村	一年一ヶ月	八ヶ月	◎級訓 勤勉
本校	高一	2	一七	二六	四三	岡部久	嚴村	二年	二年	
本校	高一	計	六〇	二六	八六					
本校	高二		三九	二八	六七	米山隼人	中巨摩 龍王村	二年一ヶ月	一年六ヶ月	◎級訓 誠意
本校	高二	計	三九	二八	六七					
藤崎	尋一		一九	一五	三四	小俣賢子	猿橋町	七年二ヶ月	七年二ヶ月	◎級訓 イヒツケヲマモレ
藤崎	尋一	計	一九	一五	三四					
藤崎	尋二		一九	一一	三〇	山口泉	甲府市	七年一ヶ月	三年一ヶ月	◎級訓 しんばふ強くせよ
藤崎	尋三		一七	一三	三〇					
藤崎	尋二・尋三	計	三六	二四	六〇					
藤崎	尋四		一七	一七	三四	淺川武喜	北巨摩 熱見村	五年一ヶ月	一年七ヶ月	◎級訓 忠實であれ
藤崎	尋四	計	一七	一七	三四					
藤崎	尋五		一六	一四	三〇	金井恒雄	猿橋町	七年一ヶ月	六年一ヶ月	◎級訓 務をはたせ
藤崎	尋六		一三	一二	二五					
藤崎	尋五・尋六	計	二九	二六	五五					
小澤	尋一		一三	一一	二四	鈴木よ祢	七保村	六年	二年四ヶ月	◎級訓 ナマケルナ
小澤	尋二		一〇	一四	二四					
小澤	尋一・尋二	計	二三	二五	四八					
小澤	尋三		一四	一四	二八	石井武雄	富濱村	一ヶ月	一ヶ月	◎級訓 仕事にはげめ
小澤	尋四		八	一三	二一					
小澤	尋三・尋四	計	二二	二七	四九					
小澤	尋五		一〇	九	一九	知見好文	猿橋町	一二年	八年	◎級訓 勤勉なれ
小澤	尋六		二三	一一	三四					
小澤	尋五・尋六	計	三三	二〇	五三					
合計		三〇	五一四	四三一	九四五					
學校長						長坂慶倶	北巨摩 篠尾村	二四年一ヶ月	八年一ヶ月	

行事一覽表

月	日	行事名	注意
四月	一	入學式 入學報告祭	新入生父兄 本校分教場
	二	始業式	午前八時半
	一〇	始業時繰上	午前八時始
	二〇	身体檢査	身体衣服ヲ
	二五頃	第二期種痘	尋三四兒童
五月	五	保護者會	父兄ト新年
	一〇	春季遠足	必ズ日の丸
	二七	体育會	海軍記念日
六月	四	ムシ歯豫防デー	歯磨ヲ勵行
	中旬	春蠶休暇	尋三以上十
七月	一	始業時繰上	午前七時半
	一二	授業時間短縮	早起キノ勵行
	二一	ラヂオ体操會	午前六時本校 フ
	三一	第一學期終了	通信簿御覽
八月	一	暑中休暇	心得書ヲ守ラ
		家庭實習	蠶蔬菜創作品
		ラヂオ体操會	休暇中部落指 デ
	一〇	第一回招集	他出外泊セ キ全部出席
	二〇	第二回招集	
九月	初旬	繭品評會	殺蛹ヲ充分ニ
	一五	創作品展覽會	休暇中ノ作品
	二一	授業時復舊	授業午後ニ
十月	一	始業時繰下	午前八時始業
	二〇	運動會	特別ニ服裝ヲ
	下旬	秋季遠足	日の丸辨當
十一月	一	始業時繰下	午前九時始業
	一三	記念日	明治七年創立
	下旬	音樂會	白猿座ニテ開
十二月	初旬	野菜品評會	菜三株大根三
	二九	冬期休業	年末ノオ手傳
一月	一二	三學期始業	午前九時十五
	二五	就職調査	父兄ト相談シ コト
二月	五	卒業生父兄懇話會	進學及就職相
三月	一	進學決定	充分相談ノ上 學校種別決定
	初旬	學藝會	父兄母姉會ヲ
	一〇	球技大會	陸軍記念日
	一二	新入生身体檢査	申告用紙ニ記 件ノコト
	一五	修學旅行	卒業生一泊ノ
	二〇	卒業式	式後モ修業式 ルコト
	二〇	卒業報告祭	諏訪春日神社 行
	二五	修業式	父兄ノ臨席ヲ
	二六	學年末休業	各自新學年準

猿橋尋常高等小學校經營概要

（四月三十日現在）

校訓

誠

經營方針

一、所屬ノ民度ニ適合スルコト
一、兒童ノ實情ニ卽スルコト
一、保護者トノ連絡理解ヲ圖ルコト

教育方針

一、忠良ナル國民（普遍性）
「教育勅語・小學校令」
一、善良ナル町民（特殊性）
「鄕土ノ實情ヲ正シク認識」

トシテノ基礎的陶冶ヲナス

要諦

知識ノ人ヲ養成スルニ非ズシテ躬行實踐スル人物ノ教養ヲナス

持級訓一覽表

學校長	合計	小澤 六尋	小澤 五尋	小澤 四尋	小澤 三尋	小澤 二尋	小澤 一尋	崎 六尋	崎 五尋	崎 四尋	崎 三尋	崎 二尋
	計			計		計		計		計	計	
二九	三五		一〇	三	一四	三三	一三	二九	一六	一七	三四	一七
二六	三〇		九	三	一四	三五	一二	二六	一四	一七	三四	一七
四五	四五		一九	四九	二六	四八	二二	五五	三〇	二四	六〇	二四
長坂慶俱												
篠尾村	一ケ月											
北巨摩	一四年八ケ月											
北巨摩	一五年七ケ月											
北巨摩	一七年一ケ月											

◎級訓 勤勉なれ

◎級訓 仕事にはげめ

◎級訓 ナマケルナ

◎級訓 務をはたせ

◎級訓 忠實であれ

◎級訓 しんぼふ強くせよ

職業別保護者表

	殿上	猿橋	橋向	小倉	田中	幡野	藤崎	小篠	上小澤	下小澤	計
農業	一八	三三	三三	三三	三三	三四	一四三	九九	八三	五六	三六二
商業	一九	九二	三四	一	一	一	一	一	一	一	三四
工業	一三	四六	一〇	二	一	一	二	二	二	一	一三
水產	一	三	二	一	一	一	一	一	一	一	五
交通從業員	二八	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	四八
公務從業員	二	一六	三	一	一	一	四	一	一	一	二二
其他	三六	四四	一三	一	一	一	六	一	八	一	一二九
計	一二六	一七七	七二	五六	五三	四七	一二四	七七	二五	一二	四八四

施設要項

訓育

一、教育勅語
一、校訓、校歌、校旗
一、訓練要目
一、級訓、必行事項
一、實踐强調事項
一、個性觀察、家庭訪問
一、學用品ノ節約利用
一、貯蓄心ノ涵養
一、儀式ニヨル訓練
一、作業ニヨル訓練
一、敬神崇祖
一、美的情操ノ陶冶
一、作法教育ニ依ル訓練
一、自治自律ノ勸奬

教授

一、學習訓練ト自學的態度養成
一、學習ノ鄕土化
一、學習能率ノ增進實力養成
一、教科研究部ノ研究調査
一、教授法研究會
一、學習豫定表ノ揭出—尋四以上
一、兒童文庫ノ利用
一、參考書學習カードノ利用
一、兒童文集編纂ト利用
一、各科補充教材謄寫配布
一、無料斡旋—組合員奉仕
一、喫飯指導
一、洗手ノ勵行
一、長期休業中心得書ノ配布
一、課外並校外指導
一、音樂會

養護

一、合理的体育ノ研究實施
一、姿勢ノ矯正
一、机、腰掛ノ整備
一、身体檢査ト結果利用
一、齒磨ノ勵行
一、マスク、ウガヒノ勵行
一、蛔虫驅除實施
一、服裝及身体ノ清潔檢査
一、トラホーム患者ノ治療
一、喫飯指導
一、洗手ノ勵行
一、創作品展覽會
一、家庭實習（秋蠶、野菜）
一、體育日、課外運動奬勵

小學校經費

種目	金	其他
教員給料		町經常費ニ對スル教育費ノ歩合
旅費		
使丁給		一戸當平均額
校醫手當		
賃與		兒童一人當平均額
兒童奬勵費		
備品費		
消耗品費		
印刷費		
通信運搬費		
賄費		
使丁被服費		
電燈料		
電話料		
借地料		
水道使用料		
雜費		
校舍修繕費		
計		

一覽表

月	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月
下旬	秋季遠足日の丸辨當					
初旬	一 始業時繰下	五 卒業生 父兄懇話會	一二 三學期始業	二九 冬期休業	一三 記念日	一 午前九時始業
下旬	一三 記念日 明治七年創立		二五 就職調査	初旬 野菜品評會	下旬 音樂會	一三
初旬	一五 音樂會 自猿座ニテ開	一 進學決定	充分相談ノ上學校種別決定スルコト	二五 年末ノオ手傳	初旬 野菜品評會	一五 榮三株大根三
二九	二〇 冬期休業	五 卒業生 父兄懇話會	進學及就職相	二六	二九 冬期休業	二〇
一二	二〇 卒業報告祭	二五 修業式	父兄ノ臨席ヲ	二〇 卒業式	二〇 卒業報告祭	二〇
一五	二六 學年末休業		各自新學年準			

◎級訓 勤勉なれ

◎級訓 仕事にはげめ

◎級訓 ナマケルナ

◎級訓 務をはたせ

◎級訓 忠實であれ

◎級訓 しんぼふ強くせよ

行事名	注意事項
入學式	新入生父兄必ズ附添
學報告祭	本校分教場別ニ行フ
業式	午前八時半始業
業時繰上	午前八時始業
体檢査	身体衣服ヲ清潔ニ
二期種痘	尋三四兒童
護者會	父兄ト新年度ノ打合
季遠足	必ズ日の丸辨當
育會	海軍記念日
シ齒豫防デー	齒磨ヲ勵行
蠶休暇	尋三以上十日間
業時繰上	午前七時半始業
業時間短縮	早起キノ勵行
ヂオ体操會	午前六時本校校庭ニ行フ
一學期終了	通信簿御覽ヲ願フ
中休暇	心得書ヲ守ラセル
庭實習	蠶蔬菜創作品等
ヂオ体操會	休暇中部落指定ノ場所デ
一回招集	他出外泊セルモノヲ除キ全部出席スルコト
二回招集	
品評會	殺蛹ヲ充分ニスルコト
作品展覽會	休暇中ノ作品
業時復舊	授業午後ニ亘ル
業時繰下	午前八時始業トス
動會	特別ニ服裝ヲ作ラヌ事
季遠足	日の丸辨當
業時繰下	午前九時始業
念日	明治七年創立（六十一回）
樂會	白猿座ニテ開催ス
菜品評會	菜三株大根三本宛
期休業	年末ノオ手傳
學期始業	午前九時十五分始業
職調査	父兄ト相談シテ申込ムコト
業生父兄懇話會	進學及就職相談會
學決定	充分相談ノ上、進學並學校種別決定
藝會	父兄母姉會ヲ兼ネテ
技大會	陸軍記念日
生身体檢査	申告用紙ニ記入父兄同伴ノコト
學旅行	卒業生一泊ノ豫定
業式	式後モ修業式迄出席スルコト
業報告祭	諏訪春日神社ニ於テ執行
業式	父兄ノ臨席ヲ望ム
年末休業	各自新學年準備ヲナス

教育第一主義ノ徹底ヲ期ス

トシテノ基礎的陶冶ヲナス

貫踐スル人物ノ教養ヲ理想

種目	金額
教員給料	二六〇〇、〇〇

兒童身体發育狀況

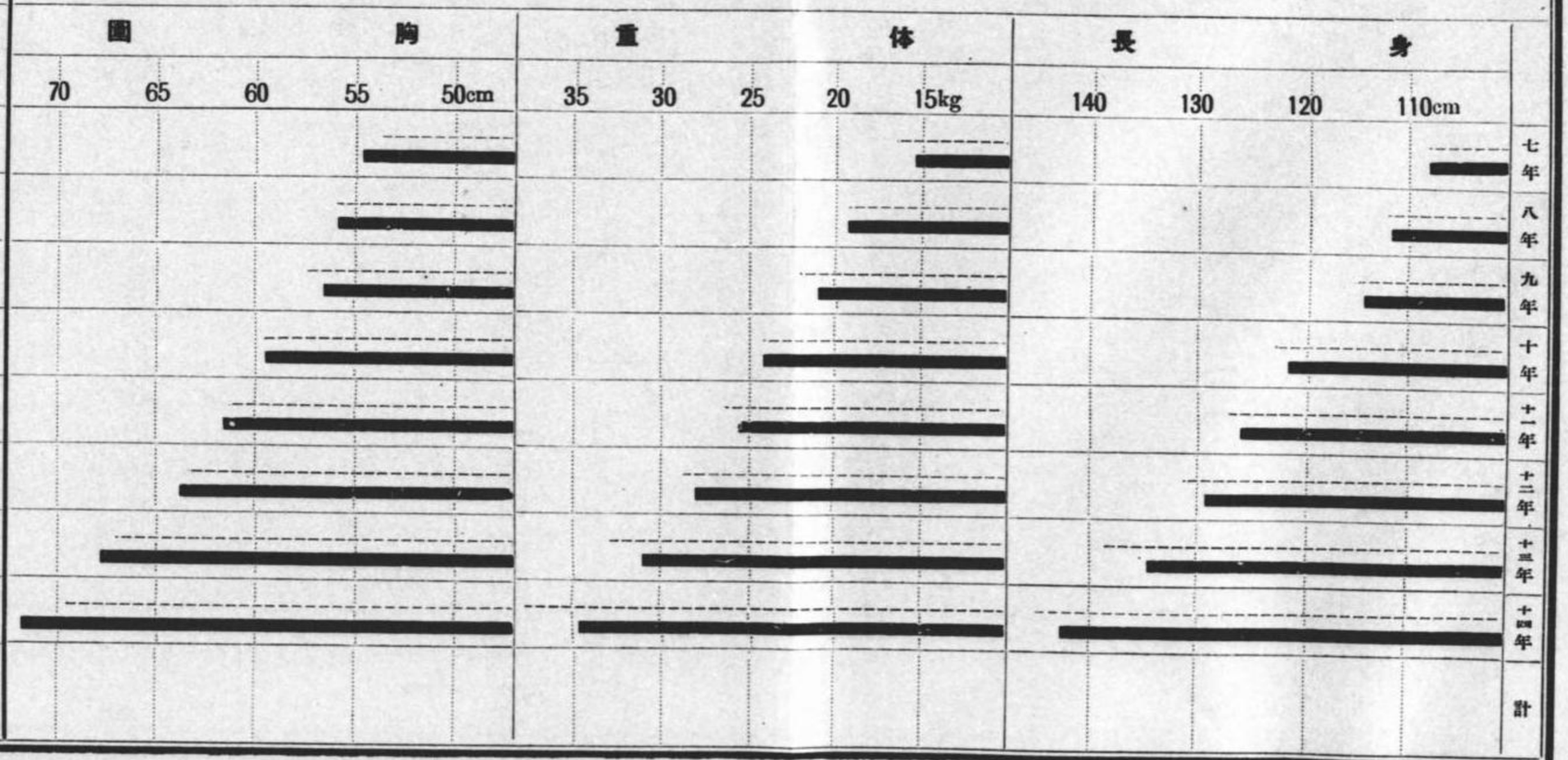

疾病異狀

背柱彎	近視	トラホーム	ムシバ	其他
二五		一三	一二〇	七
一〇		一六	一二三	一一
一三		一八	一二九	一八
一三		一六	一〇六	一〇
八	一〇	一二	一〇四	一六
一二	八	二二	九五	一五
三	一〇	九	五六	一〇
八	一一	一三	三四	
九二	三九	一一八	七六七	八七

沿革大要

一、本校ノ創立ハ明治七年十一月十三日學制頒布ニ基キ村内猿橋、藤崎、小篠、小澤ニ各小學校ヲ設置セシニ創マリ、同十九年合併シテ大原尋常小學校トナル。

一、明治二十年開校セル郡立大原高等小學校ヲ同四十一年合併シテ猿橋尋常高等小學校トナリ、大正二年藤崎、小篠、小澤各尋常小學校ヲ合併シ藤崎、小澤ニ分教場ヲ置キ現今ニ至ル。

一、校舍ハ明治三十六年迄借家同年現地ニ移轉新築、同四十三年増築、大正十二年更ニ過半ヲ改築シテ現今ニ至ル。

管理者	猿橋町長	藤本倬照
校醫	北條和樂	

季遠足　日の丸辨當
業時繰下　午前九時始業
念　日　明治七年創立（六十一回）
樂　會　白猿座ニテ開催ス
藥品評會　藥三株大根三本宛
期休業　年末ノ〻手傳
學期始業　午前九時十五分始業
職調査　父兄ト相談シテ申込ムコト
業生　父兄懇話會　進學及就職相談會
學決定　充分相談ノ上、進學並學校補別決定
藝會　父兄母姉會ヲ兼ネテ
技大會　陸軍記念日
入生身体檢査　申告用紙ニ記入父兄同伴ノコト
學旅行　卒業生一泊ノ豫定
業式　式後モ修業式迄出席スルコト
業報告祭　諏訪春日神社ニ於テ執行
業式　父兄ノ臨席ヲ望ム
學年末休業　各自新學年準備ヲナス

況

八八　全國平均
八八　本校平均
男女

胸囲
70　65　60　55　50cm

疾病異狀

脊柱彎	二五
近視	一〇
トラホーム	一三五
ムシバ	一一〇
其他	七
	一二
	一八
	一二九
	一〇
	一八
	一〇六
	一〇
	一六
	一〇四
	一五
	九五
	一〇
	五六
	三四
	八七
	一一
	一三
	一三
	一三
	八
	一三
	八
	九三

沿革大要

一、本校ノ創立ハ明治七年十一月十三日學制頒布ニ基キ村内猿橋、藤崎、小篠、小澤ニ各小學校ヲ設置セシニ創マリ、同十九年合併シテ大原尋常小學校トナル。

一、明治二十年開校セル郡立大原高等小學校ヲ同四十一年合併シテ猿橋尋常高等小學校トナリ、大正二年藤崎、小篠、小澤各尋常小學校ヲ合併シ藤崎、小澤ニ分教場ヲ置キ現今ニ至ル。

一、校舍ハ明治三十六年迄借家同年現地ニ移轉新築、同四十三年増築、大正十二年更ニ過半ヲ改築シテ現今ニ至ル。

關係職員

管理者	猿橋町長　藤本偉照
校醫	北條和樂
歯科醫	石渡寛一郎
學務委員	相馬善照　高橋芳太郎　杉本順作
	小俣愛造　小林豊二　金井愛造
	小鷹富之甫　長坂慶倶　山口泉
	知見好文

自治會概要（本校）

組織	支部名	學年	人員	事業部
	第一	高二	男 三七	一、學術部
	第二	高一	男 六〇	一、校外部
	第三	高	女 五四	一、風紀部
	第四	六	男 三五	一、社會奉仕部
	第五	六	女 三四	一、會計部
	第六	五	男 三六	一、衛生部
	第七	五	女 三五	
計			二六二	

會費月　一——三支部六錢　四——七支部參錢

兒童文庫

教科別	冊數	價格
文科	二〇六	二六九
歷史科	三四	五二
理科	五〇	八六
地理科	二〇	一四
雜		
計	三四	三二五円

費經校學

種目	金額
教員給料	一二六〇〇、〇〇
旅費	一九〇、〇〇
使丁給	九二、〇〇
校醫手當	四五、〇〇
賞與	二一五、〇〇
兒童奬勵費	七〇、〇〇
備品費	五五〇、〇〇
消耗品費	五九六、〇〇
印刷費	一四〇、〇〇
通信運搬費	一〇、〇〇
賄費	五五、〇〇
使丁被服費	一六、〇〇
電燈料	八三、〇〇
電話料	七〇、〇〇
借地料	一三四、〇〇
水道使用料	五五、〇〇
雜費	三二九、〇〇
校舍修繕費	三〇〇、〇〇
計	一六四〇、〇〇

他費

町經常費ニ對スル教育費ノ歩合	六四、七七
一戸當平均額	一八、三八
兒童一人當平均額	一七、五三

和 昭）

鉱 業 権 原 簿

本

年度	第一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番
別紙								
表紙								
文書								
付箋								

受付	出願	事項	登録	効力	備考

事 行

月日	事項
八月	
十月	
六月	
四月	
五月	
四月	

山梨縣教育綱領に據る學校經營の實際『目次』

第一篇　學校經營

猿橋町勢概要　一
沿革概要　一〇
教育方針　一七
經營方針　一九
教授　二五
訓練　三一
訓練要目　五一
作法要目　六二
養護　七二
衛生訓練細目　七八

第二篇　校則及諸規程

校則　九一
校務分掌規程　一一一
行事豫定表　一一八
自治會々則　一三〇
勤勞文庫閲覧規程　一三五
少年消防隊々則　一三七
非常避難演習規程　一四〇
同窓會々則　一四四

第三篇　教科經營

修身　一四五
讀方　一五六
綴方　一六六
書方　一九五
算術　二〇五
國史　二一〇
地理　二一八
理科　二三三
圖畫　二四三
唱歌　二五九
体操　二七〇
裁縫　二八一
農業　二八六
手工　二九四
家事　三一三

第一篇　學校經營

猿橋町勢概要　　沿革概要
教育方針　　經營方針
教授訓練　　作法要目
訓練要目　　衛生細目
養護
學校經營要覽

第一篇　學校經營

猿橋町勢概要

一、位　置

猿橋町は北都留郡の南部中央に位し、東は倉嶽山（九九〇米）を境として梁川村に、西は九鬼山（九七〇米）及其の支脈を以て南都留郡禾生村及本郡大月町に續き、南は九鬼山より倉嶽山に連亙する脈陵を以て南都留郡盛里村に、北は富岡村、七保村に隣接す。

東西一里十三町、南北一里五町、廣袤一方里四二九を有し、北緯三十五度三十四分より同三十五度三十八分東經百三十八度五十七分より同百三十九度十分に位置す。

二、沿　革

猿橋町は日本三奇橋の一つたる「さるはし」を有し甲州街道の要衝に當り猿橋宿は寛文十一年宿驛となる。

明治四年猿橋宿、殿上村、小澤村、朝日小澤村、藤崎村、小篠村の六ケ村合併して大原村と改稱し同二十年、町村制發布に基いて村制を布き昭和十年四月一日町制を施行して今日に及んだのである。

三、地　勢

地勢概して南方に高く山巒丘陵起伏し桂川に面して漸次低下するも殆んど平原なく桂川東部沿岸僅に平地を見るのみ川流又乏しく朝日小澤の南、鈴音坂の東、麥的山の西谷に發源する小澤川は桑木窪の水を合せ更らに幡野川の小流を合して東北に流れ猿橋の東南に於て桂川に注ぐ。

四、氣　候

概して大陸的氣候であるが本郡としては比較的中和である。

本校内設置の氣象觀測所最近の氣溫狀況を見るに全年平均十五度五一で最高平均は十九度六二其の極は三十七度最低平均は六度八で其の極は零下十度である。

最低最高の差四十七度平均較差十二度八二なるを以て先づ温和と見るべきである。

降水量は余り多くないが年平均三粍三一を算す。

五、民　風

一般に質朴敦厚で情誼に篤く隣保相愛の情に富み相互扶助共存共榮の美風があつたが、中央線開通し交通の利便を得るに伴ひ都會の華侈輕薄の風も亦浸潤し人情薄らぎ勞働を忌み勤儉力行に乏しく射倖心に長じ共同團結の精神欠乏して個人的、利己的思想、部落觀念強くなり古來の美風消磨しつゝあるの傾向であるが、近時の世潮と社會教育の進展に伴ひ村民一般各種團體の自覺により民風並生活等改善されつゝあるは喜ぶべき傾向である。

六、戸數、人口

1　總戸數　九六一戸

内譯　農　四七三戸　商　二五五　其他　二三三戸

2　本籍人口　男　三、四九〇　女　三、五二四　計　七、〇一九

3　現住人口　男　二、五四二　女　二、七〇一　計　五、二四三

七、産　業

産業の主なるものは農業及養蠶業で商業機業之に次ぐ。

1　農　業

農業は耕地少く生産物は何れも自給自足するに足らず。水田四十五町八反、農家一戸當平均九畝、畑二百三十三町三段で一戸當五反に過ぎない。生産物中主要作物（水稻、大小麥、陸稻）は二千八百石で價格三萬八千圓、普通作物（大小豆、粟、玉蜀黍、蕎麥）五百五十石で價格二萬五千圓を産出するに過ぎず、此の外果實（柿、葡萄李、梅）の四千圓、水産（鮎、鯉）の二千圓、林産（用材、薪、木炭、竹、茸）の一萬圓等を主なるものとする

2　養蠶業

養蠶業は一時主要産業として米麥作を壓倒するの形勢であつたが繭價の暴落により桑園の整理を行ひ飼育上に改良を加へて堅實の進展を示しつゝあり、

	飼育戸數	掃立量	收繭量
春蠶	四九一	二八、〇〇〇瓦	二二、一七五貫
秋蠶	四三八	三八、〇九〇瓦	九、五二二貫

3　機　業

機業は主として甲斐絹を生産したが價格の暴落により沈滯の狀況である。現今の傾向としては本絹より人絹又は人絹交織に、小巾物より廣巾物に轉向しつゝあり、

機業戸數 四〇　動力台數 一三七　人力による台數 九

主業とするもの 八戸　副業とするもの 三二戸

從業員 五五名で年産額二二、九六五疋、價格八五、三五二圓

內本絹	一五、五二五疋	六六、八〇四圓	
人絹	一、〇〇〇疋	七、六〇〇圓	
交絹	六、四四〇疋	一〇、九四八圓	

4　商　業

商業は主として猿橋に行はれ往時郡の中央郡衙の所在地として最も繁盛を極めたが中央線開通と共に物資の集散は各驛を中心として行はれ甲斐絹取引市場七保村に分立し、郡役所廢止されて後は、交通運輸の中心を大月に奪はれてより市況往時に比して極めて不振となつた。

只本町及七保村富濱村に供給すべき米穀雜貨の取引を主とし縣外に輸出されるものには甲斐絹、生柿、枯露柿李、繭等で得意先は横濱、大阪、神戸、長野、東京、神奈川等の地方である。

輸入品の主なるものは米麥、生糸、染料、日常生活必需品で取引先は新潟、甲府、長野、東京方面である。

5　製　材　工　業

製材工場は五、共に殿上にあり、据付機械台數總計二五台、日毎製材機械の軋る音の增しつゝあるは本町として主要な生産機構であることを意味する。材木は多く七保村小金澤方面より來り、年製量一五〇、〇〇〇石を製材する。取引先は東京、横濱方面である。

八、農　家　經　濟

1　收　支

本町農家生産總額は二十四萬六千百十七圓で、內現金收入十五萬二千四百三十八圓（一戸當三百二十二圓二十八錢）總消費は二十九萬五千百七十五圓に上り內現金支出二十一萬一千四百九十六圓（一戸當四百二十六圓）差引收入に比して約七分五厘七毛即ち四萬九千五十八圓（一戸當百〇三圓七十二錢）の不足を生じつゝあるの狀況である。

2　負　債

收支の關係以上の如くなるに加へて農家の負債は一戸當七百八十圓總額三十六萬八千九百四十圓（元金二十二萬三千六百圓停滯利子十四萬五千三百四十圓）の多きに達し一ケ年の利子（一割一步と推定）二萬四千五百九十

六圓を算するも疲弊の甚しい現狀に於ては其の大半は利拂さへ行はれず元利固定負債累增の悲境に在り、

九、町　　政

1　機　　關

役場位置　本町猿橋三番地

町長一、助役一、收入役一、書記五

町會議員定員　十八名　區長及同代理者　各十二名

2　財　　政

村　稅　一二、七〇四圓

基本財産　山林　三九四畝　價格　三六一圓

普通財産　土地　七九一畝　價格　五、六八一圓

建物　八七〇坪　價格　四七、八九三圓

經　費　歲出總額（經常部）　同（臨時部）

大正十年度　二二、三九八圓　三八二圓

大正十五年度　二四、九二二圓　六、六七九圓

昭和五年度　二六、九二〇圓　六、〇〇八圓

昭和十年度　二五、五四〇圓　四、五九七圓

一〇、官　公　署

1　猿橋警察署

署長（警部）一、　警部補一、　部長二、　巡査（內勤）一〇名、巡査（駐在）一四名

管轄區域、　大目村、梁川村、富濱村、猿橋町、七保村、賑岡村、大月町、初狩村、笹子村——二町七ケ村

2　谷村區裁判所猿橋出張所

管轄區域　笹子村、初狩村、大月町、猿橋町、賑岡村、七保村、富濱村、梁川村——二町六ケ村

3　北都留郡農會

會長一、　副會長一、　技手二、　書記一、

郡下の普通農事、養蠶等の指導をする。

4　山梨郡蠶業取締所猿橋支所

支所長一、　技手一、　吏員一、

郡下養蠶に關する指導並取締をなす。

5　猿橋郵便局

局長一、　事務員六、　配達夫七、

郵便、電信、電話、爲替、貯金、保險、保險年金等の事務を取扱ふ。

一一、銀　行、會　社、組　合

1　第十銀行猿橋支店

2　都留電燈株式會社

3　北都留郡甲斐絹同業組合

4　猿橋信用組合

5　養蠶實行組合

一二、交　　通

1 鐵　路

中央線猿橋驛は本町殿上にあり、八王子起点三七、九基の地点、明治三十五年十月一日開設、甲府八王子間唯一の始發驛として機關庫の設けあり、要驛として相當注目されてゐたが富士山麓鐵道開通及電化に伴ひ機關庫は廢止せられ驛の内容的規模も亦縮少せられた。

附　開驛當時の驛名「ゑんけふ」は大正七年八月一日「さるはし」に改稱さる。

2 道　路

甲州街道（八號線）は本町の西北部を東西に通じ、縣道たる猿橋停車場小菅線（六里）舊郡道たる大原小菅線（六里）大原駒岡線（二二町）大原甲東線（二里）の起点として交通の要地に當る。

本町内の交通道路としては猿橋字大西より朝日小澤宮の橋に至る猿橋小澤線（一里四町）關屋分岐より小篠横引橋に至る猿橋小篠線（一里四町）あり、何れも昭和九年度に於て改修を行ひ交通の利便を計つた。

3 橋　梁

猿　橋（桂川に架す、名勝指定）新猿橋（桂川に架す、國道八號線）
眞渡橋（小澤川に架す）
宮澤橋（小倉川に架す）
大富橋（蛇窪川に架す、猿橋町、富濱村の境）
虹吹橋（桂川に架す、小篠）
殿上橋（國道八號線、跨線橋）

4 車　輛

荷馬車五　荷車一七　リヤカー六三　自轉車二三〇　自働車四　トラック四　オートバイ二
人力車二

一三、衛　生

1 防疫　春秋二回に清潔法を施行す、傳染病患者は照原病院に委託收容する。

2 醫師　一般醫三名、齒科醫二名、藥劑師二名、看護婦一〇名、産婆三名。

一四、警　備

消防組の早きは明治二十七年の創立にかゝり現に六部に分れ組員總數二百九十名、ポンプ六台、ガソリンポンプ一台を設備し、金馬廠十條を有す。

一五、神社及宗教

1 神　社

神社名	位置	祭神	祭日
諏訪、春日神社	字猿橋	建御名方命、天兒屋根命	四月十八日　九月十一日
御嶽神社	小倉	大巳貴命、少名彦命	九月二日
三島神社	殿上	大山祇命	九月七日
八幡神社	松葉	譽田別命	九月十一日
御嶽神社	小澤	大巳貴命、少名彦命	九月一日
三輪神社	小澤中峰	大物主命	九月二日
御嶽神社	小澤小林	大巳貴命、少名彦命	十月一日
八幡神社	幡野	譽田別命	三月十五日
諏訪神社	朝日小澤	建御名方命	六月七日
春日神社	藤崎	天兒屋根命	八月二十八日
北野、三社大神	小篠	天兒屋根命、日本武命	十月一日

2 宗教

寺、院、堂、名	宗名	位置
法國山阿彌陀寺	淨土宗	宮原
可月山 大椿寺	臨濟宗妙心寺派	檜原
孤猿山 心月寺	同 建長寺派	梅澤
金圓山 養福寺	同上	小篠
德藏山 妙樂寺	同上	藤崎
峰向山 東光寺	同上	小倉
千壽山 長應寺	曹洞宗	三ツ澤
鉢尾山 照光院	同上	小林
德藏山 福泉寺	眞宗 本願寺派	岡
祖師堂	本尊 日蓮上人	殿上
十王堂	本尊 閻魔大王	小倉
不動明王		松葉
天理教會		仲町

一六、各種團体

1 帝國在鄉軍人會猿橋町分會
豫後備補充兵役者を以て組織し會員三百三十名

2 猿橋町青年團
十四歳から二十五歳の現住男子青年を以て組織し、創立大正五年四月、團員百四十八名

3 猿橋町女子青年團
小學校卒業者で現住未婚女子を以て組織し、創立昭和六年四月、團員百十名

4 青年教育後援會
青年學校の入學出席の比率向上を圖り、鉄器其の他教練用具の整備充實をはじめ一般青年教育の振興を期して全町一致昭和九年二月十二日創設する、會員一千三百五十名。

5 同窓會
小學校同窓會
同窓學友の親睦を醇し且教育上有益なる事業をなすを目的として、猿橋小學校尋常科及高等科卒業生を以て組織し大正七年一月男女各同窓會を合併し現在に至る。昭和九年一月三日の總會に會員二百三十九名集合せり
青年學校同窓會
同窓學友の親睦を圖り修了在營者を慰問すると共に入學出席を督勵する爲に青年學校卒業者を以て組織す。昭和八年十月二十五日。創設にかゝり會員七十名。

沿革概要

年月	摘要
明治 七、一一、一三	大原村内ニ猿橋學校、小澤學校、藤崎學校、小篠學校創設サル
明治二〇、四、一	大原村内小學校ヲ併合シ大原尋常小學校ト稱シ小澤、小篠ニ分校ヲ置キ藤崎ニ出張所ヲ設ク

明治二〇、	四、	一
明治二〇、	一一、	一三
明治二三、	三、	三一
明治二四、	三、	二五
明治二五、	四、	一
明治二五、	五、	一八
明治二六、	四、	一
明治二六、	五、	
明治二六、	七、	二五
明治二八、	六、	二五
明治二九、	七、	六
明治二九、	一〇、	
明治三六、	五、	六

授業料ヲ徴收ス、一學年五錢、二學年八錢、三學年十二錢、四學年十六錢

北都留郡高等小學校ヲ大原村ニ設置シ開校式ヲアグ

小學校令改正ニ伴ヒ郡立北都留郡高等小學校ハ廢止セラル

教育勅語謄本ヲ下賜セラル

授業料ヲ廢止ス

猿橋高等小學校ヲ設立ス（大原、賑岡、富濱、七保、四ケ村組合）

猿橋高等小學校所屬ヨリ富濱村分離ス

大原尋常小學校ヲ解体シ、猿橋尋常、小澤尋常、藤崎尋常、小篠尋常ノ各獨立小學校トナス。猿橋校舍ハ心月寺ヨリ關屋奈良五郎右ニ門居宅ニ移轉假用ス

明治天皇皇后兩陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル

三ケ村組合立高等小學校ヲ解キ大原村單獨猿橋高等小學校トシテ開校ス

校舍ヲ現位置ニ修築ス一部ハ猿橋高等小學校舍ヲ假用ス

猿橋高等小學校ヲ大原高等小學校ト改稱ス

校舍狹隘ニ付小倉東光寺ニ分教室ヲ設置ス

明治三七、	一、	九
明治四一、	四、	一
明治四一、	四、	六
明治四一、	一一、	一七
明治四二、	一二、	二
明治四三、	六、	一
大正	二、	三、三一
大正	二、	九、一〇
大正	三、	一、三〇
大正	三、	四、五
大正	四、	一〇、二九
大正	五、	一二、二

校舍ノ新築工事竣成ス（工費四六八圓）

義務年限延長サル（四年ヨリ六年ニ）

大原高等小學校廢止サレ、猿橋尋常小學校ニ高等科ヲ併置シ、猿橋尋常高等小學校ト改稱ス

戊申詔書謄本ヲ下賜サル

增築校舍落成式ヲアグ

高等科兒童ノ爲農業實習地（三畝十三歩）ヲ借地新設ス

小澤、藤崎、小篠、各小學校ヲ廢止シ、猿橋尋常高等小學校ニ合併シ小澤、藤崎ニ分教場ヲ置ク（尋常四學年マデ）

藤崎、小澤兩分教場新築工事ヲ起ス

藤崎分教場新築落成

小澤分教場新築竣工

大正天皇陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル

皇后陛下御眞影ヲ下賜セラル

大正一二、	四、	一 小澤分教場ニ一教室、藤崎分教場ニ二教室ヲ増築シ、尋常六年マデヲ收容ス
大正一二、	九、二〇	校舎一部新築ノ爲二部教授ヲ開始ス
大正一三、	五、二九	校舎略々竣工セシヲ以テ二部教授ヲ撤廢ス
大正一五、	三、	二 縣合同視察行ハル
昭和	二、	四、二一 暴風ノ爲新校舎ニ歪ヲ生ジ補強工事ヲ施ス
昭和	三、	一〇、二〇 今上天皇皇后兩陛下御眞影御貸下ゲセラル
昭和	四、	三、三〇 本縣教育綱領施設經營優良ニ付助成金五十圓ヲ交付セラル
昭和	四、	七、二五 御眞影奉安所寄附受入レ奉還式ヲ行フ
昭和	五、	一、一〇 尋常四學年ヲ一學級ニ編制シ二十一學級トナル
昭和	六、	四、 一 尋常二學年及藤崎分教場ニ於テ各一學級ヲ減シ十九學級トナル
昭和	六、	四、一三 御貸下ノ 兩陛下御眞影ヲ奉還ス
昭和	六、	四、一八 今上兩陛下御眞影ヲ下賜セラル
昭和	六、	九、一三 北都留郡少年野球大會ニ優勝旗ヲ獲得ス
昭和	六、	一〇、二三 第二支會兒童競技大會ニ尋常科優勝旗ヲ獲得ス

昭和	六、一一、二五	縣主催合同視察ヲ行フ
昭和	八、 二、一一	校旗ヲ制定、樹立式ヲ擧行ス
昭和	八、 七、二九	猿橋少年消防隊ノ創立發會式ヲ行フ
昭和	八、 四、 一	高等科一學年ヲ二學級ニ編制シ二十學級トス
昭和	八、一〇、三一	都留高等女學校ニ於テ尋常科女子四百米繼走ニ優勝楯ヲ獲得ス
昭和	九、一〇、 九	第二支會兒童競技大會ニ尋常科高等科共ニ優勝シ優勝旗二旋ヲ獲得ス
昭和	九、一〇、三〇	都留高等女學校ニ於テ高等科女子四百米繼走ニ優勝楯ヲ獲得ス
昭和	九、一一、 四	都留中學校主催都留体育大會ニ於テ優勝旗ヲ獲得ス
昭和	一〇、 五、一五	校訓ヲ「誠」ト改訂ス
昭和	一〇、 五、二〇	縣下兒童球技大會ニ北都留郡選出チームトシテ高女ヴアレーボール選手出場。東八代、南巨摩ヲ破リ決勝戰ニ臨ミシモ暮色暗ク棄權シテ凱旋ス
昭和	一〇、 六、 一	本年初メテ學校經營要覽一千部ヲ印刷シ兒童家庭ニ配布ス
昭和	一〇、 七、 三	縣主催小學校体操科合同研究授業ヲ當校ニ開催、尋五ニ付實施ス

（昭和十年十月十日現在）

二十三年間ノ變遷

（猿橋尋常高等小學校トナリテヨリ）

年度	學級數	兒童數	小學校費	村費ト校費トノ此率	教育費一戶當平均額	同上兒童一人當平均額	戶數	人口
大正二年	一五	八四九	四、五八三円	〇、五六	五、九二円	五、四八円	七七五	五、三六五
大正三年	一六	八〇九	四、七六六	〇、六一	六、二六	五、八九	七六二	五、〇八六
大正四年	一七	八六三	四、九三一	〇、五五	六、二八	五、七一	七八五	五、二九八
大正五年	一七	八五五	五、〇九六	〇、六一	六、四七	五、九七	七八八	五、四六六
大正六年	一七	九〇三	五、三四九	〇、六二	六、七二	五、九二	七九六	五、五一二
大正七年	一七	九〇六	五、九三六	〇、六一	七、〇〇	六、一七	七九八	五、五四三
大正八年	一七	九五〇	七、四〇六	〇、六〇	九、〇九	七、六五	八〇〇	五、六三六
大正九年	一八	一〇〇五	一四、三三四	〇、五八	一二、二一	九、六六	七九五	五、六九六
大正十年	一九	一〇〇二	一四、八八五	〇、六六	一八、九一	一四、八六	七八七	五、六五五
大正十一年	二〇	九九九	一七、四〇二	〇、六七	二〇、五三	一五、九五	七七六	五、五二四
大正十二年	二〇	九四五	一六、五一二	〇、七二	一六、六七	一七、四七	九九〇	五、五八三

大正十三年	二一	九七三	二一、八三四	〇、六九	一七、七三	一七、六〇	九六六	五、六七三
大正十四年	二一	九六三	二二、六三八	〇、七〇	一七、六九	一七、六三	九六〇	五、七三二
大正十五年	二二	九三九	二五、〇八二	〇、七四	一九、七一	一九、六五	九三六	五、〇三三
昭和二年	二二	九三六	一八、七五六	〇、七〇	二〇、二三	二〇、〇三	九二七	五、八三一
昭和三年	二二	九〇三	一九、三八二	〇、七一	二一、一一	二一、四六	九一八	五、七一六
昭和四年	二二	九〇二	一八、八八五	〇、七〇	二〇、五九	二〇、九四	九一七	五、三四七
昭和五年	二二	九一四	一八、一一一	〇、六七	一九、九九	一九、八二	九〇六	五、一三八
昭和六年	一九	八九七	一五、八五八	〇、六九	一七、一四	一七、六八	九二五	五、二〇九
昭和七年	一九	八六五	一五、九五一	〇、六八	一六、七九	一八、五〇	九五〇	五、二八七
昭和八年	二〇	九〇六	一六、〇〇七	〇、六七	一六、六六	一七、六七	九六一	五、四二六
昭和九年	二〇	九三〇	一六、五八三	〇、六四	一七、二六	一七、八三	九六一	五、三三五
昭和十年	二〇	九四五	一六、五四三	〇、六五	一八、三八	一七、五二	九〇〇	五、二四三

教育方針

一、國家の要求する人物の教養

現代の小學校に於て如何なる人物を教養すべきかといふ事は直ちに眼を現時の國情と同時に將來の國家とを考へねばならぬ、即ち兒童が國民教育を了へて國家の一員として活動する時よく國家の實狀並其の要求に合致する「日本人」であらねばならぬ。

現時の世相は精神活動、思想傾向の方面に於て缺陷が多い。即ち國民精神の趨向、國民道德に關する思想、武士道的精神等古來我國獨特の良風美俗が崩潰蠶食されて來た。

日本精神の顯揚、國體觀念の明徵を叫ぶのも我國家の將來を思ふ時當然にして喫緊の叫びである。

故に我校はこの國家の要求點を經營の第一立脚點とする。

二、町民としての要求

「日本人」の教養も兎もすれば抽象的概念的に流るゝ弊がある。

小學校教育はどこまでも具體的でなければならぬ。具體的の日本人でなければならぬ。町村は町村として、家庭は家庭としての要求がある筈である。殊に町村は國家の一單位であり、其の縮圖とも見られる。依つて各家庭、各町村が要求する人物を教養することは或程度まで國家の要求に合致する場合が多い。如上の關係から具體人の教養といふ見地から町村の要求をも第二に考慮する必要がある。(鄕土調査の項參照)

要之に大にしては國家の現狀を顧みて其の緊切なる要求に應じ、近くは我猿橋町の實狀に立脚し其の眞摯なる要求を聽き地方化したる經營をせんとするものである。

三、兒童調査

教育の當體は兒童である。入學せし兒童を如何なる人として卒業せしむべきか、今教育を施さんとし、又現に施しつゝある兒童は如何なるものであるかを知悉せねばならぬ。諸般の施設は此所を出發點として營まれるべきである。

1 入學前……就學前兒童調査

(一) 部落　(二) 通學距離　(三) 家庭の組織　(四) 家庭附近の狀態
(五) 家業、資力　(六) 健康狀態　(七) 交友關係　(八) 身體知能發達程度
(九) 日常生活の大要　(一〇) 保護者の教育的關心程度等

2 入學後……個性觀察、家庭調査

(一) 身體的方面、發育傾向を察知して矯正助長の方途を講ず。
(二) 訓育的方面、善良なる部面、缺陷と認むべき點。
(三) 知育的方面、文化の程度及之を吸收する兒童の態度。
(四) 情操方面、日常生活より察知して情操啓培の根本としての兒童の環境の美化、善化に對する方案を確立す。

要約すれば我校經營は國家百年の要求を洞察し完全なる日本人育成に着眼し兼て町勢調査の結果に依り猿橋町としての要求點を知り生々發展すべき町民を教養せん爲當體たる兒童を充分觀察調査しこの兒童にして斯の教育ありといふ經營を實施せんとするものである。

經營の基礎

教師

學校經營の第一要素は教師共人である。教師の中心は謂ふ迄もなく校長である。施設並之が運用は一つに校長の識見と態度とに俟つべきと雖も一人の力全面の負荷には元より堪へ難い。

玆に於て其職責たる指導統督を適切にし適材を適所に配し、能率の增進を圖ると共に各自の自覺により和衷協同喜んで其の職務に精勵するの態度を醸成せんとするものである。

服務

學校に於ける施設も經營も結局は人の問題に歸着する。校舍、器具の設備も教授訓練の充實もそれを運用し兒童を陶冶する人そのものが優良なる材で而も眞劍味を持つでなければ教育の效果を上げることは出來ない。而も共の教師が家族的で趣味的で献身的に努力するならば如何なる至難の業務も成功せぬことはない。

一、勤務

1 學級擔任　學級事務＝出缺席、學業、個性、操行、身体、家庭との連絡、教材研究、學級經營案樹立、教具調査、指導案、成績物點檢處理等

2 事務擔任　校務分掌＝教務、訓練、作業、備品、圖書、養護、學籍、庶務、日宿直（校務分掌規程參照）

3 週番任務　兒童訓練＝朝會、集會、看護、檢査、日誌、遺失物處理、校内外一般取締等

二、監督指導

1 校務上＝週番、校外指導、部落主任、學校清潔、學級自治會

2 特殊上＝夏期施設、ラヂオ体操の會、祭典、圖書館指導、少年消防隊

三、研究

1 學校經營上＝教科研究、教授法研究、訓練研究、養護研究、學校管理研究、教具研究、課題研究、鄉土調査研究

2 學級經營上＝學級經營、學年兒童、學用品、個性

四、修養

兒童に自發創造を求むるならば教師は常に自發的に創造的に生きてゐなければならぬ。兒童の教育を地方化實際化するならば、教師は常に先づ地方の狀況に通じ教育をその狀況の下に實際化する能を有してゐなければならぬ。此の意味より教師は一日として研究と修養とを怠つてはならぬ。

1 新聞、雜誌圖書の購讀廻覽、讀後感の發表、

2 教授法研究會、每月二回位。

3 講習會受講

4 各教科協議會出席

5 參觀視察等

五、本校教師の態度

1 常に職務に精勵し職に殉ずるの態度たること。

2 自己の經驗、体驗を尊重して、それに内在せる体系の發見に努めること。

3 理論的研究より實際的研究を重んずること。

4 一切に對し常に研究的、積極的態度たること。
5 不斷に研究と修養とを怠らぬこと。

六、本校教師の信條

1 昭和六年十月三十日教育の任に在る者に下し給へる師表德化の　勅語並昭和九年四月三日小學校教員精神作興に關し下し給へる勅語の聖旨を奉體し、夙夜淬礪益々人格を磨き國民道德を涵養して、教育の徹底を圖り、堅實有爲なる國民を養成して國運進展に裨補せんことを期し、一意鞠躬盡瘁能く其の責務を全し以て　聖旨に副ひ奉らんとするの堅き信念を持すこと。

2 教育は國家百年の大計の根本であり基礎であり國家の興隆は一つに教育者の努力に俟つの信念を持つこと。

3 混濁せる世相を見て教育の效果空しく喞つを休め、社會革正の清凉分子を社會に送り出すの氣概と信念を持つこと。

4 知識の人を養成するより情意を陶冶して精神的の人物を教養することを念願とすべきこと。

5 單に小學校兒童の教育に止らず進んで町村教育、教化の中心として卒業生指導と共に男女青年、戸主、主婦、父兄、母姉等の青年成人を對象とする社會教育に進出し以て小學教育の完璧を期することを目標とすること。

設　備

人的要素である教師の如く學校經營上第一義的のものでは無いが、現今の教育に於て設備の完不完は或る程度まで其の效果を左右支配するものである。現在の本校の設備は勿論不充分の點も多く缺陷とする所もあるが、只經費と人力の許す範圍に於て之が完備に努力すると共に先決問題は既設物の利用…即ち現在の設備狀態に於て一層效果ある樣經營することに努力したい。

一、現在設備

1 教室其他

	本校		小澤藤崎		計	
	數	坪	數	坪	數	坪
普通教室	一三	二六〇	三	三七、五	一六	二九七、五
特別教室	二	四〇	一	一〇	三	五〇
事務室	一	二〇	一	七、〇	二	二七、〇
應接室	一	一二	一	一	二	一三
宿直室	一	四	一	一	二	五
使丁室	一	六	一	七、五	二	一三、五
住宅	一	一九	一	一〇、五	二	二九、五

2 運動場等

	本校		小澤藤崎平均			
	坪數	一人當	坪	數	一人當	坪
運動場	八五六	一、四	二二〇	一、五	三五八	三、五
學校園	七八三	一、三	一〇	〇、一	二三七	二、三
實習地	二四〇	一、六	一	一	二四〇	一、六

3 運動器具等

	鐵棒	水平棒	肋木	平均台	バック	跳越台	踏切板	腰掛
本校	七	四	八	四	一	二	二	二〇
小澤	一	二	一	二	一	一	一	一〇
藤崎	二	二	一	二	一	一	一	一〇

二、利用方法

1 校舍の利用

教室前面には學校訓、學級訓、學級要覽の掲出を本体とし其他學級に依りて敎授上必要なる表圖等を常掲する。

側面には帽子掛、傘置場、年代圖等。

後方には主として成績物を貼付掲出し又學習豫定表を毎週掲示す。

階段、廊下には黒板及觀察臺を設置して毎週訓練係に依つて敎授上又は時事に觸れたる資料を提出掲示す。

共他各敎科主任の課外指導として課題せる成績物の展覽を行ふ。

2 校地の利用

校舍の側面又は裏乃至は實習地の陰地を利用して各學級園並職員共同作業花卉園を設置經營す。

又空地を利用して桐苗を植え、フレームを設け排水溝を改修して養鯉を行ひ物置に養兎をなす。

3 應接室の利用

學校紹介室として學校の大要を通觀し得るに足る資料を陳列又は掲出す。

4 敎授用具

敎練用具は事情の許す限り敎員製作を奬勵し、既設備品については隨時之が修理をなすは勿論養蠶休暇の節一齊に修繕手入をなし且つ之が見付け方、使用に便利の如く排列保存に考慮す。

教　授

國家の要求を根本精神とし、鄉土の現地に立ち、兒童の心理過程を考慮し、縣教科努力點に準據して、

一、自學的學習態度のもとに、
二、勞作創造の精神を尊重し、
三、知的に偏重せず、全人的教養を重じ、
四、國民的基礎教育の充足を期して、本校教育信條に向ひ、兒童と教師とが一丸となつて、確把、實證、發展の實現をそれ〳〵究明精進せんとする營爲である。この祈念は各教科の方針に結ばれてゐる。

一、修　身　科

1 教育に關する勅語の趣旨に基き、兒童の德性を涵養し、道德の實踐を指導する。
2 鄉土の民性並兒童生活、心理發達過程を考慮して實行意志を動かす。
3 國民的信念の確立を圖り、
4 作法教育の徹底を期して、生活化の實現を得る爲めに、
5 教師自身の强固な信念と示範とによつて、目的を達成する。

二、讀　方　科

1 國語生活の充實伸展を期し、
2 文字文章を正しく讀解し、言語を正確に理解するの能を陶冶すると共に、國民精神の涵養及人格の向上をはかる
3 方言、訛言に注意し、之が指導矯正に努め、標準語指導の完璧を期す。

4 辭書使用等勞作による學習を交へる。
5 補充讀物の選擇並讀書態度指導等により讀書趣味の養成に努める。

三、綴　方　科

1 生活全野に關涉し現地に即した役立つ表現生活を求める。
2 內的生命を尊び、內容を重視して、個的生活の指導につとめる。
3 農村の動きを意識的に關心した文を要求する。
4 兒童の心理的過程を考慮し、生活綜合の文を觀る。
5 散文指導を中心に韻文指導を從屬させる。
6 生活のあらゆる機會に、あらゆる方法を以つて、現實に求め、生活即文章の充足をはかる。
7 綴り方學習を契機として人格の修練につとめる。

四、書　方　科

1 傳統的精神の價値陶冶に究極の目的をおく、
2 毛筆書寫の本質的能力陶冶に基調をおく、
3 系統的修練に留意する。
4 大字主義により筆力の養成をはかる。
5 獨自學習への基礎を啓培する。
6 硬筆は主として實用的修練、應用の能力涵養に重點をおく。
7 鑑賞能力を養成し趣味の涵養を圖る。

五、算　術　科

1 生活に於ける數理思想の涵養と數的に正確に處理することに慣れしむ。
2 發生的に取扱ひ、發見的態度及び歸納的態度の確立を期す。
3 函數觀念竝に空間觀念を養成する。
4 中心問題の確把を計り形式算と事實算との有機的聯關につとむ。
5 實驗實測を重視し、計算器具の使用に慣れしむ。
6 暗算珠算の取扱並に練習を重視する。
7 鄉土的補充問題の構成につとむる等教材の地方化實際化をはかる。

六、國　史　科

1 國體觀念を闡明にし、信念にまで止揚する。
2 正確な史實の理解により史眼と國史趣味の涵養につとめる。
3 現代史を重視し我國の世界的地位を明かにして、皇國發展の信念を樹立する。
4 鄉土史を常に顧みて愛鄉心の養成と鄉土の歷史的意義を認識させる。

七、地　理　科

1 地球表面上に於ける自然と人文との交涉關係を事實に就いて究明し、本邦國勢の大要を知らせ、重要な關係諸外國の大勢を理解させて、本邦の世界的地位を明かにし、國民精神を涵養する。
2 產業教材を重視し、產業の改善と興隆をはかる。
3 國際關係を明確にする。
4 海外發展の精神を涵養する。
5 社會生活の實用的能力を養ふと共に、民族文化創造の根源を培ふ。

八、理　科

1 初學年より自然に親しませると共に、理科愛好の精神を養ふ。
2 觀察實驗により歸納的態度を養ひ、自然科學的陶冶人を作るべく、研究的態度の確立をはかる。
3 作業化實驗化をはかり鄉土的教材を重視して廣く人間陶冶に資す。

九、圖　畫　科

1 感情的陶冶を目標に鑑賞創作をなし藝術的人格の所有者たらしむ。
2 圖畫教育の趨向と兒童心理及生活とに立脚し、實狀の省察及程度を考慮する。
3 鄉土の擴充と進展を期すべく、鄉土調査による環境の理解を培養し、鄉土美の正しい認識をなさしむ。
4 環境指導と連絡して藝術的經濟の生活化をはかる。

一〇、唱　歌　科

1 兒童音樂生活の發展に即す。
2 唱謠能力並鑑賞能力の併進的啓培につとめ、情操陶冶又趣味の向上をはかる。
3 高尙優雅な德性を涵養する。
4 基本練習を重視する。

一一、体　操　科

1 眞劍な生活態度を養成する。
2 体位の向上を圖る。
3 身体を支配する能力を高める。
4 自治的規律的協同的訓練を重視し、併せて禮の態度を養成する。

5 特に明快剛毅の精神を涵養し、同時に闘志の錬磨をなす。

一二、裁　縫　科

1 基本的教材の徹底を圖つて一般的衣服裁縫の知識技能を授ける。
2 裁縫の技術錬磨と共に過程を重視し清潔整頓勤勉等の良習慣を養ふ。
3 鄉土並兒童の生活に立脚して、裁縫の指導をなし、將來、時代の要求する服裝改善をなし得る能力を養ふ。
4 財貨、勞力、時間等の經濟をはかり廢物利用等により經濟觀念の養成につとむ。

一三、手　工　科

1 手工教育の趣向と兒童心理及生活とに立脚し、實狀の省察及程度を考慮する。
2 工作の腕を養成し以て勤勞愛好の精神を涵養し、訓育の徹底をはかる。
3 鑑賞によつて觀察、思考、意匠の能力を修練し、實生活の潤化をはかり工藝趣味を涵養する。
4 鄉土文化の理解力を養成する。
5 經濟指導に留意し實生活への實用化をはかる。

一四、農　業　科

1 農業知識の啓培と人格陶冶につとめる。
2 統制經濟思想の啓培に努力する。
3 農業經營の理論化及組織化をはかると共に、教授と實習、教場と圃場の一元的取扱をなし、其の鄉土化につとめる。
4 社會鄉土の產業組織を認識し、それに對する批判をなすと共に、それらの環境を中心とした教授の合理化實際化をはかる。

5 實習に重點をおき系統ある指導をなすと共に、農業訓練を圖り農村精神の涵養につとむ。
6 農業趣味を養ひ併せて勤勉利用の精神を養ふ。

一五、家　事　科

1 家事に關する普通の知識技能を授け、清潔、整頓、秩序、勤勉、質實、節約利用の良習慣を養ふ。
2 經濟、保健の觀念を涵養する。
3 科學に立脚した合理的生活態度を養ふ。
4 自學的學習により家事に對する興味を養ひ、且女子の使命を自覺せしむ。
5 實習を重じ應用工夫の能力を錬磨する。

訓　練

方　針

質實剛健なる思想を有し至誠以て事に當り自己の本分を行ひ勤勞を欣び諸規定に服從するの自由を有する兒童たらしめんことを期し之が實施に當りては自主自律の内に於て行はしめ且つ良習慣を養ふべく全校系統ある訓練を施さんとす

綱　領

一、人格完成への直接方法としての訓練は學校教育中の中心眼目であり最も重要の地位を占む。
二、時代の趨勢に鑑み敬神崇祖の念を一層強くし特に團體觀念の養成に努む。
三、團体訓練の基礎を鞏固にするには飽くまでも兒童各自の協同團結心を自覺させる。
四、情操陶冶に留意し特に作業實習に依り作法教育の徹底を期す。
五、訓練は結局實踐にある暗示と感化の作用に訴へる示範、教師の不言實行は最も尊く價値大である。

實際上の施設

一、体系による訓練

良習慣を錬成するには絶えず反覆せねばならぬ。而もそれは機會を捉へるのみにては不充分である。宜しく性別、學年別、道德意識の發達程度等適應せる体系ある具体案に依つて訓練するを要す。

1　聖旨服膺

教育に關する勅語は國民道德の規範である。人格完成を目指す學校訓練に於て聖旨の服膺を第一としてこれに全力を傾到せねばならぬ。

2　校　訓

精神教育に重點を置く本校の精神（校風）は子供の心の中に「マゴコロ」を呼び醒させて魂を教育して誠の心に觸れさせる意味で「誠」と制定した。

（昭和十年四月）

明治天皇御製

目に見えぬ神の心に通ふこそ
人の心の誠なりけり

3　校　旗

學校精神を統一して學校意識を發揚する上に相當の意義を持つ關係上、國家並校運の進展と鄕土に因める圖案を以て新に制定す。

（昭和七年二月）

4　校　歌

明治六年本校開設以來六十餘年、教育精進に營々したる歷史と奇橋猿橋をはじめ桂川の谿谷美を環境とする吾が校兒童らが校訓「誠」を中心に「よい日本人」としての理想實現に努力する姿相を詠つたもので、卷頭これをかゝげて訓育の中心とする。

5　徽　章

無意識的にも亦意識的にも鄕土を誇り其校の歷史を尊重し校運の發展を企圖する爲の施設として校旗と共に改正實施す。

6　級　訓

校訓並訓練要目徹底上の手段として該學級兒童訓練上の德目を撰定提出し、審議の上決定しこれが徹底を期す

（學校經營要覽學級要覽參照）

7 訓練要目

兒童の生活指導をなすに於て豫定の時期と場合に或は機會を捉へてたり、適切なる時無理なく行はれる如く選定排列せる訓練方案の系統的內容である（要目參照）

8 必行事項

級訓の目的達成の楷梯として每月學級每に必行事項を決定し學級要覽に記入しこれが徹底を圖る。

9 訓練強調事項

訓練係は每週土曜日に來週學校全体として強調すべき訓練要目を選定し月曜朝會に發表、補助兒童と共に日々實踐に留意し木曜及土曜に結果反省並成績發表をなす。

二、教育勅語奉体

教育勅語は廣義には修身教授の全体、尙進んでは教育全体を勅語の教授、御趣旨の貫徹と考へ、常に萬般を勅語に歸結せしむ。狹義には勅語そのものゝ教授を分ちて、準備指導、直接指導、間接指導の三とす。

1 準備指導

尋一—尋三、御下賜記念日、祝節等の前に修身若しくは適當の機會を利用して、教育勅語の意義、尊嚴、最も大切なる大道なること及勅語拜禮時の心得、作法等を授け、且つ既習德目の歸結をなす。

2 直接指導

尋四—高二、修身教科書、德目と連關し、讀方、取扱上の注意語句の解釋より全体の略義、暗誦、暗寫等に及び卒業時迄に完璧を期す（修身の項參照）

3 間接指導

（イ）奉讀式、御下賜記念日等に御聖旨につき訓話す。

（ロ）日々聖訓奉讀、第一校時始業前に當り尋四以上各學級に於て一齊奉讀をなす。

（ハ）勅語義解頒布、奈良氏寄贈にかゝる「教育勅語のお話」を各自に携行日夕服膺に資せしむ。

三、敬神崇祖國体觀念涵養

我國体の尊嚴、皇室國家及國民の關係は我國民の造次顚沛にも腦裡を離るべからざる事柄である。近時日本精神の顯揚を叫ぶも要は敬神崇祖の實を效し、歷代御聖德を根本的に銘記深刻ならしめ、國民としての信念信仰の眞にまで到達せしめねばならぬ。

1 奉安所の奉拜、上校下校の際は勿論、機會あれば團体的に又每週月曜日の朝會に學校一齊に奉拜し國民としての赤誠を披瀝す。

2 宮城神宮等の遙拜、祝祭日又は皇室國家の重大事に當りては全校職員兒童一回嚴肅裡に遙拜し兒童に訓話す。

3 御眞影奉戴昭和六年四月十八日、奉安所落成昭和五年七月二十五日

4 皇太神宮奉齋、職員室に神棚を作り皇太神宮大麻を奉祀し毎朝始業前職員一同奉拜し國体觀念の示範に資す。

神宮大麻拜戴、從來本町は大麻及曆頒布狀況不良なりしにより職員兒童協力之が趣旨を說き町內全戶拜戴を目標とし昭和九年度より格段の成績を示すに至れり（昭和八年度七〇％ 昭和九年度九四％に至る）

5 神社參拜並奉告祭、神社の三大祭は勿論、其他の機會あれば一同參拜し且つ入學卒業等重要事件に關しては奉告祭を行ひ神前訓話をなす。又日常社前通過の際は必ず敬禮すること。

休日とする大祭日左の如し

四月十八日 出世太神宮祭（全校）
八月二十八日 春日 神社（藤崎）
九月 一日 御嶽 神社（小澤）
九月十一日 諏訪春日神社（猿橋）

6 祝祭日訓話、國家の祝祭日には之に因める訓話をなすは勿論、兒童及家庭生活と關係づけ意識的自覺的に祝祭日を意義あらしむる事に努む。

7 高貴御寫眞の取扱、近時新聞雜誌に皇室又は皇族の御寫眞登載せらるもの多し。之が取扱に關しては細心の注意を拂ひ不敬に亙らざる樣兒童を通じて家庭にも留意せしむ。

8 皇室に關する事項謹話、宮内省發表等による　兩陛下の御動靜等につきては機會を捉へて謹話し御聖德の一般を拜察せしむ。

9 奉安所神社寺院の清掃奉仕、兒童自治會郊外部は部落別に每週日曜日早朝洒掃に奉仕す。

10 記念訓話、教育勅語、戊申詔書、精神作興詔書、國際聯盟離脫詔書御下賜記念日、陸海軍記念日、靖國神社大祭等には特に奉讀式又は訓話す。

四、朝會による訓練

學校訓練中、朝會程機械的、形式的に流れ易いものはない。而し適當に之を實施する時は儀禮の一つとして大なる使命があるのみならず、空氣清澄心氣爽快なるの時、國旗を揭揚し國歌を合唱し奉安所を奉拜して心身緊張神人一如の境地に入り謂ふべからざる敬虔の念に導かるゝものである。講堂を持たない本校に於ては唯一の校長訓話の機會でもある。依つて本校に於ては形式に墮せざる樣又一面校庭の砂塵昇降口の不充分等の理由より定時には左の如く實施する。

1 月曜日　朝の挨拶、國歌合唱、國旗揭揚、奉安所奉拜、校長訓話、訓練强調事項發表、呼吸運動。
2 木曜日　朝の挨拶、奉安所奉拜、强調事項成績反省、輕快なる体操。
3 土曜日　朝の挨拶、奉安所奉拜、强調事項成績反省、校長訓話、呼吸運動。
4 火、水、金曜日は室内に於て靜座默禱二分間行ひ心身を平靜にする。

五、儀式及會合による訓練

國家並に學校の重要なる場合の擧式なれば最も嚴肅に執行し無言の間の一種の森嚴さに兒童の心を打たしめ、國体觀念の涵養に資すべきである。之等の場合に於ける成績の如何に平素訓練徹底のバロメーターとして見ることを得、兒童は教師の影である。而も教師の心の現れである。儀式に際しては先づ教師莊重謹嚴の感にうたれ森嚴を心とすることが先決問題である。

1 四大節及之に準ずべき儀式
（イ）準備＝學校全体がその氣分となりて、掃除整頓、式場等を整へ豫行をなし遺憾なきを期す。
（ロ）服裝＝職員兒童共に日常の服裝では特別に清淨嚴肅の氣分になることは至難である。本校の欠陷としては男兒が日常服にて出席する者が多い、この點は特に改善を要する。
（ハ）兒童の態度＝靜肅、愼しみ深く、莊重、謹嚴なるを要す、輕卒、不眞面目、外見、私語等は最も戒しむべきである。この態度の教養が儀式の中心である。
（ニ）式の順序＝ 1 兒童職員着席 2 來賓着席 3 敬禮 4 開扉（君が代奏樂裡） 5 國歌 6 奉祝ノ辭奏上（職員兒童代表、來賓代表） 7 勅語奉讀 8 閉扉（君が代奏樂裡） 9 訓話 10 祝辭 11 祝日唱歌 12 敬禮 13 來賓退席 14 兒童職員退席

2 神社參拜、報告祭
イ 各神社の由緒、祭神並三大祭の意義等を學年程度に知らしめ自覺的參拜する樣教養すべきである。
ロ 神社參拜の方法は二拜二拍手一拜、遙拜は最敬禮、寺院の禮拜は合掌默禱、其他燒香等の方法につき平素授け置き之に基きて參拜又は禮拜を指導す。
ハ 入學、卒業其他の必要ある場合は神宮と連絡し或は單獨に報告祭を行ひ兒童をして敬神の念を養ふことに努む

3 其他の儀式
入學式、修卒業式、始終業式、記念式、職員送迎式等は共の目的に依つて異ると雖も何れも學校精神の統一が具現され平素の訓練が如實に現示されると共に共の結果に鑑み平素の訓練に留意着眼點を發見すべきである。

4 諸會合
學校年中行事一覽表に從ひ不斷の用意により諸會合をして圓滑に且つ效果的に始終する樣最善の努力を拂ひ各其の目的達成に勗む（行事一覽表參照）

六、作業による訓練

教育上の作業には目的があり、其の目的を達せんが爲め方法を工夫し(過程)內外の障害を斥けて努力する心身の活動で共の過程と共に結果をも重視する活動である。而して兒童は今後一生を通じて作業と離れて生活することは出來ない。從つて兒童に對して生活の必要條件として原則的に作業の訓練を施さねばならぬ。

1 教室日直

尋常三年より之を實施し、每日數名の兒童交代して教室廊下の清潔、整頓、教具の準備、教授上特に準備すべきこと。冬期は火氣の取締、非常用水の準備等及學級日誌の記載等の事に當る。教師は日誌の記載形式及內容につき個別的膝下批正をなす。

2 掃除當番

尋常三年より之を行ふ。屋內屋外の別あり。部落別に組分を定む。勤勞愛好の精神を助長する一手段とし又「自分の事は自分でせよ」を實踐する上から教室日直と共に好んで之の任に當る。

(イ) 教師は監督するに非ず、補導、助長するを建前とする。

(ロ) 掃除も大切であるが、平常先づ汚さぬこと、亂さぬことに努力せしむ。

(ハ) 雜巾は一學期一人一枚持參、ハタキ、屋外箒は自作を本体とす。

(ニ) 靜かに早く、綺麗にを標語として。

(ホ) 終りて後は手を洗ふこと、見直しをする、看護補助兒童の檢閱を受く。

3 看護補助

訓練係を補助する爲め高二兒童若干名宛週番之に當り、自治的訓練の一助とす。主として每週訓練强調事項の徹底につき監督指導し、負傷疾病者の手當、掃除監督、校內外の整理整頓を指導し看護日誌を記載し訓練係に提出指導を受く。

4 學校內の雜務

他の多くは當番制にて作業の機會を平等に與ふと雖も上級生等には自發的特別作業に從ふ者、又は教師の助力、手傳に任ずることあり。運動場への撒水、雨天時の排水、運動場への砂運び、女生徒の校具手入洗濯、來客案內

接待等の如し。

5 農園學級園の手入

高等科男兒童には日々農園當番を置きフレームの管理、養兎等をなさしむる外、休業中擔任學年兒童輪番之に當り共の經過處理、金錢收支、結果等を日誌に記載して後任者に引繼ぐ(實習地の經營參照)

6 秋蠶飼育

縣奬勵品種につき年々尋四以上の兒童にして家庭に於て飼育する者につき秋蠶種二瓦乃至四瓦を交付し、飼育心得書に依り父兄指導と相俟つて家庭實習をなす。收繭は乾燥の上繭全部の審査品評會を催し、共同販賣の後各自の所得を分配し一括保管して修學旅行費に充つ。

7 野菜の栽培

夏期休業中尋四以上の兒童に大根、蕪の種子を無償配布し收穫の候大根三本、蕪三株を提出せしめ、審査品評會を開き共同販賣の後種子代品評會費等に充つ。

8 鄕土調査

鄕土の實情を認識せしむるの資料蒐集調査の爲め高學年兒童に各種の作業を課す。

9 町內通信配達

役場學校よりの通信は勿論、各種團体乃至個人より町內への通信は學校を發信所若しくは交換所として高學年兒童は責任を以つて之に當る。

10 害虫驅除

年々春季「てんとうむしだまし」の發生期に於て農會と連絡し學童一齊採卵捕殺驅除を行ふ。採取成績により農會より奬勵金を受く。

七、自治的訓練

自治協同の精神を涵養し公共的精神の助長に努め、博愛共存の誼を篤くし、立憲的國民性格の訓練をなす爲め自治

的終養の機關として兒童自治會等を組織す。

1　兒童自治會

（イ）組織　年五以上の兒童、三〇〇名

（ロ）支部及役員　第一支部より第七支部に分つ。

總理、顧問、指導主任（教師）正副會長、各支部長、事業部長及係員（兒童）

（ハ）事業部概要

★學術部　兒童文庫經營（藏書數三七六冊）價格五一五圓、音樂會、學藝會、談話會、講演會等

✕購買部　兒童學用品取扱會、益金年八〇圓（圖書購入費に充つ）

★運動部　運動競技會、課外運動、運動具購入保管、早起ラヂオ体操の會。

✕校外部　部落兒童校外取締、神社佛閣等の洒掃、欠席督勵、部落日誌記載。

✕風紀部　惡戲、惡行取締、善行者表彰申請、訓練事項申合。

✕衛生部　清潔、整頓、疾病負傷者應急手當、看護。

★會計部　會費徴收（毎月第一―第三支部六錢、第四―第七支部六錢）

2　少年消防隊

消防精神を涵養し自治共同の美風を作興する爲め尋常五年以上の兒童を以て組織す（隊則參照）

3　看護週番

訓練係補助兒童として高二男兒をして週番に之に當らしめ掃除の檢閲、教室內外の取締、訓練强調事項徹底に當る。日々の成績は日誌に記載し訓練係に提出す。

八、作法による訓練

總議の心は人類特有の心的作用で社會生活上必要かくべからざるものであり、特に現代の如く精神方面に多く欠陷を見る時、一層この方面の教育と之を現すべき作法に關し單に理解するに止めず、學年程度に從ひ、實習等により共

徹底を期すべきである。

1　作法教育配當案

學年程度男女性別等に應じ之が配當の具体案により共の教育並實習をして系統ある具体案によりて指導すべきである（別表參照）

2　言語

言語は方言訛言を矯正し、標準語の使用に馴れしめ、本校兒童として特に左の點に留意せしむ。

（イ）敬語を適當に使用すること、自稱（僕、私）他稱（君、あなた、さん）三人稱（君、さん）

（ロ）言語は簡明で語尾まで正しく、冗言、贅語に流れず、要領順序を正しく簡明に且つ終まで正しく言ふこと、語尾等極めて不明瞭にして所謂半言葉多く、女兒は低聲に陷り易し。

（ハ）下品ならざること、男兒には所謂「がらわる」と稱して野卑粗暴の言語を用ふる者あり。

3　容姿

服裝は質素清潔にして、且つ運動に適切なるを要し、之が全体的には端正整然たらしめ、形は心の現れであると同時に、形によつて心を正さんとするものである。本校兒童として特に左の點に留意するを要す。

（イ）一部の兒童の服裝の不潔なること、頭髮の手入を閑却せるもの。

（ロ）羽織の紐の無きもの、釦の取れたるもの、ハンカチ、手拭、塵紙等を忘れるもの、室內で帽子を被る者、ポケットに手を入れる者。

九、家庭との連絡による訓練

學校と家庭との連絡の必要は謂ふまでもない、特に僻―訓練に關しては、家庭と學校とが同一歩調で進むでなければ、效果を擧げることは至難である。最も近い環境である家庭を知悉して個性を審かにしての連絡に依つて訓練をして徹底せしめることになる。

1　保護者會

定期には第一學期と第三學期二回開く、即ち第一回は新學年に當り共の年度の教育方針、學級經營方針其他年度始に當り注意すべき事項を主とし、第二回は學年の結果反省として學藝會等を併催するを例とする。近來の參會成績は第一回に於て九〇%以上に達し再度招集を要せない場合が多い。

2 家庭訪問

受持と保護者とが會談する機會のない場合、若しくは直接面談を要する場合、成るべく多く訪問することにするこの年月日は個性觀察簿に記入する。

3 弔慰

兒童の父母又は親權者の死亡に當りては、該學年兒童より香花料を集めて受持教員、代表兒童を同伴して會葬弔意を表す。

4 學藝會、音樂會、展覽會等への出席

之等教育上學校の主催するものに對しては保護者に案内し、來會する事に依り學校教育の一般を理解せしめ兒童の訓練に資す。

5 授業參觀

小學ある時は來校授業參觀を勸奬す。低學年にはこれあるも高學年に至るに從ひ殆んど關心なき樣である。

6 印刷物配布

學校經營要覽、休暇中の心得書、其他必要なる場合は印刷物を以て家庭に學習又は訓練上の事項を通告し之が勵行徹底に共力せしむ。

7 通信簿

通知事項、個人的の場合にして、特に注意を喚起すべき場合は通信簿を利用する。

8 申合事項の勵行

兒童訓育上家庭の協力乃至理解を特に必要とする場合は各適當の方法に依りて豫め周知せしめ置きこれを實行せしむ。例へば運動會、体育會、競技會等に於ける服裝、修學旅行時の小遣金額、遠足運動に於ける辨當及副食物

等、映画會、演劇の觀覽は學校引率又は許可のなきものは絶對禁止。

9 就職進學打合會

第三學期卒業學級に對して特に行ふものにして進學に對しては、進學適否と選擇學校、準備方法等、就職については、適性と職業選擇、職業紹介等につき各個人別に懇談を遂げ、兒童の進學及就學に便宜を與ふ。

一〇、勤儉貯蓄思想涵養

國民生活上必須なる心得としての勤と儉とは時代的にも強調する必要がある。特に地方的に見て、農を主業とせざる、商業機業地に在りてはこの風を作興する必要を痛感する。學童時代より強くこの美風を涵養し興國の民たるの基礎を涵養すべきである。

1 入學貯金据置貯金

新入學に當りては必ず記念貯金をなし、學校長代印を以て、五ヶ年据置とし、通帳は受持教員保管して毎月若干づゝを預入せしむ。

昭和十年四月末日現在貯金高

2 旅行貯金

卒業期に於て實施する修學旅行費を毎月積立てしむ。各自通帳を所持せしめ、積立金は受持教員一括して郵便貯金とし校長通帳を保管す。

貯金成績表

（昭和十年四月現在）

	家庭保管	學校保管	計
人員	六一	四四二	五〇三
金額	一二四四圓	一九一二圓	三一五六圓

尋一、二　十錢、尋三、四　十五錢　尋五　二十錢　尋六、高二　五十錢　高一　三十錢（昭和五年度）

3　學用品の節約利用

學用品は制定せるものを購買にて取扱ひ又は指定せる商店より購入せしむ。但し諸用紙等の如く濫費し易きものは共同購入し級費として代金を毎月徴收す。

4　成績物の保存展覽

綴方、書方、圖画、ノート等の如き日常の成績品は之を保存せしめ、學年末適當の時機に學級に於て使用法、保存法、成績展覽會を開き授賞す。

5　部落兒童請負作業

薪炭其他の運搬事業等を請負ひ上校下校の途次又は休日等を利用して作業し益金を貯蓄す。

6　野生物採取販賣

分教場所屬兒童に多きも、ふき、わらび、せり、栗等を放課後又は日曜等に採取せるものを賣却して學資の補ひとす。

二、校外に於ける訓練

學校訓育を徹底せしめるには前述家庭との連絡と共に兒童の校外生活を指導し、部落を一團とせる訓練を施し兒童生活の美化を圖り心身を鍛へ、よき習慣を養ひ、社會人の初歩としての修養をなさしむ。

1　部落主任設置

町内を部落に分ち、該部落に於ける兒童校外生活の一切の取締の任に當る。事業計画、會計、祭典、日誌の檢閲等。

2　部落役員

正副部落長あり、主任の指導を得て夫々部落少年團を組織し、主として自治的訓練をなす。

3　校外部協議會

所屬々々に於て本校、分教場合同して部落兒童指導の爲め必要に應じて協議會を開き、獎勵、禁止、協定事項等につき懇談す。

4　早起ラヂオ体操の會

夏期休業中、役員主となりて部落神社等の境内に參集、復習又はラヂオ体操の會を實施す。

5　通學團の組織

通學距離遠き分教場所屬及幡野よりの通學兒童の爲めに通學團を組織せしめ、上校、下校整列して通學し途中惡戯事故等なからしむ。

6　社會奉仕

部落自治會の活動に依り神社境内の洒掃奉仕、通路危險物除去、通路標、距離標、道路橋梁の小破修理等をなす

三、規律による訓練

規律生活は活動能率向上の第一要件である。社會生活は勿論個人の生活に於ても今後は一層規律を嚴守するの風習を体得させ能率の向上を計らねばならぬ。

1　朝　會（四に既述）

2　講堂訓話

講堂を常設せさる本校に在りては、多くは朝會時及式場等に於て校長之をなす。嚴然として一絲亂れざる態度を要求する。

3　教室出入

朝會排列、下駄箱等は學年教室を顧慮して定む。每始業時合圖と共に所定の屋外に整列、級長の號令にて入り、終業後整列解散亦同じ、但雨雪天時又は校庭泥濘の時の整列所は廊下とす。

4　左側通行

社會的訓練の初歩として通學時及學校生活に於て常時之を勵行せしむ。

定時勵行
時刻を守ると共に時間を嚴守することを強調す。世人兎もすれば定時を勵行するに汲々として時間内に於て時を惜しみて精勵することを忘るゝことなしとせず、兒童には此の點特に注意を要することなり。

6 非常避難訓練
非常事變に當りて無規律の時は徒らに時機を失して損害を大ならしめるものなれば、平常時に演習訓練に依りて非常時に於ける規律統制ある訓練に留意す（少年消防隊の項參照）

一三、賞罰による訓練

賞罰は主として兒童内心の動機に對して加ふべきもので、其の結果に對してのみ加ふべきものではない。其の心情努力を大に認めねばならぬ、又賞罰は主として精神的内面的の刺戟として行ふべきで、物質的外形的の刺戟は幼稚なるものに對する手段としてのみ採用する。罰は行爲を惡んで人を憎まざる態度、飽くまで勸善の過程としての罰たらしめ贖罪、應報、威嚇の意味を以つてなすべきではない。

1 善行篤行者表彰
兒童自治會、校外部、風紀部、又は部落主任、受持敎員等より申告ありたる時は審議の上隨時之を行ふ。

2 優良兒童推薦
卒業兒童中、身体、學業、操行、出席狀況等他の範とする者の中より所定數を縣及郡聯合敎育會に推薦表彰を申請す。

3 學年末表彰
（イ）努力賞、學年中特に努力し進歩顯著なるもの、受持敎員原案提出、査定會に依つて決す。
（ロ）成績優等賞、（學級兒童一割以内査定會に依つて決す）
（ハ）佳良賞、（學級兒童一割五分以内査定會に依つて決す）
（ニ）在學年中皆勤賞

（ホ）在學年精勤賞
（ヘ）皆勤賞
（ト）精勤賞

4 惡行者の懲罰
行爲の性質、影響等により保護者を招致して懇談の上處置する場合あり。
其の程度は、謹愼、留置、訓誡の外、通學停止等あるも停止は未だ行ひたること無し、賞罰の著しきものに付ては、之を賞罰簿に記載するものとす。

一四、心情陶冶

粗野である本校兒童には情操陶冶は相當力を注ぐ必要を感ずる。各種の施設と相俟ち機會を捉へて兒童の心情をして醇美ならしめる事に努める。

1 默想
朝會の無き第一始業時は（普通は火、水、金）敎室内で默想、默禱過去を反省し亦今日も精進せん事を心に誓ふ。

2 日々聖訓奉唱
各敎室は掲出せる日々聖訓を奉唱して心身の平靜統一を計ると共に德目實踐の階梯たらしむ。

3 神社參拜、遙拜等

4 音樂會、每年二學期十一月白猿座に於て之を行ふ。

5 慶弔慰問
兒童の病氣、保護者の大災、父母死亡、兒童死亡等については定むる内規に從ひ、慰問、見舞、義捐又は會葬

1 兒童入退
兒童の中途入退學ある場合は該學級に於て告別又は仲間入りの挨拶をなし、親交惜別の情を深くす。

7 慰靈祭

同級生の命日に級友打連れて墓參をなし遺族を慰問す。

8 校地校舍の裝飾美化
審美的感情、美に對する鑑賞力を陶冶する意味に於て自發的に工夫せしむ。懸額、花立、花挿、鏡、壁面裝飾、清潔法等

9 地方義捐又は獻金等も教育上價値あるものに對しては事情の許す限り之に關係せしむ。

一五、宗教的陶冶

兒童の宗教心を啓培して最高理想に對して、自己を統一し調整して行く樣に陶冶指導する。換言すれば宗教的人格を以つて全生涯を一貫する所の人間を造ることである。全行爲を宗教的信念を以つて支配規定してゆく樣に陶冶したい。

1 修身國史科の取扱
修身國史の教科には、人間の偉大さ、正義は最後の勝利、榮枯盛衰の理、奉仕的精神等に留意して取扱ひ、英雄崇拜熱を利用して人格崇拜からやがて超人格崇拜即宗教的信仰に導く過程となす。

2 理科、地理
之等の教材を通じて自然は又偉大なるものなることより自然の景觀、自然理法の微妙、宇宙の神秘等によつて宗教意識を助長せしむ。

3 國語
國語讀本にも亦宗教的教材が少くない、高學年には特に多い。作者が天地自然の妙趣を寫し史上の榮枯盛衰を歌ふ名文、韻文を介して人生自然を痛感せしめる所に本科を通じての宗教的陶冶がある。

4 神佛禮拜
祖先の祭祀、朝夕の禮拜、供物、奉秋彼岸の墓參り、花祭等、祭禮、法要の機會には努めて參拜せしめて信仰の念を養ふ。

一六、個性の觀察

1 觀察の必要
兒童の個性を觀察調査することは、一面は訓練の豫件として顧慮すべきであるが同時に他の一面には訓練の結果として、反省すべきである。即訓練上個性を調査して、其上に適切な訓練を施すと同時に、其の個性に留意して一步々々「個性から個性へ」と進展せねばならぬ。
故に兒童の個性を觀察調査し之を査定するには、一つは訓練の出發點として、一つは其の結果を考査して、更に第二第三の出發點を明かにする必要からである。

2 觀察の方法
(イ) 家庭の狀態
1 家庭教育の中心は誰か　2 家族の人々について　3 信仰の有無、程度、對照　4 職業
5 貧富の度、困苦缺乏に遭遇せる程度　6 教育的理解の程度　7 巢の寬嚴、放任干涉の度
(ロ) 家庭に於ける兒童の狀態
1 体質、氣質　2 性質、才能、長所、短所　3 天禀素質　4 嗜好、習癖　5 身体上の疾患、故障　6 交友關係　7 日常の起居動作に注意を要する事項　8 豫習、復習の狀況　9 家事手傳の有樣　10 遊び方　11 家庭讀物
(ハ) 學校に於ける狀態
1 學習の狀態　2 作業の狀況　3 遊戲の狀況　4 學校及教師に對する態度　5 修身並訓練事項の實踐狀況　6 交友關係
(ニ) 家庭學校の兩面から
1 道德的傾向（品性、個々の行爲、其の動機）
2 外面的狀態（容儀、言語、動作、習癖、一般態度）

3　一般的特色（知能、情意の發達、才幹、氣質の特徴）

3　處　理

（イ）個性觀察簿に記入

（ロ）必要に應じ通信簿に依り又は父兄面談の上個性伸展に關し懇談す。

（ハ）査定の結果を以つて直ちに第二の個性伸展への方策を立案すること。

一七、操行査定

1　操行の意義

本校の教育方針に示す如く、知識の人を教養するに非すして、人物の教養を目指すこと、人物としての内容は學識、經驗乃至學歷といふより道德的性格の確乎たるか否かを謂ふのである。道德的性格は、即操行であつて、法令中にも左の如く重視されてゐる。

（イ）小學校令施行規則第十七號學籍簿に操行欄を設けて、操行を記入せしむ。

（ロ）小學校令第一條　教育の眼目として「道德教育及國民教育の基礎へ」云々と。

（ハ）敎則第一條には敎授の大原則として「道德教育及國民教育に關聯せる事項は何れの敎科目に於ても常に留意して敎授せんことを要す」と。

（ニ）各敎科の敎授要旨にも必ず訓練的使命を規定してゐる。

即ち道德教育、道德訓練に多大の注意を拂ひ、相當の效果を要望してゐるのである。

要するに操行は學習及訓練の全教育的活動の總合的結果として、兒童の品性、行爲、動機の上に現れたる狀態を總稱するのである。

2　査定の必要

法令的には之を査定して公簿に記入すべきであるが、更に學校が有意的に教育を施し、道德的訓練を行つて居るが其の結果を反省して今後の教育に、訓練に資するの必要がある。

即ち學校全教育活動の綜合的結果を審査、考定して其の向上に資する趣旨である。

3　査定方法

（イ）態　度

1　正當なる操行査定を行ふ爲には先づ周到、綿密な個性觀察を要する。

2　品性と行爲との關係については、意志の努力を尊重認定すべきで、行爲はその動機を察知して徒らに品性の高下に捉はれ、或は表面上の行動のみを以て、輕卒に判定するの弊に陷つてはならぬ。

3　査定は常に公正を旨とし、苟も情實に支配され、感情、愛憎、好嫌等に左右され、或は自己性格中心に墮することを深く愼まねばならぬ。

（ロ）標　準

1　正しく發育せる各發達程度の兒童が備へ得る德性及行動を基準尺度とし、之に一般兒童を照して優れたものを「甲」とする。

2　普通なもの即ち標準兒童を「乙」とする。

3　普通以下な者を「丙」とする。

（ハ）方　法

1　査定は普段に査察したものを、學期末及學年末に於て一齊に査定會に附し協決する。

但し轉校其の他の事情により必要ある場合隨時之を行ふ。

2　その方法は擔任敎員によつて提出された當該學級兒童の平常査察せる結果によつて、調製した原案を査定會に附し衆議によつて決定する。

訓練要目

第一、從順—服從

從順は道德初步の原則であるから、子供の間は此の德目を特に大切にせねばならぬ。どこまでも「すなを」な兒童青少年たらしめたい。

從順は決して臆病でなく、弱者の止むを得ざる態度でもないことを會得させる、共の發展の順序としては、

一、父母、兄姉、其他家庭の長上に對する、

二、學校では教師に對し、次に上級生の正しい事に對して、

三、自己の良心に對して、眞理正義に對する、

四、法令規定、規約に對する、

第二、元氣快活

これは天性に支配されることが著しいが、而し修養の結果にも關係する。一般には子供の特性として元氣快活であるが、中には往々引込思案の者がある。

一、一般の行動に於て

1 ぐづ〳〵しないこと。

2 學校で泣かないこと。

3 自分の思つて居ることを明確に言ふこと。

4 いつでもにこ〳〵してゐること。

5 善いと思ふことは勇敢に爲し遂げること。

6 惡いことは勸められても斷乎として却ける。

7 苦しい事にも我慢する。

二、運動について

1 元氣よく皆と遊ぶこと。

2 すべて競爭には負けそうでも最後まで頑張る。

第三、物を大切にする—節約利用の習慣

小兒は物を大切にするが、漸く長ずれば、破壞本能に依つてか、物を粗末にし、やがては贅澤な物を欲しがる様になる。金錢の濫費等も長ずるに從つて甚しくなる傾向である。

一、學用品について

1 無駄に使はぬこと。

2 使はれるまでは使ふ様にすること。

3 余計のものを買つたり持つたりしないこと。

4 贅澤なものは持たないこと。

二、其他の所持品について

1 物を失つた場合には必ず届出、又自分でも探すこと。

2 學校に必要以外の品を持參せぬこと。

3 遊び道具等まですべて物は始末をよくすること。

三、金錢について

1 金を持つたら失くさぬ様大切にすること。

2 必要な金錢だけしか持つて來ぬこと。
3 持つて來た金錢は早く用向に充てること。
4 夕方まで持つ場合は先生に預けること。
四、服裝について
1 余り目立つ風をしないこと。
2 衣服、帽子、靴、上草履。

第四、きまりをよくする習慣—規律、秩序

共同生活には最も必要なる德目にして、內容に依つては學校限りのもの、受持教師との間のもの、學級獨自のもの等色々あらう。

一、時刻について
1 學校の時刻を守り遲刻せぬこと。
2 下校の時途中道草をしないこと。
3 必要に依り居殘りも時間を正しく守ること。
4 朝會、始業、終業の合圖を守ること。
5 課外運動等の時間も嚴守すること。

二、一般の行動について
1 廊下又は途上は左側を靜かに歩くこと。
2 敎室の出入を正しく靜かにすること。
3 遊びと學習をはつきりすること。
4 朝會の集合整列を早く正しく。
5 窓、戸、障子の開閉を正しく。

6 學校で定めた事を守ること。

三、場所について
1 猥りに校地外に出でざること。
2 行つてならない場所に立入らぬこと。
3 往復途上危險な處、禁止してある場所に立入らぬこと。

四、物品について
1 机の中、敎室、三角棚等の整頓をよくすること。
2 自分の物は定められた場所に正しくおくこと。
3 他人のものを粗りに取扱はぬこと。
4 所持品は必ず氏名を記入し置くこと。
5 學校の道具は氣のついた人で常によく始末すること。
6 成績物をよく保存すること。

第五、自治の習慣—自分の事は自分でする

自治は長じた者に必要なる習慣であるが、簡單なる事は幼稚な者でも出來る。成るべく早くからこの習慣をつけることが必要であるから、學年相當の自治をやらせる。

一、個人として
1 自分の學用品所持品の準備前後始末をよくすること。
2 家庭でも學校でも、自分の身の廻りの事は必ず自分で始末すること。
3 粗りに他人に頼まないこと。
4 自分の受持は責任を以つて自分でやること。
5 輿論や流行に迎合雷同しないこと。

6 家庭に於ける自習、豫習、復習及作業は自發的に。
7 通學區域の風紀。
8 兒童圖書館の圖書を整理すること。
9 掃除用具、學級備品の整理。

二、學級全体として
1 自分の學校をよくする事について、自治會等皆でよく考へること。
2 學級自治會の時には熱心に學級の爲を考へ、一旦定めたことは皆でよく實行すること。
3 係や役員になつたら其の責任を重んじ忠實に任務に從ふこと。

第六、勤勉、努力の習慣

勤勉、努力は兒童としては、學習及作業の場合が多いが、訓練の場合としても亦考ふべき必要がある。

一、學業を學ぶについて
1 心を落付けて一心に勉强すること。
2 自分の好きな事に依つて長所を伸すと共に嫌ひの學科、短所にも努力する。
3 自分でよく研究する。
4 家庭でも又學校でも豫習、復習、宿題、課題等をよくする。
5 疑問の點はどこまでも質問する。
6 學校を遲刻したり、休んだりしないこと。

二、作業や手傳ひについて
1 掃除を丁寧にする。
2 學校園の手入、實習、作業等の當番は念入にする。
3 手傳を頼まれたら忠實にすること。

第七、愼しみ深い習慣—禮儀、作法

子供相當に言語、動作を愼み、粗暴、野卑の態度を戒めることは、個人の品位を保つ上に必要であるばかりでなく、共同生活を氣持よくする爲めにも必要大切である。
この源は謙讓の心から出るものであるが、外形に現れる禮儀、作法にも充分留意せねばならぬ。

一、動作について
1 教師に對しすべて敬禮を正しくすること。
2 友達にも挨拶すること。
3 人の前を通る時、教師に廊下で行き遇つた時、會釋すること。
4 教員や外來人の傍で騒がぬこと。
5 廊下を通る時は靜かに、殊に雨天の時は一層靜かにすること。
6 誰に對しても不作法を愼み、人に讓る樣心掛けること。
7 人ごみ等の場合は、機敏に自分のなすべき事を果す。

二、言葉遣ひ
1 下品な言葉を使ひ又は無駄なおしやべりをしないこと。
2 人々の惡口を言つたり、綽名をつけたりしないこと。
3 言葉は明晰に語尾まではつきり言ふこと。
4 相當の敬語を使ふこと。

三、服裝容儀について
1 服裝をとゝのへること、釦、ホツク、羽織の紐等を正しくつけ置くこと。
2 帽子、靴、上草履を正しく着用すること。
3 顏、手、足、頭髮等を不潔にしておかぬこと。

4 手拭又はハンカチ、鼻紙等を常に用意しておくこと。
5 食事の前、掃除の後には必ず手を洗ふこと。
6 食事の時は樂しく、靜かに、ゆつくり食べること。
7 常に姿勢を正しく保つこと。

第八、正直の習慣

誠を以つて己を持し、虚僞の言行をしないことは人の行の根本である。
子供は比較的天眞爛漫で、大体に於ては正直であるが、色々の事情で長ずるに從ひ、虚言を言ふものであるから、正直の德は極力發揮させねばならぬ。

一、敎師に對しては
1 虚言を絶体に言はぬこと。
2 過失はそのまゝ告げて詫び、決して隱さぬこと。
3 拾つた物は必ず届け出ること。
4 忘れて來た事も必ず届け出でること。
5 わかつたふりをしないこと。

二、友達に對して
1 約束する時は出來るか否かをよく考へてきめること。
2 よく約束を守ること。
3 知つた振りをしないこと。
4 自分のものと、他人のものとをはつきり區別すること。

三、家人に對して
1 學校での出來事は有りのまゝに告げる。

2 自分に不利益の事でも其のまゝを正直に話す。
3 失くした事と、盜られた事をはつきり區別して告げる。
4 自分の都合の良い樣にばかり考へて言ふと、學校、敎師、友人に迷惑がかゝる。

第九、衛　生

衛生は兒童身体保健上の消極的施設ではあるが、玆には積極的方面も考慮に入れて諸施設により、益々科學的に衛生を守り合理的に体育を奬勵して、剛健なる心身を練成せんとするものである。（衛生訓練要目並細目參照）

一、積極的方面
1 戶外運動、學校に於ける課外運動を盛にすること。
2 袷卷、手袋等は成るべく用ひざること。
3 嚴寒、酷暑を除く外跣足にて運動するも可なること。
4 早起會、ラヂオ体操の會等を勵行すること。
5 水泳は許可ありてから、注意事項を守つて。
6 服裝は常に淸潔、簡素にして運動々作に便なること。

二、消極的方面
1 食事に於ける心得を守ること。
2 身体各部の淸潔、淸潔檢査の勵行、
口腔、鼻汁、耳垢、目脂、爪、頭髮、皮膚等。
3 各種保健デーの强調實施、
ムシバ豫防　六月四日　兒童愛護　五月五日　結核豫防　四月二十七日　癩豫防　六月二十五日
腸チブス豫防　七月二十日
4 偏食せざること、學校給食に參加すること。

5 トラホームを治療すること。
6 ハンカチ、手拭は各自持參して貸借せざること。
7 辨當は代用食も差支なく、成るべく多くの量を持參すること。
8 晝食は家へ歸らず、成るべく持參すること。
9 食前、掃除後は必ず洗手、含嗽すること。
10 生水、未熟果物を食べぬこと。

第十、公德を守る習慣、性格

公共心は共同生活、社會生活をする上に最も大切のものである。自分一身を治めると同時に、常に公共の生活に於て邪魔になること、迷惑になることをしたり、自分の物より公共物を粗末にしたりする様な態度を愼まねばならぬ。公德の教養は、大國民の資格として、この時代から留意涵養せねばならぬ。

一、器物に對して
1 机、腰掛、機械器具、標本等を丁寧に取扱ふこと。
2 便所を汚したり、開け放しにしないこと。
3 校舍を汚したり、樂書をせぬこと。
4 學校や學級のものをよく始末すること。
5 自治會の圖書を大切に取扱ひ、こはれたのは進んで修理する。
6 すべて道具を使ひ放しにせぬこと、必ず元の場所に整理しておくこと。

二、場所に對して
1 庭園の樹木、草花、奉安所附近の標等を大切にすること。
2 川から運動場に流水を發見したら、直ぐ之を防ぐこと。
3 砂場の砂を持出したりしない。

三、人に對して
1 遊戲は人の邪魔、迷惑にならぬ様に。
2 圖書室での勉强は靜かにすること。
3 他人の勉强中は特に靜かにすること。
4 他人の用事中は靜かに待ち合はせること。
5 用水へ塵芥を入れたり、汚い物を洗はぬこと。

第十一、協同の習慣

協同も亦團体生活上重要の德目で、協同して善に進み、惡を斥ける様にせねばならぬ。殊に協同には其の力を發揮する爲めに統制といふことも併せ考へると、協同の前提は個人個人が修練された自覺の上に、協同一致することが大切である。

1 自分の責任をよく果すこと。
2 遊戲、團体競技等は協同、協力してやる。
3 學校、學級等の成績も各人協同して擧げることに努めること。
4 作業の場合も皆樂しく、一致して能率を上げる。
5 運動會、學藝會、自治會、遠足等も皆協同して其の成果を收めること。
6 多數が協同する爲めには各人の都合、勝手を主張してはならぬ。
7 すべて我が儘な振舞、統制を亂すことをしてはならぬ。
8 進んでは己が鄕土をして最も安住の樂土たらしむる色々の事柄にまで協力する。

第十二、人の爲めに盡す習慣—奉仕、親切

社會生活に於ては進んで人の爲めに盡す事が必要であり、『大切である。兒童としては自己一身を持することさへ尙不

充分であるから、他人の爲めに盡すことは十分には望まれぬが、子供相當の事をやらせて其の習慣を養ふことは基礎的訓練として大切である。

一、友達に對して

1 下級生、新入生、中途入學生をいたはること。
2 友達に親切にすること。
3 友達の難儀を見たら出來得る限りみてやること。
4 友達の病氣又は其の家庭の不幸に對して訪問弔慰すること。

二、一般の人に對して

1 人の困つてゐるのを見たら助けてやること。
2 一般人に對する順序は近より遠きに及ぼす意味に於て先づ鄉土人の爲めに計ること。
3 父母、弟妹や下女、下男等に無理を言はぬこと。
4 外來人にも丁寧に用を足してやる。
5 不具、癈疾の人は殊に親切に見てやる。
6 道や所を聞かれたら、丁寧、親切に教へ又は案内してやる。
7 災害、慈善等の義捐には分相應に應ずること。

修身教科書に準據せる作法指導細目

尋常科第一學年

課	修身書題目	作法要目	指導要項	備考
一	學校	入學當初に於ける諸作法	1 教室出入の動作 2 登校下校及往復の際の行動 3 學用品及携帶品の整理 4 腰かけ方、立ち方、手の擧げ方 5 敬禮 6 便所使用法及び手洗について	校内めぐり 實習
二	天長節祝祭日、儀式	1 最敬禮、勅語奉讀の際の作法 2 奉安所に對する態度 3 國旗に對する態度 4 式日の服裝	實習 家庭と連絡	
三	先生	言語、應對、敬禮	1 先生、友達、家人に對する言葉遣ひ 2 先生、友達、長上に對する敬禮 3 登校、下校、歸宅時の作法	實習
四	友達	言語、態度	1 交友上の態度 2 友達相互の呼び方	實習
五	喧嘩をするな	居常の心得	1 詫びる時、詫びられる時の作法	說話
六	元氣よく	言語、應對 居常の心得	1 言葉のつかひ方 2 歩き方	說話及實習

七	たべもの	食事作法	21 手、口及び身体各部の清潔に就て 21 食事の際の作法及心得 鼻のかみ方實習
八	始末よく	居常の心得	21 所持品の始末、名前をつけること 21 公共物の取扱ひについて 家庭と連絡
十	夏休	居常の心得	1 起床、就寢、外出、歸宅其の他の場合に於ける規律、心得 說話
十一	きまりよく	居常の心得	21 普通坐禮及坐つた時の姿勢 21 學用品及其の他の携帶品の始末 家庭と連絡 說話及實習
十二	物をだいじに	居常の心得	21 遺失物、拾得物ありたる場合の處置 21 教科書、學用品、携帶品金錢等の取扱ひ方 說話
十三	過をかくすな	言語應對	1 詫びる時及詫びられる時の作法（復習） 說話
十五	人の物	物品貸借受授進撤	1 貸借及び物品受授の場合の作法 21 借用品の取扱ひ 說話及實習
十六	近所の人	居常の心得	21 近所の人に對する挨拶 21 近所に來客、病人等ある場合の態度 說話
十七	おもひやり	居常の心得	1 老幼、不具者に對する態度 說話
十八	人に迷惑をかけるな	居常の心得	1 遊ぶ時及び其の他の場合に於ける社寺、學校、公園、橋梁等に對する心得 說話
十九	私のうち	家庭生活	1 雇人に對する態度 2 家人に對する態度 3 食事作法 說話 家庭と連絡
二十	お正月	祝年祭日儀式賀	21 新年の挨拶 21 式場に於ける心得 實習 行事（四方拜）と連絡
二十二	勉強	居常の心得	21 遲刻した場合の作法 21 ノートの使用法 說話及び實習

尋常科第二學年

課	修身書題目	作法要目	指導要項	備考
一	二年生	言語應對	1 上級生及び下級生に對する作法	說話
二	自分のことは自分で	居常の心得	1 使用人、召使に對する態度 21 人に物事を頼む時の作法	說話 家庭と連絡
三	工夫	居常の心得	1 自己の製作した物又は仕事を他人に見せる場合の作法	說話
四	からだをきれいに	儀容	1 服裝、容姿に關する作法	調査 說話及實習
五	からだを丈夫に	食事作法	21 身体各部の清潔 21 食物の食べ方	說話及實習
六	孝行	家庭に關する作法	1 父母に對する言葉遣ひ、挨拶	說話及實習
七	兄弟	家庭に關する作法	1 兄弟、姉妹に對する言葉遣ひ及び態度	說話
二十二	お父さん お母さん	家庭に關する作法	1 父母に對する諸禮 2 言葉遣ひ 3 返事の仕方 4 父母から賞受けたものを大切にすること 5 父母の手傳ひをすること 6 兄弟、姉妹に對する態度	說話及實習 家庭と連絡
二十三	親を大切に			
二十四	親の言ひ付をまもれ			
二十五	兄弟			
二十六	忠義	敬禮	1 招魂社、忠魂碑等に對する作法	說話及實習
二十七	よい子供	受授進撤	1 証書、賞狀を受ける場合の作法	實習

八	親類	訪問 迎接	1 普通坐禮の作法 2 訪問及び來客の場合の作法	實習
九	祖先を尊べ	敬禮	1 社寺、墳墓等に參詣する時の作法	實習
十	としよりを敬へ	居常の心得	1 祖父母及び一般老人に對する作法	說話
十一	なまけるな	居常の心得	1 勉強中の姿勢	實習
十二	辛抱強く	居常の心得	1 机內の整頓、履物の整頓 2 手傳の仕事をする際の作法	說話
十三	氏神樣	敬禮	1 神社に參拜する時及び前を通る時の作法	實習
十四	遠足	步行	1 左側通行	實習
十五	規則に從へ	公衆作法	1 公共物に對する作法	說話
十六	不作法なことをするな	居常の心得	1 座上の物品に對する作法 2 戶、障子、開閉の仕方 3 人の前を通る時の作法 4 言語、應對	實習
十八	人の過をゆるせ	居常の心得	1 謝る時及び許す時の作法	說話
二十	人の難儀を救へ	途上作法	1 途上に於ける言語、應對	說話
二十一	天皇陛下	皇室に關する作法	1 皇室に對する敬語 2 御尊影に對する作法	說話及實習
二十二	紀元節	祝祭日儀式	1 敬禮の仕方 2 訓話の聽方	實習
二十三	忠義	居常の心得	1 忠魂碑、記念碑に對する作法	實習

二十四	約束を守れ	居常の心得	1 人から手紙を貰つた場合の作法	說話
二十六	よい子供	授・受進撤	1 証書、賞品を受ける場合の作法	實習 行事(授與式)と連絡

尋常科第三學年

課	修身書題目	作法要目	指導要項	備考
一	皇后陛下	皇室に關する作法	1 皇族に對する敬語及び敬禮 2 御尊影に對する作法	說話及實習
三	孝行	言語應對	1 親に對しての、朝夕、外出時、歸宅時の挨拶	說話
四	仕事にはげめ	居常の心得	1 當番及びその他の作業の際の心得 2 後始末	說話
六	整頓	居常の心得	1 學用品、書物、机上の整頓 2 髮、衣服、手足、履物等の清潔整頓	調査、說話及實習
八	師を敬へ	敬禮 步行 訪問 送迎	1 長上の者と行逢ひたる時、又は同行する場合の作法 2 訪問の際の心得 3 教師の送迎	實習
九	規則に從へ	步行	1 道路の步き方	實習
十	行儀	敬禮 言語應對 授受進撤	1 坐禮の普通禮 2 新聞、書籍のすゝめ方 3 人の前を過ぎる時の作法 4 人と談合する場合の心得	實習
十二	勇氣	言語應對	1 明確なる言語、態度と粗暴、野卑とを混同せぬこと	說話

十四	物事にあわてるな	言語應對	1 不時呼集についての心得 2 食べ方及食器の扱ひ方 3 歩行の際座上の物品に對しての注意	說話及實習	
		食事歩行			
十五	皇大神宮	敬禮	1 神社、御陵に參拜の仕方 2 境内の花、木、魚、鳥に對する心得	實習	
十六	祝日	祝祭日儀式	1 國旗揭揚の作法 2 祝祭日に對する心得 3 式場の作法	說話及實習	
十七	儉約	居常の心得	1 學用品の使ひ方 2 身分相應の服裝	說話	
十九	恩を忘れるな	敬禮 訪問迎接	1 父母、長上の命を受けて他家を訪問した時の作法 2 物品授受の作法 3 舊師に對する作法	說話及實習	
二十	寬大	居常の心得	1 過失をした人に對する態度 2 過失をわびる時の作法 3 訓戒を受ける時の作法	反省說話	
二十一	健康	居常の作事心得法	1 姿勢及び身体の清潔 2 食物の食べ方 3 就寢後の心得	說話及實習	
二十二	自分のものと人の物	物品貸借	1 借りる時の作法及び返す時の作法 2 借用品に對する心得 3 拾得物の届方	說話及實習	
二十四	近所の人	居常の言語應對心得	1 近所に慶弔のあつた場合の心得 2 近所の人に對する日常の挨拶	說話	
二十五	公益	公衆作法	1 便所、水飲場、學校用具等使用の仕方 2 廊下、運動場に於ける態度	說話	
二十七	よい日本人	授受進撤	1 証書、賞品の受け方	實習 行事(授與式)と連絡	

課	修身書題目	作法要目	指導要項	備考
一	明治天皇	皇室に關する作法	1 不動の姿勢及び最敬禮 2 行幸啓の際の敬禮 3 奉安所に對しての作法	實習
二	義久親王	皇室に關する作法	1 皇族方に對する敬禮及敬語	實習
三	靖國神社	敬禮	1 神社、佛閣に對する作法	實習
五	皇室を尊べ	皇室に關する作法	1 皇室に關する敬語 2 遙拜、最敬禮 3 兩陛下、皇族方の御寫眞、御肖像畫の取扱方	說話及實習
六	孝行	家庭に關する作法	1 父母の言ひつけに對する態度 2 父母への挨拶、物品の授受	說話 家庭と連絡
七	兄弟	家庭に關する作法	1 兄弟、姉妹に對する言葉遣ひ及態度	說話 家庭と連絡
九	規律	居常の心得	1 時間の嚴守 2 仕事のきまり	說話
十二	身體	容儀作法	1 姿勢を正しくすること及衣服、身体の清潔 2 食事についての注意	說話
十六	仕事にはげめ	居常の心得	1 忠告を受ける時の態度 2 仕事に取りかゝる時の態度	說話
十八	禮儀	步言語應對居常の心得	1 談話中の心得、人の話を立聞せぬ事 2 戸、障子の開閉 3 人の前を通る時の禮 4 手紙について	說話及實習

十九	よい習慣をつくれ	居常の心得	2 1	說話及實習
二十二	國旗祝祭日儀式	1 國旗の取扱方、國旗の揭げ方 2 國旗に對する禮 3 聯隊旗、校旗に對する心得	3 2 1	說話及實習
二十三	祝日大祭日祝祭日儀式	1 式場に於ける作法 2 服裝	2 1	實習
二十七	よい日本人	授受進撤 1 證書、賞品の受け方 2 正しい態度	2 1	實習

尋常科第五學年

課	修身書題目	作法要目	指導要項	備考
一	我が國祝祭日儀式		1 祝祭日に關しての心得 2 國旗と外國旗とを交叉する場合 3 弔旗、喪章	說話
二	皇太后陛下皇室に關する作法		1 皇室に對しての敬語 2 行幸啓の場合の敬禮	說話及實習
四	擧國一致送迎		1 出征軍人、入退營、送迎の際の作法	說話
五	公民の務	公衆作法	1 車中、浴場、集會等に於ける作法	說話
六	公益	公衆作法	1 公共物についての心得	說話
七	衛生	食事作法 居常の心得	1 食事上の注意 2 身体各部の清潔	調査、說話
八	儉約	居常の心得	1 服裝についての心得 2 食事についての心得	說話

九	孝行	家庭に關する作法	1 父母、長上及自己の外出、歸宅の際の作法 2 食事その他の場合の順序	說話 家庭と連絡
十	兄弟	家庭に關する作法	1 兄弟、姉妹間の言語、應對について	說話
十八	主婦の務	言語應對 授受進撤	1 取次、案內の心得 2 座布團のすゝめ方、受け方 3 茶菓のすゝめ方、受け方	實習
十九	朋友	送別	1 轉校生に對しての心得 2 船、車にて人を見送る時、見送られる時の作法	說話
二十	禮儀	居常の心得 公衆作法 言語應對	1 容儀 2 老幼者に對する作法 3 集會に對する心得 4 外人に對しての心得 5 戶、障子のあけたての心得	說話及實習
二十六	德行	居常の心得	1 石碑、地藏、他人の墓等に對する心得	說話及實習
二十七	よい日本人	一般作法 授受進撤	1 本學年中に行はれた作法について 2 證書、賞品の受け方	說話及實習 行事(授與式)と連絡

尋常科第六學年

課	修身書題目	作法要目	指導要項	備考
一	皇太神宮敬禮		1 神社參拜の作法 2 各家庭の神棚に對する心得	實習
四	國交	外國に對しての作法	1 外國の國旗に對する心得 2 外人に對しての心得	說話

七	祖先と家	家例及び祭祀言語	1 家例に對して、忌日に對して、忌服中の心得 2 自己の家族の氏名を稱する時の心得 3 展墓の作法	說話			
十二	公益	公衆作法	2 1 公共物に對する心得 集會についての心得	說話			
十三	共同	公衆作法	1 公共設備利用についての心得	說話			
十四	慈善	居常の心得	3 2 1 年少者に對する心得 僕婢に對する心得 不具者に對する心得	說話 家庭と連絡			
十八	國民の務	公衆作法 居常の心得	1 徵兵檢査及選擧についての心得	說話			
二十一	男子の務と女子の務	物品貸借 居常の心得 食事作法	1 近隣との交際 2 進物の包み方、贈り方、受け方の作法 3 食事のすゝめ方、食べ方の作法 4 外出、歸宅の際の心得	說話及實習			
二十五	勅語	儀式 居常の心得	2 1 勅語に對する平素の心得 勅語奉讀の際の禮法	說話及實習			
二十七	よい日本人	一般作法 受進撤法	本學年中に行はれた作法の復習 2 1 證書、賞品の受け方 3 謝辭ののべ方	說話及實習			

養護

方針

健全にして敏活而も耐久的に働き得る体力と氣力とを有することが、現代社會、國家の要求するところである。本校は斯の如き兒童の養成に努め、之が實施に當りては、兒童身体に關する諸表簿の活用に留意して、兒童の自覺に訴へて保護と鍛錬とに努む。

綱領

一、强壯整美の体格を持たしむべく自衛的ならしむ。
二、身体各部の完全なる發育をなし、運動的興味を持たしむべく機會を與へること。
三、剛健な精神を持ち、活動的身体ならしむべく、鍛錬を主とすること。
四、父兄との提携、校醫との連絡を緊密にし以つて兒童の心身發育を完全ならしむることに努む。
五、學校衛生に關する法規の示す處は適確に之を嚴守する。

實際上の施設

一、保護的施設
消極的養護にして主として衛生方面に屬し、外傷を受けず、疾病に罹されずして少くとも現在の健康狀態以下にな

らさる。

1 保健、生理、衛生思想養成
正科として或は特に機會を求めて、食物、榮養、睡眠、服裝、運動、生理等各方面につき心得べき知識を授く。

2 各種豫防日
齲齒豫防デー、兒童愛護、結核豫防、腸チブス豫防、之等の特別豫防デーに講演を行ひ、之が實踐に努む。

3 口腔衛生
齒磨訓練、食後其の他の場合に於ける含嗽を勵行せしめ優良齒牙保持者を表彰す。

4 夏季衛生
長期休業に當りては、低學年、高學年二樣に兒童夏季衛生に關する心得書を印刷し頒布し、家庭と共力して其の勵行に努めしむ。

5 姿勢
教室内及歩行に於ける兒童の姿勢に關しては、各教室に姿勢圖を常揭すると共に常に留意し、不良兒に對しては校醫の意見を徵し、矯正体操を課することあり。

6 服裝
服裝に關しては、男女共に華美に流れ、不潔に渉らす且つ運動々作に便なる範圍に於て之をなさしめ、要すれば個人的に注意をなし、男兒は小倉服、女兒は簡單なる洋服を奬勵す。
体操時に於ては男兒はシヤツ、猿股、女兒は運動服、ブルーマースとす。

7 蛔虫驅除
榮食主義の我國には蛔虫の寄生を根絶することは至難である。之が身体發育上有害なるは豫想外大なるもので ある。若干の家庭では驅除藥を用ふるが學校としては一齊的に、五月、九月の二回海人草を服用せしめ之が撲滅に努めて居る。

成績左の如し （昭和十年度第一期）

實施月	人員	排出人員	排出虫數	實施人員ト排出人員トノ歩合
六月	九三五	七二三	一二三〇	七七、一六

二、鍛錬的施設

兒童養護は消極的保護の一面と積極的鍛錬の一面とがある。遊戯、体操、競技等が即ちそれである。これに依つて均齊なる發達と共に耐久持續の心身を養ふことは最も肝要な施設である。

1 課外運動奬勵
放課後一時間を利用して左記の日割に於て自由活動を奬勵する運動を指導主任計画の下に補助教員指導して、各自の体力に應ずる如く興味多く之を課す。
月（尋三四男） 火（三四女） 水（五六男） 木（五六女） 金（高女） 土（高男）

2 小運動會
定期に三月十日を中心に球技を主とし、十一月四日に各部落別對抗競技を中心に、五月二十七日を中心として米競走、綱引を主として之を實施す。

3 大運動會
秋季十月下旬、本校、分敎場別に之を行ひ、体育訓練の過程を發表すると共に一ヶ年間に於ける体育向上の總決算をなす。

4 遠足運動
春秋二回學級擔任の立案せる指導案に基き、遠足を行ひ体力と知力との練磨を圖る。

5 体力テスト
平素鍛錬せる兒童の運動力を、課外運動の際毎月一回之をテストし、其の向上進歩を圖る。
走力、跳力、投擲力、懸垂力

6 体育自營表　（尋五以上）

7 通風、採光、保温

教室當番をして窓及窓掛の開閉に留意せしめ、冬季（一月―三月）は火鉢を用ひ、室内の保温を圖る、特に室内の温度に留意。

8 辨當蒸温

冬季低學年兒童の爲めに、辨當蒸温器を備付け之によつて兒童をして嚴寒の候も温かき辨當を使はしむ。

9 食事訓練

晝食は擔任教員と共に之を喫し、食事の作法並咀嚼訓練をなす。

三、身体檢査

兒童の身体檢査は法規の定むる所に從ひ、毎年四月乃至五月定期に之を執行す。

齒科醫は口腔につき特に齒牙、校醫は其他の一般身体につき檢査す。之の際養護係、受持敎員は列席して平素の狀態につき開申し、檢査の狀況を記錄するものとす。

但し身長、体重、胸圍、色神等は便宜養護係に於て之を代行することあり。

1 結果の處理、異常兒童名簿、トラホーム治療票

（イ）法規に從ひ檢査票、學籍に記載し、性別、年齡別、科別に依り之を集計報告す。

（ロ）通信簿に記載し家庭に通告して、發育狀況を知らしむると共に治療等に關し注意を促す。

（ハ）齒牙優良なる者は選拔再檢査を行ひ、兒童數の一割を縣齒科醫師會に申請して表彰す。

（ニ）難聽、近視等の兒童の座席に留意し、其他一般兒童に對しても毎學期座席の變更を行ひ、姿勢の偏せざる樣に留意す。

（ホ）要監察兒童につき時々檢査討究をなす。

2 結果の利用

（イ）各兒童に發育狀況、其他を知悉せしめ自己の体位を自覺せしめ、自覺的体育の基礎たらしむ。

（ロ）學級要覽には學級平均のグラフを、又各兒童の發育表グラフを敎室に、學校平均グラフを學校要覽及經營要覽に表示し、兼ねて全國及全縣と比較せしむ。

（ハ）全國、全縣と本校の兒童發育狀況を比較研究し、体育指導留意點の基礎資料たらしむ。

四、兒童の榮養改善

平素兒童の榮養に留意し、其の良好ならざる者に對しては、直接兒童に或は父兄に合議して適當の措置を執らしむ

1 榮養に關する知識の啓培

晝食時其の他の機會を利用して、榮養素、食品と榮養價、身体と榮養等及之に關する談話に依り不知不識の裡に榮養に關する知識を啓培することに努む。

2 父兄への警告

機會あるごとに兒童の榮養につき講話し、殊に辨當量、間食、榮養價等につき注意を促す。

3 學校給食

榮養指數少き者は父兄と合議の上、給食兒童をして實費を徴して給食せしむ。學校給食は養護係獻立をなし之が炊爨は炊事婦をしてなさしめ配膳等に高等科女兒を補助せしむ。

五、家庭との連絡

學校と家庭との連絡は訓育方面と共に養護上肝要の事にして協力一致するに非ざれば實效することを得ず、仍てこの點に付ては特に留意して其の連絡を密にし養護上遺憾なきを期す。

1 相互通知

兒童身体衛生上注意を要する事項を發見し、又は發生せる時は學校に在りては家庭へ、家庭にありては學校へ相互に通知報告する義務あるものとす。

2 傳染病發生

兒童の家庭に傳染病發生せる時は、直ちに教室及座席を消毒し、校醫の證明ある迄登校を遠慮せしむ。

3 學校に於ける發病處置

兒童學校に在りて發病又は負傷せる時は、直ちに應急手當を施し、其の症狀に依り校醫の手當を受け、家庭に通知して適當の處置をとらしむ。

4 特に家庭に要望する事項

左記事項に付ては特に家庭に通告して其の協力に留意せしむ。

偏食せざること、辨當量寡少ならざること、齒磨訓練、虎眼治療、持疾あるもの、ラヂオ体操實施に付て、衣服、身体の清潔について等

5 檢査狀況通知

兒童身体定期檢査終了後は直ちに通知簿を以て發育狀況、疾病異常等につき通知すると共に治療等に關する注意を促す。

六、衛生訓練細目

昭和十年六月縣が校長會に示せる、兒童衛生訓練要目に準據して更らに各學年に細目を配して之が徹底に努力することゝせり。

（衛生訓練細目は別項にかゝぐ）

衛生訓練細目

凡例

一、本細目は縣の「衛生訓練要目」に準據し當町としての地方實情に適する如く編したるものなり。

一、本細目は本校兒童の實生活を考慮し之が指導に適應することに留意せり。

一、本細目は各學年各學期に配したりと雖も略々四種の階程とし學期配當は季節的考慮に依るものなり。

一、本細目は循環的反覆に依つて效果を收むべきものなるが故に既習事項に關しては特別の記載なしと雖も之が反覆實踐すべきものとす。

一、本細目實施に當つては修身科、体操科等の各教科は勿論、毎週訓練强調事項等と聯絡を保ち其の徹底を期す。

一、本細目の徹底は家庭生活に屬する事項少からざるに依り特に家庭との連絡提携により兒童の生活全野に亘り指導訓練するを要す。

一、本細目徹底度の檢討は隨時之をなすと雖も特に朝會及清潔檢査日等には一齊的に其成績を檢して參考となす。

尋常科第一學年

	一學期	二學期	三學期
眼ノ衛生	1 よごれた手でこすらないこと 2 汚い手拭でこすらないこと 3 眼疾の治療をすること 4 眼疾者は水泳をしないこと 5 書見の距離を適當にたもたせる事 6 前髮（女子）を長くしないこと	1 手拭の貸借をしないこと	1 强い風の時は反對の方向へ向くこと 2 塵埃が入つた時こすらないこと

耳ノ衛生	1 耳漏者は耳を洗つて貰ふこと 2 耳垢を取つてもらふこと 3 耳疾者は水泳しないこと 4 耳の中へ雜物を入れないこと	1 強音の際耳をふさぐこと	1 塵埃の入つた時は掃除すること
鼻ノ衛生	1 鼻紙を忘れず持つてくること 2 鼻汁はよくかんですゝらないこと	1 鼻くそ、腫物を指でほらないこと	同上事項を更に徹底せしめること
口腔ノ衛生	1 寢る前、朝齒をみがくこと 2 齒刷子の使方を正しくすること 上、下、縱に 3 乳齒、脱落時食鹽水で含嗽する事 4 要拔齒を拔くこと 5 鉛筆をなめないこと	1 寢る前物を食べないこと 2 毛筆をなめないこと	1 寢る前に口をすゝぐこと
皮膚ノ衛生	1 食事前、遊戯、運動の後必ず手を洗ふこと 2 手拭の用意汗はすぐふくこと 3 爪を剪除すること 4 入浴してよく洗ふこと 5 腹卷をすること 6 頭髮（男子）をのばしてゐないこと	1 屋外で元氣よく遊び、運動すること 2 手足を洗つたらすぐ、よくふくこと 3 濡れたまゝ火にあたらないこと 4 手をまさつすること	1 室内で遊ばず、寒さにまけずに外で運動すること
呼吸器ノ衛生	1 朝呼吸運動すること 2 やたらの場所に唾をしないで、唾壺へすること	1 ほこりの立つ遊びをしないこと	1 風邪氣味の時マスクをすること
腦ノ衛生	1 早起、早寢、睡眠を充分取ること 午後八時就床、午前六時起床 2 寢る前便所へ行くこと 3 過重の學業を強いぬこと 4 夏の帽子を使ふこと	1 刺激性の物を食べぬこと 2 就床 午後八時 起床 午前六時半	1 就床 午後八時 起床 午前七時
食事ノ衛生	1 食べる前手を洗ふこと 2 食べて直ぐ飛ばないこと 3 人の茶椀で食べないこと 4 食べすぎ、飲み過ぎをしないこと 5 氷を食べすぎないこと 6 未熟の果物を食べないこと 7 おやつの時間を定めてやること	1 よくかんで食べること 2 蠅を追ふこと 3 食べすぎないこと 4 好き嫌を言はぬこと	1 買食をしないこと
姿勢ノ衛生	1 首はまげずに脊すじを延ばすこと 2 かたくならないこと 3 口は閉ぢて外見をしないこと	1 下腹に力を入れること 2 本を讀む時、話を聞く時、深く腰掛けること	1 肩をすぼめないこと

衛生	4 足をそろへること	3 書く時、作る時は淺く腰掛けること 4 目と手の距離は三十糎	2 かばんは同じ方にだけかけないこと
服裝ノ衛生	1 汚れたものを着てゐないこと 2 夏は肌着を着ること 3 手拭、鼻紙を持つてゐること 4 よごさないやう注意する	1 帶はなるべく下にしめること 2 襟卷、手袋はなるべくしないこと	1 厚着をしないこと 2 体を固くしめないこと
其ノ他ノ衛生	1 室内をよごさぬこと、ごみをやたらと捨てぬこと 2 休時間窓を開けること 3 學用品をきれいに使ふこと 4 登校前便所へ行くこと 5 便所をきれいに使ふこと 6 蛔虫驅除をなすこと	1 どぶ、芥溜等をつゝいて遊ばぬこと 2 蛔虫驅除をなすこと	1 暖室法として火鉢を入れること 2 水を置いて乾燥を防ぐこと 3 火鉢の周圍であばれないこと 4 辨當は暖めてやること 5 蛔虫驅除をなすこと

尋常科第二學年

	一學期	二學期	三學期
眼ノ衛生	1 よごれた手でこすらないこと 2 汚い手拭でこすらないこと 3 手拭の貸借をしないこと 4 眼疾の治療をすること 5 眼疾者は水泳をしないこと 6 書見の距離を適當に保たせること 7 前髮（女子）を短くすること	1 塵埃の入つた時こすらずに、清水であらふこと	1 日向で本を見ないこと 2 強い風の時は反對の方向へ向く事
耳ノ衛生	1 耳漏者は脱脂綿をつめて置くこと 2 耳垢を取つて貰らふこと 3 耳疾者は水泳しないこと 4 水泳の時綿をつめること 上つたらすぐ除去すること	1 耳の側で大聲を發しないこと	1 塵埃の入つた時は掃除すること
鼻ノ衛生	1 鼻紙を忘れないこと 2 洗面の時きれいに洗ふこと	1 鼻腔をつめでかゝぬこと 2 鼻をかむ時片方づつかみ、一度に兩方かまないこと	1 ほこりの入つた時、微溫湯でよく洗ふこと

口腔ノ衛生	1寝る前、朝、歯を磨くこと 2歯刷子を正しく使ふこと 3乳歯の脱落、脱落時食鹽水で含嗽する 4要療歯を療くこと 5ムシバの手當をすること 6硬、毛筆をなめないこと	1寝る前物を食べないこと 2寝る前うがひをすること
皮膚ノ衛生	1運動後、食前手を洗ふこと 2入浴して頭、首、手、足をよく洗ふこと 3爪を剪ること 4腹巻をすること 5あせもの豫防をすること 6頭髪(男子)をのばしてゐないこと	1屋外で元氣よく運動する 2凍傷豫防洗つたらよく拭くこと 手をよくまさつする 3ぬれたまゝ火にあたらないこと 4襟巻はなるべくしないこと
呼吸器ノ衛生	1朝呼吸運動すること 2唾は唾壺にすること	1ほこりの立つ遊びをしないこと
腦ノ衛生	1早起、早寝、睡眠を充分取ること 2寝る前便所へ行くこと 3過重な學業を強ゐること 4夏の帽子を使ふこと	1刺激性の物を食べぬこと 2就床　午後八時 起床　午前六時半
食事ノ衛生	1おやつは時間を定めて食べ、むやみに食べない 2食べる前に手を洗ふこと 3食べて直ぐ寢ばないこと 4人の茶碗で食べないこと 5未熟の果物を食べないこと 6食べ過ぎ、飲み過ぎをしないこと 7氷を食べすぎないこと	1よくかんで食べること 2蠅を追ふこと 3食べ過ぎないこと 4好き嫌を言はないこと
姿勢ノ衛生	1首を眞すぐに、胸を張つて前へこゞまないこと 2圍くならないこと 3口を閉ぢて外見をしないこと 4兩足はそろへておくこと	1下腹に力を入れること 2机にもたれないこと 3本を讀む時、話を聞く時、深く腰掛けること 4書く時、作る時後く腰掛けること 5目と手は三十糎位離して本を持つこと

服裝ノ衛生	1汚れた物を着てゐないこと 2夏は肌着をつけること 3手拭、鼻紙を持つてゐること 4ゴム靴より運動靴をはくこと	1帶はなるべく下に(腹部の中間) 2襟巻、手袋はなるべくしないこと
其ノ他ノ衛生	1室内を汚さぬこと、紙くづを落さないこと 2學用品をきれいに使ふこと 3休時間窓を開けること 4登校前便所へ行くこと 5便所をきれいに使ふこと 6脊柱、其の他異常者は常に注意して矯正につとめること 7蛔虫驅除をなすこと	1やたらの場所に放尿しないこと 2蛔虫驅除をなすこと

尋常科第三學年

	一學期	二學期
眼ノ衛生	1運動後、つかれた時、清水で洗ふこと 2薄暗い所で本を見ないこと	1ごみが入つたら、水で洗ふこと
耳ノ衛生	1耳のそばで大聲、强音を發しないこと	1座埃の入つた時掃除をすること
鼻ノ衛生	1鼻汁を兩方一度にかまず片方づつかむこと	1鼻で呼吸すること

口腔ノ衛生	1	萬刷子の使方を正しくすること
	2	齒刷子をきれいにしておくこと
	3	齲齒の手當をすること
	4	要抜齒を抜くこと
	5	硬毛筆をなめないこと
皮膚ノ衛生	1	入浴の時体全部よく洗ふこと
	2	爪を剪ること
	3	乾布摩擦をすること
	4	頭髪をきれいにする、男子は髪を長く延ばしておかないこと
	5	風をとること
	6	腹巻をすること
呼吸器ノ衛生	1	朝起きたら空氣の清い所で深呼吸すること
	2	唾は唾壺へすること
腦ノ衛生	1	夜更しをしないこと
	2	寢る前便所へ行くこと
	3	早寢、早起 午後八時半 就床 午前六時 起床
食事ノ衛生	1	食事前手洗すること
	2	食事後すぐ飛ばないこと
	3	食器は自分できめて置くこと
	4	未熟な果物を食べないこと
	5	好き嫌ひの飲物の外飲まないこと
	6	一定の飲物を言はないこと
	7	咀嚼を正しくすること
姿勢ノ衛生	1	机にもたれないこと
	2	机に掛けた時、胸を張つて、下腹に力を入れること
	3	深く腰掛にかけて話を聞き、書く時淺くかけるとそろへること
	4	兩足はきちんとそろへること
衣服ノ衛生	1	污れたものを着て居ないこと
	2	帶やバンドをゆるくしめること
	3	手拭を時々洗濯すること

口腔ノ衛生	1	寢る前物を食べないこと
	2	寢る前齒を磨くこと
皮膚ノ衛生	1	元氣よく屋外運動をする
	2	髪は暖い日に洗ふこと
	3	凍傷豫防摩擦すること濡れたまゝ火に當らないこと
	4	襟巻、手袋はしないこと
呼吸器ノ衛生	1	掃除の時マスクを使用すること
腦ノ衛生	1	刺激性のものを食べぬこと
	2	就床 午後八時半 起床 午前六時半
食事ノ衛生	1	よくかんで食べること
	2	買食をしないこと
	3	間食は時間をきめて、其れ以外はしないこと
	4	食べ過ぎないこと
	5	蝿を取ること
姿勢ノ衛生	1	坐した時、前こゞみにならないこと
	2	足を横に出さないこと
	3	持物は時々持換へること
衣服ノ衛生	1	帽子を正しくかぶること

口腔ノ衛生	1	時々含嗽すること
皮膚ノ衛生	1	濡手、濕足は直ぐ拭くこと
呼吸器ノ衛生	1	風邪氣の時マスクを使用すること
腦ノ衛生	1	就床 午後八時半
	2	起床 午前七時
食事ノ衛生	1	雪や氷を食べないこと
姿勢ノ衛生	1	歩く時脊を圓くしないこと
衣服ノ衛生	1	厚着をしないこと

尋常科第四學年

衛生	4	あまり薄着をしないこと
	5	ゴム靴より運動靴をはくこと
	6	襟巻、手袋はなるべくしないこと
	7	毛絲編物は直接肌に着けないこと
其ノ他ノ衛生	1	室内の清潔イ、窓を開けて掃除するロ、静かに掃くハ、水をこぼさぬこと ニ、雜巾を固くしぼること
	2	ゴミは芥捨場へすてること
	3	運動直後心臟の弱い者は水泳しないこと
	4	脊柱、其の他の異狀者は矯正につとめること
	1	便所をきれいに使ふこと
	2	本や帳面をきれいに使ふこと
	3	やたらに放尿しないこと
	1	火鉢のそばへ行かぬこと
	2	水をくんでおくこと

一學期

眼ノ衛生	1	手拭の貸借をしないこと
	2	眼疾の治療をすること
	3	文字は餘り小さく書かぬこと
	4	屈折異常者は眼鏡を用ふること
	1	汗、ほこりの眼に入つた時、運動後疲れた時清水で洗ふこと
	2	暗い所で本を讀まないこと
	1	日向で本を見ないこと
	2	雪中を歩く時、時々眼をふさぐこと
耳ノ衛生	1	耳疾者は手當をすること
	2	耳垢を時々とること
	3	爪でほらないこと
	4	耳疾者は水泳をしないこと
	5	耳に水を入れないこと
	6	水泳の時綿をつめてすること
	1	耳に虫の入つた時、油を入れて、耳を傾け自然に虫を出すこと
		同上事項の徹底を圖ること
鼻ノ衛生	1	鼻紙の用意
	2	鼻腔を爪で掻かないこと
	3	鼻を微温湯で鼻孔を洗ふこと
	1	鼻呼吸をすること
	2	鼻涕を兩方一度にかまず片方づつかむこと
		一冬強い呼吸をしないこと
口腔ノ衛生	1	齒ブラシの使用を正しくすること
	2	齒ブラシをきれいにして置く
	1	寢る前に物を食べない
		特に寢る前に齒を磨くことを強調、徹

二學期

三學期

衛生	3齲齒の治療をすること 4硬い毛筆をなめない	2寢る前に齒を磨くこと
皮膚ノ衛生	1入浴の時体中よく洗ふこと 2爪をきること 3冷水摩擦をすること 4頭髮をきれいにすること 男子は長くのばして置かないこと 5風を取ること	1屋外で運動すること 2髮を暖い日に洗ふこと 3凍傷豫防摩擦すること 濕れたまゝ火にあたらないこと 4襟巻、手袋をしないこと
呼吸器ノ衛生	1朝起きたら、空氣の綺麗な所で深呼吸すること 2唾は唾壺へすること	1風邪氣味の時はマスクをすること
腦ノ衛生	1夜更をしないこと 2早寢、早起 午後九時——午前六時	1就床　午後八時半 2起床　午前六時半
食事ノ衛生	1食事前に手を洗ふこと 2食事後三十分間は靜かにしてゐること 3食器はきめて置くこと 4未熟な果物を食べないこと 5一定の飲料の外飲まないこと 6食事時間を守ること 7咀嚼訓練をすること	1食べ過ぎないこと 2煙を取ること 3間食は一定の時間外はしないこと 4買食をしないこと 5食前食後含嗽すること
姿勢ノ衛生	1机にもたれないこと 2腰掛に正しくかけること 3胸を張つて下腹の皮をのばして足は揃へること	1歩く時体を伸して歩くこと
服裝ノ衛生	1帶やバンドは強くしめないこと 2手拭を時々洗濯すること 3あまり薄着をしないこと 4ゴム靴はなるべくさけること	1厚着をしないこと 2毛絲編物は直接肌に着けないこと
其ノ他	1室内はきれいに掃除すること 2掃除の水は時々換へること 3天氣に應じて窓を開閉すること 4ゴミはゴミ箱に捨てること 5鼻紙を散らさない、心臟の弱い者は水泳しないこと 6運動直後、手足を洗ふこと	1火鉢の側へ行かないこと

尋常科第五學年

	一學期	二學期	三學期
衛生	7便所へ行きたい時我慢しないこと	4やたらと放尿しないこと	2水を汲んで置くこと
眼ノ衛生	1汚れたものでこすらないこと 2手拭の貸借をしないこと 3洗顏の際目をあらふこと 4文字を大きく書くこと 5屈折異常者は眼鏡をかけること 6書見の距離は三十糎を保つこと 7眼疾者は水泳をしないこと	1汗やほこりが入つた時は清水で洗ふこと 2ひなた、電燈の眞下で本を讀まないこと	1暗い所で書物を見ないこと 2雪の反射光線の強い時は時々目をふさぐこと
耳ノ衛生	1耳垢は耳かきで靜かにとること 2耳疾者は水泳をしないこと 3水泳をする時は綿をつめて水の入るのを防ぐこと	1耳に虫が入つた時、首をかたむけ自然に出すこと	同上事項の徹底を圖ること
鼻ノ衛生	1鼻腔を爪でかゝないこと 2兩方一度に鼻をかまぬこと 3鼻呼吸をすること	1鼻血が出たら上むきになり、鼻を冷やすこと	1鼻のつまる時は鹽水で洗ふこと 同上事項の徹底を圖ること
口腔ノ衛生	1ハブラシは衛生的のものを選ぶこと 2齒ブラシを清潔にすること 3寢る前に齒を磨くこと	1運動、外出後は含嗽すること 2寢る前にものを食べぬこと	1乾布摩擦をすること
皮膚ノ衛生	1入浴は隔日すること 2身体を良くあらふこと 3頭髮を洗ふこと（暖い日を選んで） 4運動後は手足をよくあらふこと	1屋外運動をすること 2運動後は殊に冷水で全身摩擦をすること 3凍傷の豫防をすること	1マスクを使用すること
呼吸器ノ衛生	1空氣の綺麗な所で深呼吸をすること	1激しい運動後は靜かに深呼吸すること	1夜更しをしないこと
腦ノ衛生	2約九時間の睡眠時間を取ること	2刺激の強い食物を食べぬこと 刺激の強い映畫等を見ないこと	

尋常科第六學年

	一學期	二學期	三學期
食事ノ衛生	1 食器は時々熱湯で煮ること 2 食前食後に、手をあらひ、含嗽すること 3 食器を專用すること 4 氷や果物を食べ過ぎぬこと	1 蠅たゝきで蠅を取ること 2 食過ぎ飲み過ぎをしないこと（特にお祭等の時） 3 ゆつくり食べること 4 食事時間を守ること 5 間食を過ごさぬこと	同上事項の徹底を圖ること
姿勢ノ衛生	1 机によりかゝらないこと 2 歩く時、体をねぢつたり、小足で歩かないこと 3 物を張つて歩くこと	1 持物は時々左右とりかへて持つ事	同上事項の徹底を圖ること
服裝ノ衛生	1 清潔にすること 2 寛やかなものを選ぶ 3 ゴム靴は非衛生的であるからなるべくはかないこと 4 下着類の洗濯をよくすること	1 男子の洋服は首のまわりがかた過ぎないこと 2 手拭を清潔にして持つてゐること	1 手袋、襟巻をしないこと
其ノ他ノ衛生	1 教室内外を清潔に 2 窓の開閉に注意すること 3 カーテンの使用を正しく 4 塵箱のまわりを清潔に 5 脊柱、其の他の異常者は常に矯正に努むること	1 蛔虫驅除をなすこと	1 風のある日、風邪の時、人混の所へ行く時マスクをすること 2 暖室法を正しく 3 空氣の乾燥を防ぐこと
耳ノ衛生	1 耳垢は耳かきで靜かに取ること 2 異物をつゝこまないこと 3 水泳の際水を入れない樣に綿等をつめること上つたら直にとること	1 烈しい音のする時は、耳をふさぎ又口を開ける	1 異物が入つたら首をかたむけて、振つて自然に出す
眼ノ衛生	1 汚れたものでこすらないこと 2 手拭の貸借をしないこと 3 眼を冷水であらふこと 4 屈折異常者は眼鏡をかけること 5 眼疾者は水泳をしないこと	1 途上書見をしないこと 2 疲労した時は、遠くの樹木、山等を見ること 3 學習、作業等の際左より光線をとること	1 日向、電燈の眞下で本を讀まないこと 2 暗い所で本を讀んだり、仕事をしたりしないこと
口腔ノ衛生	1 齒ブラシは衛生的の物を選ぶこと 2 齒ブラシを清潔にすること 3 寢る前に齒を磨くこと	1 寢る前にものを食べないこと 2 過熱、過冷のものを食べないこと（齒を寒くするから）	同上事項の徹底を圖ること
皮膚ノ衛生	1 入浴は隔日にすること 2 身体を良く洗ふこと 3 粗惡な石けんを使はないこと 4 運動後は手足をよく洗ふこと	1 頭髮を清潔にすること（暖い日に洗ふこと） 2 冷水摩擦をすること	1 凍傷豫防をすること
呼吸器ノ衛生	1 清潔な空氣を深呼吸する 2 人混の所へ行かないこと	1 感冒に注意すること 2 烈しい運動後は靜かに呼吸する事	1 外出の時風邪氣味の時マスクをすること
腦ノ衛生	1 運動、食事、入浴後直に困難な問題を考へぬこと	1 靜かな所で充分眠ること約九時間	1 夜更しをしないこと
食事ノ衛生	1 食器は時々熱湯で煮ること 2 食前食後に手を洗ひ、含嗽をすること 3 食器を專用すること 4 氷、未熟の果物等を食べぬこと 5 蠅を驅除すること	1 ゆつくりよくかんで食べること 2 食事時間を守ること 3 暴飲暴食しないこと	1 買ひ食をしないこと 2 間食をしないこと
姿勢ノ衛生	1 胸を張つて腹に力を入れること 2 脊骨を伸すこと 3 机によりかゝらぬこと	1 持物は時々とりかへて持つこと	同上事項の徹底を圖ること
服裝ノ衛生	1 清潔にすること 2 だらしなくしないこと 3 寛やかなものを選ぶ 4 下着、履物等の清潔に特に注意すること	1 厚着、薄着をしないこと 2 襟巻、手袋を使はないこと	1 寢具を日光消毒すること
其ノ他ノ衛生	1 教室内外の清潔 2 學習氣分を助長するやうに整頓、美化すること 3 窓の開閉に注意すること 4 脊柱其の他の異常者は常に矯正に努めること	1 蛔虫驅除をなすこと 2 傳染病の豫防をすること	1 暖室法を正しく 2 火鉢にあたらないこと 3 室内の乾燥を防ぐ 4 マスクを正しく使用する

	一學期	二學期	三學期
眼ノ衛生	1途上書見をしないこと 2疲勞の場合は遠望すること 3左より光線を取ること（勉强作業） 4手拭を專用し清潔にする 5眼を冷水にて洗ふこと	1餘り小さい字を書かないこと 2小さい字を長く讀まないこと 3日向で本を讀まないこと 4雪や氷から反射する强い光線をさけること	1近視眼の豫防 イ、暗い所で讀まぬ ロ、細い字を書かぬ讀まぬ ハ、三十糎以上はなして ニ、仰臥して讀まない ホ、歩行しながら讀まない
耳ノ衛生	1常に清潔にすること 2異物が入つたら直にとる 3鉛筆其他の異物を入れない	1烈しい音のする時は、綿をつめる又口を開ける	同上事項の徹底を圖ること
鼻ノ衛生	1常に清潔にし鼻呼吸を自由にする 2鼻疾があると注意力が散慢になるから治療すること	1鼻血は春機發動期に屢々起るものであるからおそれず注意すること	同上事項の徹底を圖ること
口腔ノ衛生	1齒ブラシは衛生的のものを選ぶ事 2齒ブラシを清潔にすること	1過熱過冷のものは齒に害があるから注意すること	同上事項の徹底を圖ること
皮膚ノ衛生	1溫浴して清潔を保つこと 2粗惡の石けんを使はないこと 3冷水摩擦をすること 4皮膚病の治療をすること 5	1頭髮を清潔にすること 2凍傷豫防 1手足を餘り冷やさない 2水を使つたら直にふいて、グリセリン等をつける	同上事項の徹底を圖ること
呼吸器ノ衛生	1清潔な空氣を呼吸すること 2人ごみの中へ行かないこと	1感冒に注意すること 2室内の換氣に注意すること	同上事項の徹底を圖ること
腦ノ衛生	1運動、食事、入浴後困難な問題を考へぬこと	1眠いときがまんしないこと 2睡眠時間八、五時——九時間	1小說等に讀みふけらぬこと
食事ノ衛生	1食器を清潔にし專用すること 2食事時間を規則正しく 3蠅を驅除すること 4食前食後に手を洗ひ含嗽すること 5食後直に過激の運動をしないこと	1買食をしないこと 2暴飲暴食をしないこと 3食物をよくかむこと いそがないこと	1不規則な間食をしないこと

	一學期	二學期	三學期
姿勢ノ衛生	1頭を眞直にし兩肩を水平にし、胸部を擴張し腹に力を入れる（一般の姿勢） 2腰掛けた時机に胃をつかない	1重いものを持つ時は片方のみに持たぬこと	同上事項の徹底を圖ること
服裝ノ衛生	1清潔にすること 2端正にすること 3帽子及履物は寬やかなものを選ぶこと 4手拭鼻紙を持つてゐること	1衣服は寬やかに 2男子のバンドは餘り堅くせぬ 3首のまわりはゆるやかに	1寢具の清潔 日光消毒をすること 2襟卷手袋をしないこと
其ノ他ノ衛生	1室内の清潔、整頓、美化 2窓の開閉に注意すること 3氣持のよい教室とすること 4女子の生理的衛生に注意すること	1傳染病の豫防をなすこと 2傳染病の流行する時は監督官廳や公共團体の發布する豫防心得を遵奉して互に注意すること	1火鉢を入れた時、空氣の乾燥をさけること 2マスクを適當に使用すること

第二篇　校則及諸規程

校　　則　　校務分掌規定
行事一覧表　　自治會々則
勤勞文庫閲覧規定　　少年消防隊々則
非常避難演習規程　　同窓會々則

校則

目次

第一編　御影並勅語謄本
第一章　御影並勅語謄本ニ關スル規程
第二編　教務
第二章　教授時數始業時休業日
第三章　學級編制學級擔任及學科受持
第四章　時間割校外教授
第五章　教授細目
第六章　週錄、指導案
第七章　遠足、修學旅行
第八章　操行及學業査定
第三編　訓練
第九章　校訓及級訓
第一〇章　個性觀察並家庭訪問
第一一章　敬禮
第一二章　儀式
第一三章　朝禮
第一四章　賞罰
第四編　管理
第一五章　出缺席、忌服並弔慰
第一六章　教室出入、教室內秩序
第一七章　看護
第五編　養護
第一八章　身体檢査、衛生
第一九章　清潔法
第二〇章　救急治療
第二一章　机、腰掛
第六編　庶務
第二二章　職務及服務
第二三章　校具
第二四章　校務分掌
第二五章　諸表簿處理
第七編　雜則
第二六章　當直規程
第二七章　火災豫防、非常變災
第二八章　參觀人心得
第二九章　使丁ニ關スル規程

第一編　御影並勅語謄本

第一章　御影並勅語謄本ニ關スル規程

第一條　御影並勅語謄本ハ奉安所內ニ奉置ス

第二條　御影並勅語謄本ハ學校長之ヲ奉護ス

但シ勤務時間外ハ當直教員代リテ其ノ任ニ當ル

第三條　奉安所ノ開閉ハ學校長之ヲ掌ル

但シ非常變災ノ場合ハ此ノ限リニ非ズ

第四條　奉安所ノ鍵ハ學校長之ヲ保管ス

但シ勤務時間以外ハ當直教員之ニ代ル、非常變災ノ場合ノ外ハ學校長ノ施シタル封印ヲ開封スルコトヲ得ズ

第五條　非常變災ノ場合ニ於テハ左ノ奉還中危險ナシト認ムル個所ニ奉還シ相當ノ守衛者ヲ附スルモノトス

郡農會事務所　警察署　町役場

第二編　教務

第二章　教授時數、始業時、休業日

第六條　小學校令施行規則第十七條第十八條ニヨリ各學年毎週教授時數ヲ別表ノ如ク定ム（敎務關係綴）

第七條　教授時間ノ始業時ヲ定ムルコト左ノ如シ

自四月一日	自七月十二日　午前七時
至七月十一日　午前八時	至九月二十日
自九月二十一日	自十月十一日　午前九時
至十月十日　午前八時	至三月末日

第八條　休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

夏期休業　八月一日ヨリ同三十一日迄
冬期休業　十二月二十九日ヨリ一月十一日迄
學年末休業　三月二十六日ヨリ同三十一日迄
大神宮　四月十八日
產土神祭日　諏訪春日神社　九月十一日
農繁休業　六月中旬春蠶上簇期十日間

第三章　學級編制、學級擔任及學科受持

第九條　學校長ハ學年始ニ於テ兒童數ニ依リ學級編制ヲナス

第十條　學級擔任及學科受持ハ職員ノ希望ヲ斟酌シ學校長之ヲ定ム

第四章　時間割、校外教授

第十一條　時間割ハ學年始ニ於テ擔任教員ノ意見ヲキキ教務主任立案シ學校長之ヲ定ム

第十二條　時間割變更及校外教授ノ場合ハ學校長ノ許可ヲ受クベシ
但シ校外教授ノ場合ハ豫メ指導案ヲ提出スルコト

第十三條　學級擔任ニ於テ特別ナル教育施設ヲナサムトスル時ハ豫メ教科主任及教務主任ト打合セ印刷物等アル場合ハ之ヲ添ヘ學校長ニ開申スルヲ要ス

第五章　教授細目

第十四條　教授細目ニ於ケル總時數ハ　第一學期　十四週（但シ二マデハ十五週）
第二學期　十五週　第三學期　十週　ヲ豫定ス

第十五條　教授細目ハ各學年學科別ニ編成ス

第十六條　教授細目ハ學科受持教員、教科主任ノ意見ヲキキ之ヲ立案シ學校長之ヲ成案トス

第十七條　學科受持教員ハ每學期末教授週錄ヲ參考シ實地授業成績ニ鑑ミ修正意見ヲ記入整理スルモノトス

第十八條　學科受持教員細目修正ノ必要ヲ認メタル時ハ教科主任及學校長ノ同意ヲ經テ之ヲ修正ス

第六章・週錄、指導案

第十九條　教授週錄ハ週ノ最終日ニ來週分ノ進度ヲ豫定記入シ前週ノ結果ヲ記入シテ教務主任ヲ經テ學校長ニ提出ス

第二十條　兒童ノ自學ニ便スルタメ來週ノ教授豫定表ヲ兒童本位ニ記載シ教室ニ揭示スルコトヽス（尋四以上）
指導案ハ低學年ニ於テハ教法本位、高學年ニ在リテハ教材本位ニ翌日分ヲ立案シ教務主任ヲ經テ學校長ニ提出スベキモノトス

第二十一條　教務主任ハ學年末ニ於テ週錄及指導案ヲ取纏メ保存スルモノトス

第七章　遠足、修學旅行

第二十二條　遠足運動及修學旅行ハ別表ノ系統案ニ依リ春秋二回之ヲ行フ
但シ即日歸校、管內遠足運動ニアリテハ三日、管外若シクハ宿泊ヲ要スル修學旅行ニアリテハ二週間前ニ左記事項ヲ具シ學校長ニ申出ヅルコト

（一）遠足ノ場合
1　方面及目的
2　指導要項
3　旅行スベキ學年別兒童數
4　旅行セザルモノヽ學年別兒童數及其ノ處理
5　附添教員職氏名

（二）修學旅行ノ場合
1　旅行方面及目的
2　旅行日程
3　指導要項

4 旅行スベキモノハ學年別兒童數
5 旅行セザルモノハ學年別兒童數及其ノ理由
6 兒童一人當旅費概算及其ノ處理
7 附添教員職氏名及旅費概算並其ノ出途

宿泊ヲ要スル旅行ノ場合ハ歸校後三日以内ニ旅行ニ關スル狀況ヲ學校長ヲ經テ縣ヘ報告スルコト

第八章 操行及學業査定

第二十三條 操行査定ノ標準ハ正シク發育成長セル各發達程度ノ兒童ガ備ヘ得ル德性ヲ基準トシ之ニ一般兒童ヲ照シ優レタルヲ「甲」トシ、普通ナルヲ「乙」トシ、不良ナルヲ「丙」トス

第二十四條 操行査定ハ學級擔任ノ査定シタルモノヲ原案トシテ査定會ニ於テ之ヲ決ス

第二十五條 操行査定ニ付テハ左ノ諸點ニ留意スルヲ要ス

1 身心ノ發達狀況　2 綿密周到ナル個性觀察
3 品性ト行爲　4 結果ト動機

第二十六條 學業成績ノ査定ハ平常ノ成績ヲ不斷ニ査察スルモノトス

第二十七條 技能教科ハ特ニ考査スルニ及バズ

但シ實習ヲ伴フ教科ニアリテハ作業ヲ加味採點スルコト

第二十八條 成績考査ハ學期毎ニ之ヲ行ヒ學年末ニ於テ之ヲ平均スルモノトス　採點ハ一學科ノ滿點ヲ一〇點トシ八點以上ヲ甲、五點ヨリ七點マデヲ乙、四點以下ヲ丙トス

第二十九條 左ノ一ニ該當スルモノハ不合格トス

1 一學科ノ得點三點ニ達セザルモノ三科目以上ノモノ
2 總計丙ナルモノ
3 事故缺席、授業日數ノ半ヲ超過シタルモノ
4 學期成績二回以上不合格ノモノ

但シ前項ノ場合ト雖モ特別ノ事由アリト認ムルモノハ詮議ノ上特別ニ進級セシムルコトヲ得

第三十條 小學校令第三十二條ニ該當スルモノハ其ノ敷科ニ限リ考査ヲ缺クコトヲ得

第三十一條 學業成績考査ニハ左ノ諸點ニ留意スルヲ要ス

1 試驗制ノ弊ニ陷ラザルコト
2 考査形式ノ偏ラザルコト
3 天賦ト努力
4 考査ノ度數ハ一學科月一回ヲ最小限度トス

第三十二條 考査簿記入及算出法ハ左ニ依ルコト

1 考査簿ニハ漢字ヲ以テ記入ス　但シ國語ノ分科ニ限リ數字ヲ用フ
2 國語ノ分科ヲモ一科ト見做シテ計算スルコト
3 總評ハ國語平均ヲ除キタル各教科ノ合計點ヲ科目數ニテ除シ四捨五入法ニヨリテ小數第一位迄ヲ表スコト
4 學年末ニ於ケル國語平均及總評ハ各縱ニ計算々出スベキコト
5 操行及認定（合、不）ハ之ヲ朱書スルコト

第三編 訓練

第九章 校訓及級訓

第三十三條 訓練ノ徹底ヲ圖ルタメ其內容方面ノ主要方針ヲ示シ教育勅語ノ御趣旨ヲ奉戴セシムル階梯トシテ校訓ヲ「誠」ト定ム

第三十四條 校訓實施ニ付テハ常ニ左記事項ニ注意スルヲ要ス

一、職員率先之ヲ守リ兒童ノ範トナル

二、偶發事項ノ訓諭ハ成ルベク之ヲ利用ス
三、修身教授及訓練強調事項トノ連絡ヲ保ツコト

第三十五條　各學級、該學年兒童道德意識ノ發達、程度、長所、短所、日常生活狀態等ヲ斟酌シテ該學級ニ適切ナル級訓ヲ定メ一時一事主義ニ依リ之ガ徹底ヲ圖ルモノトス

第三十六條　訓練ノ徹底ヲ圖ルタメ各學級ハ更ニ生活化セル具体的事項ニツキ實踐指導要目ヲ定メテ之ガ徹底ニツキ指導スルヲ要ス

第十章　個性觀察並家庭訪問

第三十七條　個性觀察ハ教育作業ノ基調ナレバ特ニ左記ノ諸點ニ留意シ綿密妥當ナルヲ要ス
身体的特長及缺陷、精神活動ノ特異點、氣質、稟賦、嗜好學科、學習態度、交友、家庭ノ狀況等

第三十八條　個性觀察簿ハ隨時之ヲ記入スベキモ、七月十五日マデニ全兒童ニ亘リ第一回ノ記入ヲ了ルモノトス

第三十九條　受持敎員ハ學校ト家庭トノ連絡及個性觀察トヲ兼ネテ受持兒童ノ家庭訪問ヲナスベシ

第四十條　家庭訪問ハ必要アレバ隨時之ヲ行フベキト雖モ兒童ニ對シテ第一回ハ六月末日ヲ以テ終了スベキモノトス
訪問ノ都度、個性觀察簿ニ月日及必要事項ヲ記入シ置クモノトス（作法細目）

第十一章　敬禮

第四十一條　敬禮ハ上下長幼ノ秩序ヲ正シ、內恭敬ノ誠意ヲ外形ニ表スベキモノナレバ之ガ作法ニ付テハ兒童ノ發達程度ニ應ジテ適當ニ實習指導スルモノトス

第四十二條　敬禮ヲ左ノ如ク分ツ
一、最敬禮　陛下　殿下並其御影ニ對シテ
二、對上禮　尊長ニ對シテ
三、對等禮　同輩又ハ同輩以下ニ對シテ

第四十三條　左ノ場合ハ敬禮又ハ挨拶ヲナシテ不敬、不作法ニ流レザル樣注意スルコト

一、上校、下校、校門出入ノ時
二、授業ノ始終ノ時
三、先生ニ物ヲ提出シ又ハ受ケル時
四、職員室出入ノ時
五、他敎室ニ出入スル時
六、先生ニ用事アル時等

第十二章　儀式

第四十四條　本校ニテ擧行スル儀式左ノ如シ
一、天長節　明治節　四方拜　紀元節
二、勅語、詔書並御沙汰書奉讀式
三、記念式　入學式　始終業式　職員新任、告別式等

第四十五條　前條第一項ノ儀式順序ヲ定ムルコト左ノ如シ
一、兒童職員着席
二、來賓着席
三、敬　禮　四、開　扉（君が代奏樂裡）
五、國　歌　六、奉祝ノ辭奏上（職員兒童代表、來賓代表）
七、勅語奉讀　八、閉　扉（君が代奏樂裡）
九、訓　話　一〇、祝　辭
一一、祝日唱歌　一二、敬　禮
一三、來賓退席　一四、兒童職員退席

第十三章　朝　禮

第四十六條　朝禮ハ自治的訓練ヲ助長シ必要ナル合同訓話ヲナシ又每週強調スベキ訓練事項ヲ約束シ之ガ徹底ヲ圖ルノ機會タラシム

第四十七條　朝禮ハ每週月曜、木曜、土曜定時ニ行ヒ必要アル時ハ隨時ニ之ヲ行フ

第四十八條　朝禮ハ左ノ如クシテ之ヲ行フ
一、合圖　白旗ヲ揭グ

二、排列　教室、下足場等ノ關係ヲ顧慮シ學級男女別縱隊
三、事項　1 國旗揭揚　2 國歌合唱　3 奉安所奉拜　4 職員兒童相互挨拶
5 一般的訓話　6 訓練强調事項　7 結果發表　8 深呼吸及簡易ナル体操

第十四章　賞罰

第四十九條　勤勉努力　成績優良又ハ善行ナル兒童ヲシテ益々善良ニ導キ他兒童ヲシテ之ニ倣ハシメンタメ積極手段トシテ之ヲ表彰ス

第五十條　表彰ノ種別ハ左ノ如シ

一、褒詞　賞品　賞狀

第五十一條　學年末ニ於ケル授賞ハ左ノ標準ニ依リテ選定ス

一、努力賞　克ク努力シ進歩ノ跡顯著ナルモノ

二、優等賞　品行學業共ニ優秀ナルモノ（學級兒童數ノ約一割）

三、佳良賞　優等者ニ次グモノ（學級兒童數ノ約一割五分）

四、皆勤賞　年內無缺席者

五、精勤賞　年內缺席三日以內ノ者

但シ尋三以上ニアリテハ遲刻、早退ノ度數七回ヲ以テ一日缺ト見做ス

六、在學年中精勤賞　一ケ年平均一日以內ノ缺席ナル精勤者

第五十二條　非行ヲナシタル兒童ニ對シテ改悛、改悔セシメ以テ正道ニ就カシムルタメ左ノ罰ヲ行フコトアリ

一、訓誡　二、直立　三、隔離

四、禁足　五、留置　六、停學

第四編　管理

第十五章　出缺席、忌服並弔慰

第五十三條　無斷七日以上缺席セル時ハ保護者ニ向ツテ督促ヲナシ其ノ旨督促簿ニ記入シ置クモノトス

第五十四條　督促狀ヲ發スルモ七日以內ニ出席セザル時ハ係員ニ申出デ學校長ヲ經テ町長ニ報告スルモノトス

第五十五條　兒童近親中死亡者アリタル時ハ左ノ各項ニヨリ忌引セシム

但シ遠隔ノ地ニ往復スル場合ハ特別取扱ヲナスコトアリ

1 父母　三日　2 祖父母、兄弟、姉妹　二日　3 曾祖父母、伯叔父母　一日

第五十六條　職員兒童ニシテ不幸アル場合ハ左ニ準ジテ之ヲ弔慰ス

1 兒童死亡ノ場合　學年擔任教員同學年兒童

2 兒童ノ父母死亡ノ場合　職員代表、兒童代表

3 職員死亡ノ場合　職員、兒童

4 職員ノ父母又ハ配偶者死亡ノ場合　職員、兒童代表

5 職員ノ家族又ハ近親者死亡ノ場合　職員

第五十七條　職員兒童ニシテ長キニ亘ル病氣又ハ天災ニ罹リタル場合ハ之ヲ慰問ス

但シ被弔慰者遠隔ノ距離ニアル場合又ハ傳染病等ノ場合ハ前條ニ依ラズ適宜ノ處置ヲ執ルモノトス

第十六章　教室出入、教室內秩序

第五十八條　始業合圖アリタル時ハ各學年所定ノ場所ニ整列シ級長又ハ教員ノ號令ニテ教室內ニ入リ着席ス

第五十九條　授業終リタル時ハ各學年所定ノ場所ニ整列シ教員又ハ級長ノ號令ニヨリ解散ス

第六十條　始業及終業合圖ハ總テ鈴ヲ以テス

但シ朝禮アル時ハ十分前、其他ノ午前及午後ノ初校時ハ五分前ニ豫令ス

第十七章　看護

第六十一條　學校長ハ全教員ヲ數組ニ分チ訓練係トシ週番ヲ以テ兒童ノ看護ニ當ラシメ且ツ高等科第二學年兒童若干名ヲシテ之ヲ補助セシム

但シ雨雪天時ニ在リテハ他ノ全教員之ガ補助ニ當ルモノトス

第六十二條　訓練係當番ハ前週土曜日ニ於テ全教員ト訓練事項協定會ヲ開催シテ訓練事項ヲ協定シ學校長ニ提出シ月曜日朝禮時ニ兒童ニ布告シ木、土曜日ニ結果反省ヲナス

訓練係當番及補助兒童ハ當番期中徽章ヲ帶ブ

第六十三條　訓練係當番ハ左ノ看護任務ヲ行フ

1　兒童ノ言行ニ注意シ禁止、奬勵又ハ賞讃、訓誡ヲ加フルコト
2　兒童ノ運動遊戲ヲ奬勵シ用具ノ使用ニ注意ス
3　疾病、負傷兒童ノ應急處置及看護
4　遺失、拾得品ノ處理
5　掃除教室ノ整理、火氣等ニ關スル巡視ヲナシ夫々注意ヲ促シ或ハ評點ヲ下ス
6　出席板ヲ統計シ看護主任ニ提出スルコト
7　訓練日誌ヲ記載スルコト

第六十四條　訓練日誌ノ樣式ハ左ニ準據スベキコト

1　月日　曜日　氣象　氣溫　當番組及當番氏名
2　訓示又ハ訓練强調事項
3　禁止奬勵又ハ賞讃、訓誡ヲ加ヘタル事項
4　兒童ノ傷病、遺失、拾得品
5　看護中ノ感想並ニ其他必要ト認メタル事項
6　出缺席兒童數

第六十五條　訓練係當番ハ看護期間中發生シタル事項又ハ取扱ヒタル事項ニシテ必要ト認ムルトキハ擔任教員及學校長ニ報告又ハ稟議スベシ

第五編　養護

第十八章　身体檢査、衛生

第六十六條　身体檢査ハ毎年四月又ハ五月中ニ之ヲ行ヒ其成績ヲ通信簿ニ記入シテ兒童及保護者ニ其ノ狀況ヲ知ラシム

傳染病其他疾病故障アル者ニ付テハ特ニ注意ヲ促ス

第六十七條　トラホーム治療票ハ毎月一回之ヲ檢閲シテ治療ヲ勵行セシム

第六十八條　清潔檢査ハ毎月曜日ニ之ヲ行ヒソノ際身体清潔、頭髮、爪、耳垢、衣服等ヲ檢査スルコト

第六十九條　口腔衛生、寄生蟲驅除等ニ付テハ時々各學年ニ於テ之ヲ注意シ勵行セシム

第七十條　擔任教員ニ於テ必要ト認メタル時ハ學校長ニ具申シ校醫ヲシテ隨時檢診セシムルコトヲ得

第七十一條　兒童ニシテ傳染病ニ罹リタル時ハ校醫及町當局ト打合セノ上校舍ノ大消毒ヲ行フ

第七十二條　兒童ノ家族ニ傳染病患者發生セシ時ハ校醫ニ就キ檢診ノ結果適當ノ處置ヲトラシム

第十九章　清潔法

第七十三條　清潔法ヲ分ツテ左ノ三種トナス

1　日常清潔法　放課後各自分擔區域ニツキテ
2　定期清潔法　每學期末
3　臨時清潔法　必要アル隨時

第七十四條　清潔法ハ尋常科第三學年ヨリ之ヲ行ハシメ擔任教員之ガ指導監督スベキモノトス

用具ハ各區域ニ左ノ設備ヲナス（屋外ヲ除ク）

バケツ　二ケ　箒　二本　ハタキ　二本　雜巾　若干　塵取　一ケ

第二十章　救急治療

第七十五條　兒童在校中疾病負傷アル時ハ應急手當ヲ施ス

第七十六條　萬一重症ト認ムル時ハ應急手當ノ後校醫ノ診斷手當ヲ受ケシメ學校長保護者ニ詳細報告通知スベキモノトス

第二十一章　机、腰　掛

第七十七條　兒童用机、腰掛ハ常ニ同號ノモノヲ使用スベク、號數ハ兒童ノ下肢ノ長サニ應ジテ之ヲ使用セシムルヲ要ス

第七十八條　座席ハ尋三以下ハ男女ヲ交ヘテ尋四以上ハ男女別ニ何レモ身長順ニスルヲ普通トスルモ背柱彎、視力聽力等ノ異常者ニ對シテハ適當ノ注意ヲ拂フベキモノトス

第七十九條　座席ハ少クトモ每學期交換シテ偏セザル樣ニスベシ

第八十條　机、腰掛ハ常ニ號札及學級札ヲ貼付シ置キ之ガ混同不明ヲ避クベキコト

第六編　庶　務

第二十二章　職務及服務

第八十一條　明治十四年六月十八日文部省達第十九號小學校教員心得ヲ遵守シ教員タルノ本分ヲ誤ラザルコト

第八十二條　職員ハ始業前二十分時迄ニ出勤シ終業後兒童ノ退散シタル後ニ於テ退去スベシ

職員出勤セシ時ハ出勤簿ニ捺印シ出勤退去ニ際シテハ出退標ヲ正位ニ復スベシ

第八十三條　職員ニシテ缺勤又ハ旅行セントスル場合ハ左ノ規程ニ依リ學校長ニ届出ヅベシ

一、官廳ノ召喚ニ應ズル時、忌服ヲ受ケタル時、遲刻、早退又ハ缺勤セントスル時

二、病氣ノ爲メ二週間以上ニ亘ル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ知事宛

三、父母ノ墓參、病氣看護ノ爲五日以上ニ亘ル時ハ知事宛許可願ヲ添ヘ

四、轉地療養ノ爲旅行セントスル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ知事宛許可願ヲ

五、休業中旅行セントスル時ハ旅行先、日數ヲ具シテ

六、產前、產後ノ場合ハ休養期間內ニ於テ日數ヲ具シテ

第八十四條　職員ニシテ和服ヲ着用セントスル場合ハ其ノ事由ヲ具シテ學校長ニ届出ヅベシ

第八十五條　學級擔任者ハ學校經營方針ニ基キ該學級經營案ヲ立テ、六月二十日迄ニ學校長ニ提出シ更ニ年度末ニ於テ結果反省錄ヲ附シテ學校長ニ提出スルモノトス

第八十六條　教員ハ學校又ハ近隣ニ火災其他非常事變アル時ハ直チニ登校シ警備應急ノ任ニ從フベシ

第八十七條　教員ハ休業日ト雖モ臨時登校ヲ要スル場合ハ通知ニ從ヒ直チニ登校スルモノトス

第二十三章　校　具

第八十八條　校具ハ凡テ丁寧ニ取扱ヒ損傷ナキ樣注意スルハ勿論萬一損傷セシ時ハ直チニ修理シ置クモノトス

但シ修理不可能ノ場合ハ學校長ニ申出デ其ノ補給修理ノ方法ヲ講ズルモノトス

第八十九條　校具ハ使用後之ヲ清潔ニシ一定ノ場所ニ整頓シ置クベキモノトス

第九十條　物品購入、新調又ハ修理ヲ必要ト認メタル時ハ必要事項ヲ具シテ學校長ニ申出ヅルコト

職員ニシテ教具等ヲ製作セシ場合ハ學校長ニ申出デ之ヲ臺帳ニ登錄シ置クモノトス

第九十一條　校具ノ管理、保管ニ付テハ使用者及係員ハ常ニ注意シテ散逸、亂雜ナラザル樣心掛クルコト

特ニ劇藥、爆發性藥品、燃燒發火シ易キモノ、取扱ヒ保管ニハ一層留意スルヲ要ス

第二十四章　校　務　分　掌

第九十二條　校務ハ教務、訓練、作業、備品、圖書、養護、學籍、庶務ニ分チ、職員之ヲ分掌ス

分掌規程ハ別ニ定ム

第二十五章　諸表簿處理

第九十三條　本校ニ左ノ諸表簿ヲ備フ

一、校　則　　二、學校沿革誌　　三、學　校　日　誌

四、職　員　出　勤　簿　　五、職員履歷書　　六、卒業兒童名簿

七、兒　童　賞　罰　簿　　八、教授時間割表　　九、學　籍　簿

一〇、學業成績簿　一一、校具錄　一二、令達綴
一三、校地校舍圖　一四、諸往復文書綴　一五、兒童出席簿
一六、兒童出席月年末統計表　一七、學校一覽表　一八、缺席兒童督促簿
一九、虎眼患者名簿　二〇、校醫執務日誌　二一、異常兒童名簿
二二、視察簿　二三、教員製作品臺帳　二四、身体檢查統計表
二五、身体檢查票　二六、個性觀察簿等

第九十四條　諸表簿ノ保存期間ハ左記ニ依ルモノトス

一、永年保存

1	校則	2	學校沿革誌	3	學校一覽表
4	職員履歷書綴	5	卒業兒童名簿	6	令達綴
7	學籍簿	8	兒童賞罰簿	9	學業成績簿
10	個性觀察簿	11	校具錄	12	視察簿
13	校地校舍圖	14	教員製作品臺帳		

二、六ケ年保存

1	學校日誌	2	兒童出席簿	3	虎眼患者名簿
4	異常兒童名簿	5	身体檢查票	6	兒童出席月年末統計表
7	身体檢查統計表				

三、三ケ年保存

1	諸往復文書綴	2	教授週錄	3	校醫執務日誌

四、一ケ年保存

1	指導案	2	職員出勤簿	3	缺席兒童督促簿
4	教授時間割表				

第九十五條　諸表簿ノ記入處理ハ左記ニヨル

一、校則　必要アル時ハ隨時之ガ加除ヲ行フ
二、規程　必要アル時ハ隨時之ガ加除ヲ行フ
三、沿革誌　年度末ニ於テ當該年度内ノ重要事項ニツキ學校長之ヲ記載ス
四、職員履歷書綴　職員ハ着任後一週間以内ニ履歷書ヲ提出スルモノトス
但シ縣外ヨリ轉任、新任ノ者ハ二通、縣内轉任者ハ一通、現舊職員ノ二綴トシ、着任後ノ履歷事項ハ學校長之ヲ記載ス
五、卒業兒童名簿　尋高別ノ學籍順ニ卒業認定後受持教員ハ之ヲ記入シ學校長ノ檢閱ヲ受ク
受持教員ハ翌年度四月末日迄ニ卒業後ノ狀況ヲ記載シ置クモノトス
六、兒童賞罰簿　特ニ其ノ必要アリト認メタル重大事項ニツキ受持教員記入シ學校長ニ提出ス
但シ學年末授賞ハ授與錄ヲ以テ代フ
七、令達綴　文書中ノ通牒例規ニシテ將來ノ規範ヲ示スベキモノヲ學校長輯綴ス
八、校具錄　一號、二號ニ分チ製作、購入、破損、紛失等アル時其ノ都度係員之ヲ記入登錄シ少クトモ年一回現品トノ照合ヲナシ帳簿ノ實際整理ヲナスモノトス
九、學校日誌　首席訓導之ガ記載ヲナシ學校長ノ檢閱ヲ受ケ月末ニ摘要ヲ採錄スルコト
一〇、虎眼患者名簿、異常兒童名簿ハ身体檢查票ニ依リ受持教員之ヲ記入ス

第七編　雜則

第二十六章　當直規程

第九十六條　勤務時間外ニ於テ御影並勅語謄本ヲ奉護シ學校全般ノ取締ヲ爲スタメ男教員一名宛輪番當直ヲナスモノトス

第九十七條　當直ハ之ヲ平日（宿直）ト休業日（日直）トニ區別シ休日當直ハ女教員平日當直ハ男教員各輪番ニ之

ニ當ルモノトス

當直員ハ差支アル時ハ代員ヲ定メテ之ニ代理セシムルモ可ナリ

第九十八條　當直員ノ勤務時間左ノ如シ

一、平日當直　終業時刻ヨリ翌日始業時刻マデ

二、休日當直　平日始業時刻ヨリ終業時刻マデ

第九十九條　當直員ノ任務左ノ如シ

一、御影並勅語謄本ノ奉護

二、校地、校舍並校具ノ取締

三、當直時限中ニ起リタル事項ノ處理

第　百　條　當直員ハ校舍ノ內外ヲ巡視シ、異狀ノ有無ヲ視察シ若シ異狀アルコトヲ發見シタル場合ハ臨機應急ノ處置ヲナスベキコト

當直員ハ特ニ火氣ニ注意シ變災ナキ樣取締ルコト

當直中處理シ難キ事件ヲ生ジタル時ハ學校長ニ稟議スルモノトス

第百一條　當直員ハ左ノ事項ヲ當直日誌ニ記載スルモノトス

一、月　日　曜　日　氣　象　當直員氏名

二、巡視ノ結果異常アリタル事項並處理事項

三、當直中來校セシモノヽ氏名並用件

四、其他必要ト認メタル事項

第百二條　左ノ場合ハ當直ヲ免除スルモノトス

一、出張中及出張ノ前日並歸校當日

二、缺勤中

三、新任者ハ着任ノ當日ヨリ一週間

第二十七章　火災豫防、非常變災

第百三條　理科實驗ニ要スル藥品等ニシテ燃燒爆發又ハ發火シ易キモノハ特ニ貯藏法ニ注意シ一定ノ場所以外ニ置カザルコト

第百四條　職員用ノ火鉢ハ授業中危險ナキ樣注意シ職員不在ノ時ハ窓ヲ開ケ放タザルコト

第百五條　教室火鉢ノ側ニハ常ニ消火用ノ水ヲ備ヘ置クコト

放課後ハ使丁ヲシテ火氣ヲ取除カセ看護當直ハ之ヲ巡視シテ危險ナカラシムルコト

第第六條　學校若クハ其ノ附近ニ災害アル場合ハ休業中ニアリテモ職員ハ直チニ登校シテ警戒防禦若クハ少年消防隊員ヲ督勵協力シテ消防ニ從事スルコト。少年消防隊則ハ別ニ定ム

第百七條　校舍罹災若クハ其ノ虞アル時ハ左ノ順序ニヨリ速カニ安全地帶ニ持出スベキモノトス

一、御影並勅語謄本

二、印章及重要書類

三、圖書、器械、標本及一般校具

第百八條　兒童在學中變災アル時ハ急鈴ヲ以テ之ヲ報ジ非常避難規程ニ從ヒ低學年ヨリ順次安全地帶ニ避難セシム、特ニ二階ノ兒童ニアリテハ混亂セザル樣敎師ノ指導ニヨリテ立退カシムルモノトス

第百九條　兒童在學中下校ノ通路ニ危險ノ虞アル時ハ其ノ事故止ム迄學校ニ留メ置クモノトス

第二十八章　參觀人心得

第百十條　校內及授業ヲ參觀セントスル者ハ名刺ヲ差出シ學校長ノ指揮ヲ待ツベシ

第百十一條　參觀人ハ左ノ事項ニ從フベシ

一、授業中ノ敎室出入ハ必ズ室ノ後方出入口ヨリスルコト

二、授業參觀時間ハ一敎室少クトモ三十分以上タルコト

三、談話、擧止等ニヨリテ學校ノ注意ヲ亂サヾル樣注意スルコト

第二十九章　使丁ニ關スル規程

第百十二條　使丁ハ常ニ職員ノ指揮命令ニ從ヒ忠實ニ其ノ職務ニ服スベキモノトス

第百十三條　使丁ハ兒童ニ接スル機會多キ故言語、服裝、態度等ニ注意シ親切ヲ旨トスベシ

第百十四條　使丁ノ日課ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、始業前ニナスベキコト

1　各昇降口ノ戸開キ
2　宿直室、使丁室ノ掃除
3　職員室ノ火入、整頓
4　手洗水ノ汲入
5　飲料水ノ煮沸
6　雨天時、雨傘台ノ備付
7　冬期各教室火鉢ヘ配火等

二、授業中ナスベキコト

1　各昇降口等ノ整頓
2　晝食前後ニ於ケル湯茶ノ配布取下ゲ

三、終業後ニナスベキコト

1　兒童ノ分擔ニ屬セザル個所ノ掃除
2　火氣ノ始末
3　出入口及職員室ノ戸締等

四、每週ナスベキコト（土曜又ハ日曜）

1　兩便所ノ掃除
2　洗面所ノ掃除
3　唾壺ノ掃除

4　塵芥ノ處分
5　宿直用ノ寢具干等

第百十五條　使丁ハ平素左ノ事項ヲ守ルベシ

1　命ゼラレタル用務ハ迅速正確ニ辨ズルコト
2　始終業合圖ヲ正確ニスルコト
3　火氣戸締ニ注意シ時々校內ヲ巡視シ火災盜難等ヲ豫防スルコト
4　疾病負傷兒童アル時ハ之ガ看護ヲ補助スベキコト
5　校具ノ取扱ヲ丁寧ニシヨク整理整頓シテ散亂紛失セザル樣注意スルコト

第百十六條　使丁病氣等ノ爲執務シ能ハザル時ハ相當代人ヲシテ之ニ代ラシムベシ

校務分掌規程

校則第二十四章第二十九條校務分掌事務ヲ定ムルコト左ノ如シ

改正要旨　（昭和十年六月二十六日改正）

一、各職員ノ活動分野ヲ決定シ責任ノ處在ヲ明カニシ校務遂行ヲシテ圓滑且能率的ナラシム能率向上ニハ分化ト事務ノ統一トニ留意スルヲ要ス

一、共働的分擔ニ依リ責任感ヲ深メ各事務ノ自發的遂行及之ガ研究工夫創意ノ餘地アラシメタルコト

一、器械的事務及ソノ名稱等ハ之ヲ避ケ名實共ニ教育效果ニ結合セシメ有機的依存關係ニ留意セシコト

一、責任ノ平等、勞力ノ均衡ヲ圖リタルコト

一、教務係ヲシテ本來ノ事務ニ專念シ得ル樣緩急ヲ圖リタルコト等

教務係

一、職員ニ對シテ每週具体的ニ行事豫定ヲ指示シ職員ノ服裝ニ統制アラシメ施設目的ノ達成ニ努ムルコト……行事一覽表參照

一、職員會ニ於ケル指示注意決議事項ノ統一實行ニツキ遺憾ナキヲ期スルコト

一、教授時間割、補欠授業、研究會、學藝會、音樂會、運動會、遠足修學旅行、郊外教授等ノ目的達成ニ關スル事項ヲ計画スルコト

一、教授細目ノ編成、修正、加除、教授ノ準備、成績考査、家庭通知、廻覽等ノ統一ヲ計ルコト

一、法規、通牒、縣報其他到着文書ニ基キ發送文書ヲ立案シ校長ノ決裁ヲ俟チテ庶務係ヘ廻付スルコト

一、諸給料、旅費、手當等ノ受拂ヲナスコト

一、事務擔任、學級擔任トシテ發送スル文書又ハ物件ヲ査閲シテ其ノ統一ヲ期スルコト

一、每週教授週錄ヲ檢シ學年教科進度等ノ連絡統一ヲ圖ルコト

一、訓練日誌、養護日誌等ニ基キ學校日誌ヲ記載保管スルコト

一、學期及學年ノ成績考査簿ヲ檢閲スルコト

一、兒童ノ賞罰ヲ公正ナラシメ役員等ノ證衡ヲ適正ナラシムルコト

保管スベキ簿冊左ノ如シ

學校日誌、職員會議錄、研究會記錄、行事豫定表、役員任命簿

訓練係

一、規律ヲ守リ禮儀ヲ尊ビ作業ヲ愛シ克ク長上ノ命ニ服シ且ツ每週定メタル訓練强週事項ヲ實踐スル等一般訓練ノ徹底ニツキ劃策努力スルコト

一、特ニ左記事項ヲ反覆取扱ヒ常ニ統一的實行ノ基礎確立ニ努メ良習慣錬成ニ責スルコト

1　朝會ノ指揮

2　訓練强調事項ノ決定、發表、反省、徹底等

3　諸會合、諸儀式ニ於ケル指揮

4　神社參拜、其他學校トシテ行動スル場合ノ指揮

5　清潔整頓作業狀況等ノ査閲、掃除具ノ保管等

一、負傷、疾病者ノ應急手當處置等

一、訓練日誌ハ日々記載シテ左記ニ依リ適當ニ處理シ且ツ具体的訓練ノ實施ニ役立テルコト

1　校長ニ報告シテ處理ヲ俟ツモノ

2　學級擔任ニ報告シテ處理ヲ俟ツモノ

3 事務擔任ニ報告シテ處理ヲ竢ツモノ
4 部落主任ニ報告シテ處理ヲ竢ツモノ
5 家庭トノ連絡ニヨリテ處理スルモノ
6 訓練係ガ處理スルモノ

一、訓練係交代ニ當リテハ徽章ヲ讓渡スルト共ニ前後ノ連絡ヲ充分ニシ指導ノ一貫ヲ期スルト共ニ補助生ヲシテ秩序ノ維持善行奬勵ニ努ムルコト

一、拾得物ノ處理ヲスルト共ニ兒童所持品ノ統一ヲ期スルコト

一、屢々係員會議ヲ開キ任務遂行上ノ方法等ヲ協議シ其ノ徹底ヲ圖ルコト

一、部落主任ト連絡ヲ保チ校外ニ於ケル兒童生活ヲ指導監督スルコト

整頓美化スベキ室、校長室、事務室
保管スベキ簿冊、訓練日誌

作業係

一、作業ニ依リテ教育ノ徹底ヲ計ラントスル一切ノ企圖ヲナスコト

一、作業ニ對スル課程ヲ定メ具体的指導ニ資シ併セテ作業法ノ統制ヲ期スルコト

一、校地、校舍、備品、學校園、道路、神社佛閣等ニ對シ必要ト認ムル時ハ學級擔任又ハ部落主任、訓練係ト協議ノ上兒童ヲシテ實習作業ニ當ラシム

一、作業係ノ直接管掌スベキ事項ヲ左ノ如ク定ム

1 實習地ノ經營
2 學校園、校地、校舍、校具等ノ小破修理及ソノ美化
3 物置、農具舍、養兎舍等ノ管理

4 清潔法ノ統一
5 兒童掃除當番制度
6 教育資料ノ掲出

整理美化スベキ室　手工室
保管スベキ簿冊　作業課程簿、實習地經營簿、教育資料掲出錄

備品係

一、校内ノ備品ハ便利ヲ第一トシ布置、排列ノ改善ヲ計ルコト

一、備品類ハ使用ノ程度ヲ參酌シテ整理スルト共ニ使用ニ便ナル樣保管スルコト

一、劇毒藥、發火シ易キ藥品等ノ保管ニハ特ニ留意シ共他一般藥品ノ補充ヲ怠ラザルコト

一、運動具、學級備品等ハ毎月一回之ヲ檢査シテ修理補給ニ努ムルコト

一、雨傘ハ屢々臺帳ト實數トヲ照合シテ之ガ整理ヲ怠ラズ且ツ學級擔任ニ、使用並保管整理等ニツキ注意ヲ促スモノトス

一、毎年三月備品調査ヲ行ヒ臺帳ト照合シソノ加除記入ヲ怠ラザルコト

一、購入、寄贈、頒布等ノ校具ハ直チニ校具錄ニ登載處理シテ配給シ又ハ係員ニ保管セシムルコト

一、毎年四月、前年度購入數量、金額ヲ部別ニ調査集計シ現在高ヲ表記シ置クコト

整理美化スベキ室　校具室
保管スベキ簿冊　校具錄、雨傘臺帳

圖書係

一、圖書ハ部類別トシ閲覽ニ便ナル樣常ニ整理保管スルコト
一、廻覽圖書ノ處理ヲナスコト
一、購入希望ノ圖書ハ職員ノ意見ヲ參酌シテ校長ニ申出ヅルコト
一、地圖、掛圖、標本、模型、繪畫寫眞等ハ常ニ清潔ニ整理シ利用ニ便ナル樣保管スルコト、但シ理化器械藥品ヲ除ク
一、備品係ヨリ交付サレタル圖書掛圖等ハ着荷ヲ周知セシメ利用ニ資ス

整理美化スベキ室　唱歌室

養護係

一、職員兒童ノ身体檢査ニ關スル事項並ニ之ガ統計ヲ行ヒ缺陷ノ救濟ニ努ムルコト
一、机腰掛、黒板ノ位置、窓ノ開閉、窓掛其他一般教授衛生ニ關シ統一ヲ期スルコト
一、訓練係教務係トノ連絡ヲ保チ兒童身体ノ清潔服裝ノ統一ヲ期スルコト
一、寄生蟲驅除劑ハ定期ニ服用セシメ之ガ事項ヲ取扱ヒ校醫並父兄トノ連絡ヲ圖ルコト
一、虎眼兒童ノ治療ニ關スル事務並教務係ト協議ノ上兒童ノ取扱ニ關スル統一ヲ期スルコト
一、救急藥品ヲ整ヘテ救急治療ニ當リ訓練係ト協議シ結果ノ處理ヲナスコト
一、常ニ校醫トノ連絡ヲ圖リ學校衛生ノ振興ヲ計ルコト
一、兒童榮養改善ニ關スル計画及之ガ實施ノ中堅トナルコト

保管スベキ帳簿

身体檢査統計表、校醫執務日誌、虎眼兒童名簿、異常兒童名簿、寄生蟲驅除綴、衛生要目並細目

學籍係

一、新入學兒童ノ學籍ヲ作製スルコト
一、管理者ヨリ入學通知ヲ受ケタル時若シクハ高等科入學兒童アリタル時ハソノ手續ヲ執リ校長ニ申告シテ學級擔任ニ其ノ旨ヲ傳フルコト
一、學籍ニ異動ヲ生ジタル時ハ速カニ正規ノ處理ヲナスコト
一、月、年末統計ヲナシ其ノ成績ニ鑑ミ教務係ト協議シ向上ノ方途ヲ講ズルコト(要覽記入)
一、證明書下附ノ要求、中途入退兒童來校等ノ節ハ校長ニ申告シソノ決裁ヲ經テ手續ヲ爲スコト
一、教務係ト打合ハセ學事年報、學校一覽等ヲ作製シ學級擔任ニ周知セシメ之ガ利便ト參考ニ資スルコト
一、卒業証書、賞狀、賞品等ヲ管掌スルコト
一、各學年出席簿ハ些細ニ之ヲ週査シ脫漏、異式、誤算等ノ絶無ヲ期スルコト
一、全月缺席兒童ハ月末之ヲ調査シ直チニ縣ニ報告スルモノトス

學籍簿、月年末統計表、證明書交附簿、入退學通知綴、入學願書綴、出席簿、授與錄、諸一覽表綴

庶務係

一、到着文書並行事豫定ニ基ク案内狀頒布物等ニツキ教務係ト合議ノ上之ガ發送處理ヲナスコト
一、教務係ヨリ廻附アリタル文案ニ依リ報告及ビ通知文書ヲ作製シ校長ニ提出認定ヲ得タル上發送スルコト
一、教務トノ連絡ヲ保チ該月中ノ諸會計事務ヲ掌理スルコト
一、自治會購買部ノ事務ヲ取扱ヒ學用品ノ統一節約ヲ圖リ併セテ兒童ノ利便ニ資シ且ツ每月末及學期末教務係ヲ經テ狀況ヲ校長ニ報告スルモノトス
一、職員ノ要スル消耗品供給ニ付適宜校長ニ稟議シ遺憾ナカラシムルコト
一、教務係ノ指揮ニヨリ分教場トノ連絡統制ニ關スル一切ノ事務ニ從フコト

一、委託幸便文書物件ノ配達ニ關スル事務ヲ執ルコト
一、其他他ノ係ニ屬セザル事項ノ處理

往復文書綴、文書發收簿、物品購入簿、購買部記錄、諸會計簿

行事一覽表

執務要諦五則

一、勤務ニ當ツテハ專念眞摯、能率ノ增進ヲハカル
二、其日ニ爲スベキ事ハ必ズ其ノ日ノ中ニ處理ス
三、行事ヲ有意義ニ畢ル爲メニハ不斷ノ用意ト周到ナル計畫トヲ要ス
四、訓示又ハ注意ハ適當ノ時期ヲ捉ヘテ適切有效ニナス
五、諸報告ハ統計ヲ正確ニ、期限ヲ嚴守スルコト

行事一覽表

月	日	行事摘要	訓示又ハ注意事項	定期報告
四、	一	入學式（午前八時始業）	新入兒童ニ對スル心得	
四、	二	始業式	學年始ニ關スル注意	
四、	三	神武天皇祭	神武天皇御聖德並ニ祖先ニ對スル心得	
同		御親閱記念日（昭和九年）	勅語奉讀式擧行	

同	招魂祭	丸山ニ於テ執行、高等科生參列
四、五		和氣清麿ノ忠烈(護王神社祭)四日
四、八		釋迦降誕會
四、一〇	青年學校入學式	
四、一一	米法實施記念日	
四、一二		昭憲皇太后御聖徳(大正三、四、一二崩御)
同	武田神社祭(遙拜)	信玄公ノ偉業 (天正元年卒)
四、一五		四十九聯隊軍旗祭
四、一八	今上陛下御眞影奉戴記念日	昭和六年
同	太神宮祭(休)	諏訪春日神社由緒及祭神
四、二〇	第二期種痘執行	種痘ニ關スル注意
四、二五	職員兒童身体檢査	身体檢査ニ關スル諸注意
四、二七	靖國神社祭	忠君愛國 (明治二年創建)
同	結核豫防デー	結核豫防ニツイテ

		不就學兒童報告(町長)
		年功加俸特別加俸新支給見込者報告
		高等科入學兒童報告(町長)
		小學校教員勤續年數報告
		就學前兒童身体檢査狀況報告
		青年學校生徒入學出席狀況報告
		青年學校一覽表提出

四、二九	天長節拜賀式	天皇陛下ノ御聖徳(明治三十四年)
五、五	兒童愛護デー(端午節句)	乳幼兒童愛護ノ主旨
五、七	蛔虫驅除劑一齊服用	遠足方面ノ決定、豫告及諸注意
五、一〇	春季遠足運動	新入生家庭其他調査完了
五、一五	新年度保護者會	
五、二〇	學校林手入並綠肥採取	高等科生(田中學校林)
五、二五	身体檢査狀況家庭通知	檢査ノ結果ニ關シテノ諸注意
同	湊川神社祭	楠公ノ誠忠(延元元年四十三歳)
五、二七	海軍記念日	義勇奉公(明治三十八年)
同	春季体育會	

		學事年報報告
		青年學校入學狀況及學歷別生徒數報告
		小學校一覽表提出
		中等學校志願者並入學者狀況調報告
		職員兒童身体檢査統計表報告
		虎眼檢診治療成績表報告
		尋常小學校卒業者動向調査報告

六、一	家庭訪問一齊開始	生梅、桑ノ實等ノ有害ノコト
六、四	齲齒豫防デー	口腔衛生ト保健ニツイテ

六、五		家事ノ手傳ヒト出席奬勵
初旬	養蠶休暇	梅雨期ニ關スル注意
同	合同參觀出張。校具手入	教練物製作
六、一〇	時ノ記念日	時間勵行ト尊重
六、一一		國旗ニ關スル話(安政元、六、一一)
六、一八	明治天皇御巡幸記念日	猿橋御通過(明治十三年)
六、二二		夏至ニツイテ
六、二五		皇太后陛下御坤徳(明治十七年)
同		秩父宮殿下御美徳(明治三十五年)
六、二八	家庭訪問終了	世界大戰媾和記念日(大正八年)
六、三〇	學級經營案提出	
同	大祓	神代ノ美風ニツイテ
七、一	午前七時半始業	元軍潰滅(後宇多帝弘安四年)

七、七		七夕祭
七、八		山王祭ニ關スル注意(舊六月十五日)
七、一〇		夏期衛生ニ關スル諸注意
		暑氣、果實、氷水、蠶干、水泳、夜遊、寢冷、等
七、一二	授業時間短縮	夏期施設ニ付テ
七、一五	休暇中施設完了	創作展準備ニツイテ
七、二〇	腸チブス豫防デー	腸チブス豫防ニツイテ
同	操行査定會	休暇心得書ノ印刷
七、二一	ラヂオ体操開始	一般人參加奬勵方法
七、二五	明治天皇御眞影奉戴記念日	明治二十六年
同	奉安殿落成奉遷記念日	昭和五年(小俣常吉氏寄附)
同	第一學期考査完了	
七、二九	第一學期清潔法執行	秋蠶種並蔬菜種子分配
七、三〇		明治天皇御聖德(明治四十五年)

六、五		家事ノ手傳ヒト出席奬勵
初旬	養蠶休暇	梅雨期ニ關スル注意
同	合同參觀出張。校具手入	敎練物製作
六、一〇	時ノ記念日	時間勵行ト尊重
六、一一		國旗ニ關スル話(安政元、六、一一)
六、一八	明治天皇御巡幸記念日	猿橋御通過(明治十三年)
六、二二		夏至ニツイテ
六、二五		皇太后陛下御坤德(明治十七年)
同		秩父宮殿下御美德(明治三十五年)
六、二八	家庭訪問終了	世界大戰媾和記念日(大正八年)
六、三〇	學級經營案提出	
同	大祓	神代ノ美風ニツイテ
七、一	午前七時半始業	元軍潰滅(後宇多帝弘安四年)

七、七		七夕祭
七、八		山王祭ニ關スル注意(舊六月十五日)
七、一〇		〃夏期衛生ニ關スル諸注意
		暑氣、果實、氷水、雷干、水泳、夜遊、寢冷、等
七、一二	授業時間短縮	夏期施設ニ付テ
七、一五	休暇中施設完了	創作展準備ニツイテ
七、二〇	腸チブス豫防デー	腸チブス豫防ニツイテ
同	操行査定會	休暇心得書ノ印刷
七、二一	ラヂオ体操開始	一般人參加奬勵方法
七、二五	明治天皇御眞影奉戴記念日	明治二十六年
同	奉安殿落成奉遷記念日	昭和五年(小俣常吉氏寄附)
同	第一學期考査完了	
七、二九	第一學期清潔法執行	秋蠶種並蔬菜種子分配
七、三〇		明治天皇御聖德(明治四十五年)

七、三一	終業式	休暇中ノ心得
		第一學期兒童出席歩合表報告
八、一	夏期休業開始	ラヂオ体操出席督勵
八、一〇	休業中ノ兒童招集	健康狀態並課題調査
八、一三		盂蘭盆ト祖先崇拜
八、二〇	休業中ノ兒童招集	休暇日誌使用上ノ注意
八、二九		日韓併合（明治四十三年）
八、三一	夏期休業終了	
		青年學校教授及訓練豫定日時表提出
九、一	始業式（午前七時半）	新學期ニ關スル諸注意
同	震災記念日	關東大震災（大正十二年）
九、二	兒童秋蠶繭審査品評會	日露戰爭講和記念日（九月五日）
九、七	三島神社例祭	由緒及祭神並參拜心得
九、九		重陽ニ關スル話（菊ノ節句）

九、一〇	二學期行事決定	
		年功加俸增額支給見込者調査報告
九、一一	諏訪春日神社例祭	神社崇拜ト三大祭ニ就テ
九、一二		震災詔書下賜記念日（大正十二年）
九、一三	司法保護デー	明治天皇御大葬、乃木大將ノ忠烈（大正元年）
九、一五	創作品展覽會	
九、一八	滿洲事變記念日（昭和六年）	滿洲國承認（昭和七、九、一五）
九、二〇	夏休施設整理完了	運動會、查閲等準備
九、二一	短縮授業復活	勉學、運動等ノ奬勵
九、二二	山縣神社例祭（遙拜）	大貳公ニ關スル訓話（昭和四年）
九、二四	秋季皇靈祭	祖先及子孫ニ對スル心得、秋分ニツイテ
一〇、一	午前八時始業	衛生、運動等ニ關スル注意
同	青年學校學科開始	
一〇、一〇	全國視力保存デー	第一回（昭和六年）

一〇、一三	戊申詔書御下賜記念日	戊申詔書ニ就テ（明治四十一年）
一〇、一四		大政奉還（應應三年）
一〇、一五	蜈虫驅除劑一齊服用	各自結果調査
		尋六以上男女兒數調報告
一〇、一七	神嘗祭	神嘗祭ニ付伊勢大廟　元正天皇　養老五年
一〇、二〇	運動會	服裝ハ質素ニ、種目ハ体育的ニ
一〇、二三		靖國神社大祭（明治十二年社號ヲ賜ハル）
一〇、二五	秋季遠足運動	日ノ丸辨當ト持物制限等注意
一〇、三〇	勅語御下賜記念日	奉讀式御聖旨訓話（明治二十三年）
一一、一	午前九時始業	農繁ニ付家事手傳奬勵
同	青年學校農繁休業	
一一、三	明治節	明治神宮大祭（明治天皇天長節）
一一、四	体育デー實施	全校集合
一一、一〇	國民精神作興詔書御下賜記念日	御即位大禮（昭和二年）

一一、一二		青年團令旨御下賜記念日（大正九年）
一一、二三	新嘗祭	皇祖御仁徳、穀物ニ對スル心得（櫻町天皇元文四年）
一一、二五		向寒ニ對スル注意
		（襟卷、外套、手袋、薄着、火氣）
同	兒童野菜品評會	
一一、三〇	青年學校農繁休終了	
一二、三		澄宮殿下御美徳（大正四年）
同		職員勤務狀況報告
一二、一〇	操行査定會	年末賞與ニ關スル調査報告
一二、一二	第二學期考査完了	教室火鉢ニ關スル注意
一二、一三		休業中ノ施設完了
		皇太子殿下御降誕記念日（昭和八年）
		冬至ニ付イテ
一二、二五	大正天皇祭	大正天皇御聖徳ト多摩御陵（大正十五年）

一二、二六	第二學期清潔法施行	休業中及歲暮迎年ノ心得
一二、二八	終業式	年賀狀、書初等ノ指導
一二、二九	冬期休業開始	
一、一	四方拜	四方拜、年頭ノ心得
一、三	元始祭	高松宮殿下御美德（明治三十八年） 宇多天皇仁和五年
一、一一	第三學期始業式	最後ノ學期トシテノ心得
一、一五	上級學校入學志願者調査	
一、二五	卒業兒童就職調査	
一、二六		今上陛下御成婚（大正十三年）
二、三	節分ニツイテ	
二、四	立春ニ就イテ	
二、六		明治三十七八年戰役（國交斷絶ニ月六日、宣戰詔勅二月十日）
		第二學期兒童出席歩合表報告
		青年學校教授及訓練日時豫定表報告

二、一一	紀元節	建國祭、憲法發布ニツイテ（明治二十二年）
二、一七	祈年祭	祭政一致ニツイテ（天武天皇白鳳四年）
二、二〇		普選實施（昭和三年）
同	卒業兒童保護者會	
三、一	新入生準備	新入生ノ心得、身体檢査等ニツイテ
三、三	上己ノ節句	雛祭ノ由來ト其ノ心得
三、六	地久節	皇后陛下御聖德（明治三十六年）
三、一〇	陸軍記念日	奉天占領（明治三十八年）
同	球技大會	全校
三、一一	恩賜林記念日	本縣ノ水害御仁慈（明治四十四年三十萬町歩）
三、一二	就學前兒童身体檢査	新入生ニツイテ、父兄ヘ注意
三、一四		五ケ條御誓文（明治元年）
三、一五	保護者懇話並學藝會	年度內教育徹底ノ反省

三、一六	操行査定會	來學年教科書購入方注意	
三、一七	學年末考査完了		
三、一八	授賞者詮衡及落決定會		
三、二〇	卒業式		
同	青年學校修卒業式		
三、二一	春季皇靈祭	祖先崇拜、春分ニツイテ	
三、二二	第三學期清潔法執行		
三、二三	新學年度準備完了		
三、二四	終業式		
三、二五	修業式	尋常小學校卒業兒童報告（町長）	
三、二六	學年末休業開始	第三學期兒童出席歩合表報告	
三、二七		青年學校教授及訓練日時豫定表報告	國際聯盟離脱詔書渙發（昭和八年）

猿橋尋常高等小學校自治會々則

第一章　總則

第一條　本會ハ本校兒童ノ修養機關トナリ教育勅語、戊申詔書ノ趣旨ヲ奉體シ兒童ヲシテ自治ニ立脚シ純美ナル校風ヲ作興セシメ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ猿橋尋常高等小學校自治會ト稱シ事務所ヲ本校内ニ置ク

第三條　本會ハ校内ニ左ノ支部ヲ置ク其名稱左ノ如シ

高等科第二學年男　第一支部
高等科第一學年男　第二支部
高等科第一、二學年女　第三支部
尋常科第六學年男　第四支部
尋常科第六學年女　第五支部
尋常科第五學年男　第六支部
尋常科第五學年女　第七支部

第四條　本會ハ第一條ノ目的ヲ達センガ爲左ノ事項ヲ實行スルモノトス

一、讀書會、談話會、オ伽會、音樂會、學藝會等ヲ開催スルコト
二、勤勞自治會文庫ヲ經營設置スルコト
三、適當ナル運動競技ノ練習會ヲ開催スルコト
四、校舍内外ノ清潔、整頓其他公共ノ爲メニ盡力スルコト
五、神社、佛閣ノ奉仕ニ努ムルコト

六、會員必行事項ヲ定メ之ヲ實行スルコト
七、其他

第二章　會員

第五條　本校在學尋常科第五學年以上ノ兒童ハ會員タルモノトス

第六條　本會ハ毎年三月入會式、退會式ヲ行フ

第七條　會員ニシテ克ク修養ニ努メ其操行他ノ模範トスルニ足ルベキモノハ之レヲ表彰ス

第八條　會員ニシテ本會ノ目的ニ反シ又ハ本會ノ體面ヲ汚ス行ヒアルトキハ戒告ヲ與フルコトアルベシ

第三章　役員

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長　一名
一、副會長　一名
一、評議員　二十一名
一、幹事長　一名
一、幹事　若干名
一、支部長（各支部）一名
一、副支部長（各支部）一名
一、會計　七名

第十條　會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
幹事長ハ會務ヲ處理ス
幹事ハ會長及幹事長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
評議員ハ本會重要事項ニツキ評議スルモノトス
支部長ハ會長ノ指揮ヲ受ケ支部一切ノ事務ヲ掌理ス
副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ之レヲ代理ス
會計ハ支部ニ一名ヲ置キ會計事務ヲ掌理ス

第十一條　會長、副會長ハ評議員會ニ於テ會員中ヨリ選擧ス
幹事ハ會長之レヲ命ジ幹事長ハ本校職員中一名コレニ當ル
評議員ハ各支部三名トシ其支部員ノ互選トス
支部長、副支部長、會計ハ各支部員ノ互選トス

第十二條　役員ノ任期ハ一ケ年トス
但シ補缺ノ爲メ選擧セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條　本會ハ校長ヲ總理ニ推戴シ其指揮監督ヲ受クルモノトス
總理ハ本會ノ行動其目的ニ反シ又ハ不都合ト認ムルトキハ自己ノ意見ニヨリ若クハ顧問ノ意見ヲ聞キ其執行ヲ停止シ若クハ制限スルコトヲ得

第十四條　本會ハ本校職員中ヨリ副總理ヲ推戴シ副總理ハ總理ヲ補佐シ總理事故アルトキハ代理ス
本會ハ本校職員ヲ以ツテ顧問ニ推薦シ其ノ指導援助ヲ受クルモノトス

第四章　會議

第十五條　會議ヲ分チテ評議員會、幹部會及總會ノ三トス

第十六條　評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ必要ノ場合ニ於テ會長之レヲ招集ス
會議ノ議長ハ會長之レニ當ル
評議員會ノ議決スル事項ノ概目左ノ如シ
一、豫算ノ議定及決算ノ認定ニ關スルコト
二、本會ノ事業並ニ必行事項選定ニ關スルコト
三、會員ノ表彰及制裁ニ關スルコト
四、總理推戴及顧問推薦ニ關スルコト
五、規則ノ設定及改廢ニ關スルコト

六、其他重要ナル事項

第十七條　幹部會ハ會長、副會長、幹事、支部長、副支部長ヲ以テ組織シ會長之レヲ招集シ左ノ事項ヲ議決ス

一、評議員會、總會ニ附スベキ事項
二、評議員會ヨリ委任セラレタル事項
三、事業並ニ必行事項ニ關スルコト
四、其他必要ナル事項

第十八條　總會ハ全會員ヲ以テ組織シ會長ノ招集ニ應ジ年二回之レヲ開キ左ノ事項ヲ行フ但シ必要ニ應ジ臨時開會スルコトアルベシ

一、本會及支部ニ於ケル成績會務ノ報告
二、修養ニ關スル談話會、講演會
三、其他必要ナル事項

第十九條　會議ニ附スベキ事項ハ前以テ總理ノ承認ヲ求ムルモノトス

第五章　會計

第二十條　本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十一條　本會ノ經費ハ各支部ノ負擔トシ第一、二、三支部員ハ每月金六錢第四、五、六、七支部員ハ每月金參錢ヅヽ納入スルモノトス

第六章　支部

第二十二條　支部ハ會長ノ承認ヲ經テ支部限リノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十三條　支部ハ支部限リノ議決ヲ要スル事項アルトキハ支部總會ニ附シテ決定スルモノトス

第二十四條　支部ハ本會ヨリ補助金ヲ受ケ支部文庫ヲ經營ス補助金ノ歩合ハ支部員數ト一人當リ會費トノ相乘積ニ配

分ス

第二十五條　本則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シタル總會ノ議決ヲ經ルニ非ザレバ改廢スルコトヲ得ズ

第二十六條　本則執行ニ關スル細則ハ別ニ之レヲ定ム

勤勞文庫經營規程

第一條　本校兒童ノ讀書力ヲ培養シ讀書趣味ノ充足ヲ目的トシテ猿橋小學校自治會ハ文庫ヲ經營ス

第二條　本文庫ノ名稱ハ勤勞文庫ドス

第三條　本文庫ハ自治會ノ所有ニ屬シ學術部顧問之レヲ管理經營ス

第四條　本文庫ハ財源ヲ左記ノ如キ自治會繼續事業（幹事長主管）ノ收益ニ求ム

1　兒童學用品共同購入（全校兒童）

2　兒童製作品即賣展覽會（會員）

3　兒童製作賣用品臨時賣捌（會員）

4　花卉等ノ切賣（會員）

5　其他

第五條　自治會ハ學術部費中雜費ヲ除ク大部ヲ本文庫經營費中ニ補助ス

第六條　本文庫ハ兒童ニ即シタル書籍ヲ購入聚集シ一趣味ニ偏セザルヲ期ス

第七條　管理經營者ハ書籍ヲ選擇シ購入聚集ス

第八條　本文庫ノ藏書ハ次ノ部類ニ分チ臺帳ニ登載ス

文學　史學　地理學　理學　雜之部

第九條　管理經營者ハ學期末一回藏書ヲ整理シ扮失ヲ防ギ破損扮失シタル場合ハソノ旨臺帳ノ備考欄ヘ記載ス

第十條　本校兒童ハ管理者ノ許可ヲ得テ本文庫ノ藏書ヲ閱讀スルコトヲ得

第十一條　會員ノ閱讀方法ハ幹事長ト協定ス

第十二條　本文庫ノ藏書ハ校外ニ持チ出スコトヲ得ズ

但シ兒童自治會員ニテ責任者アル團体ヲ以テ讀書會等ニ使用スル場合ハ豫メ管理經營者ノ許可ヲ經テコノ限リニアラズ

第十三條　本規定ノ改廢ハ評議員及ビ顧問會ノ決裁ニヨリ總理之レヲ決定ス

猿橋少年消防隊規程

第一條　本隊ハ猿橋少年消防隊ト稱ス

第二條　本隊ノ目的左ノ如シ

一、隊員ノ身体及精神ヲ鍛錬シ善良ナル國民タルノ資質ヲ涵養ス

二、學校訓育ノ達成ニ資ス

三、消防精神並ニ優良ナル消防組員タルノ素質ヲ涵養ス

四、實行化ニヨリ團体意識ノ發達ヲ促シ團体訓練ノ徹底ヲ期ス

第三條　本隊ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、教練（各個、分隊、小隊、中隊ノ諸教練）

二、隊旗等ニ敬禮

三、行進法

四、服裝ノ統一點檢

五、精神訓話並ニ談話

六、喇筒バケツ操法

七、放水

八、救護法實習

九、消火（校内非常警備、通學區域内非常警備、防火ポスター、弄火防止）

十、敬神崇祖（神社參拜及掃除、墓地參拜及各自家ノ掃除）

十一、社會奉仕（本町消防組ノ援助、交通防火、衛生公益等各種實習及宣傳）

十二、學校訓育（善良ナル校風作興ノ施設計劃ノ實習）

十三、非常時訓練ノ實習演練

十四、其他必要ト認ムル事項

第四條　本隊ハ尋常五年以上兒童ヲ以テ組織ス

但シ左記事項ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ除外ス

一、身体羸弱又ハ不具等ノタメ學校醫ニ於テ不適當ト認メタル者

二、學校ニ於テ不適當ト認メタル者

第五條　本隊員ハ自治精神ニ基キ共同一致ヲ旨トシ規律敏活ヲ尊ビ抵抗違反ノ行爲アルベカラズ

第六條　本隊ニハ左ノ役員ヲ置ク

一、總　裁　一　名　　二、副總裁　一　名

三、顧　問　若干名　　四、教　官　若干名

五、隊長、副隊長、小隊長、分隊長、各係長　若干名

第七條　本隊ノ役員選出ハ左ノ如シ

一、總　裁　猿橋小學校長ヲ推戴ス

二、副總裁　猿橋小學校男教員中ヨリ總裁之ヲ任命ス

三、顧　問　猿橋警察署長、猿橋町長、猿橋消防組頭、猿橋消防組第一部長、在鄉軍人猿橋分會長、青年團長、其他適當ト認ムル者ニ付總裁之ヲ囑託ス

四、教　官　總裁ニ於テ適任者ニ囑託ス

五、隊長、副隊長、各係長、小隊長等ハ猿橋小學校教員及隊員中ヨリ總裁之ヲ任ズ

第八條　本隊役員ノ任期ハ一年トス

補缺ニ依ル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第九條　本隊員及役員ニシテ左記各項ノ一ニ該當スルトキハ當然其ノ職ヲ失フモノトス

一、猿橋小學校ヲ轉退シタルトキ

二、全治ノ見込ナキ疾病ニ罹リタルトキ
三、隊員タルノ名譽ヲ穢シタルトキ

第十條　本隊ハ次ノ係ニ區分ス
一、隊旗及護衛係、ラツパ係、喇筒バケツ係、給水係、通報係、運搬係、避難監督係、救護係、庶務係

第十一條　本隊ハ本隊ノ設備セル用具ノ外猿橋消防組ノ機械器具ヲ使用スルコトアルベシ

第十二條　右機械器具一切ノ保管ハ各部員責任ヲ以テ時々點檢ヲ行ヒ使用後ハ直チニ掃除整頓ノ上副總裁ノ檢閲ヲ受クルモノトス

第十三條　本隊ノ費用ハ寄附金、補助金並自治會費ヲ以テ之ニ充ツ

以上

非常避難演習規程

主旨

兒童ハ一般ニ銳敏ナル感受性ヲ有スルモ事ニ當ツテ自主自律ノ念ニ乏シク從ツテ教師ノ言行ハ兒童ニ對シテ絶大ナル權威ヲ持ツモノナルヲ以テ適當ニ指導訓練スルコトニ依リ非常災害ニ際シテノ沈着ト秩序トノ氣風ヲ養ヒ訓練ヲ積ミ尚一面之等兒童ヲ通ジテ其ノ家庭ニ對シテモ非常災害ニ對スル觀念態度ヲ培ハントスルモノデアル

要領

本訓練ノ要領ハ非常災害ニ際シテ、兒童ガ秩序正シク且迅速安全ヲ旨トシテ、校舍ヨリ安全地帶ニ避難スル事ヲ主体トナシ兼テ少年消防隊員ガ各其ノ部署ニツキ適當ナル活動ヲナスコトヲ要求スルヲ以テ、各學級擔任教師及ビ各係教師ハ平素豫メ兒童ニ徹底セシメ置キ不時ノ合圖ニ依リ全校ヲ擧ゲテ統制アル行動ニ出ヅルコトニ依リテ所期ノ目的ヲ達成セントスルモノデ、其ノ順序方法等ハ臨機ノ場合アリト雖モ概ネ左記ニ依ルベキモノトス

一、避難演習前ノ用意
1　各學級擔任及各係教師ハ豫メ最モ適切ナル方法ヲ研究シ置クコト
2　豫メ兒童ニ對シテ訓練ノ趣旨ヲ徹底セシメ置クコト

二、災害想定ノ種別及程度

災害種別	災害程度	備考
1 暴風	並……學習用具携帯、履物ヲ穿ツ	普通昇降口
2 地震	急……學習用具ヲ持タズ、履物ヲ穿ク	普通昇降口
3 火災	至急……學用品ヲ持タズ、跣足、	普通昇降口ノ外非常口

三、非常信號法

1 非常合圖ハ校長自ラ爲スヲ本体トシ必要アレバ代理者ヲシテ之ヲナサシム

2 信號法ハ左記ニ依ル

暴風＝電鈴。　地震＝金鈴。　火災＝電鈴並金鈴。

四、防衛部署

1 隊員ハ避難ト同時ニ係教師ノ指揮ニ從ヒ防衛部署ニツク

2 御眞影奉護、奉遷ニツキテハ校則並少年消防隊則ニヨル

3 前記並運搬係等ハ演習ニ當リテハ其ノ動作ニ止ム

避難方法

一、教師ノ號令

非常信號ト同時ニ各擔任教師ハ兒童ニ次ノ號令ヲ下ス

1 「○○ノ時ノ演習(稽古)」！　コノ時教師ハ最モ平靜沈着ナル態度ヲ持スルコト

2 「用意」！　兒童ハ學用品ヲ纏メ或ハ机上ニ置ケルマヽ直チニ起立ス

3 「順ニ進メ」！　兒童ハ二列トナリ出口ニ近キ方ヨリ順次行進ス

二、避難途上ノ注意

1 兒童ノ行進姿勢ハ左手ヲ以テ、右上膊部ヲ抑ヘ、右手ノ下半ハ自由ニ動カシ得ル樣ニシテ前後ノ間隔ヲ調節シ体ノ接觸ニ依リ隊列ノ亂レルヲ防グ方法ヲ採ルコト

2 歩調ハ速歩トシ決シテ先ノ人ヲ追越サヾルコト

3 無言ニシテ足元ヲ見ツヽ歩クコト(駈足、談笑等ハ絶對禁止)

4 避難口ハ豫メ定メラレタル所ニ定メラレタル順序ニ從フコト

5 階段ヲ下ル時ハ爪先ニテ成ルベク音ヲ立テヌ樣ニ

6 廊下整列後ノ行進、階段、出口等悉ク幼者、女兒ヲ先ニスルコト

三、教師ノ注意

1 教師ハ地震ノ際ナラバ直チニ窓、出入口ノ障子ヲ開ケ、暴風、火災ノ際ナラバ之ヲ閉ヴルコト

2 教師ハ最後ニ殘リ逃ゲ後レタル兒童ノ在否ヲ確ムルコト

3 教師ハ火鉢ノ始末ヲナシ戸締ニ注意スルコト

4 教師ハ便所ノ戸ヲ叩キ兒童ノ在否ヲ檢索スルコト

四、避難所並整理

1 避難所ハ災害ノ想定ニ從ヒ定メタル場所トス

2 整列方法、順序等ハ主任ノ定ムル所ニ從フ

3 整列ヲ了レバ各擔任ハ即時人員ヲ點呼シ事故ノ有無ヲ檢ベ、避難主任ニ報告シ、主任ハ之ヲ集計シテ時間ヲ計リ之ヲ校長ニ報告スルモノトス

五、其他ノ注意

1　演習ノ初期ハ整頓ト秩序ニ重點ヲ置キ之ガ所要時間ヲ主トセザルコト

2　避難後ハ保護者無キ限リ單獨自由ニ歸宅セシメザルコト

3　避難所ガ道路又ハ線路ヲ横斷スル時ハ豫メ用意セル赤旗ヲ持チタル交通係ヲ置キ危險ナカラシムルコト

猿橋小學校卒業生同窓會々則

第一條　本會ハ猿橋小學校尋常科及高等科卒業生ヲ以テ組織ス

第二條　本會事務所ヲ猿橋小學校内ニ置ク

第三條　本會ハ同窓學友ノ親睦ヲ醇シ、且教育上有益ナル事業ヲナスヲ目的トス

第四條　年内一回總集會ヲ開會ス　但シ必要ニ應ジ臨時開會スルコトアルベシ

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　二名　理事　若干名　幹事　若干名

第六條　會長ハ猿橋小學校長ヲ推薦シ、副會長ハ役員會ノ選擧トシ、理事、幹事ハ會長ノ指名トス

第七條　會長ハ本會ヲ總理シ且會議ノ議長トナル、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ代理ス、理事ハ本會執行事務ヲ處理シ、幹事ハ部落ニ關スル庶務並ニ本會重要事項ニ付評決處理ス

第八條　副會長以下ノ役員ノ任期ハ二ケ年トス

第九條　本會所要ノ經費ハ會員ノ負擔トス

第十條　本則ノ變更ハ總集會ノ議決ニ依ルモノトス

第三篇 教科經營

修身　書方　地理　唱歌　農業

讀方　算術　理科　休操　手工

經方　國史　圖畫　裁縫　家事

修身科

指導方針

一、根本方針

道徳教育並に國民教育の基礎を授けるのが小學校教育の擔ふ要點であることは小學校令第一條に明示してある。而して修身科の使命も亦そこに在ることは施行規則第二條に示されてある。即ち教育に關する勅語の趣旨に基き兒童の德性を涵養し道德の實踐を指導することを以て目的とすると、即ち

1 修身教授の根本は「教育に關する勅語」にあること。

2 修身教授の主眼とする處は兒童の德性涵養と道德の實踐指導にあること。

二、德性涵養の三方面

1 道德に關する明確なる知識、判斷力を授けること（知的陶冶）

2 道德に對する醇乎たる感情を喚起させること（情的陶冶）

3 道德の實行に關する強烈なる意志を修練すること（意的陶冶）

小學校に於ける道德教育乃ち修身教授は畢竟するに實踐に至らねばならぬ。道德の實踐は實に德性涵養の意的陶冶に屬する本科の究極の目的と考へることが出來る。

三、教師自身の信念と示範

本科に於て第一に考へられることは、教師の人格である。兒童に正しき人生觀を持たしむる前に、教師自身が善の根本義、人生の目的に就いて正しい理解を有することが肝要である。道德に關しての强固なる信念と示範とを以て實行意志を鍛鍊せねばならぬ。

四、兒童の生活並に心理發達過程を考慮すること

兒童各自の實生活、身体、個性等に即すべきは勿論、更らに共の心理發達過程を考慮して共の實行意志を動かして行くことに留意せねばならぬ。

五、國民的信念の確立

時代の趨勢に鑑み日本精神を顯揚し、國民的信念の確立に努むると共に公民としての教養に留意し、協同精神、自治的訓練の素地を作ることに努む。

六、作法教育の徹底

道德の實踐を强調する以上、學習德目を兒童自身の日常生活行動に實現せねばならぬ。與へられたる德目を兒童が自己獨特の姿に於て表現する所に修身科の學習は成立する。

この意味に於て作業、家庭教育と共に作法を重視せねばならぬ。

指導要項

一、教育勅語

教育勅語は國民道德、道德教育の大本を明示されたもので　初には　我國体の尊嚴さをお示しになり、次に我々の日常生活に於て臣民として日夜奉体すべきことをお諭し遊されてある。

長くもこの　聖旨を奉体することに依つて　天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが出來るとの有難き仰言を拜し奉る。近時の國情に鑑み國體觀念を明徴にし、思想に經濟に多難なる國家の實相を見、聖旨を傳達することに於て百年の安きに置くことを得ると思ふ時　勅語取扱に關しては一段の注意と努力とを必要とする。

1　尋一―尋三

準備教育の時代とみる。

御下賜記念日、祝日等の前に修身教授時間又は適當の機會を利用してその尊嚴にして、且つ大切なるものなること及拜聽時の心得、作法等を授け且つ既習德目の歸結をなす。

2　尋　四

修身教科書の御正文、振假名付につき讀方及取扱上の注意を授く。

具体的實例に依り教科書の德目と連絡せる語句の解釋及大意、奉讀、修身教授時間の齊奉讀指導。

3　尋　五

振假名なき御正文に付き尋四同樣。

教科書の德目に聯絡せる語句の解釋及全体の略義、暗誦するに至らしむ。

4　尋　六

教科書の德目と連絡せる語句の解釋及全体の略義につき表五より稍程度を深め且つ由來につき教授す。

正課として卷末三課につき

學年末に於て修身科教授の總括をこれに歸結する。

奉讀同前、暗誦十分に且つ暗寫するまでに至らしむ。

5　高等科

一層御趣旨の感銘を期し、御聖德の一班並御下賜の由來、御正文の段落釋義に及ぼす。

奉讀同前、正確に暗誦、暗寫する迄に至らしむ。

6　其　他

毎月の奉讀式

毎月の日々聖訓齊讀

年一回以上尋四以上各學年謹寫、若しくは暗寫、「教育勅語のお話」につき學年に應じ自習又は指導す。

二、戊申詔書

1　尋一―尋四

準備指導として御下賜記念日前後に於て適宜　御趣旨の講話をなし、且つ詔書拜聽の心得、作法等を授く。

2　尋　五

御下賜記念日前二時間位を修身教授よりとり傍訓を附したる謄寫詔書を與へこれに依りて讀方、大意を教科書の德目に連關して授く。

3　尋　六

同前一層確實、明瞭に具体的事實に依り解釋を與へ、教科書の德目に連絡して意義を授く。（卷六國交）

毎月十三日奉齊讀

4　高等科

卷首の正文及第二十七課により讀方、文字、語句等の解釋を授く。教科書に依り四段に分節せる解釋を授く。

奉讀、暗誦。

三、精神作興、國際聯盟離脫に關する詔書

1 尋一—尋四

御下賜記念日前後に於て拜聽せしめ大意につき講話す。

2 尋五、六

傍訓を施したる謄寫詔書を與へ、讀方大意を授く。

3 高　等

教科書卷首所載のものにつき、讀方、文字、語句等の解釋を授く。

各文段に於ける大意を明かにする。

四、例　話

例話は人物の傳記及事蹟又は諸種の物語等の具体的のものに依つて、感情生活及想像生活の方面から兒童の德性を涵養せんとするものであるから、よく其の行動の境遇を叙述して行動者の內心に立ち入り、心事心術を明かにしてその操守する所を會得せしめ、正善愛好、邪惡嫌憎の風を養ひ以て道德實踐の發端たらしめる樣注意するを要す。

1 假　話

(イ) 童　話

童話は想像的、感情的要求を滿さんが爲めに作られた趣味本位のもので、これが取扱には

(一) 兒童の境遇に身を置いて兒童心を以て之を解する樣取扱ふこと。

(二) 兒童の興味を惹起する樣に努め自然の間に於て教訓を與へる樣にすること。

(ロ) 寓　話

寓話は童話と其の撰を一つにしてゐるが、敎訓を中心とした點に於て相違してゐる。これが取扱には

(一) 兒童の旺盛なる想像力に訴へて道德の萌芽たる同情心の陶冶に努めること。

(二) 兒童の活動性を充進させ、諷刺的妙味を害することの無い樣、實行動機を盛ならしむ。

(ハ) 假作物語

敎訓を中心とし而も事實として存在し得る關係に於て作られたもので、之が取扱には

(一) 兒童の年齡境遇經驗の事實に密接な關係を附けて、之を事實化することに努め、充分に理解と感興とを助くべきこと。

(二) 兒童の模倣性を利用して、その中に含まれた教訓を實行するやう動機を旺盛ならしむ。

2 實　話

(一) 歷史的人物の取扱に當つては、その人物の時代と背景を精査して、心情を探り以て其人格又は善行に敎師自身共感共鳴して說話すること。

(二) 現存せる人物の取扱に當つては、その善行を賞揚する態度に止め、成るべく全人格に及ばざること。

(三) 外國人の例話は、兒童が理解し得る程度に應じて、其の風俗習慣の異る點を說き、且つ主として我國人の短所を補ふ意味に於てなすこと。

五、訓　辭

訓辭は例話について又は例話と關係なしに與へる道德的教訓で、之が取扱には理智に偏せず、感情に馳せず、情理併せ得る樣に注意すべきである。

1 德目に關する訓辭

例話に於て取扱ふ德目の精神をとつて、これを現代生活に適せしめ更らに進んで、德目の意味、內容を明かにし行ふべき理由と修德上の工夫とを授けん爲めに行ふ抽象的訓辭で德性涵養の智的方面である。これを行ふに

あたつては

（一）無味乾燥に陷ることなく、例話と相俟つて適切な教訓を與へること。

（二）低學年兒童に在つては、兒童現在に於ける日常行爲の規範を印象させる樣に努めること。

（三）高學年兒童に在りては、兒童の現在及將來に於ける個人としても、國民としてもその本務を理解させ實行せんとする心を惹起せしむる樣努めること。

2　實踐指導に關する訓辭

實踐指導に關する訓辭は兒童の日常生活に現れる、具体的な個々の行爲について、其の實を指導せんが爲めに行ふ具体的教訓であつて、德性涵養の意的方面を重視すること。之を行ふには次の注意を要する。

（一）消極的方面に偏せず積極的方面を重視すること。

（二）德目に關する訓辭と相俟つて充分統一あらしめること。

（三）實踐に有效な機會を逸しない樣不斷に注意すること。

六、格　言

格言は簡單な語句の裡に、深長なる教訓の歸趨を力强く發表した成語で、何れも實踐道德上の指針箴言たるものである。これを取扱ふには

（一）兒童の實際生活、經驗と結合して把捉し、反覆牢記させ行爲の動機を律する指針たらしむ。

（二）諷誦の機會を多くし、純潔な道德的心情を陶冶することに努むること。

七、御　製、御　歌

教科書に現れたる　御製　御歌は柔かき韻の裡に、日常生活並修德上の指針を御示しなされたもので之が取扱には

（一）御製と御歌等の敬語につき兒童に會得せしむること。

（二）奉誦及拜聽の心得につき特に留意指導すること。

（三）反覆奉誦することに依つて暗誦せしめ道德實踐上又は行爲反省の箴言たらしむ。

（四）內容に包まれたる　御聖旨を感得することに努むること。

八、作　法

作法は他人の人格感情の尊重を主として、內心恭敬の誠を坐作進退等の外的方面に表し自己の品性の向上を陶冶するもので、世運の進步に從ひ益々重要である。

（一）文部省が示せる小學校作法敎授要項に準據してその要領を明確に會得せしむること。

（二）可成完全なる模範を示して實習する。

（三）日常の兒童生活に實習實現せしめ之を指導是正する樣努むること。

（作法敎授要項參照）

指導上の注意

一、敎　育　勅　語

敎育に關する勅語は徒らに形式的取扱に陷することなく、兒童の理解に伴つて宏大無邊なる　御聖旨の存する處を明かにし、いよ〳〵深刻に感得させる樣にせねばならぬ。

二、詔　書

戊申、其他の詔書は何れも時勢に鑑み國際情勢に應じて、特に詳細に民心の歸趨を　御諭しなされたもので現時國民の最も努力すべき點であるから、之が取扱ひには徒らに皮相な形式に拘泥することなく、深く　聖旨の存する處を感得させて世界の大勢に順應して、兒童の實生活を指導するやうせねばならぬ。

三、情　操　陶　冶

特に道徳的情操陶冶に留意し、道徳的知見の養成と相俟つて確固たる道徳的信念の涵養に注意することが肝要である。

四、實踐指導

兒童の道徳意識に關する考察を遂げ兒童の個性及境遇、地方の情況、民心の長短、慣習の善惡等を明かにしこれを基礎として教授を適切にし兒童をして自ら反省させて日常生活を實際的に指導せねばならぬ。

五、偶發事項

終身教授が兎角兒童の生活に緣遠くなり易い憾みがある。即ち兒童の日常生活をそのまゝの姿に於て之を道徳律に照し道徳的判斷力を錬成して行くことは兒童の環境内に起つた体驗に立脚してゐる限りに於て其の教育的價値の大なることは謂ふまでもない。

故に指導は生活より生活へ、從つて偶發事項を適當に教授に取り入れることを忘れてはならぬ。

六、教材の時代化、地方化

現行の教科書中には道徳の變遷や姿態に關し、又は國民生活の樣式等に於て其の儘兒童に行ひ得ないものが多々ある。

殊に國家有事の場合、或は特別な境遇に於て行はれたものは頗る多い。之等を活用する爲めには其の本質を捉へて兒童の生活に肉迫して行かねばならぬ。これが爲めには教師は常に高き識見と兒童生活の眞姿をよく凝視せねばならぬ。

七、訓練との關係

本科の取扱に當つては特に訓練方面に關係が深い。

校訓、級訓、訓練要目、學級指針、必行事項、訓練强調事項等と充分連絡を保ち、歩調を一つにし個々分立を避け綜合的價値實現を圖る事が肝要である。小學校に於ける教育的營爲は悉く有機的關係を持つ施設の連絡で之を循環反覆することに依つて效果を擧げんとするものである。

八、作法指導

日常の心得及作法は之を理解せしむると共に實習實踐せしめねばならぬ。

殊に作法に愛敬心の發露、品位の保持等内心の表現が一定の形式によるの根本觀念を養ひ、就中女子に在りては順良貞淑の德を涵養することに留意しなければならぬ。

（作法教授要項參照）

施設

本校の所謂兒童本位の教育とは、單に教室乃至學校に限定することなく、兒童の生活全野に亘つての教育で、換言すれば兒童生活指導の教育と謂ふべく、即ち心理的生活より論理的生活に導くことであり、論理的生活の目標は共同社會生活で、其の具体的のものは國民生活であるが故に、本校は國民生活の目標を確立して、兒童生活を之に止揚せしむることを指導精神とする。從つて本科の如く綜合的、具体的實踐教科に在りては、各教科並訓練等と密接不離の關係を有し、其の施設亦共通なるもの多し、依つて玆には主要なるもの二、三を擧ぐるに止む。

一、國體觀念に關する施設

1 神宮太麻頒布につき兒童を通じて其の趣旨の徹底を圖り拜戴率を向上せしむ。

2 神社參拜、諸報告祭等を執行し敬神崇祖の念を涵養せしむ。

3 社前通過の際は必ず敬禮し、部落毎に毎週境内の洒掃に奉仕す。

4 國旗の揭揚、祝祭日の外毎月曜國歌合唱裡に揭揚す。

5 奉安殿奉拜、朝會の際之を行ひ、上校下校の際は各自又は通學團として敬禮せしむ。

二、御聖旨奉體に關する施設

1 「教育勅語のお話」を各兒童に持たしめ　聖旨服膺に資す。

2 「聖訓日々のかゞみ」尋四以上の學級に備へ第一校時一齊奉誦す。

3 奉讀式、御下賜記念日には全校又は學級に於て之を行ふ。

4 徹底の階梯として、校訓及級訓を各教室に揭出し日々實踐の出發點並歸結點とす。

三、勤勞精神涵養に關する施設

1 家庭に於ける數蛾飼育並蔬菜栽培等を奬勵實施す。
2 實習當番。日曜、祭日又は長期休業中に養兎又は作物管理當番出役服務す。
3 掃除、教室日直、兒童文庫、週番看護、通學團等の當番服務。
4 校地、校舍、花園、農場等の美化整理作業

四、自治的訓練施設
1 學校自治會あり、更らに其の支部として各學級に學級自治會あり、指導主任以下各係教師によりて自治的訓練をなす。
2 兒童文庫の經營、自治的經營を目標とし相當成績を上げつゝあり。
3 自治會各事業部は夫々の部署に於て校の內外より地方部落校外指導に及ぶ。

五、作法教育施設
1 作法指導細目、各學年修身教科書の示す德目及其の內容に從ひ、各學年別に指導細目を制定し、之を實施しつゝあり。
2 機會指導、教授又は實習せる作法は之を兒童生活の行住坐臥に照し其の徹底を檢し、平常の機會に於て常に之を指導す。

六、實踐事項の强調
1 訓練實踐强調事項は每週之を決定し、月曜日發表、週の中間に於て之が經過に依りて注意し、奬勵し、土曜日之が結果反省をなし、成績を檢討す。
2 各學級必行事項、各級兒童の情況に應じ之を決定し學級要覽に記載す。

七、操行査定と努力賞
1 操行査定は各學期及學年末に於て學級擔任原案を提出し、全職員の査定會に於て愼重審議の上之を決定す。
2 德目實踐に努力し、日々の課業に特に精勵せる兒童に對しては學年末「努力賞」を授與す。蓋し本校表彰の最高位とす。

讀方科

指導方針

一、文字、文章を正しく讀解する能力を陶冶すると共に國民精神の涵養及人格の向上をはかる。

讀方教育は兒童の國語生活陶冶を目指すところの國語教育圈內に於ける一分野たる收得方面の陶冶を目的とする教育である。即ち

1 言語の音聲を指示する記號であるところの文字（我が國の文字は漢字と假名とであり。漢字は音聲を表はすと共に意味を指示するものであり、假名は音表文字であり、連續によつて即ち一の言語音聲が表はされたる時意味を讀み得られる）及語句の正しい生命を收得せしめる。（文字教育）

2 文章即ち內容としての思想、感情を表現するところの文字脈を正しく理解し、適確なる大意を把握せしめる（文章教育）

從つて文字能力の陶冶は文章を讀む作用の準備となり、基礎となるものである。故に讀方教育の中心となるべきものは、文章を讀む能力の陶冶であると言ひ得られる。然して國語讀本文章を內容より分類すれば

（イ） 文學的文章 （ロ） 科學的文章 （ハ） 實用的文章となり。表現形式より分類すれば （イ） 口語体

（ロ） 文語体となる。

文章能力の陶冶はこれ等各々の文章に即し正しき讀解の上に立つて、內包するところの思想感情を把握し以て國民的人格を創造發展せしめる陶冶である。

3 標準語の收得及發表と語彙の收得 （言語教育）

語彙の豐富をはかることは讀方の基礎を培ふことであり、地方的方言、訛言、發音アクセントを矯正し、標

準語の理解收得をはかることは、國語政策上最も重大なことである。

二、讀書趣味の養成に努める
補充文材の配當、自由讀物の奬勵及學習の生活化に努め以て讀書愛の精神を養ひ、正しい讀書による人格陶冶及生活の發展向上をはからせる。

學年別指導要項

尋一

指導眼目

1 讀む仕事を重視する
讀む仕事は低學年讀方教育の使命であり、新讀本の編纂精神のあるところから特に重要視し讀む仕事によつて文の心持をそのまゝ味ひ、生きた言葉として習得させなければならない。從つて朗讀法については特に留意する。

2 言語教育に留意する
國語の教育は言語の教育である。言語教育としての重點は（イ）蕪雜な言葉の標準化につとめる（換言法）（ロ）言葉のもつ眞意を理解させ活用させる。（ハ）言語發表練習によつて口形練習、發音練習をする。（ニ）語彙の增殖をはかる。

3 素直に讀ませる
文の中心內容の吟味とか深味にひたるとか言ふのではなく、只管にその文を面白く讀ませる。

4 合科的取扱を行ふ
讀方教科を他教科と劃然と區別せずに生活事實として取扱つて行く。

5 童話の取扱ひ

面白いお話として讀ませる。

6 童謠の取扱ひ
音律に生命を附し調子を十分に生かす。

指導要項

一、文章以前の指導
言語生活を土台として、絵を讀むことから文章生活へ導入する。

二、文章指導

1 讀みの指導 語を一圓とする讀みに馴らせ、長音化重音化の矯正に努める。（微音讀馴致）
朗讀—發音法（正しい姿勢、正しい發音、アクセント）
發想法（句讀點）

2 大意把捉指導 話の筋をつかむ。（後半期）

3 鑑賞指導 實演、觀察、体驗回想、自由想像、聯想を豊富にする。

4 聽解指導 聽き方訓致（補充讀物等による）

三、語句指導

1 語彙指導 比較練習、正しく知る。

四、文字指導（片假名及漢字）

1 讀字、讀語指導 正しい發音及アクセント。

2 書取指導 視寫、聽寫、暗寫等にて、興味的に、筆順、結構等を正しく。

尋二

指導眼目尋一に同じ

指導要項

一、文章指導
1 讀みの指導　微音讀馴致、語を一團とする讀みに馴らす。
朗　讀—發音法（正しい姿勢、正しい發音、アクセント矯正）
發想法（句讀點）
2 大意把握指導　あらましの意味を捉へる、話の筋をつかむ。
3 鑑賞指導　體驗の追想、自由想像、聯想、實演、觀察を豊富にする。
4 批評指導　部分的表現法につき。
5 聽解指導　聽き方馴致、正しく聽取する。
二、語句指導
1 語彙指導　比較練習、正しく知る。
三、文字指導（平假名及漢字）
1 讀字、讀語指導　正しい發音、アクセント。
2 書取指導　視寫、聽寫、暗寫練習、正しく美しく。

尋　三
指導眼目
1 讀書生活の基礎を養ふ
イ 文字、語句、文章の理解を重要視する
勿論低學年の讀方教育に於ても、讀書生活の基礎陶冶ではあるが、本學年に於ては、特に文章自体の構成要素である語句、文字の理解を重要視して文章を体得させるまでにする。
文字、語句、文章の理解にはそれ〴〵に（主知的文章、實用文、國史、地理的教材）適合したところの生活經驗と聯想活動との聯關的作用を考へて行はれ、然して理解が同時に活用への進境に至るやうにしなければならぬ。

神話に對してはあくまでもその尊嚴性を損はぬやう、神秘的事實として把捉するまで指導する。
ロ 自學自習の態度を馴致する
手引、指針を與へる。
筆記帳の使用を指導する。
ハ 鑑賞の素地を培ふ
体驗の回想、自由想像、聯想作用を出發として兒童の中に芽生出づる鑑賞態度を養ふ。
ニ 讀書經驗を豊富にする。
低學年に於ては未だ讀む力は極めて幼稚なものであるが、本學年あたりからは次第に讀書經驗を豊富にして讀解力の養成につとめる。（補充敎材の提供に努める）
2 言語敎育を重要視する
低學年に於て逃べた如くである。今學年に於ては標準語の普及をはかるべきである。

指導要項
一、文章指導
1 要約摘記指導　文の要點を摘記する。
2 聽解指導　よく聽く態度、正しく聽取する。
3 讀みの指導　微音讀馴致、速度の向上をはかる。
朗　讀—發表法（正しい姿勢、正しい發音、アクセント）
發想法（休止、抑揚）
二、語句指導
1 語彙指導　反對語、類語により、正確に。
2 適用指導　短文構成。

三、文字指導
1 讀字、讀語指導　正しく、美しい發音。
2 書取指導　正しく、美しく。

尋　四
指導眼目に就いては尋三に於て述べたと同様であるが、本學年に於ては一層深く讀む態度養成に留意せねばならぬ即教材内容から見ても（イ）外にのびては外國の事情を知り、世界的國民としての自覺（ロ）内にのびては益々内面の世界を掘りさげて個人的道徳から社會的道徳へ、自然美の觀察から人情美の洞察へと伸展せしめたい。
指導要項
一、文章指導
1 解釋指導　文語文の指導、口語文との差異を知り、推讀、推解による。
書翰文の實用化につとめる。
2 文字指導　漢字の激層―漢字教授に努力する。

尋　五
指導眼目
1 自學自習態度の確立をはかる
自ら讀み、自ら發見し生活化して行く態度の養成である。
イ文章の理解、鑑賞態度の養成に努める。
1 實質的方面即教材内容から見ても複雑深味なものが多く、尚又各教材とも出揃つたと言ひ得られる。
イ 人として國民としての修養、反省及田園趣味、勤勞尊重の精神陶冶に努むべきであり。
ロ 人事を對象としたもの、自然を對象としたもの等の純文學的教材に就ては充分な鑑賞態度を養成せね

ばならぬ。
2 形式的方面としては
イ 候文の新出に對し充分な讀解指導を要する。
ロ 讀替文字の激層から反覆練習の必要がある。
ロ 辭書の引き方、筆記帳の活用、指導に努める。
2 讀書趣味の養成に努める。
兒童勤勞文庫の利用をはかり、正しい讀書趣味を培ふ。
3 言語教育に於ては標準語の普及徹底をはかる。
指導要項
一、文章指導
1 要約摘記指導　文章の構成を見、文段節意の把捉及文の要點を簡明に摘記する。
2 鑑賞指導　情感の動き、作者の人生觀、處世觀にまで。
3 批評指導　部分的及全体的な價値判斷。
4 理解指導　合理的考察。
5 解釋指導　文語文の口語譯、候文の讀解（口語譯により意味を明確に）
6 聽解指導　正解な聽取理解。
7 讀みの指導　默讀馴致、速度の向上をはかる。
朗讀―發表法（正しい發音、アクセント）
發想法（休止、抑揚、流暢）

二、語句指導
1 解釋指導　意味の把握。
2 語彙指導　反對語、類語により多く、正確に。

3 適用指導　短文の構成。
4 熟語指導　熟語構成、正確に、早く。
5 語句構成指導　具体的な言葉を熟語で。
三、文字指導
1 讀字、讀語指導　正しく、美しい發音。
2 書取指導　正しく、美しく、早く。

尋　六

指導眼目及指導要項に就ては尋五に於て述べたものと同樣であるが、本學年は更に尋常小學校に於ての最上學年であり。卒業學年としての生活準備的な發奮向上の暗示と國民的心得たるもの及精神生活の各方面にわたつて反省修養、自覺を促すべき內容をもつ文章教材の多いことに留意すべきであり。形式的方面としては論理的文章の讀解指導として特に着想、構想方面に着眼し語法的解釋を重んじ文章研究、態度の完成を期し、以て正しい讀書による人格陶冶及生活の發展向上をはからせるやう努むべきである。
書翰文に就ては特に行書体、社會慣用、假名遣の初出に留意して、その實用化に努める。

高　一、二

高等科に於ける讀方教育は尋常科に於て爲したものゝ徹底訓練であり。より高次的態度をもつ、讀みの生活陶冶である。故に指導眼目及指導要項の詳述をはぶき、
その教材、內容及形式を見て、特に留意すべき點を概說する。
一、實質的方面の陶冶
1 鄉土の實狀に即して、我が國農業に對する知識、勤勞精神、田園趣味涵養等の實業的生活、準備的教材の多い農村用讀本を使用することに留意して農業に對する理解、田園趣味、勤勞精神の養成及國民的自覺、世界

の事情通曉等をはかる。
2 國民文學の理解と國民性の涵養をはかる。
高等小學讀本中には古人の作にかゝるものが多く採用されてゐるので、之等文章を讀解することによつて、形式的には多樣の文に接せしめ、古文体に馴れさせると共に國民性の涵養をはかる。
韻文、和歌、俳句、川柳等によつて、我が國に行はれて來た詩形の一班を知らせると共に鑑賞力の培養と趣味の養成に努める。
3 讀書愛の精神を養ひ、正しい讀書による人格修養、生活向上をはからせる。（勤勞文庫の利用）
二、形式的方面の陶冶
1 多樣の文章に接せしめて、自律的學習を以て文章を正しく讀解し得るやう指導する。
2 書翰文に於ては候文の讀解指導に留意する。

特殊施設

1 教師自らの教養
イ 純正な國語生活環境の構築につとめる。
ロ 文字、文章、言語に對する研究會の開催。
ハ 指導法の研究會開催。
ニ 板書及兒童筆記帳使用法に對する研究。
2 兒童自治會勤勞文庫
3 朗讀會開催
朗讀標準レコード。
4 談話會開催

5 讀方テスト
止 い言葉遣の强調週間

綴方科

指導方針

一、教育の發展的動相をみつめて、生活全野に關涉し現地に、即した役立つ綴り方學習を求む。
時代に即し社會の動向に從つて推移する人の教育であり、教育の理想を充足すべく不斷に伸展しつゝある兒童である。だからその動きに從つて兒童の生活全野に關涉し實生活、現實生活に役立つ綴り方學習を求め、文の發生的意味からその實用的價値を充足することにつとむ。

二、綴り方學習を契機として人格の修練につとめる。
教育活動は人格の修練であり、それへの設營である。綴文することは「文は人なり」が故に、人格の表象である。表象は純化であり統一化であるが故に、人格の向上修練がこの學習を契機として必至になされると共に、文を綴る意志、活動の强固を計る。

三、兒童獨自の世界を尊重すると共に社會の一員としての即實な兒童を觀る。
文表象は創造であるが故に、兒童獨自の世界をみる。成人の律しがたい生活のあることを知る。しかし兒童はそれと共に社會と共に立ち、社會と共に推移する動相である。だから兒童自身生活に、獨自の生活と普遍の生活を考へられる。で、兒童生活の即實な虚飾なき生活表象を期する。

四、內的生命を尊び、內容を重視して、個的生活の指導につとむ。
對象を內生活に再經驗して、表象にうつる綴文前の心理過程から內的生命の動きを文への醸成にみる。だからその內的生命を尊び、內容を重視することは、文の個的差を考察することであり、個的差をみることにより個的生活の指導につとめる。

五、問題を提示し問題を解決する方法と態度を以て文を綴る。
自己が自己に與へ、教師が自己に與へ、其他が自己に與へた問題を解決することによつて文は綴らるゝ、そこに社會的要求に生れた文の機能が存する取材に對しても文それ自身にとつても、そこに他に傳達する要件が生れ、それを充足する働きをみる。

六、農村の動きを意識的に關心した文を要求する。
生活のまゝに綴る低學年の綴文心理は意識的に文を綴る段階に進む。農村兒童は鄉土の現地に立つて、農村の動きを生活し、その發展を期待してゐる。故に、高學年になるに及んでは農村の動きに關心して題材をこの方面から求めることによつて、現地に即した兒童の伸展をみることができる。

七、表現前の指導に留意すると共に結果の處理につとめる。
「何を綴るか」の確把によつて綴文の方向は定まり、態度は築かれる。「何を」をはつきりさせる仕事は表現前であるし、それが妥當性を檢討するは結果たる文にまつ以外にはない。故に、表現前に充分に方向を明かにして結果の處理を適切にする。處理は次の學習を制約する。

八、兒童の心理的過程を考察し生活綜合の文を觀る。
兒童文には主情的傾向のものと、主知的傾向のものとがあるが、科學的な藝術的な純粹を要求することは出來ない

常に生活綜合の文を綴るし、二傾向は心理的過程によつて領野をことにしてゐるが無理に强要しても醸成されない調べて綴る文にしても生活表象にとけこんだ文をみて、綴文の要求にしたがはない調べる爲の調べた文をとらない

九、文の社會的要求と機能を考慮して各種表現法の練成につとめる。
表現法は「何を誰に傳へる」ところの文の對象によつて制約される。よりよく傳へる爲に技巧が必要となる。表現は技術である。技術の練成によつて目的を達する。放散の對象たる社會は文の機能を發達させる爲に制約し要求する。その要求を充足する爲の表現法でありたい。

一〇、標準語を漸成的に充實させたい。
低學年兒童は家庭語、童語によつて發表するが、之を極端に矯正して標準語劃一をはかることは、具体語をすてゝ抽象語に入る不自然さをもたらす。故に逐次標準語法をとり入れて方言と標準語を巧みに使用し得る人間を築きあげる。

一一、散文指導を中心に韻文指導を之に從屬せしむ。
韻文は觀照を主とし限られた表現をするから、個性的取扱を極めてデリゲートに必要とする。しかしてこの藝術的方向は限られた文字の表象であるから、限られたもの〻表象に適する。故に、表現法が密度を加へられたり觀察が細かになり兒童の生活を培養はするが、要件を充足する文の機能に不適切であるし、口語表出の矛盾もあるし、全兒に要求することは出來ない。常に鑑賞して兒童の生活を潤澤にする必要はあるが、散文程の學習價値をみとめられない。

一二、口語体書簡文等の實用文指導につとめる。
低學年の學習面においても、實用文は可能であるし、却つて表現することが明確であるから效果的であるが、形式

の充實は中學年に及んでからである。文語体の收得は困難であるが、これが使用は尚更である。社會の情勢を鑑み文語体表現の困難をやめて口語体實用文を選び、生活に役立てることを求める。

一三、學習の根元たる生活の培養につとめると共に、鑑賞能力の養成につとめて多角的に、構築し指導の實を擧げる幾多の條件下に事象を觀察調査することは、文を鑑賞して他の經驗を讀み且つ自己に表現することによつて、內生活の再表象を得ると共に、生活を培養し構築するものである。之が方法を多くすることによつて、多角的に自己は成長し學習の根基は強固となる。

一四、文は教師の批正批判にとゞまらず兒童と共に處理につとむ。文が自己の生活を他へ傳達するものであるから、單に教師たる個人を對象として放散したのでないから、その機能を發揚させることは共同に檢討することである。だから教師が批正したり評價したりするにとゞまらず、作者が朗讀し、多くの兒童に展開して追究せしめ檢討せしめて、文の價値をつきとめる必要がある。

一五、單に指導時の學習にとゞまらず、生活のあらゆる機會に現實に求めて、生活即文章の充足を圖る。文記述の機會を單に指導時に狹めず、生活のあらゆる場合に行はれるやう、課外指導につとむるのみならず、文記述を必要とする機會をとらへ且作つて即實に役立たせ、必要觀から生活即文章の充足を圖り、その生活態度を養きたいのである。

一六、問題を提示して常に生活事象を觀察調査して多方面に綴文の機會を與へる。生活を豐富にし綴文の契機を與へる爲に、常に提示問題を與へて生活事象を實査せしめ、意識的に多方面から綴文せしむるやう機會を與へる。殊に他教材との連絡に留意する。

一七、環境たる教師の生活內容を豐富にする。兒童生活の指導者であり、信賴すべき環境は教師である。教師の一言は兒童を是々することが深い。常に修養して文章觀を確立し生活內容を豐富にするやう努力研究をつゞけねばならぬ。

學年別指導要項

尋第一學期

一、文章以前の指導を遊ぶ生活を通して、主として口述發表による綴り方學習を營ませる。
家庭生活の經驗を圓滑にして學校生活に興味をそゝると共に遊びの生活を整へ、他との相關生活によつて明るく遠慮なく自由に誰とでも交涉し、語ることの出來る自己發表の動機を與へ表出經驗を深めていきたい。

二、讀み方、話し方教科と連絡して準備工作を圖る。
讀み方において文になれしめ內容を口述し、視、聽寫によつて文字使用になれしむると共に、讀本の文に連絡して生活發表をなし、話し方指導によつて言語發表になれしめ、文字（かな）力と發表能力との連繫をはかる。

第・二學期

記述をまじへつゝ日常經驗生活の口述發表をなさしめ、教師は板上筆寫して口述の文章化に暗示し、その後期から第三學期に亙つて、口述發表を兒童自身に記述せしめ、明瞭に書けたかを、目安に共同檢討をさせる。

一、生活目標「遊び」遊ばせながら觀察の眼を開く。

二、指導眼目
對象からの誘動を直情に享受し、自由に思ふがまゝにこだはりなく發表させる。

三、取　材

1 方　法　教師の暗示により自己提示を、

2 把握態度

(イ) 對象の誘動を直情に素直に享受する。
教師の暗示補導を適確にし觸手の動きを澁渕たるものとして直情に自然のまゝ對象の誘動をうける。

(ロ) 形式にとらはれず自由に經驗をつかむ。
自由に天眞に無邪氣に他人の思惑など考へることなく對象の眞實を確把する。

3 範　圍

(イ) 遊びの生活を整へる。
教師と兒童との遊びの生活中に起る幾多の事項を整へて口述せしめ記述せしめる。

(ロ) 繪畫等の說明

(ハ) 動的生活の觀察に求めて
猫、犬等の動物などからうける動的生活の觀察を求める。兒童は動物に親しみ愛しこれを觀察してゐる
そこに純眞な融合化はあり共鳴共感はあり人格化はなされる。

(ニ) 日常經驗生活を把握させて
昨夜、昨日、今朝の如き程度の小過去と生活親近者との交涉生活や入學前から持つてゐた、思想や學校
生活から享けた印象等を再現させて綴らせる。

(ホ) 家畜等の動的生活を經續的に發表させる。
家畜等の動的生活から永續的に觀察するものを定めて經續的に質問し發表させる。

四、表　現

1 記述前

(イ) 經驗を思ひ出させる。

(ロ) 文題を常に用意しておくこと。

(ハ) 話させて想をまとめる。

2 記　述

(イ) 感動のまゝに綴る。

(ロ) 思ふまゝに語らせ綴らせる。

(ハ) 落ちついて綴る。

(ニ) 標準語を强ると固苦しく兒童の發表をにぶらせる故童語を以て綴らせる。

(ホ) 斷片的で抽象的であり飛躍が多いのでつとめて話相手となり質問追究して全的に綴らせる。

(ヘ) 片假名の使用になれしむ。

3 記述後

(イ) 口述とあつてゐたか、はつきり書けてゐるかの讀みかへをさせる。

(ロ) 文へ題をつけることの初步的な指導をなす。

(ハ) 誤字、脫字、句讀點、發音表記を正させる。

五、處　理

(イ) 賞揚する態度で作品を紹介的發表して次の記述への動機を作る。

(ロ) 兒童の作品を用意して、童心の如實の表出、整へられた正しいもの、稚拙味のある文味をあじはせる。

六、課外指導

(イ) 小黑板へ幼童詩、童詩を示して作りたい氣持をそゝる。

(ロ) 詩＝韻文を作らせる。(調子に流れないこと、生活にとけこんだものをとる)

(ハ) 日記、手紙文を即實に機會をとらへて指導する。

一、生活目標「觀る」經驗生活や自然を觀察し綴文の態度を得させる。
二、指導眼目
身邊雜事の經驗生活を綴文の對象として、對象と融和する境地に導く。
三、取材
1 方法　綴文意慾の澈澄さを希求し自己表出の要求から自己提示の自己解決を期待する。
2 把握態度
(イ) 直情に充分に對象を把握する。
(ロ) 綴文意慾の澈澄さを期待する。
3 範圍
(イ) 多方面に取材の暗示を與へる。
(ロ) 遊びの生活を整へる。
(ハ) 動的生活の觀察から把握。
(ニ) 日常經驗生活の把握。
(ホ) 友人との生活を親和の情を中心に把握してくる。
友情に融合した自己沒入の生活を內觀し、親和の姿が生活ににじみ出てゐることが必要である。
(ヘ) 遊戲の仕方を說明する。
日常なされてゐる遊戲又は敎師から新しく敎はつた遊戲等を圖解して說明をふする。
四、表現
1 記述前
(イ) 常に題材を用意してくること。
(ロ) 心を落つけて綴ることをまとめる。

2 記述
(イ) 經驗の順序を記述の順序とする。
(ロ) 平假名を主として使用させる。
(ハ) 假名遣は質問に應じて敎へたり、カードによつて調べさせる。
(ニ) 落ちついて文字をきれいに書かせる。
(ホ) 對話を入れる初步の指導をする。
(ヘ) 敎師は記述中において劣兒の記述指導をする（方法は多くの場合膝下に招き兒童の口述發表を敎師が追究し想の發展をはかつて、敎師が文章化しその如く兒童に記述させる）
3 記述後
(イ) 誤字、脫字、句讀點、發音表記等の形式上の誤謬を敎師が指摘し又は兒童に發見させて補正する。
(ロ) 意味の不明を指摘してなほさせる。
(ハ) 文題のつけ方への注意。
五、處理
(イ) 敎師の具案によつて兒童に優劣の判斷をさせる。
(ロ) 子供の作の優秀な資料を與へて鑑賞させ次の作への暗示をする。
(ハ) 作の方向を示すことに用意と注意をおこたらない。その用意に兒童の作品を求める。
六、課外指導
(イ) 遊びの生活に起つた偶發事項を課外に指導する。
(ロ) 兒童自由詩の指導。
(ハ) 日記、手紙の機會をとらへた指導。
(ニ) 郵便遊等興味化した作業による指導。

一、生活目標の「觀る」理知的な態度がやゝ強く加はつてくるので、客觀的態度を強調して。
二、指導眼目
　經驗生活に客觀的態度を以て對し個と他との對立關係から生活意識を得させたい。
三、取材
　1 方法
（イ）主情的傾向のものは教師の暗示による自己提示。
（ロ）主知的傾向は教師の提示から素材を選擇し資料の聚集につとむ。
（ハ）文題帳の利用。
（ニ）日記や手紙を實際に使用させ提示する。
　2 把握態度
（イ）經驗の反省を次第に深くし統一させる。
（ロ）常によい文材を選ぶ用意と態度を養ふ。
（ハ）綴文學習の態度の澈測を取材へもあらはさせる。
（ニ）直情にこだはりなく充分に對象を把握する。
　3 範圍
（イ）友人との社會生活を反省的に記述させる。
（ロ）個と衆とを對立的有關的にみた生活記述をさせる。
　「家庭の人らと私」といひ「近所の人ら」の如く個と衆との交涉生活全野に亘つて求める。
（ハ）家庭の調査。
（ニ）日記的、手紙文的文材を求めて把握させる。

（ホ）學校及家庭生活を色々の計畫で理知的に觀察する。
　學校や家庭生活の組織の中なる自己の位地や生活態度を確然と知らしむる爲に企てる。
四、表現
　1 記述前
（イ）多方面に亘つて文題を用意させる。
（ロ）經續的な觀察をさして準備させる。
（ハ）順序正しく要項を列擧しておく。
　2 記述
（イ）經驗の順序を中心に順序正しく綴る。
（ロ）段落をつけて明瞭に筋が立つてゐる。
（ハ）日記文の形式指導をする。
（ニ）細かく描寫することにつとめさせる。
（ホ）長文の切りの方法を指導する。
（ヘ）對話（自然の言葉）を入れる。
（ト）文字を丁寧に漢字を多く使ふことにつとめさせる。
　3 記述後
（イ）提出した文を教師が批正し再度訂正して提出させる。
（ロ）句讀點、誤字、脫字、發音表記の誤りカギの補正をする。
（ハ）意味の不明、重複等を訂正させ、文題のつけ方の指導をする。
五、處理
（イ）兒童の作品から模式的なものを求め、之を多く示す。
（ロ）優秀作品の鑑賞批評をなし、提示された問題の內容から作品の共同檢討をなす。

六、課外指導

（イ）通信生活を多くの機會をつくつて營ませる。

（ロ）小遣帳を作らせる。

（ハ）日記を永續的につけさせる。

尋　四

一、生活目標「讀む」實生活に科學的動向を讀む。

二、指導眼目

實際的、現實的生活に即實に關渉し、理科研究への進出の姿を生活に把握させ、追究的に意圖計畫の達成を期待する。

三、取材

1 方法

（イ）表出の內的要求に迫られ自己提示から綴る。

（ロ）外的に教師の提示要求を充足すべく綴文意慾の動きでありたい。

2 把握態度

（イ）自分の生活經驗を思ひ浮べる態度をとる。

（ロ）よく事物を觀察して常によい文題を選び得る用意と態度をもつ。

（ハ）內的要求に迫られてゐる故綴文意慾が澁滯であることが當然である。

（ニ）計畫的であり。

（ホ）追究的であり。

（ヘ）生活を味ふ態度がみられる。

3 範圍

（イ）事件を確把して綴る。

（ロ）鄉土の年中行事の生活から把握。

（ハ）生活觀照に求める。

實際的に現實的に立脚して客觀的によい素材を確把したいのである。かくの如き主情的傾向をもつものも報道の意味をもち概念的に終るを警戒する。

（ニ）理科的現象の永續觀察及調査の發表。

（ホ）理科學習事項の研究記述。

求知心の展開である。前者は現象について永續的に觀察し調査するもので、直觀できないものについては書籍に講演に教師の教授に研究し得るもので後者を意味する。

（ヘ）讀書、講演の摘錄。

梗概を書かせたり、講演の要點を摘出して文章化する。

（ト）書簡文を以て通信する相手方を求める。

四、表現

1 記述前

（イ）經驗生活を中心點を求めて順序よくまとめておく。

（ロ）主想と從想を確然とさせる。

（ハ）對象の特徵をつかむ。

（ニ）多樣生活の一つをぬいて精細に記述することによつて全體を知るやうな構へ方をしておく。

（ホ）必要により觀察調査して資料を用意し記述の準備をしておく。

（ヘ）プランの構成をなす。

2 記述

（イ）プランによつて順序正しく段落をつけ正確に明瞭に綴る。

（ロ）部分の全体化につとめさせる。
（ハ）時間的順序に氣をつけさせる。
（ニ）文の首尾を正しくする。
（ホ）書簡文の形式を指導する。
（ヘ）落ついて誤りのないやうに文章化をはかる。

3 記述後
（イ）記述された作品を教師と兒童が共力して推敲する。
（ロ）意味不明、重複、心持等を檢討し補正する。

五、處　理
（イ）問題をもつ兒童文を共同に檢討する。
（ロ）常体と敬体とを反省してみる。
（ハ）兒童の規範的作品を批評し得た見解を以て教師の紹介した作品を追究檢討し作品の價値を批判する。

六、課外指導
（イ）理科現象の永續觀察。
（ロ）學用品及日常使用品の代價調査をなさしめ科學的、經濟的意識のもとに生活する態度の基礎を築く。

尋　五
一、生活目標　「考へる」深く自己を省察すると共に、生活環境たる鄉土の究明につとむ。
二、指導眼目
反省生活によつて內にみじみ出る生活力の發展をはかると共に鄉土の地理的現象への關心をなす。
三、取材
1 方法

（イ）教師の暗示によつて自己提示によるもの。
（ロ）共同提示によつて調査研究するもの。

2 把握態度
（イ）想を眞劍に練つて熟したものをとる態度を尊ぶ。
（ロ）實證的に把握する。
（ハ）內觀的に把握する。
（ニ）目的を意識して把握する。
（ホ）確然たる態度を以て把握する。
（ヘ）他との共同作業を以て一面に內觀的に自己を省察深究すると共に、發展的に他との協同共力の實を擧げる。

3 範圍
（イ）大事件の把握。
（ロ）主觀を加へて自然觀照。
（ハ）感想を交へて生活を觀照する。
（ニ）鄉土の傳說を調査して綴る。
（ホ）鄉土の地理的事實の實査。
（ヘ）家庭及鄉土の經濟事象に關心して資料を求める。

四、表　現
1 記述前
（イ）感覺的事象の把握をなさしめて記述態度を構築しておく。
（ロ）問題を暗示し提示問題を檢討して題材を把握する指導をする。
（ハ）中心點をはつきりつかむ。

（ニ）プランの構成をさせる。
（ホ）必要によつて觀察調査又は研究をなし資料を求める。

2　記　述
（イ）調査研究の文章化の方法を指導する。
（ロ）文題によりプランによつては共同で綴文作業をする。
（ハ）必要によつて參考書、辭書の使用をする。
（ニ）原稿は美しく早く書く。
（ホ）文段を正し、精略、描寫法、想の輕重、中心をとること等の現し方の指導をする。

3　記述後
（イ）推敲は教師の內容深究を主點における批正に基き再度訂正して提出、態度は嚴密正確を强調する。
（ロ）用語の適否、心持、まとまりについて檢討し補正する。

五、處　理
（イ）參考文を與へ兒童の生活意識を强固にする。
（ロ）意圖計畫の正確な表出、傳達の確實性を意味して社會的放散の價値と充實とに力點を求めて批判の態度を强くし共同檢討をなす。
（ハ）內容と現はし方、文味と深み、現はし方の多方面、文の修飾等につき檢討する。

六、課外指導
（イ）物價の動きへ留意する。
（ロ）町村及家庭經濟への關心。
（ハ）讀書、通信、日記生活の指導。

一、生活目標「讀む」文章の社會的意義と機能を明かにして生活即文章、文章即生活の一元的生活に導く。
二、指導眼目　兒童の實生活から內面的に實用的價値をみつめて、社會への抱合と勇躍に綴文活動の妙味を味はしたい。
三、取　材

1　方　法
（イ）主情的傾向は教師の暗示から自己提示を以て綴る。
（ロ）主知的傾向は教師の提示及共同提示の把握方法を以て綴る。

2　把握態度
（イ）意味の深いものをとる。
（ロ）實證的にとる。
（ハ）正確にとる態度。
（ニ）獨特の見地から把握。
（ホ）目的を意識して綴る。
（ヘ）機會を確把して綴る。
（ト）社會的放散に關心して綴る。
（チ）他との共力によつて素材の選擇、資料の聚集をなす。

3　範　圍
（イ）事件を確把して綴る。
（ロ）自然を觀照して綴る。
（ハ）生活を觀照して綴る。
（ニ）議論文、感想文の資料を集めて綴る。
（ホ）錄事の機會をつかむ。

（ヘ）郷土史蹟の實査。
（ト）文化の動きに關心して綴る。
（チ）生活の綜合的研究調査によつて資料を求める。

四、表　現

1　記述前
（イ）文材暦によつて行事への關心、生活事象の確把を得て用意を整へる。
（ロ）想の爛熟を圖る。
（ハ）目的をしつかり定め計畫を樹立してかゝる。
（ニ）プランの構成。
（ホ）必要により讀書し、觀察調査をなし、準備をなす。

2　記　述
（イ）議論文の形式を確把させる。
（ロ）必要によつては參考書や辭書の使用をさせる。
（ハ）大きいスケールの文は共力して分擔執筆をなし資料をまとめる。
（ニ）描寫、中心、主客、まとまり、現はし方、段落を正す等を注意して記述させる。

3　記述後
（イ）教師の批正は内容上の意見にとゞめて反省を促す程度。
（ロ）兒童の自己批正と共作の團體批正を尊ぶ。
（ハ）用語の適否、文の心持、まとまり、深み等の檢討をなす。

五、處　理
（イ）作者が朗讀し、質疑に應答して檢討の用意を與へる。
（ロ）批判に對し個性の發揮を重んじ文章觀の樹立をはかる。

六、課外指導
（イ）郷土の實査ことに交通、經濟狀勢について指導する。
（ロ）新聞を研究させる。
（ハ）日記、通信の生活をつくる。

高　一

一、生活目標　「批判」生活即文章の文章觀によつて自己批判の姿がみられる。

二、指導眼目
文化の動きを明かにして兒童自ら自己を深くみつめる。

三、取材

1　方　法
（イ）主情的傾向に自己提示を以て綴る。
（ロ）主知的傾向に教師の暗示から共同又は自己提示を以て綴る。

2　把握態度
（イ）客觀的であり。
（ロ）思索的究明的であり。
（ハ）内觀、省察的であり。
（ニ）批判的明證的である。

3　範　圍
（イ）事件を把握して綴る。
（ロ）自然を觀照して資料を集める。
（ハ）生活を觀照して綴る。

（ニ）文化の動きへ關心して綴る。
（ホ）鄕土の綜合的研究。
（ヘ）社會事象の調査研究。

四、表　現

1　記述前

（イ）町のあわたゞしい生活の實相を觀察させて生活を培養し記述にそなへる。
（ロ）常に社會の動きをみさしておく。
（ハ）問題を理解して記述へ具へる。
（ニ）プランの構成。
（ホ）必要によつて調査をして用意をする。
（ヘ）實用文使用の機會を確握する。

2　記　述

（イ）語句、文章の明證、明朗をはかる。
（ロ）文章のテンポに留意する。
（ハ）客觀的態度を以て記述する。
（ニ）標準語表象の確立。
（ホ）短歌、俳句の形式及技巧を指導する。
（ヘ）參考書、辭書を侶伴とする。
（ト）必要によつて共同綴文を展開する。

3　記述後

推敲は教師の批正を要せざる迄に自己批正を嚴密に反省凝視する態度をとる。

五、處　理

（イ）相互檢討—隣席同志相互に檢討し合ふ。
（ロ）內容價値を尊重し、指導の中心點や作の動向をはつきりさせて共同檢討をなす。

六、課外指導

（イ）鄕土の社會事象に留意させる。
（ロ）鄕土の綜合的實査研究をさせる。
（ハ）新聞の研究。
（ニ）讀書。
（ホ）日記、通信生活を盛んにさせる。

高　二

一、生活目標　「批判」社會文化の動きが明かになり、自己生活が確然となり、社會的位地を明確にするといさゝかながら社會批判の生活がひらかれる。

二、指導眼目

社會的批判へ思索と洞察の態度が强調される。

三、取材方法

1　教師の暗示から共同並自己提示。

2　把握態度

（イ）客觀的。
（ロ）實證的。
（ハ）或は內觀的。
（ニ）思索的であり究明的であり。

（ホ）批判的明證的である。

3 範圍

（イ）事件を選擇して確握する。
（ロ）內觀的に自然や生活をみつめる。
（ハ）文化の動きを知つて農村の將來を考察させる。
（ニ）時事の社會に眼をむけ關心していく。
（ホ）農村經濟に對する兒童の態度。

四、表現

1 記述前

（イ）創意をもつて文題を用意し整理しておく。
（ロ）問題を檢討し、討議して文への醸成を圖る。
（ハ）プランの構成。
（ニ）必要によつて調査研究の上記述の用意をなす。

2 記述

（イ）想の充實をはかる。
（ロ）平明々瞭な文を求む。
（ハ）如實な表現を求む。
（ニ）必要によつて共同で綴文作業をなす。

3 記述後

（イ）內容の統制、整備を圖る。
（ロ）自己批正及綴文團体の批正のみで、文を整へる。

五、處理

（イ）文章觀の確立をはかる爲に共同檢討をなす。
（ロ）作品を基調として研究討議をする。

六、課外指導

（イ）取材の範圍に示した對象への追究。
（ロ）鄉土に起る時々の事象を整へておく。
（ハ）讀書。
（ニ）日記、通信生活をひらく。

指導上の注意

尋一

一、口述發表

1 最初は個人的に、それを學級全体に。
2 一齊的に一問一答から、まとめて個人的に發表する迄に。
3 よいおしやべりの推奬。
4 しやべらせる機會と、誰にもしやべらせることを願ふ。
5 おうちで家庭の人々に學校のことを語るやうに、學校でもおうちのことを語る。
6 文との連繫を常にはかる。

二、記述發表

1 繪へ言葉を入れる。
2 繪の說明から、話すかはりに文を書く。

3 言葉の文章化を納得させる。
4 文はいつもほめてやる。
5 日記文をまめ〳〵しくみてやる。
6 子供と遊んで、巧に話しかけたり暗示指導する。

尋　二
一、取　材
1 いつも題材をきいてやる。
2 題材のあり場所を暗示する。
3 子供と遊んで普段に題材の供給をはかる—観察指導。
二、表　現
1 口述から記述へ。
2 文を讀ませる。
3 生活のまゝをくわしく綴るをよしとする。
4 まめやかに膝下指導の機會をつくる。
三、處　理
1 ほめてやる。
2 文を多く讀んでやる。
3 きれいな文集をつくつてやる。

尋　三
一、取　材

1 いつも文題帖をみてやつてその普遍的なものを主題にとる。
2 鄉土の行事にかこつけて學級行事をする。
3 文にあらはれる意識的な萠芽をつかむ。—觀察に調査に。
二、記　述
1 記述の態度に留意する。
2 推敲の時間を若干用意する。
3 考へを入れることをとりたてゝくる。
三、處　理
1 文を讀ませる。
2 指導要項をもつ文集を與へて、檢討させる。
3 よい文と悪い文とをはつきりさせる。

尋　四
一、取　材
1 文材曆を示す。
2 鄉土の行事曆を綴輯する。
3 觀察させた上に綴る仕事をさせる—讀書や其他の機會を與へる。
二、表　現
1 意識的に綴ることにしむける。
2 プランを立てゝ、そのプランに從つて文を綴る。
3 文をまとめることに工夫させる。
三、處　理

1 仕事をみてやる。
2 よい文と悪い文とを子供がみわける。
3 鑑賞用の文集をつくる。

尋　五

一、取　材
1 1 綴り方學習的環境をつくつて意識を強める。
2 仕事の協定をする。
3 把握態度の純化を圖る。

二、表　現
1 感覺を拾はせて、觀察の眼を育てる。
2 原稿の書き方に注意する。
3 推敲を丹念にさせる。

三、處　理
1 相互檢討を強調する。
2 暗示性を強め學習への興味をつなぐ。
3 用意のあつた文のよさをはつきりさせる。

尋　六

一、取　材
1 内省的態度を普段につくつておく。
2 仕事の豫定を協議して、意識的に具案的生活をさせる。

3 常に問題を指示して研究調査の態度をつゞけさせる。

二、表　現
1 生活に即した表現技術を考へさせる—效果的表現。
2 女兒に對し感傷的な言葉を弄することを注意する。
3 文の素朴性を尊ぶ。

三、處　理
1 作者中心に文の檢討をする。
2 文章觀の確立を圖る。
3 批判的態度とらせる文集を與へる。

高　一、二

一、取　材
1 取材自己省察の態度を深める。
2 一面的な自己中心な偏曲した社會觀の矯正につとめる。
3 對社會的考察をすゝめる。
4 用意のある綴り方學習をひらく。

二、表　現
1 兒童の思ひつきな表現に關心しすぎない。
2 短歌は口語短歌からはいる。
3 文章力を養つてやる。
4 技巧に走らぬやう注意する。

三、處　理

1　文章の價値を知らせる。
2　兒童らの共同により處理工作をはかる。
3　兒童と教師との趣向の合致した文集をつくる。

施　設

一、生活啓培の爲めに
（イ）兒童との接觸を多くする。
（ロ）兒童との散策。
（ハ）學園の經營。
（ニ）動物の飼育。
（ホ）新聞の重要記事の揭示。
（ヘ）雜誌、圖書による讀書。
二、記述を興味づける爲めに
（イ）投書。
（ロ）通信の機會を多くする。
（ハ）日記を永續的にさせる。
（ニ）揭示板を利用して、作品を發表する。
三、結果を處理する爲めに
（イ）自己作品の整理保存。
（ロ）自己制作記錄の保存奬勵。

（ハ）文集の作製　學校文集「彩光」學級文集。

四、環境たる教師の修養

1　綴り方指導は理屈ではない。教師その人の人格の反映であると信じてゐる。綴り方教師の努力修養すべきことは學校の仕事をのぞいて、
（イ）兒童文への接近。
（ロ）兒童心理の究明。
（ハ）國語精神への沒入。
（ニ）文章への理解。
（ホ）時代性への關心。
（ヘ）文化の追究等で之が徹底は容易でない。だが、どこまでも努力を堆積せねばならぬ。

2　學校としては、作品研究會、文集編輯、實際指導上の諸問題研究檢討の會を開き統制を保つことにつとめてゐる。

書方科

指導方針

一、傳統精神の價値陶冶に究極の目的を置く。
古來手習を人格修養の用具となされて來、併も東洋人のもつ獨特の精華であつて、美しい傳統であつた。この實用的價値以上にある崇高な價値を重視する。

二、毛筆書寫の本質的能力陶冶に基調を置く。
本質として準備、用筆、結字、布置の四條件を考へ、之の能力化をはかる。

三、童心書の價値を十分に認める。
兒童の書は大人の書を小さくしたものであつてはならない。「こども心」でものしたもの〻中には又獨特の價値を見出して行く。一年生の書と高等二年生の書と同じ感じを與へるやうでは眞實でない。即ち全面的價値を低學年に望んではならない。

四、硬筆は主として實用的修練、應用の能力涵養に主眼をおく。
毛筆文字の硬筆化をもつて硬筆習字の根底とする。

五、準備的部面を重んじ、學習態度の訓練をなし、品性の陶冶に努める。
準備、經過等に十分な價値をみとめる。

六、系統的修練に留意する。
書寫の本質を系統的に、能力に應じて修練させる。

七、基本練習の徹底を期す。
將來を多く持つ小學校兒童なるが故に、書寫の根底となるべきものには、全力を注いでその徹底を圖る。小成を望まず、伸び得る能力の養成こそ爲すべき最大の事と思ふ。

八、大字主義により筆力の養成をはかる。
各學年を通じて、中心として行ふべき大字主義で、小學生時代に最も陶冶し易き、筆力の養成に力をそゝぐ。

九、能力に應じて諸書式等實用的修練をなす。
實用性なき藝術は存在せずの立場より、應用方面、實用方面を重視する。

一〇、獨自學習への基礎を啓培する。
各學年なりに自覺的修練によつて、書眼を高めつゝ、己がものとしての、不斷の努力を惜まない態度、精神を養成する。

一一、鑑賞能力を養成し趣味の涵養をはかる。
初學年より能力に應じて鑑賞させ多書と共に多見によつて、眼識の擴充をはかる。

學年別指導要項

尋　一（書寫の準備期）

文字を書くといふ準備的陶冶を行ふ。

一、毛筆書寫の準備的態度の養成

用具の名稱、取扱法等の準備的態度の狹意をさすもので之を一種の習慣にまで正しく訓練する。

二、日本文字の本質的基礎概念の養成

書寫に於ける文字の片假名及簡易漢字の大体の觀念を作つてゆく、即ち横劃でも單なる横棒でなく意味のあるものであること、垂直運動と水平運動の二者が調和して骨と肉のあるものであるといふ概念を養成する。

三、學習訓練の基礎的陶冶

字を書くことよりも姿勢、執筆、腕法、潤筆等の正しい指導及び整理、整頓、靜肅の習慣を養成しかくすべきものまでの信念を與へる。

四、片假名の用筆結構法及漢字の用筆法の基礎を授ける。

片假名と漢字の用筆法は通ずるものである。そして一年の片假名及漢字は皆基本となるべきもの故に之が徹底を圖らなくてはならない。

五、趣味の養成

先入主となるべき多くを持つ、一年故に第一印象を惡くせぬように細心の注意を拂ひつゝ、兒童の深い期待に沿ふようにしなくてはならない。

教師の見事な示範とか、兒童の書を賞揚するとか、書話をするとかにより先づ好きにさせたい。

六、片假名及簡易文字の鉛筆練習

鉛筆の持ち方割り方等より書取等一切を含む練習。

七、硬毛兩筆の聯銷價値の擴充

鉛筆書方であつても、棒や線の寄木細工でなく毛筆習字によつて培養された書寫の本質的概念を直ちに應用して鉛筆書寫練習をなす。

尋　二（書寫の態度確立期）

一、準備的態度の確立徹底

毛筆習字として組織立つた指導よりも基礎的概念の養成に努める。即ち文字は上下左右の書寫運動の調和によつて毛筆文字特有の筆意の生ずることを、一年に引續き徹底確立させる。

二、片假名の用筆結構法の習熟

第一學年の基礎を二年前半に於て習熟させる。之がやがて漢字の用筆結構法に習熟せしめることになり。毛筆書方の基礎を確立することになる。

三、漢字の用筆結構法の基礎確立

一年と同樣簡易漢字の用筆結構法に習熟せしめ後來の複雜な漢字書寫の基礎を作る。

四、平假名の用筆結構法の基礎確立

純粹の假名、草化しすぎた指導でなく平易な用筆結構法によつて指導する。而してそのうちに曲線の美に藝術味を感じさせる。

五、布置法の基本鍛錬

同形の大きさの文字を練習せしめて布置の基本陶冶をなす。低學年であつても大字小字を混じての練習を放つておき惡い習慣をつける取返しのつかないことになる故、入門の時より充分考慮を拂ふ。

六、平假名及簡易漢字の鉛筆練習

平假名を書くことは、鉛筆では垂直運動が限定されてゐる故に平易である。なるべく多く課して學校に於ての學

習作業に完きを期す。

七、鉛筆、毛筆の聯銷價値擴充
鉛筆書寫の際にも一年で得た毛筆の基本概念を應用出來るやうにその聯銷を充分陶冶する。

尋　三　（用筆法の本格的陶冶期）
文字としての基本的鍛錬を行ふ。

一、準備用件の修練
用筆法の陶冶期である三年は、殊に姿勢、執筆、腕法の確立を期してその正確を望むべきにつき、絶えず準備用件の徹底修練を圖らなくてはならない。

二、本質的用筆法の基本鍛錬
一、二年は準備的基本態度の確立が主眼であつたが、三年に於て教科書によつて書寫能力の基本的鍛錬を行ふ。而して書寫の本質的能力の第一歩は用筆法である。三年ではこれの組織的鍛錬をする。

三、平假名用筆法、結構法の習熟
二年の續き、いく分變化を含んだ平假名の練習及び用筆結構法の習熟。

四、布置法の基本鍛錬
二年に引續き同大文字としての修練、更に平假名と漢字を交へた、布置の鍛錬をする。

五、鑑賞眼の養成
三年あたりより自覺的に習字する傾向がある故に、之を刺激して伸ばすべき、初歩の鑑賞眼の養成に努める。

六、鉛筆書寫の應用練習
敎材は毛筆手本及び讀方敎科書を中心とすることを本体とする。（但し本年は硬筆敎科書使用）

尋　四　（結構法の基本陶冶期）

一、結構法の基礎能力練磨
四年の主眼は結構法の練磨にある。敎科書により殊に結構方面の參考文字に力をそゝぐ。

二、用筆法の修練
三年に於ての基本練習へ更に四年に於て十分修練し、完成にまで伸張させたい。

三、用筆結構の相關々係理解
用筆、結構共に獨立して存すべきものでない、之が相互の聯絡こそ一字を結ぶ上に大切な事である。この呼吸を簡易なものによつて、四年あたりで指導しはじめる。

四、布置法の基礎完成
同大文字の布置の完成、尙假名と漢字との調和の基礎を完成する。

五、準備法の態度完成
準備的要件はもう「無意識的に正しくまで」に今學年で仕上げねばならぬ。

六、鉛筆書寫の應用練習

尋　五　（行書及假名の基本陶冶期）

一、行書法の基本とその修練
五年の主眼は行書の修練である。行書特有の用筆法、結構法、省略法等を組織的に、基本的に修練する。

二、假名法の練習
行書の修練と關聯して更に進んだ假名の練習。

三、楷書の總合練習
今迄体得した準備的要件なり。用筆法、結構法に對する一切の能力を全体として綜合的に練習する。

四、假名及行書の調和練習
實用に最も使用されてゐる故に、この調和練習を必要とし更に實用の變態假名の一部をも指導する。

五、中字の修練
六字三行迄位の中字もその特異點を授け練習する。
六、準備法としての提腕法の練習
中字などは時によつて提腕法にて課すがよいと思ふ。之による多くの習練の意味でなく準備法位の程度でよいと思ふ。
七、布置法の練磨
行書及假名の陶冶期である。故に、殊に布置法の工夫に留意する。
八、ペン習字の應用練習
ペンの持方ペン書寫の要領を指導する。毛筆を聯銷しつゝ主として家庭で行はしめる。
九、鑑賞眼の養成
布置法と關係づけ一字より全体に着眼させての鑑賞にすゝめる。

尋　六（書寫の完成期）
一、全教材の總合練習及應用練習
五年までに鍛錬せる本質的價値を全体として總練習をさせる。或は楷書、行書、假名交り文等の教材を課し懸腕で或は提腕で修練する。
二、細字の基本鍛錬及その錬習
楷書を以て基本練習をなし行書、假名交り文をすゝめる。細字特有の用筆に注意する。枕腕法の要領を會得せしめる。
三、書式手紙文の指導
細字の實用的練磨、必然的なものは、正式に課して練習する。
四、ペン習字の應用練習

應用方面を多く課す。
五、書に對する趣味の養成
相應の鑑賞物の揮毫、觀方等より東洋獨特の書に對する觀念を作り上げ、將來への原動力たらしめる。

高　一（書寫の修練期）
一、中字、細字、假名交り文の練習
二、連綿假名の練習
連綿の基本を練習する。
三、書体の變遷史の概要
趣味の養成と相俟つて文字及書体について系統的に概略を講話する。（授ける）
四、ペン習字の應用練習
五、趣味の養成
鑑賞ものに多く接せしむる。

高　二（書寫の完全期）
一、草書の修練
他の書体との關係を注意して。
二、書式の練習
届、願書、履歴書、送狀、請求狀、領收書等の實物を中心として。
三、連綿假名の修練
日本特有の藝術假名の價値、面白味を知らしめる。
四、細字の習熟

諸書式と關係をつけて。
五、書に對する知識の養成
書道について及び文字、書体、其他一般的の書に關する知識を與へる。
六、ペン習字の應用練習
七、書道沿革の概要講話
書道史の小學校向な概略

取扱上の注意

一、兒童の心理に立脚して實用一點ばりでなく作品に兒童の「もの」せるものとして價値を認める。
二、兒童の心現を重んじて、大人の文字を小さくしたものでなく、兒童として、一年は一年らしく、高學年は高學年らしく、將來への發展性を多く、文字へと指導する。
三、全兒童の成績を擧げることに力點を置く。
四、全學年を通じて、精書主義で行ふ。
五、課外練習を奬勵して競書、展覽會等には出來るだけ參加させたい。
六、一年に於て、總ての用具を完全に整へて習慣にまでしたい。
七、成績物等は永久に保存させるよう注意する。
八、清書は毎時行はせることを本休とする。
九、書道の本質よりみて、墨汁は使用しない。

施設

一、學校記念作品の作製。
二、毎月全校學年別競書會々催。
三、級別競書會開催。
四、新年試筆會開催。
五、校内展覽會開催。
六、全校兒童書方級を定めての奬勵。
七、書道誌小書園による刺激練磨。
八、書話の掲示
九、他校との成績品交換。
一〇、諸名家の筆蹟展覽鑑賞。
一一、行事による指導。

算術科

指導方針

一、生活に於ける數理思想の涵養と數的に處理することに慣れしむ。
生活事象の事物を取扱ふには質と量の兩方面を以て解決して行くことが殆ど全部で、算術科にては量の方面を測定し、計算するのであるから此の必要が生ずる。

二、發生的に取扱ひ、發見的態度及歸納的態度の確立を期す。
個体發生が種族發生を短期間にて繰り返すことは周知の事實である。されば、發生的に取扱ふは最も自然で、而も確實に理解し得るのである。更に思考を確實にし、應用自在ならしむるために、發見的態度と歸納的態度を確立せねばならぬ。

三、函數觀念並に空間觀念を養成す。
日常生活の事象中に於ても、學問的研究に於ても多く遭遇するは函數關係であり、空間の問題である。
算術指導が生活指導の一部面である以上、これらについて迅速に、且つ適確に判斷し得る人（所謂數量常識ある人）たらしめねばならない。

四、中心問題の確把を計り、形式算と事實算との有機的聯關に努む。

形式算及事實算は共に特有の使命はあるが、形式算は事實算をとく豫備練習として結局は事實算に歸せしめるやう有機的聯關に注意しなければならない。

五、實驗、實測を重視し、計算器具の使用に慣れしむ。
數量の具体觀念を確實にするには、實驗、實測に優るものはない。殊に兒童が感覺的であるから、諸感官に訴へるのが有效である。

六、暗算、珠算の取扱並に練習を重視する。
日常多く用ふる數は餘り過大ではない。從つて、態々筆算を用ふるは煩鎖に堪えないばかりでなく、計算も迅速でない。此の點から、暗算、珠算の取扱並に練習を重視する必要がある。

七、鄕土的問題の構成につとむる等教材の地方化、實際化を圖る。
實生活に即せしむるためには鄕土を理解する必要がある。殊に算術は計算のみでなく、知識方面も養はねばならないから、此の意味に於ても數的に取扱ひつゝ知識を確實にするのである。

八、經濟觀念を養ふ。
事物を經濟的に眺め節約利用、利用厚生の途を講ずることは現代の社會組織に於ては充されることが出來ない。これがため經濟觀念の萠芽を養ふことに努める必要がある。

各學年別指導要項

尋　一

本學年に於ては數へる事を中心として、數觀念の基礎を作らねばならぬ。故に、教具等については實物を用意するか若しくは繪圖、模型等を用意すべきである。

一、整數の命數法及記數法―百迄の命數法、記數法を授く。記數法はローマ數字及漢字を教へ、漢字は讀本と共に關係して教へる。ローマ數字の傾斜は特に注意すること。

二、計算は整數百以下の範圍にある。四則の暗算を指導し、就中二十以下の範圍に於ての加減に習熟せしむ。

三、諸等數は日常最も使用するものを教へる。

1　メートル法度量衡に於いてはメートル、センチメートルの具体觀念を養成す。

2　金高に在りては「錢」時間に在りては「日」の計算及其の價値並び性質を知らしむ。

四、グラフは物の數、日數等を棒狀或は丸等にて圖示し之を讀ましむ。

五、幾何圖形、正方形、三角形、圓、立方体、球等につき教へる傍ら名稱など教へ空間觀念を養成する。

尋　二

掛算九々は本學年に於て最も力を入れる事柄であるが、機械的記憶でなく理解的に指導すべきである。

筆算準備期として視取り或は聽取り暗算に熟練せしむ。

一、整數の命數法及記數法―千迄の命數法、記數法は一年と異ならず。

二、計算の千以下の整數に於ける暗算、就中百以下の範圍に於ける乘除に習熟せしむ。

三、諸等數、メートル法、度量衡に於いてはメートル、センチメートル、ミリメートルにつき、實驗、實測によつて具体數を知らせると共に計量器の使用の要領を、金高では「圓」時間に於いては「時」「分」「週」の計算並びに共の價値、性質を知らしむ。

四、代數材料については、代數思想の萠芽の助長に資する爲、簡單なるものを授ける。△、○等をXの代りに用ふる事の練習をさせる必要がある。問題はなるべく兒童の生活

五、幾何圖形は第一學年に於いて授けたる圖形に直方体を加へ、色紙等で幾何形態を作り豆細工で立体形を作らせ、空

間の觀念を養ふ。

六、グラフはパントグラム（繪圖的グラフ）の讀解及教科書以外に實際問題より材料をとつて理解させる。

七、知識的方面

社會的のものとして月の大小、日數、何箇月、物價等を實に計算のみでなく說明も加へて指導する。

尋　三

本學年より筆算を行ふことになるが、記載的方面に力を注ぐべきである。數字及び漢字の書方は丁寧に正確に書くことの練習を要す。兒童に問題を構成させ、それが解決をなす練習をさせる必要がある。問題はなるべく兒童の生活に適確なものを廣く提出して思考推理を實生活に即してなさしめたい。

一、整數の命數法、記數法―一萬迄の命數法。記數法。記數法は漢字で橫書することを加へる。

二、小數は小數第一位までの小數、十進諸等數の小數的、表示と結合して具体的に指導す。

三、計算は整數一萬までの範圍に於て筆算の加減乘除を授けて之に習熟せしむ。

四、諸等數

メートル法、度量衡ではリツトル、デシリツトル、キログラム、グラム、キロメートル等について具体觀念の養成と計量器の使用法並之等の略字について指導す。

五、尺貫法度量衡の問題は觀察させるのみ。

金高では「厘」時間では「年、月」についてその計算、價値、性質を取り扱ふ。

六、グラフはピクトグラムによつて讀解の練習、材料は兒童の生活から取つたものを用ふ。

七、代數材料は前學年と異ならぬが、未知數を表はすにXを用ふ。

八、幾何圖形

正方形、短形、三角形、立方体、直方体の性質を知らせ、觀察、作製によつて觀念を確實ならしむ。

九、知識的方面

社會的なもとしての諸物價、物品販賣の方法、暦、貨幣に關するものを教ふ。

尋　四

漸く數の範圍を增し、日常使用する程度の整數も大体修得し四則もその要領を會得したので、形式問題、事實問題を共に多く課し計算に習熟せしむることが肝要である。

一、數、整數及小數。

二、整數の命數法及記數法―一億迄の命數法、記數法は前學年と同樣であるが、讀數上の便宜を考へ、右より四桁毎に區切りをなすことを悟らしむ。

大數の取扱は十進法により限りなく發展するものなることを想像させる。

三、分數は小數入門の過程として、初步の分數を授く、故に計算はなさず、主として基數を分母としたものを取扱ふ。

四、小數は十進諸等數の小數取扱ひ及其の發展としての小數につき教へる。

小數、帶小數の記法及其の計算、計算は加減乘除の習熟に努力すべきである。

五、計算、整數は一億未滿、小數は第三位までの範圍に於て筆算の加減乘除を習熟させる。

但し小數の除法、中法の小數なるものは之を五學年に於て取扱ふ。

六、諸等數

メートル法、度量衡では「ヘクタール」「アール」「デシリツトル」「平方センチメートル」「立方センチメートル」「ヘクトリツトル」「キロリツトル」等について、實驗、觀察、實測により具体觀念を養ひ。角度については「度」「分」「秒」を取り扱ひ主として、實測せしめるため「度」に力を注ぎ他に至つては輕易に取扱ふ。

七、棒グラフ、折線グラフ、ピクトグラムの棒グラフ化等について讀解若くは作業をさせ、一層理解を確實にする。

八、代數材料

算術として取扱ふために移項を無自覺にさせる等は不可である。事實問題より之が解法の理を明らかならしむ。

九、幾何圖形については前學年で取扱つた形態を用ひ、面積、体積の求め方等は實測を重じ、大なる數であるときは

觀察させることにより具体觀念を養ふ。

一〇、知的方面

社會的、經濟的、科學的なものに「時間」「方位」「暦」「貨幣」の種類等につきその大要を知らしめ、地理的問題に於いては地方化して取扱ふ。

尋　五

整數、小數の計算力は本學年に於いて最も能く熟達せしむべきで、除法は計算力陶冶中最も重視する。又學科が增して來る故にそれとの連絡も大切となる。

一、數は整數、小數、分數。

二、整數の命數法、記數法

1　一億以上の命數法、記數法は横書式諸等數的、小數的、縱書式、三分式、全部の取扱をなす。

2　純數的記法は四分式の讀數法を指導すること前學年に同じ。

三、分數は本學年に至り純分數的取扱をなす。分數の意義については、一單位を等分する及單位の幾つかを等分するの二種を授け、共の他の計算は本學年に於て全部終了する。

應用問題は卑近なものにして比較的多く使用するものを選び、實際問題の解法より意義、解法を明らかにする。

四、計算は本學年に於ては力を注ぐべきで、整數、小數、分數の四則を授ける。

數範圍は整數では一億以上兆以下、小數に於いては第四位、第五位のものを加味する。

五、諸等數

メートル法、度量衡は具体觀念の確否を明らかにし、常に內容の充實と熟知を圖る。

海里については計算のみでなく性質を知らしむ。

時間につきては正しい時計の見方を實物について指導し、生活上に運用を圖ること。

尺貫法度量衡はメートルとの關係を知らしめ、具体觀念を確實にするのみにて一單位より他單位に代へることの

みに勢力を費すべきではない。

六、代數材料
教科書中には表れないが整數、小數、分數の四則問題を解くに未知數をXで、代表し問題を解決することに馴れさせる。

七、グラフはピクトグム、棒グラフ、折線グラフ、扇形グラフ等につきその性質及各の特殊點を知らしめ、端數の讀みよりも比較對象の妙を知らしむ。

八、幾何圖形は「三角形」「多角形」「圓」「平行四邊形」「梯形」「平行六面体」「直圓壔」「直角壔」「球」についてその形態觀念、面積、体積、計算の熟達を圖る。

九、知識的方面
經濟的、社會的、科學的なものに貨幣、曆、我が國の郵便制度、勞働時間、比重等がある。
之等について實際問題と關係して授ける。

尋　六

本學年に於いては教材が實質的教授事項の多岐に亘り、且つ程度高く之に時間を費すことがあるも、計算は矢張り算術科の骨子である。故に計算問題を絶えず各教材の間に補充して、その計算に支障ないやうにすることが必要である。

一、數は整數、小數、分數について指導する。

二、計算は知的教材の多數なことに不拘常に暗算、筆算共に練磨するを要する。
前學年のものと異なるところは分數に於て比及比例の端緒を開くもので之と關係づけて教へる。
比及比例に於いては充分練習せしめねばならぬ。

三、諸等數
メートル法度量衡はメートル法に用ゆる漢字を教へ「粁」「米」「糎」「粍」「竡」「竰」「立」「竕」「瓦」

「瓩」「瓦」等但し之等は縦書するとき使用するが便で横書する場合は略字を用ふる法が便であり、且つ經濟的であることを注意する。
計量器の使用は概ね使用し得る如くせしむ。

四、グラフは棒グラフ、折線グラフ、扇形グラフ、函數グラフ等について讀解するのみでなく、作業を重視してグラフに關する觀念を一層正確とする。

五、代數材は教科書に表はれないが、整、小、分數の四則問題を解くに未知數をXで代表して問題を解決させる。

六、幾何圖形は「圓」「正方形」「三角形」「矩形」「直方体」「球」「相似形」「扇形」等について、コムパス、定規等の器具を使つて性質を作圖に依り理解せしむ。

七、知識的方面
社會的、經濟的、科學的なもの、即ち租稅に關するもの、公債、株式に關するもの、比重、落體に關するもの等について知識的方面を練磨する。
之等に關係する熟語と計算とは並進すべきである。これは計算によつて一層觀念が明らかになるからである。

高　一

本學年に於ては代數式、幾何圖形に力を入れるべきであるから整數、分數、小數の部分において、その基礎となることを知り反覆練習せしむべきである。

一、數は正負の有理數について教へる。負數の場合に於ては低學年でし正數列を知つた如く、又負數も數を擴張したものなることを知らしむ。

二、計算は代數的數の計算、代數式の計算を教へ、尋常科の四則へ羃を加へて五則とし、四則は尋常科のものを復習的に取扱ひ、算法を整理し、計算に習熟せしむ。

三、諸等數
メートル法度量衡は單に計算に習熟せしむるのみでなく、度量衡に關する知識を啓培すること。

平方粍、ミクロン、ミリリットル、ミリグラム、カラット及其の略字につき教ふ。數量が餘りに小さい故に實際生活とは緣遠く且つ具体數量としても觀察せしむるは困難である。斯かる種類のものに至つては、何に用ふるものなるかを知らせる程度でよい。

四、グラフ、棒グラフ、扇形グラフの性質及その讀解をなし又は兒童生活中の題材より、作業せしめてグラフの妙味を知らせることも必要である。

五、代數材料、負數、一次方程式、恒等式、聯立一次方程式、分數式について、抽象論的に學としての取扱は禁ずべきもので、事實問題より具体的に問題を解することに習熟せしむ。

一次方程式は本學年中最も力を注ぐべきである。されば事實問題に直面しても、自ら題意に適する方程式を立て計算を進むることを得させべきである。

算術的解法と代數的解法とを比較し後者の如何に簡易であるか、又一般的であるかを知らしむ。

六、幾何圖形、直線、角、平行線、三角形、多角形、平行四邊形、圓、內接形、外接形等について純然たる幾何學にならず。實驗、實測によつて證明し、證明問題についても、假設、終結、證明の形式を採らず、證明のみを口述にても筆記にても證明し得れば足る。

定規、コムパス等を使用して作圖することに熟達せしむ。

七、知的方面

社會的、經濟的方面に曆に關するもの、貨幣に關するものあり。之等は計算上からは甚だ容易なものである。從つて常識として知らせることが主になつてゐる。充分之が熟語に關するもの丶指導を要す。

高・二

代數式、幾何圖形等は複雜になり、論理的問題も多い。勿論、純數理的取扱は禁物であるが、論理意識、論理的情操數學的推理力等の陶冶も或る程度迄は必要である。

社會的、經濟的、科學的知識を養成する問題の最後に出てゐるは、實社會に出る準備とも言ひ得る、故に之が事實を地方化して一層適切に取扱はねばならぬ。

本學年に於て勢力を傾注するは二次方程式である。

一、數は更に擴張して有理數、無理數とす。

二、計算は高一のものに開法を加へ六則とす。開法は特殊の形式に依る運算を用ひ、理窟を極むるは稍程度過高である。形式を記憶せしめて運算に支障なからしむる程度でよい。

三、グラフ、折線グラフ、函數グラフの讀解、グラフは兒童生活より題材をとり之の作業を重視す。

眞にグラフを理解するには描き方を知る必要あり。故に方眼紙に描かしめることを忘れてはならぬ。

四、代數材料、前學年の復習、二次方程式、聯立二次方程式、比及比例等について指導する。

本教材に於ては二次方程式に最も全力を注ぐ。

應用問題等に於いて解答に負數を得た場合は之を取らざること。必らず正のみをとる。

五、幾何圖形、多角形、比例線、相似形、對稱形、立体角、多面体及其の体積、曲面体等の性質形態について指導す實驗、實測によつて形態、性質を確實にならしめ、作業を重視し、定規、コムパスを使用して正しい形態を作らしむ。

六、知的方面

社會的、經濟的、科學的に稅に關するもの、保險に關するもの、利息、公債、株式に關するもの、貨幣に關するもの、鐵道に關するもの、物理化學に關するもの（氣体の体積、落体の速度、振子の振動、燃燒、經度、緯度、標準時）等がある。之等の事實內容は他教科で學習せるも之を數量的見地から明確なる理解を得しめる。

取扱上の注意

一、數字は正確に速く書くやうに仕向けねばならぬ。

二、暗算の練習は每時行ひ、大なる數量に亙らず、小なる數量にて日常多く使用する程度のものを暗算特有の計算經

路と方法とを明かにして指導すべきである。

三、問題を解くに當つては先づ兒童に問題の要求してゐる點を充分呑み込ませることが大切である。

四、難問題と見得るもの若しくは兒童に解法の端緒を得られないもの丶あるとき、教師はヒントを與ふべきであるが兒童の思考力を減殺するほど詳しいものであつてはならない。

五、實驗、實測するには、器具を正確に使用することを要求しなければならない。

從つて物指の兩端は磨滅してあることがあるから中側を使用せしめる。其の他の器具も亦同じ。

六、應用問題を取扱ふ際、兒童生活に密接なる關係あるものに變じて提出することや、兒童に問題を作製せしめる等に心掛ける必要がある。

七、計算の結果は驗算を必らず行はせる。

施設

一、備品

1 測量器具

イ 長度を測るもの　物指、身長計、卷尺、コムパス。

ロ 容量を測るもの　一リットル桝、一デシリットル桝。

ハ 目方を測るもの　秤秤。

ニ 角度を測るもの　三角定規（木製）分度器。

ホ 時間を測るもの　柱時計、ストップウオッチ（競技併用）

ヘ 溫度を測るもの　通常寒暖計、休溫計（衛生併用）

2 幾何圖形及幾何立体

イ 平面模型　正方形板、三角形板、圓板。

ロ 基本立体　立方体、直方体、正三角塔、直圓塔、正四角錐、直圓錐、球。

ハ 求積說明器　立方体の体積說明器、平方六面体体積說明器。

3 其の他

イ 方眼紙　貨幣、紙幣の模型、掛圖。

ロ 金高に關するもの　公債模型掛圖、社債模型掛圖、株式券。

ハ 經濟に關するもの　電報賴信紙、電報送達紙。

ニ 郵便に關するもの　コース（競技用）地圖。

ホ 度量衡に關するもの　グラフ敎授掛圖、方眼紙。

ヘ グラフに關するもの　比重測定用物一揃、乾濕球度計。

ト 理科と關係せるもの

二、實測會

校地、校舍の面積及競技記錄の測定、步測及び目測。

珠算指導要項

尋四

本學年に於ては運珠に不便なからしむるため、算盤使用時の姿勢に注意し、惡癖を付けざるやうにすべきで、計算に於ては加減に主力を注ぐ。

一、算盤の名稱　「枠」「梁」「桁」「珠」等の名稱。

二、數の置き方　珠の拂ひ方、珠の値を知らしめ、食指一本にて練習せしむること。

三、加　法　整數、小數、十進諸等數の順に練習せしめ、その範圍は四桁以下にして十口以下なること。

加法中五珠の分解を要する計算は困難であるが、重要であるから充分熟達せしむべきである。

四、減　法　數の種類及範圍は加法に同じ。

尋　五

本學年より乘法を加ふ。基礎として加法の練習を充分になすこと。計算の場合、運珠熟達して食指と拇指とを兩用するものあるも差支なし。

一、加　法　數の種類は前學年に變らず、範圍は五桁以下、十口以下なること。
二、減　法　數の種類は前學年に變らず、範圍は五桁以下、十口以下なること。
三、乘　法　掛算九々の復習をなす、機械的にならず、筆算と連絡して理解的に指導すべきである。
　數の種類は整數、小數、十進諸等數にして範圍は法一桁、實四桁以下なること。
四、見取加法及見取加減法、聽取加法、聽取加減法の簡單なるものを練習せしむ、競爭して興味を湧かすことも大切である。

尋　六

本學年に於て除法を加へ、計算は全部終了せしめねばならぬ。又除法を知るには加減法が熟達せざれば是も亦不充分となる故基礎として加減の練習を一層上達せしむ。

一、加　減　法　數の種類は整數、小數、十進諸等數にして範圍は五桁以下、十口以下なること。
二、乘　除　法　數の種類は整數、小數、十進諸等數にして範圍は法三桁、實五桁以下なること。
三、除　法　數の種類は整數、小數、十進諸等數にして範圍は法二桁、實六桁以下なること。
四、見取加法及見取加減法、聽取加法、聽取加減法については速算の練習とするため、毎時少時間に行ふこと。

高　一、二

高等科に於ては尋常科のものについて復習し、充分熟達を圖らねばならぬ。

一、加　減　法　尋常科のものについて復習。
二、乘　除　法　右に同じ。
三、見取加法及見取加減法、聽取加法、聽取加減法は速算の練習とし毎時課す。
四、應用練習として教科書中に在る簡單なる四則を應用する問題を解かしむること及家計簿、傳票等の計算に慣れしむ。

取扱上の注意

一、算盤の梁に圓、錢、厘等の符號の記載若しくは彫りつけたものは白紙にて覆ひ四桁毎に點を附けさせる。
二、指の使ひ方は食指一本を用ひ、二指は用ひしめない、熟練の結果二指を用ふるも差支ない。
三、珠の運び方は一定の規則に遵つて確實に行はしめることが大切である。例へば「一に四を足すとき」五珠を先に下して一を拂ふやうにすること。これは指頭の運動の距離を小にして速度を大ならしめるためである。
四、數の唱へ方を一定すること、例へば「御破算で願ひましては」「4」を「ヨン」「7」を「ナ、」等。
五、計算語を用ひること、例へば「御破算で願ひましては」「さしては」「お次は」「引きましては」「お引きが」「なり」「にては」等。
六、讀調子は單調でなく、一算の中でもゆつくりと讀み又速くも讀むやうにする。

施　設

イ　教師用大算盤
ロ　備　品

ロ　兒童用算盤

2　珠算競技會

各學年每學期一回行ふ。

國史科

指導方針

一、指導眼目

1　國體觀念を闡明にしそれを信念にまで止揚する。

國体觀念を闡明にするといふことは、あらゆる場合、あらゆる問題に關して叫ばれてゐるが、それを國民の魂の奥底に信念として植付けることが最も必要なことである。この點に於て國史科は特に重大な使命をもつものである。

2　正確な史實の理解により史眼と國史趣味の涵養につとめる。

正確な史實の理解は、正しい自己認識である。そこに過去の發展の姿を知り、新しい進路を發見することが出來る。

3　現代史を重視し、我國の世界的地位を明かにして、皇國發展の信念を樹立させる。

よりよく現代を把握する爲の國史教育である。現代を離れては國史は單なる物語に過ぎない。

4　大國民たる品格を陶冶し、正しき國際觀念の養成を圖る。

日本は既にアジヤの日本でなく、世界の日本である。狹小な島國根性の矯正は、我國をしてより大ならしめる一條件である。

5　經濟教材を重視し、實生活に關聯させると共に經濟的眼識を養ふ。

經濟は人間生活の基調となる。祖先等の經濟生活を研究して、經濟的の眼識を養ふことは、國史科使命の重要な一部面であらう。

6 神代史の取扱に留意し、國礎の尊嚴を自覺せしむると共に、敬神の念を涵養する。
國体の認識は先づ國礎から、敬神の念の涵養は、たゞ一筋の信仰に生きた敬虔な古代人の魂を呼び覺すことである。

7 鄕土史を常に顧みて、愛鄕心の養成と鄕土の歴史的意義を認識させる。
人は國家人であると共に鄕土人である。鄕土を理解し、鄕土を愛する者は、やがて國家を理解し、國家を愛するものである。

8 國史を單なる知識、觀念に留めず、直ちに之が現實生活に於ける實踐への進展を期圖する。
國史學習から得た諸種の知識や教訓は、之を單なる過去の事實とのみせず、これを現代に更正して、直ちに日常の生活の上にまで役立たせたい。

二、指導方針

1 各學年兒童の國史生活の姿を凝視し、その發達に即する具体相を捉へ、適切なる指導につとめる。
教科書以前に於ける、國史教育を忘れてはならない。

2 學習する史實に對しては、出來るだけ推理的考察の態度をもつてし、教材觀の確立をもつて第一義とする。
徒に細密な史實の穿さくに偏せず、その大体の要領を確把させることにつとめる。

3 年代圖、繪畫、其他出來るだけ多くの直觀材料により、過去の狀勢をなるべく正確に兒童の心中に再現したい
年代觀念は一般に徒に細い數字の暗記を望ます、大体標準となる年代の數で滿足する。

4 常に教科書を中心として之を活用し、參考書は單に學習の參考であることを忘れない樣にする。

5 指導は說話を中心とし、これに問答法、自學法等を加へて活用してゆく。

6 板書は簡單にして、然も系統的なものに工夫する。

7 筆記帳は單なる兒童の學習控帳でなく、兒童の研究創作による研究帳としてゆきたい。

8 史的眼識をもつて現代を理解させる上に、適宜、時事問題の解說をする。

11 教材を精選して進度を速め、學年末に於て總括的取扱の時間を多くする。

學年別指導要項

尋一、二

教科以前（低學年）

一、低學年兒童は他の教科書や生活環境から受入れる、國史的物語に、主觀的な生活要求としての興味をもつ、この發達的、時代的要求を如實につかんで、その正當な範圍に於て、その要求に應じ生活の發展に資する。

二、時に臨んで神話、傳說、英雄談、國民史談、鄕土史談等を取扱ひ、推理の薄弱と想像の旺盛なこの期の兒童を、その物語に秘む心理的要素の未文化の狀態に於ての共鳴により、その生活を伸ばしたい—他教科指導において。

三、神棚、氏神等に對する儀禮、其他鄕土に於ける價値ある歴史的行事、歴史的習慣等に新生命を賦與して、これを生活教材として、より有意義に生かしたい。

尋五、六

一、指導眼目

1 五六年國史教材の特殊的、本質的な構造を直觀し、この双方の融合相にまで、その具体的實際經營を建設する

二、指導要項

1 人物中心の英雄史とし、人物を通して、その時代の精神を理解させる。

2 一時代づゝまとまつたごとに其の時代の統括的學習を指導して時代個性を見つめさせると共に、國史の流動的發展的關聯への注意を怠ることなく、縱の關聯を發見してゆく。

3 然し嚴密な時代的文化個性をつかまへることを望ます、時代の重要人物の個性と、その人物によつて代表せられる、事件文化との個性傾向を各時代毎に見つけ出せばよい。

高　一、二

一、指　導　眼　目

1　實社會的實踐生活の体認としてなされる高等科の國史教育は、やがて史眼育成の國史生活の指導であるべきである。從つて人を見るの明、社會文化、時代を觀るの明が養はれるにつれて、それ等を洞察する力や直觀的思索力も養はれてゆく教育でなければならない。

二、指　導　要　項

1　事件中心とし民衆史的取扱を加味し、特に政治、經濟、女子等の教材に留意する。

2　高一に於ては文化の推移、變遷についての理解を徹底させ、尚その間に一つの批判をもたせる。

3　高二に於ては社會生活的教材、藝術生活的教材等、即ち生活各方面の統一化、聯絡的取扱につとめる。

指導上の注意

尋　常　科

一、皇室並に國体に關係する教材

1　天位は絶對に神聖なりの信念をもつてする。歴史上色々な人物、事件を批評する上にも決して責を　天皇に嫁してはならない。

2　天皇親政は我國の本体であることを瞬時も忘れない。

3　我國は總て血族的關聯をもつてゐる。即擴家族的國家なりの思想を確立する。

4　御歴代天皇がよく王道をもつて一貫せられ、人民を治めさせられたにつき、外國と比較して感得させる。

5　我國は君民一体であつて、或は一家族の如く、或は一身体の如く、一体組織であることを無上のよろこびと感

ずる。

二、忠君の教材

1　忠は皇室に對する純の純なる、絶對的奉仕の感情であつて、國民道徳の第一義である。

2　忠は我國民にとつては「一種の宗教である」の信仰的態度でのぞみたい。

三、偉人教材

1　一々嚴肅主義の道徳率をもつて律せず、人物の中心個性を明にすると同時に、唯その人の地位に對して適當なことをしたかどうかを見て、兒童に暗示を與へてゆきたい。

2　偉人の誕生、生立ち等をあまり神秘的、怪異的に說くことは兒童の歴史活動の發展を阻止するものであつて、歴史教育の目的に反するものである。

3　人物の行動は同情をもつて見る樣にし、僅かのことをあまり、偏狹な精神で打毀してしまふ觀方をしてはならない。

4　なるべく人物の眞價のあらはれる材料を選擇して指導する。その爲、偉人の私的生活をも研究する。

5　史的人物の背景（生活環境、時代、文化、社會、地理的條件等）を關聯的、流動的に考慮して取扱ふ。

6　偉人の偉大さは天賦の才能にもよるが、又その旺盛なる精神力によるものであることを發見させる。

7　歴史に於ける偉人は多くは自らの運命を知り、自らその運命を開拓したものであることを考へる。

四、事　件　教　材

1　尋常科國史に於ては事件的題目の教材も、人物中心の教材の精神によるものである故、かうした教材の中心人物の取扱ひを決して輕視してはならない。

2　事件教材は直接皇室に關係ある材料と、直接皇室に關係ない材料との二つに考へる。

3　直接皇室には關係ない材料とても、直接皇室に關係ある材料については苟も國体を危くせんとし、或は皇室を危くせんとするが如きものは、嚴正なる批判をもつて之に臨む。

4　直接皇室に關係ない材料については、多くの場合その經過影響を話し。批判は兒童の自由の判斷に任す。但し

これ等の事件の中にある。美談を見逃してはならない。

五、神話、傳說に關する敎材

1 神話は上代人の理想であり、信仰である。故に、神話は神話として說話すべきで、そこに何等の根據だとか、寓意だとかをせんさくすべきでない。

2 傳說についても大体神話と同じ考へ方でゆきたい。

高等科

一、政治的敎材

1 政治的文化は他のあらゆる社會文化の中心たること、そしてその政治は天皇親政の政治であることを背景として指導する。

2 政治上の責任は輔弼の任にある者に存すること、天皇は神聖にして絕對であることを理解させねばならぬ。

3 外交は近隣より遠國へと發展して來り、外來文化は輸入から同化へと進み來りたる推移の跡の內面的聯關を系統的に知らせること。同時に大國民たるの態度をもつて純眞な心でそれを見つめさせる。

4 內治に關する敎材については、その政治的精神、それの生れた社會的事情、政治家の努力等の直接關係はもとより一般の他の間接的文化的事情との交涉を見る事を忽かせにしてはならない。

5 戰爭敎材は一般に其の動機的諸事情、作戰計畫と實戰狀況、其の戰爭が文化に及ぼした影響等を觀てゆくのであるが、其の戰況は何等かの意義、價値が認められない限り出來るだけ省略すべきである。

二、學問的敎材

1 學問的文化發現の根據は何處にあるかを探究する。それはこの敎材は他の文化類型の如く容易に發現出來ない性質を多分に有し精神活動の上層を占有してゐるものであるから、それが過去に於て維持され保有されてゐる點を研究するは大切なことであり。又兒童にとつても暗示をうける資となるからである。

2 外來文化のものか、日本固有のものか、日本化された文化か、又特に如何なる性質內容が日本人の思考に適當

したか、如何なる諸點に於て日本精神の發露があるか、然も如何程の將來への維持力があるか等、その敎材の系統性質を考慮する。

3 時代精神を如何程具有した學問かを知る爲に、その發生した環境を考察する。

三、經濟的敎材

1 經濟的敎材はいつも政治的其他の文化と深く交涉させ、產業、交通、貿易等は相關的に知らしめること、政治的文化變遷の裏面には常に經濟問題が橫はつてゐることを忘れてはならない。

2 時代の經濟生活の水準を示敎し、現代生活との比較を行ふことによつて生活の反省の糧とし、又國民志操の善導に貢獻する。

3 交通路の發達は文化移動に關する重要な役目をもつことを說明し、交通の發達と文化の發達との關係について理解させる。

4 衣食住の問題を具体的に說明しその變遷の如何を語り、その奥に流れる時代精神の反映なる點を感得させる。

5 貨幣價値の變遷について知らせ、同時に又貨幣そのものが各時代の精神を反映するものであることを說明する。

四、藝術的敎材

1 藝術的方面の人間の活動は、他のそれに比し、より以上の情操の働を要し、情操は又時代精神を最も多く反映させるものであることより、この敎材は時代精神の發露如何を說明することを最大の任務とする。

2 時代により異つた方向に形成された新文化は、最もよく時代を現すものであるから、これについては適切なる說明を要する。

五、宗敎的敎材

1 宗敎は國民の實生活に影響して相卽不離の關係にあるものであるから、その宗敎の種類と難易によつて時代の風潮を知らせる。

2 新宗敎はその時代の缺乏感より生れるものであるから、その新宗敎發祥の原因について考慮してゆく。

3 社會風敎上に於ける宗敎及僧侶、寺院等の地位を考察することは、その宗敎の陶冶價値を知る上に最も必要で

ある。

4 その宗教が國史上如何な地位を占據してゐるかといふ、價値點を理解させるために、簡單なる經義の說明を要する。

施設

一、備品

1 掛圖類
2 地圖類
3 年代表
4 系圖
5 年表（國史、鄉土史）
6 其他 兒童作品

二、參考品

1 土器、石器等

三、行事

1 國旗揭揚及禮拜（朝禮時）
2 日日の主要史實の揭示（日本史實の主要史實を「日日」より見る）
3 史的國民行事（神武天皇祭、時の記念日等の如し）
4 鄉土史的行事（氏神祭禮、鄉土記念日等）
5 突發的國史行事（御大典、神宮式年遷宮祭等）
6 校內歷史行事（學校記念日、學藝會、遠足等）

地理科

指導方針

一、地球表面上に於ける自然と人文との交涉關係を事實に就いて究明し、本邦國勢の大要を知らせ重要な關係諸外國の大勢を理解させて、本邦の世界的地位を明かにし、國民精神を涵養する。

二、國勢の大要を知らせ、國民生活の眞相を理解させて、世界に於ける本邦の地位を自覺せしめ、愛國心の養成に努める。

三、產業教材を重視し、之が指導によつて、經濟的思想を養ひ、外國貿易の趨勢に照して、產業の改善と興隆を計る

四、世界主要國の國勢及び世界の大勢並に國際關係の大要を知らせ、特に我が關係各國の特質、產業、國民生活の狀況を理解させ、國際關係を明確にする。

五、移植民の必要と、外國に於ける邦人活動の狀況を知らせ、海外發展の精神を涵養する。

六、社會生活の實用的能力を養ふと共に、民族文化創造の根源を培ふ。

七、生活に即したる地理的經驗を求めて、基礎的地理觀念の養成に努める。

八、國語教材としての地理的材の取扱に留意し、地理科の基礎を作り、其の語彙に於ては内容を充分に体得せしむ。

九、鄉土地理の研究をなし、鄉土の振興を計ると共に出發點をここに求む。

一〇、地圖を本体とし教科書は指導の出發點及歸結點とする。

一一、讀圖力の養成に努め、記號、符號の指導により地人相關々係交涉を如實に理解させる。

一二、地理的各要素は分解、綜合組織して有機的統一の下に考察させる。

一三、地理實習を重視し、學習に興味を與へ地理的觀念を正確にする。

一四、比較考察によつて地理的理法の發見に導く。

一五、常に自然に對する前人の努力の過程を察知し、その生活樣式を批判して將來の改造を想定する。

一六、常に時勢の推移に留意して教材の變動に留意する。

一七、外國の教材に對しては吾が國勢を理解せしめるに適當なものを重視する。

一八、實地踏査を重んじ地理的理法を考察する能力を養ふ。

一九、常に地理學習上の新傾向を凝視して地理教育に最大の效果を納めしむる樣努力する。

教材別指導要項

一、區　域（地域の範圍）

區域指導に當りて府縣名の列擧に止らず、その位置、面積、行政區分を明確にし、既知の地名の提示をなして指導の單元となるべき地域の範圍を明確にする。

二、地勢、氣候、植物分布

地理學習の基礎工事である、地理學本來の目的を達成せん爲この基礎をして盤石たらしむる。特に地形に重點を置き、高さの分布を体系づけて地形區分を行ひその性質を知らしむること肝要なり。

三、產業と交通（經濟教材）

住民の主要經濟につきて指導し、其の地の特色を諒解さすべく數量の提示と他地區との比較考察をなして世界的地位を自覺せしめ愛鄉心の養成を計る。

四、都　邑（人口分布）

人口分布の狀態は該地域の地理的現象の總和である爲、最後の指導に止らず最初に於ても途中に於ても常に結びつけ最後の指導に當つて其の狀態の因つて來る所以を考察して括りとなす。

學年別指導要項

尋四以下

一、鄉土を中心として分科學習への交涉を圖る爲に、地理的事項を適切に取扱ひ學習基礎を作る。

二、兒童心意の發達階程を重視する。

尋　五

一、鄉土地理に出發して地理研究の基礎を作る。
二、基礎觀念の養成に努力する。
三、正しい基礎觀念の上に立つ讀圖力の養成に努める。
四、地人の有機的關係に着眼して各地方の特色を把握さす。
五、實地踏査を重視して地理的理法の考察に努力する。
六、作業を重視し、地圖の描寫、圖表の作製に努める。

尋　六

一、地理學習の正しき態度を確立して深き研究の興味を與へる。
　尋五に於て地理學習上の基礎確せるを以て本學年は本格的研究をなさしめ、地理科をして眞に人生々活の華として唉かしむる樣努む。
二、讀圖力の養成につとめ、地理的理法の發見につとめる。
　記號、符號は地理附圖に提示せるもの以外に五萬分の一尺陸地測量部に記されてゐるものも明確に理解させて讀圖の際は地圖をして航空寫眞を見るが如きまでに至らしむる。
三、地圖（部分圖）の描寫、統計の調査、圖表の作製等計畫的に充分になさせる。
　作業中心主義に則り、指導時中は常に作圖と考察との連鎖に終始するまでに至らしむる。
四、參考資料の蒐集と活用を計らせる。

一、外國地理の研究は列國の特徴を理解せしめると共に、本邦の國勢のよりよき理解を重要視點とする。
二、外國地理の研究によつて世界に於ける日本の地位を明らかにすると共に、兒童をして日本文化發展のために貢獻すべき旺盛なる精神を喚起させる。
三、外國地理の研究によつて世界的國民の共存共榮を知らせ、國際的精神の涵養をはかる。
四、世界列國の現狀を明らかにすると共に、其の歷史的發展を知らしめることに留意する。
五、特に本邦と關係深き列國の國情、國勢を重視する。
六、尋常科に於ける既習知識と連絡し、且つ之を整理して明確な觀念をあたへる。
七、自主的、獨立的研究の奬勵をする。
八、外國地理研究により海外發展の氣分を養成する。

高　二

一、兒童の推理研究を重んじ、地文人文の一般に就いて正確なる知識を與へることに努む。
二、實地の觀察を重んじ、地圖、標本、寫眞、模型等を多く用ひ地理的理法の具体化に努む。
三、理科及歷史の既習事項と連絡して地文、人文の觀察を正確ならしむ。
四、人文教材では修身及國語に於ける公民的教材の既習事項と充分な連絡をとり、合せて地文的條件をも考察する。
五、地文教材では特に人文との關係、文化との交涉に留意する。
六、尋常科に於ける既習事項と連絡を圖り、且之を整理して明確なる觀念を與へる。
七、地理に對する概括的、系統的な知識を與へ、地人相關の理法を悟らせ、小學校施行規則第六條の目的及規定せる範圍を達成する。
八、自主的、獨立的研究を奬勵し、敎科としての地理より學としての地理へまで進ませ、やがて一家を指導せんとする時に於て遺憾なく、斯學修得の效を發揮し得る基礎を確立する。

理　科

指導方針

教則に示されたる要旨を分解すれば、

一、通常の天然物及自然現象に關する知識の一班を得しむる事。

二、其等の相互及人生との關係の大要を理解せしむる事。

三、實驗觀察を精密にする事。

四、自然を愛する心情を陶冶する事。

在來の理科教育は敍上の四項目中最大の重點を措いたのは（一）であつた。知育偏重の教壇教育はかくて轉向の域に進み將來、否現在の理科教育は(二)(四)等へ最も意を注がれるやうになり。尚職業教育、役に立つ教育のためには(二)の項目も非常な活力を得て來てゐる。次に以上の見解に基く本校理科教育方針を項目的に述べれば、

一、理科の好きな人間を作ること。

低學年より、理科的學原に興味あらしむる具体的、系統的指導が第一に必要である。

二、自然科學的陶冶人を作ること。

前項と同樣の立場に立つもので、そのためには何よりも科學的訓練を重視せねばならない。

（イ）觀察を精密にする。

（ロ）科學的考察の態度を養成する。

（ハ）科學研究の方法態度を体得せしむる。

以上の三項目は理科教育の獨占的陶冶部面である。

三、廣く人間陶冶に資す。

理科教育が人格的陶冶に參與する部面は相當に大きいのであるが、在來の理科教育はこの方面に對して、餘りに無關心であつた。

理科教育の道德的陶冶部面は

（イ）自然に對する敬虔の念を養成する。

神秘、不可思議、廣大無邊等に對する驚異、崇敬、信仰等の念願は科學的發生である。

（ロ）自然を愛する精神の養成をなす。

植物栽培、動物飼育等より來る愛護の精神養成は、前項と共に重大要素である。

（ハ）その他の心情陶冶をなし得る。

着實、努力、忍耐、正直、共同等の美點は不識の中に收得練成されるものである。

四、自然界に關する知識の一班を得しむる事。

理科教材の表面的な仕事であるが、從來とり來つた、主知主義的見地であつてはならない。故に知識が收得されるまでの過程に重きを置くべきである。

指導要項

一、指導眼目

1　教科書に對して、クラシカルな教科書記述に獨特の論理的な立場を見出し、しかも一律的、非地方的排列を變化的、地方的排列に活用すべきである。

2 研究態度は不識的、自主的に收得せしめ、他律的、强制的ならぬこと。
3 發明、發見を奬揚し、蒐集整理を强調し、空理、空論を排擊する。
4 低學年より理科的訓練をつとめる。

教材別指導要項

1 鑛物教材

- 非金屬鑛物
  - 岩石
    - 火成岩—花崗岩(5) 安山岩(6)
    - 水成岩(6)
    - 火成岩中—水晶(4)
    - 氷溶液より—方解石(4) 鹽(5)
    - 有機物中—石炭、石油(6)
    - 火山作用より—硫黄(5)、亞鉛、その他(5) 金、銀、鐵(5)
  - 鑛物
- 金屬鑛物—黃鐵鑛、黃銅鑛(4) 銅、亞鉛(5)

◉數字は學年

(イ) 鑛物研究の基礎陶冶をなす。
鑛物形態學、物理學、化學、現出論、發生論、應用論等を具体的に把握せしむ。
(ロ) 利用厚生の途をひらく事に關心を持たしむ。
工場見學、科學雜誌、新聞等の利用、その他。
(ハ) 鑛物研究の趣味を養成する。
鑛物界の美と神秘と正確さとに着眼せしむる時、死物に對する生々した趣味が油然として湧き起るであらう
(ニ) 標本主義を排して、實際的指導につとめる。
(ホ) 指導系統
(1) 尋 四—基礎時代
(2) 尋五六—實質的陶冶時代
(3) 高一二—利用厚生、實用的陶冶時代

2 生物教材

- 動物
  - 哺乳類—馬牛(4) ねずみ(5)
  - 鳥類—鷄、あひる(4) すゞめ、つばめ(5)(高一)
  - 爬虫類—かめ、へび(5) 總括(高一)
  - 兩棲類—かへる(5)
  - 魚類—ふな(5)
  - 昆虫類—紋白蝶、蟬、ほたる、はち、こほろぎ(4) か、蠶、うんか(5)
  - 蜘蛛類—くも(4)
  - 甲殻類—えび、かに、みゝずこ(5)
  - 頭足類—たこ、いか(6)
  - その他—みみづ、くらげ、うに、なまこ(6)
  - 貝類—かたつむり、二枚貝(6)
- 植物
  - 四年—花菖蒲、きうり、なす、はす、ゆり、あさがほ
  - 五年—いも、いのこづち、かたばみ、菊、もみぢ、落葉、冬芽
  - そらまめ、桑、松、竹、柿、栗、ふさも、うきぐさ
  - 稻、しだ、きのこ
  - 六年—海藻、種子の發芽、麥

(イ) 個体の維持、種族繁榮のために、營々たる生活狀態に着眼せしめて、次の諸項につき觀察せしむ。
1 体構造の微妙さとその他用の精巧なる事。
2 個体維持上、外界適應上、種族繁榮上。
(ロ) 形態研究の目的を確認せしむ。
生態との相關狀態に深き注意を拂はしむ。
1 四圍と形態。
2 高等と下等と系統狀態。
(ハ) 生命の神秘性にふれさせて自然愛敬の念を養はしめる。
(ニ) 人間教育の一材料として、人類との比較に依る指導をなす。

（ホ）指導系統

1 尋一—三　觀察、不斷の用意、愛情溫和の態度養成。

2 尋四—六　個々の習性（生態）を主として、特色發見をなさしむ。
個体維持、種族繁榮の姿を認識させつゝ自然生物に對する驚異感を發揚せしむ、生長進化の狀態を知らしめるために繼續的觀察をなさしむ。

3 高一、二　全体的觀察へ進ましむ。共通的部面を認識せしめて之を歸納して概念的知識を收得せしむ。
一貫せる系統中を個々の生物を編入せしめ單細胞植物研究により微妙なる世界を探究せしむ。

3 天文、地文教材
- 天文教材—春分(4)　夏至、秋分、冬至(5)
- 天氣、太陽、月、月食、日食
- 恒星、惑星（高二）
- 地文教材—泉、井、川(5)　火山、流水の働(6)

（イ）想像的興味をそゝる様な指導をなす。
そのためには種々の寫眞、神話、傳說等の準備が必要であり、尙雜誌、新聞等の利用もなされねばならぬ

（ロ）宇宙の廣大無邊さ、神秘性にふれさせて、諸種の心情陶冶をなし、兼ねて迷信打破につとめさせる。

（ハ）宇宙と自己をはつきり認識させる。

（ニ）地文教材にあつては利用厚生の途、人力と自然力との關係等について觀察、考究せしめる。

（ホ）指導系統

1 尋一—三　お伽話時代

2 尋四—五　疑問解決時代

3 尋六以上　事實證明の態度養成時代

宇宙感の認識をはかる。

4 物理科學教材
- 物理（空氣、水、物の重さ、風と雨、熱、水蒸氣、氷(4)
  重力、挺子、秤、慣性、摩擦、振子と時計、ポンプ(5)
  熱の移り方、壓力、光の反射、平面鏡、光の屈折、レンズ、色、
  音、電氣、電燈、その他(6)
- 化學（水素、炭素(5)　鹽酸、硝酸、苛性ソーダ、炭酸ソーダ
  石灰、アンモニア、アルコール、醋酸(6)

（イ）物の物理的變化を實驗觀察して、自然界を支配する。
法則の探究をなさしめ、思考力の陶冶を圖るために、疑問帳を持たしめつゝあらゆる現象に對して深い洞察の眼を向ける。

（ロ）化學的變化の實驗觀察により、化學的知識を收得もしめ、尙人生に對する利用厚生の途を研究せしめねばならぬ。要するに人生がよりよくならんがために、なされる文化的發達上の物理化學の位置を認識せしめ更にそれを進展せしめるのである。

（ハ）小發明家、小發見家としての研究態度を養成して行きたい。

（ニ）指導系統

1 尋一—尋三　自然的觀察時代

2 尋四—尋五　疑問解決時代

3 尋六以上　證明歸納時代

5 生理衛生教材
人体の組立、食物、消化、血の循環、呼吸、尿と汗、その他(6)

（イ）調和せる活動体の基礎的理解をはかる。

人体の各部がいかなる統合により、互助により、聯絡によつて生存してゐるかを認識せしむ

（ロ）自己を自覺せしむ。
自己の身体的位置を或程度まで認識自覺せしめる必要がある。

（ハ）自己に最適應せる衛生法を自覺せしむ。
之は前項より當然生れて來る項目である。

（ニ）文化人の要素としての、衛生的習慣の礎地を作らしむ。
この項目も相當の重點が置かるべきで、殊に公衆衛生その他に於て外國人に劣れる我國にあつては努力する必要がある。

學年別指導要項

1 尋一―尋三 （理科以前の指導）

（イ）自然研究の根本動力を養成する。
自然愛好心、直覺力、想像力等を利用する事が必要である。

（ロ）自然の中に沒入せしむ。多少は主觀的、獨斷的であつても構はぬ程度で。

（ハ）自然生活中において、努めて科學的開眼をはかる。
そのためには觀察、實驗、栽培、飼育、筆記、寫生等が綜合的になされ、且つ疑問奬勵の態度で兒童に接すべきである。

（ニ）部分的、斷片的である事に滿足して、やがて全体的、繼續的に進ましむ。

（ホ）想像性を助長し、育成して行く。
お伽話、神話、傳說等を利用する。

2 尋四―尋六

（イ）觀察の態度を確立せしむ。
正しく、順序よく、はつきりと、根氣よく、の標語に從つて略完成をはかるべきである。

（ロ）事實を尊重し、空理、空論に走らず、しかも事實より抽象的方則へ到達する樣な態度を育成する。

（ハ）尋四に於ては主として生物教材を、尋五に至つて鑛物、天文、地文、物理教材を、尋六にては化學教材、生理教材に主力を注ぐべきであるが、各學年、各教材の連絡をつとめねばならない。

（ニ）ノートの使用は研究錄の如き態度で、單なる暗記帳とならざる樣にすべきである。

3 高等科

（イ）事實間の關係を考究せしむ。

（ロ）奥深い意味の考究をなさしむ。
以上二項は理科教育の到達すべき最高峰であり、しかも低、中學年ではなし得ぬ所のものである。從つて推理、推解の作用も必要となつて來る。

（ハ）總括的態度を育成する。
個々の知識を一系統中に包括して、小學校最終學年としての知識とする。

（ニ）農業に關係ある理科に對して鄉土的取扱を重視する。
農村疲弊救濟は理科教育に俟つ所が多い。舊農法、舊衛生思想を打破して、文化的農民を養成する上に文化的農業經營を考案せしめることは、必至である故、これに關聯した實際的、實用的教材を理科的に指導して行くことを重視したいのである。

施　設

一、兒童實驗
目的々活動を中心とし、先づ要項を提示する。尙器具、藥品、材料等の取扱は極力注意する。

二、校外教授
觀察は精密になさしむ、採集は要領よく、寫生その他の作業を交へる、工場見學等も目標を確認せしめたる上に行ふ。整理は確實になす。

三、繼續的觀察
學校園を經營して植物敎材を、又養兎、飼鳩等の觀察は動物敎材として、更に氣象觀測によつて天文敎材への關聯をはかる。

四、旅行、遠足
鄉土と比較せしむると共に、文化の認識等もこの項目中重要なるものである。

五、理科製作展
採集—多量、多種、整美を目標とする。
創作—出來上りの美よりも製作過程の重視、圖示、統計等有用なるものをよしとす。

六、自治會文庫
新聞、雜誌記事等の閱讀、回覽、揭出をなす。

七、諸標本の整備
模型、繪畫、寫眞等を、敎師兒童協力して整備する。

八、各種の鄉土調査
分布圖、統計等をなさしむ。

九、理科研究會
敎師中心にて、鄉土を中心に協力研究する。

一〇、町農會、衛生組合、警察との聯絡を圖る。

圖　畫　科

指導方針

一、感情陶冶を目標に鑑賞、創作をなし、藝術的人格の所有者たらしむべく努力する。
情操の陶冶は文明の進展と共に實生活のあらゆる部面に必要視される。生活の藝術的潤化は德育と同樣、人格完成への急務である。

二、圖畫教育の趨向と兒童心理及生活とに立脚し、實狀の省察及程度を考慮して行く。
時勢の進展と同時に圖畫教育も常に新生面を開拓して行きつゝある。理想鄉への教授過程は常に現在を中心にその上に建設された發展であり、將來であらねばなるまい。

三、鄉土の擴充と進展を期すべく鄉土調査による環境の理解を培養し、鄉土美の正しい認識をなさしむ。
生活体驗に基礎を置き鄉土に對する愛慕の精神を養ふ、しかして美意識の向上を計り實生活のよりよき發展を期すべきである。

四、環境指導と連絡して藝術的經濟の生活化を計る。
藝術と經濟とは生活が向上するに從つて密接な關係を有するものである。環境の藝術的指導は經濟意識をたかめると同時に、生活の發展向上で、特に留意すべきである。

教法種別時間配當表

（四十週）

種別＼學年	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五 男	尋五 女	尋六 男	尋六 女	合計 男	合計 女	高一 男	高一 女	高二 男	高二 女	合計 男	合計 女	計
思想畫	25	22	16	5	4	2	4	2	七六	七二			2		二	○	40
臨畫	2	3	3	4	8	4	8	4	一〇七	二〇	4	4	4	4	三二	八	80
寫生畫	5	7	10	17	36	16	32	16	七一	二八	16	12	16	12	一四	八	80
圖案	5	5	6	8	14	10	18	9	四三	一七	8	4	6	4	三二	八	80
用器畫			2	3	6	3	6	3	一一	八	3	4	5	4	八	八	40
版畫					4	2	4	2	七	四	4		2		六	○	16
鑑賞及說話	3	3	3	3	8	3	8	4	二八	一九	5	4	5	4	一〇	八	80
計	40	40	40	40	80	40	80	40	三二〇	二四〇	40	40	40	40	八〇	八〇	640

用具描法教材學年配當表

用具描法＼學年	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高一	高二
クレヨン圖畫	◉	◉	◉	◉				
軟性クレヨン圖畫			○	○				
鉛筆圖畫			○	◉	◉	◉	◉	◉
水彩圖畫				○	◉	◉	◉	◉
墨圖畫			◉	◉	◉	○	○	○
ペン圖畫							◉	◉

◉印＝必修　○印＝採用任意

指導要項

教材別指導要項

一、思想畫

1 鄉土を背景としての生活內容の表現發展。

2 記憶的想像力の鍛錬による創作への基礎訓練。

3 思想生活の伸展。

4 內容を重視し、觀察指導を充分になす。

二、寫生畫

1 美的表現の養成。

2 感官陶冶を目標としての自然の實感と主觀との純眞なる表現。

3 兒童心理に立脚し美的現象の感察及表現要素の指導。

4 主觀、客觀の融合から個性の表現へ。

5 寫實的態度の養成。

三、素描

1 繪畫の基礎練習。

2 素描の性能理解。

3 明朗なる人格感情の養成。

四、圖案

1 裝飾構成の理解と養成。

2 實生活への實用化（應用圖案の重視）

3 圖案的形式美要素の理解と表現。

4 生活的構成への機能と創作的訓練。

五、用　器　畫

1　正確精緻なる思考態度、作業態度の養成。
2　用具のもつ美的性能の理解と表現法の指導。
3　他教科との連絡による實用への發展指導。

六、版　畫

1　版畫のもつ性能理解及技法指導。
2　實生活に於ける印刷一般の理解と創作による生活への利用。

七、臨　畫

1　美的現象の觀察及表現要素の基礎指導。
2　鑑賞能力の培養に資す。

八、鑑賞及說話

1　鑑賞力の養成と藝術的人格の所有者としての感情陶冶。
2　目、耳にまる美的要素の体驗と訓練生活への導入。

九、一般取扱上の注意

1　小學圖書編纂趣旨の活用。
2　訓練的態度による兒童生活の凝視。
3　生活への正しき認識と明朗なる力の養成。

4　自發的研究の養成。

學年別指導要項

尋　一

一、思　想　畫

1　生活指導を目標としての生活表現。
2　思想内容を整頓させると同時に表現慾をそゝる。
3　印象を確實にさせる。

二、寫　生　畫

1　素材に對しては單なる印象的寫生としての程度。
2　素材は興味的に生活に關係深きものにて形体簡易兒童心理に適合のもの。

三、素　描

1　クレヨン、白墨等による線の效果。

四、圖　案

1　興味中心に遊戲的に圖案的表現の芽生を培つて行く。
2　自然物の利用及謄寫刷への彩色。
3　環境生活の美化。

五、臨　畫

1　興味的に描法の指導。

六、鑑賞及說話

1　クレヨンの使用法及色彩の名稱。

2　生活内容を有する繪畫及說話。

七、一般取扱上の注意

1　興味生活を中心に表現慾を滿足させる。

2　情操教育、基礎學習訓練の出發點。

3　暗示的指導を重視し、圖畫愛好心の養成をなす。

八、用　具

クレヨン、鉛筆、尺度。

尋　二

一、思　想　畫

1　生活指導と生活表現による思想生活の擴充へ。

2　中心點を明にし畫面の調和統一ある表現へ導く。

二、寫　生　畫

1　實感表現への出發程度の表現から漸次形色の正確表現へ。

2　描寫に對しては批判的態度の萌芽を培養する。

三、圖　案

1　遊戲生活中に裝飾的才能を養成する。

2　リズム感、空間關係、色彩感等の感得。

四、鑑賞及講話

1　學習に關係ある繪畫鑑賞及生活內容を有する繪畫說話。

2　批判的態度の萌芽の指導。

五、一般取扱上の注意

1　生活の擴充を目標に表現描寫を大膽、然して中心點を漸次明瞭に。

2　批判的態度の萌芽養成。

尋　三

一、思　想　畫

1　生活指導、生活表現を目標に、生活反省と生活思想の伸展を期す。

2　經驗からの努力作及他教科との連絡繪畫表現へ。

3　技巧部面の指導。

二、寫　生　畫

1　寫生學習の基礎態度を養成する。

2　寫生の理論的觀察の萌芽を培養する。

3　形、位置、構圖、陰影等觀察表現の基礎指導をなす。

三、素　描

1　基礎指導としての形の指導。

2　興味的略畫の指導及墨による表現（思想畫、寫生畫と連絡して）

四、圖　案

1　圖案の基礎指導（形と色との構成を意識的に）

五、用　器　畫

1　簡單なる幾何形の描法（圖案と連絡して）

2　用具の使用法。

3　正確精緻なる學習態度の基礎指導をなす。

六、臨　畫

1 觀察學習への過程としての指導をなす。

七、鑑賞及說話

1 クレヨンの名稱及使用法等形式方面の萠芽指導。

2 作品に對する內容にふれしむる。

八、一般取扱上の注意

1 智識と技能との融和を考へつゝ理論的態度の萠芽養成へ。

2 思想畵より寫生畵への心理的過程の重視と學習訓練の重視。

3 鑑賞態度の養成をはかる。

九、用具

クレヨン、クレパス、鉛筆、尺度、定規、毛筆。

尋四

一、思想畵

1 生活表現、構成的作畵へ。

2 客觀的、態度による作畵への萠芽伸展をはかる。

二、寫生畵

1 美術としての寫生。

2 正確精緻なる觀察描寫と色彩、形体等形式方面の指導。意志的態度の養成。

三、素描

1 基礎的素描。

四、圖案

1 圖案の形式指導と應用圖案への芽生を培養する。

五、用器畵

1 用具の理解活用と思考的態度の作業へ。

六、臨畵

1 形式、部面から表現法の單純化への指導。

七、鑑賞及說話

1 部分的鑑賞より綜合的鑑賞へ。

2 智的理解への態度を養成する。

八、一般取扱上の注意

1 智識と技能との統一融合を目標に理論的に歸納し秩序的に訓練する。

2 主觀から客觀への過渡期の指導を充分にする。

九、用具

1 クレヨン、クレパス、鉛筆、尺度、定規、圓規、毛筆。

尋五

一、思想畵

1 構成的作畵への發展。

2 主觀性、客觀性の融合描寫表現へ。

二、寫生畵

1 美術としての表現。

2 鉛筆淡彩中心にて水彩畵描法の基礎養成。

3 主觀的水彩描法による指導をなし面とマッスによる表現研究をなす。

三、素　　描

1　素描による表現（寫生としての基礎）

2　墨による素描の基礎指導。

四、圖　　案

1　圖案技法の指導をなし、立休表現としての芽生を養成する。

2　圖案範圍を擴大し實用としての應用圖案への基礎を養成する。

五、用　器　畫

1　幾何形体の描法及用具の習練を期す。

2　說明圖、投影圖としての基礎指導をなす。

六、版　　畫

1　版畫の基礎養成技法の習得。

七、臨　　畫

1　觀察表現への練習。

2　素描練習及水彩基礎技法の習得。

八、鑑賞及說話

1　水彩繪具の使用法及名稱。

2　智的理解、形式方面の重視。

3　名畫、名作物語。

九、一般取扱上の注意

1　智的分量及技法を增加し、創作的態度の養成をなす。

2　製作完成への努力。

3　圖學的訓練を重視する。

一〇、用　　具

1　水彩繪具、鉛筆、毛筆、尺度、定規、圓規、其の他。

尋　　六

一、思　想　畫

1　構成的作畫發展及他教科への進展。

二、寫　生　畫

1　美術としての表現。

2　客觀的態度の養成による美的效果の探究。

3　眞劍なる態度による技法の練磨。

4　質量の表現重視。

三、素　　描

1　素描による表現味得への習練。

四、圖　　案

1　圖案技法の指導。

2　圖案構成を重視し、範圍の擴大を計る。

3　實生活への基礎養成と實用化を計る。

五、用　器　畫

1　用具の性能發揮と表現への理解。

2　他教科との連絡により實用化へ。

六、版　　畫

1　創作版畫と發展應用。

2　版畫に對する理解養成。

七、鑑賞及說話

1　美術史の概要と名畫、名作物語。

2　形式方面の鑑賞重視。

3　生活と美の問題にふれしむる。

八、一般取扱上の注意

1　發展生活としての國民的教養。

2　鄉土に對する理解と趣味の養成。

3　鑑賞的態度の養成。

高　一

一、思想畫

1　理智的作畫と他教科への連絡進展。

二、寫生畫

1　美術としての表現。

2　理論的に歸納し、意識的表現への指導重視。

3　表現技法の個人指導による個性表現へ。

三、素描

1　ペン、墨、鉛筆等による美術的表現。

四、圖案

1　圖案技法の理論的理解と表現法の擴大。

2　圖案構成の重視。

3　鄉土生活への應用圖案指導。

五、用器畫

1　平面より立体への發展指導。

2　綜合練習としての實生活化。

六、版畫

1　生活化と實生活に於ける印刷一般の理解養成。

七、臨畫

1　鑑賞補助としての指導。

八、鑑賞及說話

1　日本美術の大要と美意識の向上。

2　實生活と美に對する理解。

九、一般取扱上の注意

1　綜合的觀察による有目的生活へ。

2　實生活への利用と國民的教養。

3　個性の伸展と趣味の開拓。

高　二

一、寫生畫

1　美術としての表現。

2　主觀と客觀との融和せる獨創表現へ。

3　構成能力の指導。

二、素描

1 素描のもつ價値發揮と理解。

三、圖　　案

1 圖案の價値理解と發展。

2 工藝、建築、商業、美術の常識養成。

3 計劃的な製作と生活への實用化。

四、用　器　畫

1 綜合練習としての發展。

五、鑑賞及說話

1 西洋美術の大要。

2 現代技巧作品に對する理解

3 美意識の向上。

六、一般取扱上の注意

1 綜合的發展生活を目標に。

2 實生活への理解活用。

3 鄕土に對する組織的理解。

4 國民的教養。

施　設

一、創作の爲の施設

1 創作資料の蒐集と學習室化。

2 用具材料の統一目標の經濟化。

3 學習時に於ける規律訓練化。

二、鑑賞の爲の施設

1 鑑賞資料の蒐集及揭示。

2 奬勵より生れた資料による揭示。

三、奬勵の爲の施設

1 各種展覽會出品應募（校內展もふくむ）

2 家庭廻覽。

3 創作品の學級揭出、課外作品の揭出（多作目標）

4 學級及全校年度による記念帖への貼布。

5 鄕土美探究としての鄕土圖畫の表現。

6 コンクールによる奬勵。

唱歌科

指導方針

兒童音樂生活の發展に即して、唱謠能力並鑑賞能力の啓培につとめ兼て美感を養ひ、高尙優雅なる德性の涵養に資するを以て目的とする。即ち、

一、兒童音樂生活の發展に即す。

音樂生活の指導は、兒童の生活に即した指導でなければならぬ。即ち、低學年には低學年としての指導部面があり、中學年、高學年には各々獨自な指導部面があるべきである。

二、唱謠能力並鑑賞能力の啓培につとめる。

單に唱謠（表現）方面の止揚にとゞまらずして、鑑賞（受容）方面をも重視するを至當と考へる。

三、右の唱謠能力並鑑賞能力の併進的啓培によつて、情操陶冶又趣味の向上をはかる。

四、高尙優雅な德性の涵養。

美的陶冶は倫理影響なしにはやまぬものである。即ち、美感の養成は道德的感情を培ひ、國民的志操を養ふものである。

五、基本練習を重視する。

基本練習は漸進的に相關的にして效果あるせる。

學年別指導要項

尋一、二指導眼目

1 音樂生活の渾融狀態から音樂生活を次第に獨立させる。

2 音樂生活全野に對する基礎的訓練につとめる。

3 感覺的興味を中心とする。

一、指導要項

1 基本練習

（イ）呼吸練習　緩吸、緩呼。

（ロ）發聲練習　自然的發聲（自然な輕快な發聲）動物の鳴聲の模倣等による練習、母韻子音の發音を明瞭にする（ロのあけ方練習）

（ハ）音階練習　擬聲音及階名により五聲音階まで。

（ニ）音程練習　發聲練習と聯關して、諦聽の習慣をつける。二度音程（口授母音による）

（ホ）拍子練習　運動筋肉に訴へ拍節、打節法により二拍子、四拍子。

（ヘ）聽音練習　諦聽訓練（呼び當（一音づゝ長短について）—歌ひ當）

（ト）音域　・ニ—ニ。

2 曲想、曲体　快活、輕快。單音

3 敎式　純聽唱法。

4 旋　　法　　長旋法。
5 鑑　　賞　　リズム感の養成（描寫的なもの、リズミカルなもの）

二、尋一指導上の注意點
1 自由に自然に樂しく唱謠させる。
2 情操陶冶を主として形式技術的訓練を從とする。
3 基礎練習は情的指導をはかりつゝ、發音は讀方と連絡して正しくさせる。

尋　二
一、指導要項
1 基本練習
（イ）呼吸練習　緩吸、緩呼、急吸、緩呼。
（ロ）發聲練習　自然的發聲（樂器、音色による母韻ア、オ、ウ）
（ハ）音階練習　五聲音階、七聲音階、三和音。
（ニ）音程練習　階名による聽唱音程、音階圖による指唱音程を主とす。
（ホ）拍子練習　運動筋肉に訴へて拍節法、打節法をとる、尋一に同じ。
（ヘ）聽音練習　諧聽訓練（呼び當（二拍子、强弱を加へて二音連續）續）
（ト）讀譜練習　最高低音の觀方及樂譜の流れ通觀。
2 樂典　歌詞に附隨した諸記號、發想記號の簡單なもの。
3 音域　ニ―ハ。
4 曲想、曲体　快活、輕快、單音。
5 敎式　純聽唱法、複式聽唱法。

6 旋　　法　　長旋法。
7 鑑　　賞　　リズムの精練から美的鑑賞態度の養成、勇壯快活なもの。

二、指導上の注意點
1 漸次意圖的に學習を進行する。
2 弱聲唱謠への訓練。
3 聽き方の訓練。
4 リズム感の養成。

尋三、四、指導眼目
1 感覺的興味及美的興味を中心とする。（部分的要素）
2 音樂生活としての訓練をする。

一、指導要項
1 基本練習
（イ）呼吸練習　急吸、緩呼。
（ロ）發聲練習　自然的發聲（舌の位置、働きに注意、マ行、ニ、イ、練習）
（ハ）音階練習　全音階（音階圖指唱）ピッチ感養成。
（ニ）音程練習　音階圖指唱音程。（三度音程を加へる）
（ホ）拍子練習　音符、休符の打節唱謠、正格小節、三拍子。
（ヘ）聽音練習　呼び當（聲音の美醜判別。四拍子、三拍子）歌ひ當（三音連續）
（ト）、讀譜練習　音程の曲線表示（ハ調を主とし、二四分音符にて）
2 樂典　線間、ト字記號、縱線、小節、終結。

3 音　域　：ニ―ハ。
4 曲想、典体　快活、輕快、單音。
5 教　式　複式聽唱法。
6 旋　法　長旋法。
7 鑑　賞　典趣鑑賞。

二、指導上の注意點
1 美的鑑賞指導。諧聽の訓練、鑑賞的唱謠態度への發展。
2 形式的、技術的方面を重視する。
3 理解的歌ひ方へ仕向ける。
4 本譜指導の基礎指導に力める。

尋　四

一、指導要項
1 基本練習
（イ）呼吸練習　休止符の息繼。
（ロ）發聲練習　自然的美的發聲（やわらか、自由）下行音階的旋律にのせて（母音ア、エ、イ、オ、ウ。子音、歌詞唱謠中ラ行練習、鏡を使用、メツサデボーチエ）
（ハ）音階練習　全音階（音階譜利用、拍子、節奏等に變化をつけ、移調法によるハ、ニ、ヘ、ト長調）
（ニ）音程練習　音階圖指唱音程から視唱音程へ、三、四度の簡單な進行。
（ホ）拍子練習　切分音練習、タクトによる法、呼節法。
（ヘ）聽音練習　聽取階名唱。曲の感想發表。

（ト）讀譜練習　ハ調練習（ヘ、ト調、四、五度）
2 樂　典　附點音符、十六分音符、休止、調子、拍子、記號等
3 音　域　：ホ―ハ。
4 曲想、曲体　優美、旋律美、單音、輪唱。
5 教　式　略式視唱法。
6 旋　法　短旋法を加味。
7 鑑　賞　曲趣鑑賞（旋律美豊かなもの）音樂家の幼少時代の說話。

二、指導上の注意點
1 歌詞の內面的理解をはかり表情的唱ひ方（導く。
2 本譜視唱法の基礎を授け練習させる。
3 旋律美の鑑賞をなす。

尋五、六、高等科
指導眼目
1 美的興味を中心として。
2 全体的感得。
歌詞及內容と形式の關係並その調和的關係の理解から觀照態度を養成する。

尋　五

一、指導要項
1 基本練習
（イ）呼吸練習　發聲音階等と結合して、氣息練習。

（ロ）發聲練習　唱謠的、美的發聲（丸味）呼吸法と連關。
（ハ）音階練習　全音階（リズムに變化を加へて）練習及重音の簡單な音階練習。
（ニ）音程練習　樂譜視唱を本体とす。（三度―五度）
（ホ）拍子練習　呼節法、拍節法、三連音符、三拍子、六拍子の觀念確立。
（ヘ）聽音練習　聽取、書取練習、和音の美醜につき（簡單な旋律加味）
（ト）讀譜練習　各種調によつて歌曲指導と共に（六度―八度）これが徹底をはかる。
2 樂典　十六分休止符、三連音符、調子、拍子、記號、ト調、（調の構成法、正格、變格、小節等。
3 音域　男：ホーイ　女：ヘ―フラットロ。
4 典想、曲体　優美、壯美、單音、輪唱、重音。
5 教式　純視唱法。
6 旋法　短旋法加味。
7 鑑賞　曲趣鑑賞、和聲鑑賞、聲樂、器樂の種類及名稱。

二、指導上の注意點
1 唱謠能力の確立をはかる。
2 發想的唱謠から美的直觀へ發展。
3 本譜視唱を練熟させる。
4 和聲美の理解をはかる。

第六　指導要項

一、指導要項

1 基本練習
（イ）呼吸練習　特別な息纖（歌詞の都合による息纖）
（ロ）發聲練習　唱謠的美的發聲（音量の充實、きつかけをつけず、發想的發聲）
（ハ）音階練習　全音階、重音音階、旋律的短音階の加味。
（ニ）音程練習　音程視唱。和音練習、六度―八度變体。
（ホ）拍子練習　呼節法、拍節法、三拍子、六拍子の觀念確立。
（ヘ）聽音練習　樂器の音色等。
（ト）讀譜練習　歌曲指導と共に充分練習させる。
2 樂典　歌曲と共に練習、ニ調及變ロ調の構成。
3 音域　男：ホーイ　女：ヘ―フラットロ。
4 曲想、曲体　悲想、悲哀、和聲美、重音を多く。
5 教式　視唱法。
6 旋法　短旋法の加味。
7 鑑賞　曲趣鑑賞、和聲鑑賞、日本音樂に就て說話。

二、指導上の注意點
1 自發學習の助長をはかり發想豊かな唱謠へ導く。
2 音樂的常識の涵養。
3 和聲美の味識力養成。
4 批判的、創作的能力の伸展をはかる。
5 變聲期兒童に留意。

高　一

一、指導要項

1 基本練習

（イ）呼吸練習　特別な息纖。

（ロ）發聲練習　音量の充實（きつかけをつけず、發想的發聲）

（ハ）音階練習　重音音階練習（旋律的短音階加味）

（ニ）音程練習　音程視唱、和音の練習。六度—八度變体

（ホ）拍子練習　呼節法、拍節法、三拍子、六拍子の觀念確立。

（ヘ）聽音練習　樂器の音色等。

（ト）讀譜練習　歌曲指導と共に充分に練習。

2 樂典　歌曲と共に充分に指導する。

3 音域　變聲期　男フラット・ロート　女・ロート。

4 曲想、曲休　和聲美、重音を多く。

5 教式　視唱法。

6 旋法　短旋法加味。

7 鑑賞　情緒的、聯想的なもの。

二、指導上の注意點

1 自發的學習態度の强調をはかる。

2 鑑賞的取扱ひの擴充。

3 重音指導を重視する。

4 變聲期兒童に留意する。

高　二

一、指導要項

1 基本練習

（イ）呼吸練習　歌詞都合による特別な息纖。

（ロ）發聲練習　音量の充實と發想的發聲をはかる。

（ハ）音階練習　重音音階練習、旋律的短音階も加味。

（ニ）音程練習　音程視唱練習及和音の練習。

（ホ）拍子練習　呼節法、拍節法、三拍子、六拍子の觀念確立。

（ヘ）聽音練習　樂器の音色等。

（ト）讀譜練習　歌曲指導と共に充分練習。

2 樂典　短音階、關係調、イ、ホ調構成法、簡單な樂式。

3 音域　變聲期後　男・ヘ—ト　女：ヘ—ト。

4 曲想、曲休　和聲美、重音を多く。

5 教式　視唱法。

6 旋法　短旋法加味。

7 鑑賞　音樂的價値感情の陶冶、情緒的、聯想的なもの。

二、指導上の注意點

1 唱歌法、鑑賞法の完成を期す。

2 趣味性の助長をはかる。

3 和聲美の感得をはかる。

特殊施設

一、兒童自治會主催音樂會。
二、職員並兒童合唱練音會及レコード鑑賞會（蓄音器、レコード）
三、兒童ハモニカバンド。
四、兒童の家庭環境調査。
五、音樂教室の美化及音樂に關する新聞、樂聖の生誕月次略傳掲示。

体操科

指導方針

一、指導眼目

「体育は即ち生活であり、生活はそのまゝ体育である」「体育は單なる肉体の修練にあらずして、生命發展の糧である」の信念と、本校兒童の身体並に精神的短所考察より、次の様な指導眼目を設定した。

1 眞劍な生活態度を養成すること。
2 全校体位の向上を圖ること。
3 身体を支配する能力を高めること。
4 自治的、規律的訓練を重視し、併せて禮の態度を養成する。
5 特に明快剛毅の精神を涵養し、同時に鬪志の錬磨をする。

二、指導方針

1 正課外の行動、作業等もそのまゝ体育であることを体得させる。
2 要目を活用すると同時に教材の精選々擇に努める。
3 個人指導の徹底を期す。
4 時間經濟化を圖る。
5 課外運動の指導奬勵。

6 室内体操を有意義ならしめる様努力する。
7 徒手体操は正確な目標をもつて指導する。
8 器具、器械を充分活用する。
9 休育的行事の有意義な利用。
10 矯正体操の重視。

學年別指導要項

尋 一、二

一、兒童心身の特徴
1 筋骨軟弱、神經系發育不充分。
2 第一伸長期（前半）第二充實期（後半）
3 內臟機能幼弱。
4 運動は本能的、衝動的である。
5 模倣想像作用活潑。
6 利己的で好奇心強し。
7 遊戲、歌謠性に富む。
8 記憶は機械的である。
9 リズムが速く、動作はすべて全身的である。
10 ちつとしてゐない割に疲れない。
11 強力な運動は不能で、遊戲を好む。

12 物眞似が上手で、自己發表をしたがる。

二、指導眼目
1 体操科への興味を感得させる。
2 團体的、規律的行動への入門体驗をさせる。
3 「遊び」の指導をする。
4 其他体育指導に於ける基礎の躾をする。

三、指導方針
1 養護を本位とする。
2 家庭との連絡を重視する。
3 教材は遊戲中心とし、全身的運動を重んずる。
4 學校生活の基礎的訓練を意圖する。

四、指導上の注意
1 兒童の心理特質に立脚し、興味的に教授を圓滑ならしめる。
2 兒童のリズムを重視して取扱ふ。
3 教材のもつ要求點を少くし、運動量の適否を誤らないこと。
4 遊戲前後の規律は統制あらしめること。
5 器械、器具に對する初步的の訓練にも留意する。
6 簡易なものより漸次運動要領を理解させる。（尋二）
7 懸垂教材を重視して取扱ふ。（尋二）
8 兒童の身体衣服の清潔等については養護係と連絡して注意する。

尋 三、四

一、兒童心身の特徴

筋骨猶柔弱。

2 第二充實期に當り、身体的抵抗は增す、後期、女子の發育は男子を凌駕する。

3 運動能力漸次增大。

4 男女の性別漸く生ず。

5 心臟及肺臟の發育旺盛。

6 知覺作用盛となる。

7 注意力は次第に持續力を增す。

8 團体的意識の萌芽あり、漸次自發的となる。

9 リズムはまだ速い。

10 無邪氣な活潑さが、動もすると粗暴となる。

11 多少巧緻的、機敏練習に興味をもつ。

12 簡單な球技や團体遊戲を好む。

13 上級生を模倣する。

二、指導眼目

1 本能的の興味より、漸次体育的自覺の域に發展させたい。

2 運動能力の向上を圖る。

三、指導方針

1 養護を主とし鍛錬教材を加味してゆく。

2 2 運動慾を滿足させる。

3 3 團体的競走、遊戲指導。

4 矯正方面重視。

5 衛生思想の涵養を圖る。

6 6 家庭との連絡を密接にする。

7 團体的作業に對する態度、觀念を養成する。

四、指導上の注意

1 本格的、組織的な体操を加へる。

2 更に前年までの教材の徹底を期する。

3 機敏と巧緻性の修練をする。

4 快活の中に規律的服從の訓練をする。

5 器具、器械に馴れさせる。

6 球技の組織的基礎指導を始める。

7 教材により班別指導をする。

8 自己の休位の自覺を與へ、自覺的体育への契機とする。

9 課外運動の指導開始。

尋五、六

一、兒童心身の特徴

1 骨骼及關節發育著しく抵抗力を增す。

2 筋肉も發育し、整調力を增す。

3 第二充實期を受け、第二伸長期に入る者あり。

4 性別の差顯著。

5 內臟の發育旺盛。

6 記憶力の發達著しく、推理力も增す。

7 自我意識明瞭となり、又自制力も生ず。
8 社會的意識の覺醒。
9 禮儀慾旺盛にして、名譽心强し。
10 子供としての成熟期、身体を鍛へるに適する。
11 眞の共同的遊戯を好む。
12 相互研究、自由學習を喜ぶ。
13 英雄的の氣持多く冒險を好む。
14 男子は特に力運動、急速運動に適する。

二、指導眼目

1 自覺的体育への到達。
2 兒童身体の充實。
3 團体人の完成（兒童としての）

三、指導方針

1 鍛錬的教材、巧緻的教材を增す。
2 團体運動の組織的指導。
3 運動精神の涵養。
4 相互批評、自由研究の習慣能力をつくる。
5 簡易な論理方面の指導。
6 休憩、姿勢の完成。

四、指導上の注意

1 運動を自覺的に正確に敏捷に愉快に行ふ樣。
2 運動量を充分に與へる。

3 性別指導を行ふ。
4 要求點を明確にする。

高 一、二

一、兒童心身の特徴

1 第二伸長期（所謂、思春期に入る）
2 男子は骨骼固定し頑强となる。
3 女子は下肢帶、男子は上肢帶發育盛。
4 筋肉の發育は旺盛ではあるが比較的横徑を增さない。
5 個性的發育をする。
6 姿勢亂れがちなる者がある。
7 肺臟の發育特に旺盛。
8 女子は月經來潮、男子は變聲期に入る。
9 價値觀念が發達する。
10 自己擴張よりくる愛他心發達し、社會的、團体的となる。
11 自發的活動旺盛となる。
12 女子は身体的の變化に伴ひ感情不安となる、又注意力の持續困難。
13 道德意識發達し、自律的學習をする。
14 系統立つた複雜な遊戯技を好む。
15 運動美に對する觀察眼鋭敏となる。
16 男子は巧緻的、力練習、急速度の運動にも適す。
17 女子は懸垂力低下し、行進遊戯、平均運動に適當となる、共他繊細な表現を要するものに適す。

二、指導眼目

1 体育生活の眞の自覺と体育趣味の養成を圖る。
2 身心の調和的發育を助長する。

三、指導方針

1 自由學習による体育の勵行。
2 体育の鑑賞指導。
3 社會性訓練の重視。
4 体育衛生知識の啓培。
5 男子に鍛錬的教材を增す。
7 男子に教練を多く課す。
6 女子に体育的表現能力の養成。

四、指導上の留意點

1 特に個別的指導を重視すると共に各教材の價値を知らせる。
2 團体運動により社會性を陶冶する。
3 結合運動を多く取入れる。
4 自己体位の自覺と反省を與へる。
5 矯正運動を重視する。
6 思春期兒童の取扱を考慮する。
7 特に女子の教材の選擇に注意する。

教材別指導要項

一、体操

1 惡姿勢を矯正し身体各部の均齊な發育を目標とする。
2 身体の可動性、柔軟性を養ひ、身体の支配力を增す。
3 規律的訓練を重んじ、意志の練磨をする。
4 体操の正確度は各學年、各兒童の能力に應じ適切な要求をしたい。
5 教材の選擇配列、時間の流れ號令の工夫等により、出來るだけ愉快に取扱つてゆきたい。
6 教師は優れた技術と正確な批評眼と確固たる信念とをもつて臨みたい。
7 效果を急ぐことなく段階的の取扱を重視する。

二、教練

1 身体的方面の效果や教練的技術の修練は後とし、專ら規律的、共同的な精神訓練を主とする。
2 單獨な指導でなく体操教材へ包含せしめて指導する。
3 特に拘束的、壓迫的にならぬ樣注意したい。
4 明快な號令を用ふと同時に兒童にも適宜號令の指導をしたい。

三、競技

1 競技の獨自價値を認識し、其の特徴を發揮すること。

獨自價値
(イ) 心氣を更新し、疲勞を轉換する。
(ロ) 身心の健康を圖り、鍛錬により强健に導く。
(ハ) 運動精神の陶冶。

2 對象と教材を吟味し、教育的影響をも考慮する。
3 他の教材と相より相たすけて体操科の一系統なるを忘れてはならぬ。

四、球技

1 各種球技につき技術の熟練を圖ること。
2 特に精密なる指導案により、有效にして且無規律に流れない樣注意する。
3 ルールは簡より繁へ漸進的にし、兒童の興味を持續させてゆく。
4 球技の鄕土化を企てること。
5 勝敗のみに捉はれず、公正な態度精神を馴致すること。

五、競走遊戲
1 兒童心身の發達に應じ教材の選擇をなすこと。
2 各種教材のもつ價値の發揮につとめること。
3 兒童の自由意志を尊重して自發活動を尊ぶ。
4 訓練方面を重視してゆく。
5 時間及季節に留意すること。

六、唱歌遊戲
1 教材は歌詞も動作も兒童の知識に適應したものを擇ぶ、單なる大人の主觀によつて選擇されてはならない。
2 土地の狀況、季節等も考慮する。
3 高學年に於ては巧緻運動の妙味が理解されることを期す。

七、行進遊戲
1 教材は兒童の心身の發育程度、及兒童の生活服裝等に適當したものであること。
2 分解動作による基本練習を怠らず、体育的效果をより多くすること。

施設經營

一、科學的調査

1 身体檢査
2 体力測定 (イ)走力 (ロ)跳力 (ハ)投擲力 (ニ)懸垂力。

二、正課外体育
1 朝禮体操(每週木曜)
2 春季並秋季運動會。
3 春季並秋季遠足。
4 校內球技大會(三月)
5 校內陸上競技大會(九月)
6 体育デー(部落對抗競技會)
7 体操並競技テスト
8 課外運動(三年以上每日)

裁縫科

指導方針

一、基本的教材の徹底を圖つて一般的衣服裁縫の知識技能を授ける。
二、裁縫の技術を練磨すると共に過程を重視し清潔、整頓、勤勉等の良習慣を養ふ。
三、兒童の自發活動により興味を持つて學習せしめ裁縫に對する趣味を養ひ、裁縫力の向上を圖る。
四、衣服の柄色合、配合、型等の觀察をなし、審美的情操の陶冶を圖る。
五、生活（鄉土、兒童）に立脚して裁縫の指導をなし、將來時代の要求する服裝改善をなし得る能力を養ふ。
六、他教科との連絡を圖る。特に家事、手藝、算術、圖畫等と連絡を圖つて目的效果を大ならしめる。
七、兒童の個性に應じ〻之に即した指導をなし、技術の習熟を圖る。
八、財貨、勞力、時間等の經濟を圖り、廢物利用等により經濟觀念の養成に努む。

各學年別指導要項

尋　四

一、裁縫に關する心得
　何故裁縫を必要とするか、裁縫をなす上の注意。
二、興味を持たせて基礎的技術の習熟を圖り、自發的學習の基礎をつくる。

三、裁縫用具について
　用具の名稱、種類、選擇上の注意、使用法、整頓法。
四、運針の習熟を圖る。
五、基礎縫
　各種縫方、結方、縫のかけ方。

尋　五

一、小裁又は中裁襦袢及單衣の裁方、縫方を指導し、裁方、積り方、標付方の基礎を養ふ。
二、簡單服の裁方、縫方を指導し、地質、色合、型、割出方等洋裁の初步を知らせる。
三、普通綿布の種類、丈幅、時價、用途等の指導をなす。
四、經濟觀念の養成（紙下、綻び等簡單なる繕ひ方）
五、運針の練習を怠らない。

尋　六

一、運針の習熟を圖る。
二、大裁單衣（女物）長着、小裁袷長着、袖無羽織の裁方、縫方の指導をなす。
三、各兒童の洋服の裁方縫方を中心として指導し、工夫創作の能力を養ふ。
四、衣服の鑑賞並批判的態度をつくる。
五、綿布の補綴法を指導し、節約利用の習慣を養ふ。

高　一

一、大裁男物單衣、大裁袷長着（女物）、女袴、女帶等の裁方縫方を習得させる。

二、女兒服の裁方、縫方を指導し、工夫創作力を養ふ。
三、經濟思想の養成（費用、時間、勞力の經濟化）

高　二

一、大裁男物袷、男女物袷羽織の裁方、縫方を指導する。
二、一般衣服の裁方縫方の總括をなし、將來衣服改善への研究をなさしむ。
三、裁方、縫方の總練習をなし裁方の工夫改善に至らしむ。

施　設

如何に裁縫の知識が深く技能に優れてゐても、設備が之に伴なはなければ充分教育の效果をあげる事は出來ない。裁縫科の如く實習を主とする學科に於ては、先づ第一に特別教室を必要とし其他の教授に重要なる設備が必要である

一、教　室

普通教室の廣さ

1 裁縫用机（普通机の長さの一倍半、巾二倍）
　裁縫用腰掛（普通一人用腰掛）
2 示範台（普通机の長さ、巾　二倍）
3 戸　棚
4 火　鉢
5 時　計
6 鏡

其　他

アイロン　三
烙　鏝　一〇
同　板　一〇
物　指　一米五〇糎
裁　鋏　一〇五
卷　尺　五
衣紋掛　二〇
衣紋台　二

裁縫用具一揃
標本
出來上り標本
部分標本
段階的標本
基礎縫標本
織物標本
糸類標本
掛圖
姿勢圖

二、裁縫用具

1 針と、針さし

（イ）縫　針　縫針には木綿針、絹針があるが、小學校兒童の主として使用するものは木綿針である。こゝに注意すべき事は兒童の指の長さに適應せる針を選ぶことである。

尋四　三、〇糎前後
尋五　三、四糎同
尋六　三、六糎同

（ロ）絎　針　絎針も普通のものにては少し長過ぎる、四糎位のが適當である。
（ハ）待　針　セルロイドにて裏が絹ばりのもの。
（ニ）針さし　六糎正方、メリンス、胡麻。

2 指ぬき

始めは表が皮、裏が金製の伸縮の自由に出來るものを用ひ。漸次皮製のものを使用せしめる。

3 鋏

鋏には握鋏、文化鋏、らしや鋏があるが、小學校兒童には文化鋏が適當である。

4 物指

物指は五〇糎のものを各自に持たせ、一米を學校に備へて使用せしむ。

5 運針用布

半巾は無地、半巾は縫絣を織入れたる長さ一米のものが適當である。が、而し手拭に糸標をつけたるものにても良い。

6 糸

運針用糸としては赤のがす糸が便利である。

7 裁縫箱

裁縫箱にも色々あるが、丈夫で安價なものが良い。布ばりの箱又は折疊式のものが兒童には適當であるが、而し經濟的に困難なる者もあれば自由に空箱等を利用させる。

8 笵

笵は普通の角製のものにて、布をいためずして標の良くつくものが良い、笵の使用法を明かにして余りうす過ぎずそりの無いものを選擇させる。

農業科

指導方針

一、農業知識の啓培と人格の陶冶に力める。

農村生活全般の知識と農民道徳を合せて農業による特殊訓練をなす。

二、統制經濟的思想の啓培に努力す。

經濟統制のさけばれる今日此れに對する。一般經濟的思想の注入も必要の事で有るが、將來の經濟變革は經濟統制に有ると思ふ、故に此れに對する知識の注入を計る。

三、農業經營の理論化及組織化を計ると共に教授と實習（教場と圃場）の一元的取扱をなし其の鄉土化を計る。

理論と實際のはなれがちな今日に於て出來得る限り理論の實際化を計り、又教場と圃場の一元的取扱によりて正確な知識の注入を計ると共に、鄉土に即した農業經營たらしめたい。

四、社會鄉土産業組織を認識し共れに對する批判をなすと共に、それらの認識を中心とした教授の合理化、實際化を計る。

農場經營、農業經營は鄉土を中心とした物でなくてはならない。鄉土の農業の經營を中心として此れが發展性を考慮して共の合理化、實際化を計る。

五、實習に重點を置き系統有る指導をなすと共に、農業訓練を行ひ農村精神の培養に努む。
實習により正確な知識の注入を計ると共に勤勞精神を養成し、それ等を基としての農業訓練、農村精神の培養に努む。

六、農業趣味を養ひ併せて勤勉利用の精神を養ふ。
農業がとかく勤勞のみを要求して作業の勤勞化のみを考へ、趣味化と云ふ事が忘りがちになりやすい故に其の趣味化を計る。

各學年別指導要項

高　一

一、教材の取扱について
1 農業經營上の用語の使用になれしむ。
2 農業に對する概念を與へる爲農業全般に對する洽論的教材を重視して行く。
3 本町の農業形態及農業組織の現狀を知らしむ。
4 觀察、實驗、實習は常に相關的に永續的な指導をなす。
5 教材の選擇及配列
(イ) 兒童の實生活に即し鄉土產業の實際に立脚せる物で此れが改善發達を要する物で無くてはならぬ。
(ロ) 趣味信念を養ふと共に勤勉利用に足る教材でなくてはならぬ。
(ハ) 教材は先づ農業をする爲に必要かくべからざる教材に始まり順次內容を深めて一般教材に進む。然して一般教材は鄉土を中心として居る物で無くてはならない。

(ニ) 教材の配列は季節及鄉土農業の狀況と照して取捨し季節的配列をなす。

二、實習につき
1 農業訓練に重きを置き常に此れに對する徹底を計る。
(イ) 作業訓練、作業精神の徹底を計る。
(ロ) 共同責任觀念の養成に努力す。
(ハ) 自治的作業へ導く。
2 實習作業の組織化を計る。
(イ) 農場の組織化。
(ロ) 實習の組織化。
3 作業に對する理解を充分ならしめ合せて農業趣味を養ふ。
4 諸當番制度を其の任務を確實に遂行せしめる。
5 勤勞愛好の精神を自覺せしめる。
6 農業理論の實際化を計る。
7 學年及体力を考慮し、共れに相應せる勞働的作業を課し身体の鍛鍊及持久力の養成に努力す。
8 農具の使用になれしむると共に其の使用法になれしむ。
9 實習の鄉土化を計ると共に勤勉利用の精神を養ふ。

高　二

一、教材の取扱について
1 鄉土に於ける農業形態の調査研究をなさしむ。
2 觀察、實驗、實習は常に相關的に永續な指導をなす。
3 農業經營の組織的な事を知らしむると共に、日本古來の農業組織うるはしき農民生活を知らしむ。

4　教材の選擇配列。

（イ）教材は本町の現狀より考察して之が改善發達を要するが如き教材にして其の配列は季節及鄕土の農業の狀況にてらして取捨して季節的配列をなす。

（ロ）常に產業界の風潮に注意し、特に必要と認めた事項については適宜取捨して取扱ふ。

（ハ）教材は農場との有機的關係を計る。

（ニ）經濟思想的教材の重視。

（ホ）副業及農產製造として現在及將來有用、有望な教材。

（ヘ）趣味を養ひ、利用更生に足るやうな教材の重視。

二、實習につき

1　農業訓練の徹底を計る。

（イ）自治的作業への訓練を充分ならしめて其の徹底を計る。

（ロ）共同心、責任觀念の啓培に努力す。

（ハ）自發的作業の奬勵。

2　實習、作業の組織化、趣味化を計る。

3　農業技術の習熟と經濟的、農業經營の研究。

4　教科との連絡を取り統制有る農業組織の實習たる事を自覺せしむ。

施設

一、組織

1　實習組織

栽培管理作業、美化作業、勞働作業、動物管理、肥料製造、特別作業に分つて課す。

（イ）栽培管理作業　農業科實習の主目的を達成せんが爲に課す。

授業時中に於ける作業と家庭作業とに分つ。

授業時中に於ける實習作業は主として學校園及學校內に於ける主要植物の管理栽培に必要な作業を云ふ。

家庭作業として一坪農業、一蜂飼育の栽培管理に當らしむ。

（ロ）美化作業　主として校舍內外の淸掃、學校園の美化の爲に課すで作業を指す。此れが爲に課す主なる作業は掃除（校舍の內外）小部分に於ける校舍の修理、除草、其の他とす。

此等の作業は自發作業として課すを本体とす。

（ハ）勞働作業　兒童の身心を鍛鍊し合せて勤勞精神と不撓、不屈の精神を養はんが爲に課す。此れを課するに當つては体力を考慮し、他の作業と連絡して其の趣味化を計り、より以上に效果的作業たらしめ、決して切實的な勞働に流れてはならない。

現在課して居る本作業の主なる物を擧ぐれば、砂運搬（土質改良）石運搬（石垣設置）

（ニ）動物管理　愛の精神、責任感を養はんが爲に本作業を課す、現在飼養しつゝ有る動物は兎、家庭作業として一蜂飼育を行ふ。

（ホ）肥料製造

（ヘ）特別作業　本町兒童の大半は農家なれども一部全然畑を有せざる兒童の爲農繁休業、夏季休業を利用して學校に召集し、種々の作業を課してより以上作業の目的效果を上げる。

2　組班制

作業單位を一班となし、一級を數班に分つ、一班の人員は六—八名とす。

各班は又配當地を有し其の經營に當る。

3　兒童當番

（イ）農場當番　自治的作業への一方法として本當番を設く。

作業中の事象（集合、解散、作業の統制、整理、牧種物の調製販賣の統制、同會計）の處理、農場日誌の記入、服務規定は別に設ぐ、當番は二名づゝ輪番に置く。

（ロ）農具當番

農具の貸與、整理、農具の手入、農具室、牧農室の整美に當らしむ。

農具日誌の記入をなす、當番は二名づゝ輪番に置く。

（ハ）養畜當番　主として兎の飼養、管理に當らしむ。日誌の記入、輪番當直を二名づゝ置く。

（ニ）溫床當番　フレーム、花卉、鉢物の管理に當らしむ。養畜當番と合せて二名づゝ輪番に置く。

二、設備

1	農具室	三坪	昭和十年四月舊校舍を修築せる物。
2	牧農室	二坪	昭和十年四月農具室と合せて築造。
3	フレーム	一框　二坪	
4	兎箱	一〇　兒童作製せる物。	
5	農具		
	（イ）鍬	改良鍬、金風呂鍬	一八
		兒童用に作りたる物	四
	（ロ）唐鍬		二
	（ハ）除草具	長柄の物	五
		短柄の物	一二
	（ニ）シヤベル		五
	（ホ）ホーク		二
	（ヘ）移植鏝		二三
		計	二十二丁

（ト）鎌　一五

（チ）如露　五

（リ）肥桶　六

（ヌ）肥柄　六

（ル）噴霧器　一

（ヲ）花鋏　七

（ワ）剪定鋏　二

（カ）其の他　四種

2 其の他

（イ）鉢

三寸鉢　四〇

四寸鉢　四〇

五寸鉢　八〇

六寸鉢　五〇

（ロ）藥品　農用藥劑數種

三、其の他

1 家庭園の設置　農產物品評會

敎授と實習の徹底を期する爲、各兒童家庭園を設置せしめ、二、三種の種子を配布し栽培、管理をなさしめ、其の生產物は出品せしめて品評會をなす。

品評會は每年一回行ふ。出品物は學校配布の白菜、大根とす。

2 一蛾飼育　一蛾飼育品評會

蠶種を配布、兒童に飼育せしめて、其の繭は全部出品せしめ品評會をなすと共に、販賣し賣上高は旅行貯金と

なす。

夏期休業を利用し、夏秋蠶を飼育せしめる。

3　養兎の奬勵

手工科

指導方針

一、手工教育の趣向と兒童心理及生活とに立脚し、實狀の省察及程度を考慮して行く。

手工教育の本道を基礎とし、その動勢に留意すべきは當然なれど、兒童實生活の凝視の上に立つての教授であり發展であらねばならぬ。

二、工作の腕を養成し以つて勤勞愛好の精神を涵養し、訓育の徹底を計る。

腕の養成、創作力の培養はもとよりなれど、唯これに終始すべきでなくより一層作業間に於ける精神の教育を重んずべきである。工作本意の職業的手工にあらず。兒童の創作本能の培養は訓育の徹底によりて作業に價値あらしむべきである。

三、鑑賞によつて觀察思考、意匠の能力を修練し、實生活の潤化を計り工藝趣味を涵養する。

よりよき作業能力よりよき生活は趣味性の向上にともなふ所の心の練磨による所が大である。鑑賞は目の教育に止らず、實生活の基礎練磨として重要なものである。

四、鄕土文化の理解力を養成する。

環境生活に留意し、鄕土色の認識から發展創作の心理的活用への養成は趣味性の上からも鄕土手工の上からも非

常に必要な事である。

五、經濟指導に留意し、實生活への實用化を計る。
勤勞作業の教育にはやはり經濟指導を忘れてはならない。この知識技能がやがては消費經濟の上に役立つべきである。

教法種別時間配當表（四十週）

種別＼學年	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高一	高二	計
紙細工	22	20	18	22	6	4			九二
粘土細工	14	16	15	10	9	7			七一
竹細工					14		12		二六
木工					4	10	15	15	四四
金工						8		10	一八
製圖						2	8	6	一六
雜細工	4	4	5	6	5	5	3	5	三七
鑑賞及說話			2	2	2	4	2	4	一六
計	40	40	40	40	40	40	40	40	三二〇

教材別指導要項

一、紙細工
1 細工によりて形態觀念及正確精緻なる習慣を養成する。
2 細工による創作力の養成と裝飾的才能及鑑賞眼を養成する。
3 工具材料の使用法を練磨する。
4 清潔、整頓及作法的訓練をなす。

二、粘土細工
1 立体構成の觀察力、推理力の指導。
2 素材の理解指導。
3 用具の使用法指導。
4 表現の形式指導。

三、竹細工
1 竹材に對する知的理解。

2 用具の使用法理解と練磨を計る。
3 鄕土的、實用的價値を發揮させる。

四、木工及木版
1 勤勞愛好の精神養成、有目的工作による意志活動の伸展培養。
2 勤勞作業による工作の腕を養成する。
3 工具の使用法、材料の性能を理解させる。

五、金　工
1 材料の性能を理解させる。
2 實用的工作への基礎指導をなす。
3 工具の用法理解。

六、製　圖
1 計劃立案より實行に至る良習慣の養成。
2 思考推理力の修練と作業能率の向上に資す。
3 圖的趣味を養成する。

七、コンクリート及雜細工
1 セメントの性能理解。
2 工藝趣味の養成をなす。
3 社會的實用化の價値發揮につとむ。

4 廢物の美的實用の再現へ。

八、鑑賞及說話
1 形、色に對する鑑賞能力及創作能力の養成に資す。
2 實用價値、美的生活への導入。

九、一般取扱上の注意
1 訓練的態度による兒童生活の凝視。
2 熱と力ある作業的態度の重視。
3 生活への過程を考察し、工作による「身、心、技」の合的練磨をなす。

學年別指導要項

第一學年

一、紙　細　工
1 薄葉紙の使用法。
2 興味的に工作の基礎指導をなし表現慾をそゝる。
3 用具材料の使用法に馴れしむ。
4 折紙、切紙の基礎指導。
5 生活指導を本体とす。

二、粘　土　細　工

1 生活指導を本体とす。
2 製作本能を剌戟する。
3 立体構成の基礎指導。

三、一般取扱上の注意
1 製作本能を剌戟すると同時に表現慾を滿足させる。
2 綜合的に材料を課す。
3 大膽なる表現を目標に、然して粗暴にならざる樣注意。
4 手指の基礎修練を重視す。

四、用　具
1 鋏、粘土篦、粘土板。

尋　二

一、紙　細　工
1 中葉紙の使用法へ。
2 表現慾を增進させ變化的に構成させる。
3 尺度の使用法に馴れしむ。
4 立体的構成表現への基礎及裝飾美の芽生を重視する。
5 生活指導を本体とする。

二、粘　土　細　工
1 生活指導本体としての觀念內容の自由表現を重視する。
2 漸次確實なる造形表現へ。
3 手指の練磨による基礎指導。

4 立体基礎形態の指導により基礎形体の觀念を明瞭にさせる。
5 基本形態の取扱ひ重視。

三、一般取扱上の注意
1 創造への心理的活動を充分ならしむ。
2 手と眼の調練をなす。
3 手指の練磨重視。

四、用　具
1 鋏、尺度、粘土篦。

尋　三

一、紙　細　工
1 中葉紙使用法の練磨。
2 工作の第一步的指導及用具の保存、使用に對する觀念の芽生え養成。
3 立体的表現へ。

二、粘　土　細　工
1 學習基礎の調練萠芽と共同作業の思想表現へ。
2 形態觀念の確實へ。
3 立体表現への過程を重視し精神的表現へ導く。
4 基本形態よりくる自由彫塑へ。

三、雜　細　工
1 廢物の蒐集と平面的細工による形の指導。

四、鑑賞及說話

1 形態、色彩に對する判斷力の萌芽養成。
2 名作物語。
五、一般取扱上の注意
1 工作統制の能力活動へ。
2 手の訓練、技巧方面への萌芽養成。
3 比較批判の要領を把握させ注意觀察力の伸展を計る。
4 基本形体の觀念養成。
六、用具
1 尺度、粘土篦、切出、小刀、三角定規。

尋四

一、紙細工
1 厚紙の使用法。
2 立体的工作の練磨と實用品製作への過程を重視する。
3 材料用具の使用法を訓練的になすと同時に作業態度及取扱ひを積極的に導入する。
4 製作的興味を喚起する。
二、粘土細工
1 美的創案の重視。
2 材料に對する知的理解の養成。
3 主觀的態度による立体製作の重視。
4 基本形態よりくる寫生形の指導。
三、製圖

1 製圖への興味萌芽養成。
2 紙細工に於ける展開圖と連絡する。
四、雜細工
1 廢物の蒐集と立体工作利用及裝飾的才能の養成。
五、鑑賞及講話
1 裝飾美への能力養成と生活への眼の訓練。
2 名作物語。
六、一般取扱上の注意
1 基本的、組織的陶冶による創作への第一歩を築く。
2 理論的に歸納させる。
3 忠實、精緻なる意志力と清潔法への態度養成。
七、用具
1 コンパス。

尋五

一、紙細工
1 發展指導を目標に紙細工の實用化へ。
2 廢物利用による作業化へ。
3 實用品としての價値發揮、然して美的創案を重視するの指導。
二、粘土細工
1 客觀的態度による理知的工作指導。
2 美的內容の重視。

3 丸彫への指導。

三、竹　細　工

1 質、量共に生活的慾望を滿足させるべく指導する。
2 素材に對する理解養成。
3 用具に對する理解養成。
4 基本的用法の指導。

四、木　版

1 立体的工作への準備。
2 木彫への基礎技術指導。

五、製　圖

1 展開圖的工作圖の製作。
2 觀察考案への指導。

六、雜　細　工

1 綜合的に廢物の立体構成と實用美の再現指導。

七、鑑賞及說話

1 知的理解と製作能力の培養。
2 名作物語。

八、一般取扱上の注意

1 創作意慾を多くし力量の伸長に留意する。
2 兒童の慾求を滿足せしむる所の表現と實用性の調和。

九、用　具

1 粘土用具、竹細工用具、彫刻刀。

一、紙　細　工

1 發展指導としての作法的實用化。
2 構成研究としての發展指導。
3 理知技術の綜合練磨。

二、粘　土　細　工

1 藝術的彫塑への指導。
2 立体的工作の理解と立体的意匠考案の理解へ。

三、竹　細　工

1 實用價値を重視する。
2 工作を計劃的に。
3 美的内容を重視す。
4 鄕土的實用化の指導へ。

四、木　工

1 理知的内容の生活化的指導。
2 巢箱等による自然研究と廢物利用による情操工作の指導。

五、金　工

1 考案推理力の養成を目標としての針金細工。
2 工具材料の使用法理解。
3 實用品への導入。

六、製　圖

1 製圖の基礎練習。

七、鑑賞及說話

1 製作資料による研究態度養成。

2 生活と美の問題にふれる。

3 名作物語。

八、一般取扱上の注意

1 工作に對して工夫考案と愛好心の養成重視。

2 理知的工作と情操工作との融合。

3 鄉土文化への導入と手工的使命の發見へ。

4 廢物、廢材の有用的美的再現。

5 工藝的、趣味的內容を充分に。

九、工具

1 ベンチ。

高一

一、竹細工

1 竹材の工藝的價値を發揮する。

2 性能理解にもとづきたる應用工作の指導。

一、木工

1 勤勞への基礎敎養。

2 努力中心の作業。

3 工具の使用法、材料の利用法指導。

4 工具材料による工作法指導。

5 塗裝法指導。

三、製圖

1 臨寫製圖による製圖の理解。

2 圖的趣味の養成と製圖法への導入。

四、コンクリート

1 コンクリート工藝の基礎について指導する。

五、鑑賞及說話

1 生活美への導入。

2 寫眞等による社會工業、工藝の洞察。

3 名作物語。

六、一般取扱上の注意

1 正確堅實なる創作能力の誘導へ。

七、用具

1 木工用具。

高二

一、木工

1 實用的工作へ發展。

2 鄉土の生產的部面へ導入。

3 工具材料の用法練磨。

二、金工

1 簡易なる板金工作による實用指導。
2 金屬一般の性質工具の用法。

三、製　圖

1 實測製圖より設計製圖への過程重視。
2 製圖價値の体驗。

四、コンクリート及雜細工

1 應用的製作による實用化。
2 科學的工作の理解。

五、鑑賞及說話

1 建築美術工業常識について理解。
2 社會的動靜に對する理解。

六、一般取扱上の注意

1 自律的作業態度による技術の練磨。
2 生活化、經濟化を考察し美的性能の發揮と裝飾意匠の力を養成する。

施　設

1 創作資料の蒐集及揭出。
2 用具の統一。
3 學習時間中の規律訓練化。
4 展覽會開催と募集及發表。

5 課外指導による生活化、實用化の奬勵。
6 鑑賞資料の蒐集。

（手工科手藝）

指導方針

尋五以上女子の爲に手工科の全過程中に手藝を加へ、手藝的能力の養成をなす。

1 時代の要求と兒童心理に立脚し、實狀過程を考慮す、現在兒童として現狀を見、將來に向つての基礎をなす教育である。社會の要求する兒童であるべく、現實を向上せしめてゆく。

2 鑑賞力の向上

製作の基礎、而も人間陶冶の第一義的のものである。生活を豊かに明くする。

3 製作能、勤勞愛好の精神の涵養

最も必要とされるは製作能、勤勞精神であらう。

4 鄕土文化の理解につとむ

鄕土文化の發展は理解からである。そして發展に資す。

5 經濟指導を重視し、實生活への實用化を計る

兒童生活といへども經濟を離るべからず。況して女子に於ては、華美に流れ易きため精神陶冶につとめねばならぬ。

各學年別指導要項

尋　五

一、竹　細　工

1 素材に對する理解養成。
2 用具に對する理解養成。
3 基本的用法の指導。

二、紙布片細工

1 小布帛利用の意匠を練る。
2 手藝的能力をつくる。

三、編　物

1 基礎編の理解により一般的編方研究の態度をつくる。
2 簡易なる應用へ導く。
3 作品の形態、用途等に關し創作させて意匠を練る。

四、刺　繍

1 色糸にて、繪を描く如く興味的に行ふ。
2 經濟觀念を養ふ。

五、染　色

1 絞染の基礎を理解させる。

六、製　圖

1 展開圖的工作圖を作らせる。

尋　六

一、木　工

1 工夫構成の能力を養成する。
2 勤勞愛好の精神を養成する。

二、紙　細　工

1 作法的實用化。

三、刺　繍

1 色彩の調和美を理解させる。
2 美的勤勞の喜を味はせ、手指の運用を自在ならしむ。

四、染　色

1 絞染基礎の擴充を計り實用的にまで伸展させる。

五、金　工

1 材料の性質を理解させる。
2 理科的知識の實地應用にまで。

六、製　圖

1 觀察、考察への指導。

七、雜　細　工

1 廢材の利用、工夫、考案への指導。

八、說　話

1 社會工業の一般について理解させる。

高　一

一、竹　細　工

1　藝術的、實用的方面に伸展させる。

二、紙布片細工

1　創作味を增し技巧を加へる。

三、編　物

1　創作工夫させて意匠を練る。

2　緻密なる仕事に對する能力を練磨する。

3　勤勞を持續する習慣をつくる。

四、染　色

1　染色法の研究をさせる。

2　科學的態度の養成をはかる。

3　經濟觀念を高める。

五、製　圖

1　基礎的な製圖指導をする。

高　二

一、木　工

1　正確綿密なる物理的、數理的能力を練磨する。

2　形態裝飾等の美的表現につとめる。

二、刺　繍

1　全体的調和美の理解をはかる。

2　高尙なる趣味の養成。

3　女性特有の諸德の涵養をはかる。

4　技巧への導入をなす。

三、裁　物

1　趣味性の陶冶に資する。

四、染　色

1　工夫、創作應用へまでの伸展を期す。

2　精巧なる技術の練磨につとめる。

五、金　工

1　金屬の性質利用を知らせる。

六、雜　細　工

1　利用、工夫、經濟觀念の養成につとめる。

七、說　話

1　染色工業を中心に、工業の必要と女子の職業的位地を明かにする。

家事科

家事科は兒童と共に家庭生活を基調としたる、理想的共同生活の家事的雰圍氣をつくり、この雰圍氣の中に日本女性としての個人的、社會的人格を築かうとする營みであると思ふ。即ち家事科は物質生活の個々にはなれたる學習でなく衣食住も經濟、看護、養老、育兒、管理もすべて綜合して、一貫したる家庭精神の流れの中になされなければならぬ。かくて個々の國民を先づその健康の上に、品性、知識、技能の上に於て圓滿に、豊醇に、合理的に充實せしめて行く、そして立派な人間をつくつて行く、是等の各自が集まつて一家をなし、そこに文化生活を營む。この時國家は益々堅實の域に進んで行く。かく綜合的に實際生活を指導して、更に能率的な國民をつくつて行くのが家事科の重大な使命であると考へる。故に、その使命は家庭生活の指導であると共に國民生活の指導であると考へるのである。又家事は決して將來の大人としての準備のためにやるのではなく、彼等自らの生活を創造して行く力が陶冶されなくてはならないのである。今日の社會は、其のまゝ明日の社會ではない、明日の爲の教育のみでは、明後日は既に退歩を意味する。あくまで創造的取扱ひがなされねばならぬ。

家事科の要素を考察するに

一、家事に關する知識、技能の收得

現代科學に立脚して、然も衛生、經濟、審美の上から合理的に家庭生活に必要な普通の知識技能を收得させ、然して科學的精神を養ひ、大に應用工夫の能力を得させたい。

二、家事科趣味の養成

女子の天性は早くまゝごと遊びとして表はれ、幼兒の時代から家事に對する趣味を持つものである。故に家事科はこの本能を助成して、之に理解と熟練とを與へ愈々共の趣味を發揮し、喜んで家事に從事仕樣とする心情を陶

冶せねばならぬ。かくする時は追求的興味を起して知識の收得に便利であるのみか、諸種の美徳を養ひ女らしい性格をつくる事が出來る。而してこの性格こそ家庭和樂の源である。

三、良習慣の養成

勤勞、節約、利用、清潔、秩序、綿密、機轉等を實習を通して實地に訓練し之を實行に導く。

指導方針

一、家事に關する普通の知識、技能を授け、清潔、整頓、秩序、節約、利用の良習慣を養ふ。

二、經濟、保健の觀念を涵養する。

保健、衛生の思想の普及につとめ、經濟の合理化につとめ、個人經濟よりも國家經濟に、一時性より永續性へ、即ち經濟的愛國の精神の涵養迄に伸展させたい。

三、科學に立脚した合理的生活態度を養ふ。

衣食住其の他についても非合理的なもの、不完全なものが決して少くない。從來の迷信的、經驗的な弊風を捨て根據ある應用自在なる基礎的知識を與へ、これらを合理的に研究し、改善、工夫せんとする態度を養ひ。生活の合理化を期したい。

四、自學的學習により、家事に對する興味を養ひ、且女子の使命を自覺せしむ。

家事に對する確實なる理解と研究方法と、學習の結果と現代自家との比較等により、これに對する趣味を得せしむる樣つとめる。

五、實習を重じ應用工夫の能力を練磨する。
家事の教授は、實習中心でなくてはならない。然し實習所は家事室ばかりと考へてはならない。殊に設備の惡い所では、學校全体、否町全体が實習所である。家事室であるといふ心持で教育したい。どこまでも郷土に立つて之を理論でなく、實際に指導訓練して行く。

六、教材取扱並實驗、實習は地方化し、實際化することにつとめること。
教育即生活の上から、實際生活を取入れて、環境を整理すべきである。故に家庭生活狀態を觀察し教材内容を斟酌し、實驗、實習も地方化し實際化し、現代及將來の家庭生活伸展の資たらしむる。

七、質實にして勤勞を貴ぶ習慣を養ふ。
女子として任務、共の他に對して忠實ならしめ、實着に事を處する樣努力せしめ、勤勞の習慣を實際に養ふ。

八、他教科との連絡を密接ならしむること。
家事科は修身、數學、理科、裁縫の諸學科と密接な關係を有するものである。中でも最も深い關係のあるのは理科である。これらが密接な連絡方法は最も重視さるべきである。

學年別指導要項

高　一

一、家事科の基礎觀念の養成
家事科の意義並びに家庭―國家の關係、家事科の使命の偉大なること。女子の使命について知らせ家事學習の必

要を充分に知らせる。

二、衣服選定、洗濯、整理、保存の基礎的知識として織物の原料及織維の種類、見分け方等につき實驗、觀察をなして確實に知識を與へる。

三、木綿織物及人造絹絲織物の洗濯及仕上げ、しみ抜實習作業の研究、熟練により石鹸、ソーダ、糊等の材料を經濟的に使用し得ること及洗濯、しみ抜による經濟利得。
洗濯仕上げ、しみ抜等の方法の研究により、衣服の經濟化を計り、いたづらに舊慣を固守することなく、改良、工夫に思を致らしめ、實習材料は各自、自宅より持參させ、實習作業によりて、節約利用、勤勉、清潔等の實際訓練となす。

四、住居の衛生化
住居の根本概念を與へ、住居として最も望ましい事は何であるかを教へ、各自の住居につきて研究せしめ、住居の衛生化及改善の方針を了解せしめる。

1　最も必要なる飲料水の良否及改良方法につき實驗し研究せしめ、實地見學等によりて指導する。

2　電燈、燃料、採暖方法につき、正しき知識と理解を與へ、郷土に適應せるもの、使用法につき、經濟的、衛生的方法を研究する。

3　家具、什器、履物等の手入、保存
各特質及簡單なる手入法につきて及選擇方法につき指導する。

五、食物について
食物は人体の活動及成長の爲に缺くべからざる所以を正當に理解せしめ、食物の營養につき基礎的知識を與へ簡單にして日常必須なる食物の調理法の指導をなす。實習材料は出來得る限り各自自宅より持參せしむる。

六、實習に當つて、時間、勞力、物質の經濟、節約に留意する。

七、理科との聯絡を計り、理論と實習とは常に連絡をたもつことに努める。理論の技術化が實習である。兩者は車の兩輪の如きものであるから、兩者の内部的連絡に重きをおき、學習を課し實習を機械的ならしめない樣つとめる

一、前學年に聯絡して家事の趣味を長じ、知識、技能の習熟を計り應用工夫迄に致らしむ。
二、科學的態度の養成並女子としての精神的訓練、簡單なる禮儀作法の指導。
　衣食住其の他につきて、科學的に頭を働かせ、家庭を合理化せんとする態度と女子特有の精神的訓練、禮儀作法等が指導し養はれねばならぬ。
三、食物の榮養化
　日常榮養食の獻立、調理方法の知識並びに實習を理解徹底せしむる。
　食物の意義を一層根本的に考へ、日常自家の食品につき研究して榮養上改良すべき點を知り、獻立も自家に於けるものを基礎として之を榮養、嗜好、体裁、經濟、季節の五點から吟味、補正して作成し整理するまでに致らしめ、榮養消化上より有利なる料理法を會得させ、其の間に不知不識に秩序、清潔、節約、勤勞等の習慣と精神とを養ふ。
四、經濟的觀念の養成
　家事の運用は必ず經濟を伴ふべきもので經濟を離れては家事は一つとして成立することは不可能である。特に、家庭生活を、もつと經濟的に革新することが現代では必要である。故に家事全体を通じて消費經濟上如何にするが有利であるかを研究させ、一家の見地のみでなく、社會の利害問題から之を割出して、一家の經濟の方法を決定する等其の知識と方法と思想とを與ふるやうにしたい、で先づ小遣帳の記入により更に進んで家計簿の記入能力を得しめ豫算生活の必要な所以を知らせ、將來の生活に實行する迄に致らせる。
五、衣服につきて
　比較的技術を要する絹、毛、交織等の織物につき、其の洗濯方法の習熟及其の手入保存の如何が經濟、衛生、容儀上に大に關係あることを知らせ、其の方法上の知識を得しめる。又服裝につきての知識を與へ、衣服の實用化價値化、經濟化に着眼しての改善に關する正しい考へを養成する。

六、育兒につきては其の一般知識を與へ、弟妹のよき姉として世話をなし得るやう指導する。
七、看護につきて
　看護の心得、應急手當の技術、即ち看護法を理科と關聯して充分に理解せしめ、實際に應用せしむること。
八、敬老につきて
　精神的奉養と物質的奉養の二面がある。家事科に於ては主として、物質的方面の家事特有の學習內容につき指導し精神的方面をも重視し、老人に對する奉養の方法と同時に、堅實なる國民思想の養成につとめる。

指導上の注意

一、環境教育に重きを置くこと。
　複雜廣汎な家事教育は制限された時間內だけで徹底を期することは難い。故に學校生活のあらゆる場合を家事學習に利用して、其の實地指導を懇切に施し、之より受くる無限の感化によりて家事に關する趣味、進んで研究せんとする動機を喚起することが最も大切である。
1　校內の掃除及整頓。
2　窓掛、卓子掛の洗濯仕上、障子、家事、裁縫用具、學校用具、什器の手入。
3　購買部及其の他の會計の補助作業。
4　集合時に於ける應接。
5　病人及負傷者のありたる時の看護、手當の補助。
6　教室其の他の裝飾等。
二、家事科は理科の上に立つて研究せしむること。
　理科は自然化學であり、家事は應用化學である。然して應用化學は基礎化學の上に建設さるべきものであるから

家事が建設を完うし、全能を發揮するがために、其の基礎たる理科的知識の力を練ることが大切である。理科學習は歸納的態度であり、家事は演繹的態度を以てせねばならぬ。此の點より理科と家事とは相俟つて形式的學習訓練上、其の心意、能力の全的陶冶をなし得る效果のあることがわかる。かくのごとく密接なる關係のある事を感ぜしめ、其の態度を以て家事學習にあたる樣訓練すべきである。

三、經濟思想の涵養について

最小の物質を使つて最大の效果をあげることが、如何に必要で、尊いことであるかを充分にしらせる爲に普通の授業時間にも、又實習の場合にも常に注意すると共に機會ある毎に、其の體驗の立場を多くする樣に注意すべきである。

四、科學的態度と共に道德的精神の訓練については、ことに忘れてはならない。

五、實習指導について

家事は只に家事を處理する方法を知り、其の方法によつて來たる原理を理解せしめたのみでは、其の目的の半ばも達しないのであつて、實驗、實習に訴へて体得せしめ、實際に家事處理上の能力を練磨することが大切である而して、實習を行はしむる時、注意すべき事項をあげれば左の如きである。

1 實習が器械的、經驗的に流れざるやうにし、家事を處理する方法を實習すると同時に其の方法のよつて來る原理を理解せしめ、原理に基いて技術を練磨すること。

2 時間の制限上基本的のものを確實に收得せしむることに努むること。

3 實習に要する器具、材料は敎師指導の下に兒童自ら準備させ、その配置等工夫させる。

4 實習の方法を明瞭にし、又管理上特に工夫をなし、喧噪、混雜にならぬやうにする。

5 實習は組分けになし、一組の人員は一級の人員又實習用具の都合によりて定む。

6 實習中個別指導につとめる。

7 實習は其の結果よりも過程に重きを置くべきである。故に、常に作業の手廻しを合理的に工夫せしめつゝ實習するやうに指導するのは勿論、その過程を實習帳に記入せしめて、反省の資料に供せしむること。

8 實習の際、身仕度に必要な上張或は割烹着、手拭等用意して、身仕度を整へしめる。料理實習の際には特に頭髮、爪等を清潔になすやう注意を與へる。

9 料理材料の購入は敎師が各組當番兒童に命じて當らせ、又或時は兒童隨意に購入せしめ、家計簿に記入せしむる。

10 料理の出來上りし後、兒童各自に試食させ、その結果について反省、批評をなす。尙その方法成果に對する兒童の感想を記述させる場合もあること。

11 時折自由選材になし、自由に働かせて各自の能力を發揮させる。

12 器具の整理、後始末に注意せしむること。

13 材料に對する鑑識眼の養成をなす。

14 洗濯及雜具の手入、實習については豫め實習豫定表を兒童に交附し、家庭よりその材料の準備をさせる。

15 實習には家庭との聯絡を計り、割烹材料の如きは兒童生活程度を考慮して、敎育的に選擇し家庭實習と相俟つて之が徹底を圖ること。

施　設

小學校に於ける家事敎授が家事に關する知識技能を授くるにあることは言を俟たないところであるが、家庭生活の實際から考へて單に理論的學習を終つたのみでは、未だ完結せるものとは言はれない。特に家事に於て技術の伴はない學理はあまりに貧弱なものである。實習は學習の技術的表現で研究、工夫、思考能力を附與し、趣味を長じ節約利用、秩序、淸潔等の良習慣を養ふもかゝつて此處に存するのである。

此點より考へて家事科指導は普通指導と實習指導とによつて、授くる知識、即ち學理と之に伴ふ必然的な技術とを包含して居らねばならぬ。衣服の洗濯、諸器具の手入、食物の調理、掃除、看病等皆技術と相俟つて始めてその徹底を期

することが出來る。故に、それ等學習には實習をなさしむべく、而して實を效多からしめる爲には是非相當の設備が必要である。以上の見地より、家事科設備は教室、教具、標本の三方面より考察すべきである。然し理想的割烹室、洗濯室の設置を叫んでも、現在の實狀に於ては、實現の困難なことは明らかである。然し其の爲に理想はすてゝはならない出來る限り考慮して、工夫、努力による設備の利用に力を盡しつゝ實現に努力すべきは言ふまでもない。

扨に現代に於ける設備及將來是非とも設置したき設備について記す。

一、實　習　室

實習を大別して割烹實習と洗濯仕上實習とする。然しこの兩者は同一實習室に於てなすことは不可である。洗濯に於ける學習材料中には衛生上注意すべきものもあり。且設備品の種類、排列及教室の構造等に於て異つた要求をもつからである。

割烹實習室の設備のうち

1　料理台について

各組一台づつの料理台の必要を感じる。料理台は卓子式につくり、上面は二つに分ち、半分は流し場に、他の半分は調理台となし、台の下には戸棚をつける。戸棚は交互に反對側につけて、兒童の活動に便利なる樣にしたい。

2　實習室について

現時は場所の都合、水道との關係上、手工室を兼用して居る。然し用具の整頓及實習上時間の經濟、其の他清潔上に非常に不便である。

以下諸設備を一覽表にして表記す。

（注意　一組　約七名位に假定したもの）

二、割烹用具一組分

品名	數量
約串	一
金ごし	五
裏ごし	一
茶碗	一六
流し箱	一
泡立器	一
茶箸	八

三、割烹共同用具

品名	數量
經節削箱	一
三升炊鐵釜	一
蓋付茶碗	三〇
會席膳	一〇
中皿	三〇
小皿	三〇
西洋皿	三〇
穴約子	一
カマド	二
天火	二
菓子型	五〇
炭取	二
皮むき	一
笊	一
洗桶（金）	一
龜子たわし	一
七輪	二
ニューム鍋	一
御飯蒸	一
杓子（飯用）	一
同（汁用）	一
擂鉢	一
すりこぎ	一
中井	一
フライパン	一
鉢	一
おろしがね	一
布巾	一
ばけつ	一
匙（中）	一
團扇	一
火箸	一
料理台	一
焼網	一
庖丁（薄刃）	一
庖丁（出刃）	一
俎	一

火消壺		一
十能		二
台バカリ		一
桝（一立）		一
同（五勺）		一
同（一勺）		一

四、洗濯實習共同用具

品名	數量	
洗濯盥	四	
洗板	四	
霧吹	四	
アイロン		裁縫用具兼用
火熨斗布團		裁縫用具兼用
物干竿	二	
麻繩	二	
洗濯用バケツ	四	
物干止	三〇	
張板	四	
糊入洗面器	四	
刷毛（のり）	四	
刷毛（洗濯用）	八	

簇（紬用）		三反分千本
石鹸		一

五、衛生用具

氷嚢	一	
檢溫器	一	
氷枕	一	
ゆたんぽ	一	
繃帶	若干	
吸入器	一	
カイロ	一	
ピンセット	一	
オブラート	一	
カーゼ	一反	
脫脂綿	一包	
ヨジウムチンキ	二五瓦	
オキシフル	一瓶	
伴創膏	若干	
寢具一揃		

六、其の他教具備品一覽表

掛圖　食品成分分析表

食品消化率一覽表
各種燃料の發熱量及價格表
獻立表例
各國乳兒死亡率表
豫算表
家計簿記入例
ヴイタミン含有表

藥品	
重曹	
炭酸ソーダ	
漂白劑	
ガラス磨石鹼	
アルコール	
磨粉	
石炭酸水	
衣服地質標本	
衣類害虫標本	
共他	
哺乳器類	

昭和十年十月二十五日印刷　〔非賣品〕
昭和十年十月三十日發行
編輯兼發行者　猿橋尋常高等小學校長　長坂慶俱　山梨郡北都留郡猿橋町
印刷人　吉川實治　山梨郡北都留郡猿橋町
印刷所　猿橋活版所　山梨郡北都留郡猿橋町
發行所　山梨縣北都留郡猿橋尋常高等小學校

356
796

